

平成31年 第1回定例会

# 摂津市議会会議録

平成31年2月20日開会  
平成31年3月28日閉会

摂 津 市 議 会

## 目 次

平成31年第1回定例会

### ○2月20日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	1-1
議事日程、本日の会議に付した事件	1-2
開会の宣告	1-4
市長挨拶	
開議の宣告	1-4
会議録署名議員の指名	1-4
日程1 議席の一部変更の件	1-4
日程2 会期の決定	1-4
日程3 特別委員会の委員定数の変更及び同委員の選任の件	1-4
日程4 平成31年度市政運営の基本方針説明（市長）	1-4
日程5 議案第16号	1-12
提案理由の説明（市長）	
採決	
日程6 議案第1号～議案第8号、議案第10号～議案第15号、 議案第19号～議案第32号	1-12
提案理由の説明（総務部長、上下水道部長、保健福祉部長、市民生活部長、 建設部長、選挙管理委員会事務局長、市長公室長、次世代育成部長、 保健福祉部理事、環境部長）	
日程7 議案第9号	1-40
提案理由の説明（総務部長）	
採決	
日程8 議案第17号	1-41
提案理由の説明（建設部長）	
採決	
日程9 議案第18号	1-42
提案理由の説明（建設部長）	
採決	
日程10 報告第1号	1-42
報告（教育次長）	
日程11 議会運営委員会の所管事項に関する事務調査報告の件	1-43
報告（議会運営委員長）	
休会の決定	1-43
散会の宣告	1-43

○3月6日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	2- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2- 2
開議の宣告	2- 3
会議録署名議員の指名	2- 3
日程1 議案第1号～議案第8号、議案第10号～議案第15号、 議案第19号～議案第32号	2- 3
委員会付託	
日程2 代表質問	
日本共産党 安藤薫議員	2- 3
改革クラブ 渡辺慎吾議員	2-25
民主市民連合 三好義治議員	2-38
延会の宣告	2-63

○3月7日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	3- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	3- 2
開議の宣告	3- 3
会議録署名議員の指名	3- 3
日程1 代表質問	
自民党・市民の会 光好博幸議員	3- 3
大阪維新の会 中川嘉彦議員	3-26
公明党 南野直司議員	3-42
休会の決定	3-69
散会の宣告	3-69

○3月12日（第4日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	4- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	4- 2
開議の宣告	4- 3
会議録署名議員の指名	4- 3
日程1 議案第33号	4- 3
提案理由の説明（総務部長）	
採決	
散会の宣告	4- 3

○3月28日（第5日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員	5-1
議事日程、本日の会議に付した事件	5-2
開議の宣告	5-4
会議録署名議員の指名	5-4
日程1 議案第1号～議案第8号、議案第10号～議案第15号、 議案第19号～議案第32号	5-4
委員長報告（総務建設・文教上下水道・民生常任委員長、議会運営委員長、 駅前等再開発特別委員長）	
討論（弘豊議員、水谷毅議員）	
採決	
日程2 報告第2号	5-15
報告（建設部長）	
日程3 議会議案第1号～議会議案第4号	5-16
採決	
日程4 常任委員会の所管事項に関する事務調査の件	5-16
閉会中の継続調査に決定	
閉会の宣告	5-17

☆添付資料

審議日程	資料-1
議案付託表	資料-2
代表質問要旨	資料-4
選任名簿	資料-9
常任委員会の所管事項に関する事務調査表	資料-10
議決結果一覧	資料-11

# 摂津市議会会議録

平成31年2月20日

(第1日)

# 平成31年第1回摂津市議会定例会会議録

平成31年2月20日(水曜日)  
午前10時 開 会 場  
摂 津 市 議 会 議 場

## 1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	弘 豊
9 番	増永和起	10 番	中川嘉彦
11 番	香川良平	12 番	三好俊範
13 番	三好義治	14 番	檜村一臣
15 番	渡辺慎吾	16 番	森西 正
17 番	松本暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

## 1 欠席議員 (0名)

## 1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
教 育 長	箸尾谷知也	市 長 公 室 長	山本和憲
総 務 部 長	井口久和	市 民 生 活 部 長	松方和彦
環 境 部 長	山田雅也	保 健 福 祉 部 長	野村眞二
保 健 福 祉 部 理 事	平井貴志	建 設 部 長	高尾和宏
上 下 水 道 部 長	山口 猛	教 育 委 員 会 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北野人土
教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	小林寿弘	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	橋本英樹
消 防 長	明原 修		

## 1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	牛渡長子	事 務 局 次 長	溝口哲也
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

- |       |     |     |  |
|-------|-----|-----|--|
| 1,    |     |     | 議席の一部変更の件  |
| 2,    |     |     | 会期決定の件   |
| 3,    |     |     | 特別委員会の委員定数の変更及び同委員の選任の件  |
| 4,    |     |     | 平成31年度市政運営の基本方針  |
| 5, 議  | 案 第 | 16号 | 教育委員会委員の任命について同意を求める件  |
| 6, 議  | 案 第 | 1号  | 平成31年度摂津市一般会計予算  |
| 議     | 案 第 | 2号  | 平成31年度摂津市水道事業会計予算  |
| 議     | 案 第 | 3号  | 平成31年度摂津市下水道事業会計予算   |
| 議     | 案 第 | 4号  | 平成31年度摂津市国民健康保険特別会計予算  |
| 議     | 案 第 | 5号  | 平成31年度摂津市財産区財産特別会計予算   |
| 議     | 案 第 | 6号  | 平成31年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算                                     |
| 議     | 案 第 | 7号  | 平成31年度摂津市介護保険特別会計予算  |
| 議     | 案 第 | 8号  | 平成31年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算   |
| 議     | 案 第 | 10号 | 平成30年度摂津市一般会計補正予算（第8号）   |
| 議     | 案 第 | 11号 | 平成30年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）   |
| 議     | 案 第 | 12号 | 平成30年度摂津市下水道事業会計補正予算（第4号）  |
| 議     | 案 第 | 13号 | 平成30年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）                                     |
| 議     | 案 第 | 14号 | 平成30年度摂津市財産区財産特別会計補正予算（第1号）                                      |
| 議     | 案 第 | 15号 | 平成30年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第4号）                                       |
| 議     | 案 第 | 19号 | 摂津市災害対策基金条例制定の件  |
| 議     | 案 第 | 20号 | 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件                                      |
| 議     | 案 第 | 21号 | 摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件                |
| 議     | 案 第 | 22号 | 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件                                |
| 議     | 案 第 | 23号 | 摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件  |
| 議     | 案 第 | 24号 | 摂津市手数料条例及び摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件                                |
| 議     | 案 第 | 25号 | 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件                  |
| 議     | 案 第 | 26号 | 摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件                             |
| 議     | 案 第 | 27号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件                                    |
| 議     | 案 第 | 28号 | 摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件                         |
| 議     | 案 第 | 29号 | 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件  |
| 議     | 案 第 | 30号 | 摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件                            |
| 議     | 案 第 | 31号 | 摂津市水道事業の給水等に関する条例及び摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件                        |
| 議     | 案 第 | 32号 | 摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 7, 議  | 案 第 | 9号  | 平成30年度摂津市一般会計補正予算（第7号）   |
| 10, 報 | 告 第 | 1号  | 損害賠償の額を定める専決処分報告の件   |
| 11,   |     |     | 議会運営委員会の所管事項に関する事務調査報告の件   |

- 
- 1 本日の会議に付した事件  
日程1から日程11まで

(午前10時 開会)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから平成31年第1回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。森山市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

平成31年第1回摂津市議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成31年第1回摂津市議会定例会を招集させていただきまして、議員各位には、年度末、何かとお忙しいところ、ご参集賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、損害賠償の額を定める専決処分報告の件1件、予算案件といたしまして、平成31年度摂津市一般会計予算ほか14件、人事案件といたしまして、教育委員会委員の任命について同意を求める件1件、条例案件といたしまして、摂津市災害対策基金条例制定の件ほか13件、その他案件といたしまして、市道路線認定の件ほか1件、合計33件のご審議をお願いいたしますのでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たり、ご挨拶とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、檜村議員及び渡辺議員を指名します。

日程1、議席の一部変更の件を議題とします。

お諮りします。

議席はただいま着席のとおり変更するこ

とに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月28日までの37日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程3、特別委員会の委員定数の変更及び同委員の選任の件を議題とします。

お諮りします。

駅前等再開発特別委員会及び総合計画及び総合戦略等調査特別委員会の委員定数を5名から6名に変更することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

駅前等再開発特別委員会委員は香川議員を、総合計画及び総合戦略等調査特別委員会委員は森西議員を、配付の名簿のとおり新たに指名します。

日程4、平成31年度市政運営の基本方針に関する説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 本日、ここに平成31年度の一般会計予算をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに当たりまして、市政運営に関する私の所信と施策の大要を申し上げます。

平成31年度は、私にとりまして4期目後半のスタートの年であり、平成から新しい時代への幕あけを迎える年でございます。これまで、私は、摂津市の輝く未来に

向け、時に困難に遭おうとも、着実にまちづくりを前進させてまいりました。これも、市民の皆様、市議会議員の皆様のご理解とご協力があったのであり、まずもって深く感謝を申し上げます。

昨年は、大阪北部地震、台風21号など、今まで経験したことのない自然の猛威が立て続けに本市を襲い、日々の暮らしに大きな被害をもたらしました。そして、今もなお、その爪跡を残しております。我が事として経験した災害を、私たちは風化させることなく、確かな教訓として強く心に刻み、具体的な災害対策へとつなげていかなければなりません。

本年度は、これまで培ってきましたつながり・きずなを礎とし、小さなまちだからこそ実践できるまちごとの視点を軸に、安全・安心のまちづくりに邁進してまいります。

さて、内閣府によりますと、我が国の経済情勢は、高度経済成長期のいざなぎ景気を超え、戦後2番目となる景気回復の長さを継続しているとされております。しかし、刻々と変化し続ける世界経済の動向や金融市場の変動、消費税率引き上げによる影響等を注視しておく必要があります。

一方、本市の財政状況に目を向けますと、平成29年度決算における経常収支比率は、平成24年度以来5年ぶりに100%を超えるとともに、主要基金現在高は前年度比マイナス5億1,000万円の約138億円となり、2年連続の減少となるなど厳しい状況となっております。

歳出では、千里丘駅西地区の再開発、阪急京都線連続立体交差事業をはじめとする大規模事業の本格化や、公共施設の老朽化に伴う更新が目前に迫り、大きな財政支出を伴うこととなります。また、歳入では、

法人市民税率の改定による税収への影響が懸念され、本市財政の先行きはますます不透明となっております。

今後を見通しますと、迫りくる人口減少や超高齢社会などの進展により、人口構造が大きく変化し、歳入歳出ともに大きな影響を与えることが想定され、将来を見据えた計画的な財政運営が大変重要になってまいります。

このように、本市を取り巻く環境は大変厳しいものであります。しかし、いかなる荒波が襲いかかろうとも、決してぶれることなく、持続可能な行政経営を実現していかなければなりません。そのためにも、時代の流れを的確に把握し、従来の考え方にとらわれることなく、不断の改革を進めることが必要不可欠であります。今年度も、一つ一つの取り組みに思いを込め、スピード感のある決断と高い志をもって諸課題に挑み、全身全霊を傾けてまいり所存でございます。

それでは、平成31年度の具体的な施策についてご説明を申し上げます。

諸議案の作成に当たりましては、本市の将来を見据えた指針であるまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる四つの基本目標を実現するため、「安全・安心」、「健康」、「こども」を重点テーマに掲げております。

以下、本年度に実施いたします主な施策につきまして、第4次摂津市総合計画に示しております七つのまちづくりの目標に沿ってご説明を申し上げます。

第1に「市民が元気に活動するまちづくり」についてであります。

まちづくりを進めていくためには、市民や団体、事業者の方々の知識、経験を生かした多様な取り組みが必要不可欠でありま

す。今後とも、皆様との信頼関係を深め、連携を図りながら、さまざまな場面での協働を推進してまいります。

市民活動施策につきましては、市民の皆様と職員の合同研修を実施し、協働のネットワーク強化に取り組んでまいります。また、より多くの方が多様な市民活動に参画できるよう、市民公益活動支援の補助金を拡充してまいります。さらに、本年もつながりのまち摂津連絡会議と連携し、地域コミュニティの活性化を図ってまいります。

広聴の取り組みにつきましては、市政モニター制度などを通じて、市民の皆様のご意見を伺い、市政運営の参考としてまいります。

情報発信の強化につきましては、必要な情報をわかりやすく、いち早くお届けすることはもとより、本市の魅力を市内外へ積極的にアピールする取り組みが大変重要となつてまいります。そこで、市の魅力・イメージに関する調査をもとに、シティプロモーション戦略を策定し、SNS等のさまざまな情報ツールを活用して、行ってみたい、住んでみたい、住み続けたいまちを目指してまいります。

第2に「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」についてであります。

昨年の大規模災害により、平時からの備えがいかに大切であるかを改めて認識させられました。この経験を生きた教材として、次なる災害に備え、大阪北部地震の検証結果をもとに震災対策を見直すとともに、台風21号で直面した強風被害を踏まえ、風害対策について重点的に研究を進めてまいります。また、災害対策基金を創設し、大規模災害発生時における被災者の生活支援等に備えてまいります。

防災資機材・備蓄用品につきましては、

避難所運営や停電に備え、発電機やランタン、毛布などを各避難所に追加配備してまいります。また、屋根瓦等の被害に備え、ブルーシート及び土のう袋をコミュニティ資機材倉庫に備蓄してまいります。さらに、応急給水活動を行うため、給水タンク、給水栓等の機材を充実するとともに、千里丘防災広場の防災倉庫の建て替えを実施してまいります。

職員の災害対応力の強化につきましては、みずからの役割を認識し、災害発生時に迅速に行動できるよう、防災研修体制を構築するとともに、携帯版災害初動マニュアルを見直し、全職員に周知徹底してまいります。

災害時の情報伝達につきましては、明和池公園に防災行政無線のスピーカーを新設し、音声伝達区域を拡大してまいります。また、デジタル携帯無線機を消防本部に追加配備してまいります。

被災者の生活支援施策につきましては、大阪府と連携し、昨年の西日本豪雨及び台風21号の被害に対する支援金制度を実施してまいります。また、災害による住宅の屋根や外壁等の復旧工事及びブロック塀などの撤去に要する費用補助を引き続き実施してまいります。

今回の災害では、公助だけではなく、自助・共助が大きな力を発揮されました。いざというときに、自分自身の備えが、そして、隣近所の助け合いがいかに肝要になるかを実感いたしました。そこで、地域の防災活動を担う人材を養成すべく、防災士の資格取得支援制度を創設し、まちごと・丸ごと防災体制の構築につなげてまいりたいと思います。

消防・救急救助の施策につきましては、増加する救急需要への対応及び現場到着時

間の短縮に向け、専任救急隊を増隊するとともに、GPSを活用した車両出動システムに更新をしております。また、千里丘出張所の耐震等改修工事を実施しております。

次に、都市基盤整備についてであります。千里丘駅西地区の再開発につきましては、都市計画決定の手続を進めるとともに、民間活力を活用し、円滑な事業の推進を図るため、特定建築者制度の導入に向けた事業協力者の募集要項を作成しております。また、阪急京都線連続立体交差事業につきましては、事業用地の境界確定を行い、関係機関との連携を図りながら、用地取得等を実施しております。

安全で便利な道路の整備につきましては、阪急正雀駅前の道路拡幅に向け、用地取得に必要な地図訂正等の各種手続を進めてまいります。また、千里丘三島線の東側歩道拡幅に向け、建物調査等を実施し、用地取得を順次進め、早期の工事着手を目指しております。

橋梁の安全対策につきましては、適正な維持管理を行うため、市内173橋に係る橋梁長寿命化修繕計画を見直しております。

雨水排水対策につきましては、三箇牧鳥飼雨水幹線工事を進めるとともに、東別府雨水幹線工事に着手をしております。また、番頭面水路の取水口電動ゲートを改修しております。

安全な水の安定供給につきましては、基幹管路や老朽管を更新するとともに、中央送水所1号配水池の建て替えに向け、実施設計を行っております。

防犯施策につきましては、街頭防犯カメラを増設するとともに、庄屋公園内に防犯カメラを設置しております。また、既設

街頭防犯カメラにつきましても順次更新をしております。

空き家対策につきましては、特定空き家等の指定及び所有者等の把握に向けた調査を実施しております。また、空き家所有者に対し、適正管理の啓発パンフレットを配布しております。

市営住宅につきましては、一津屋第2団地の外壁等改修工事を実施し、施設の長寿命化を図っております。

さて、近年、核家族化や共働き世帯の増加などの理由から、家庭をめぐるさまざまな社会問題が顕在化しております。この背景には、家族での支え合いやコミュニケーション不足があるように思えてなりません。そこで、家族のきずなを深める取り組みといたしまして、三世代ファミリー住まいるサポート制度を創設し、多世代での同居、近居を応援してまいりたいと思っております。

第3に「みどりうるおう環境を大切にすまらづくり」についてであります。

近年の猛暑や集中豪雨などにより、日常生活に与える影響は深刻さを増してきております。地球温暖化をはじめとする環境問題は、一朝一夕に解決できるものではありませんが、たとえ小さな取り組みでも、一つ一つ丁寧に積み上げていくことが、後世に大きな成果を残すことにつながっております。

環境負荷低減に向けた取り組みといたしましては、市が管理する街路灯や公共施設を、順次、環境性能にすぐれたLED灯に切りかえてまいります。

環境美化ボランティアにつきましては、たくさんの方々にご賛同いただき、今では1,200名を超えるまでになりました。この活動をさらに広げていくため、環境美

化に関する情報誌を発行してまいります。また、環境美化推進地区を新たに指定し、美化・清掃の市民活動を推進してまいります。

緑化活動の推進につきましては、拠点であります鶴野苗圃にビニールハウスを新設し、1年を通した花苗の安定供給を図ってまいります。

次に、ごみ処理の広域連携についてであります。これまで長い年月をかけ、協議を重ね、昨年12月に、2023年を目途とする茨木市との基本合意書を締結し、将来への道筋をつけることができました。本年度は、リサイクルプラザから茨木市に搬入するための橋梁及び専用道路の予備設計に着手してまいります。また、環境センターにつきましては、適正な維持管理に努め、広域連携開始まで安定的な稼働を確保してまいりたいと思っております。

第4に「暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくり」についてであります。

広島、長崎に原子爆弾が投下されてから73年が経過しましたが、今もなお、世界には1万4,000を超える核兵器が存在するという事実があります。私たちは、過去から学び、決して同じ過ちを繰り返してはなりません。我が国をはじめ全ての国々が、核兵器禁止条約の早期締結を実現できるよう、本市としましても署名活動を積極的に行い、平和首長会議を通じ、国に働きかけてまいります。また、7月、8月の平和月間では、市内小・中学校や企業等で平和黙禱を実施するなど、さまざまな場面で平和の尊さを訴えてまいりたいと思っております。

人権施策につきましては、市民一人一人がかけがえのない存在として尊重されるため、世界人権宣言摂津連絡会議や摂津市人

権協会と連携を図り、啓発活動に取り組んでまいります。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みにつきましては、男女共同参画センターの相談員を1名増員し、相談日を拡大してまいります。また、大阪人間科学大学と連携し、DV予防啓発の充実を図ってまいります。

次に、福祉施策についてであります。

近年、高齢化や核家族化が進み、子育て、介護や看護などのさまざまな問題が顕在化しております。また、市民ニーズも多様・複雑化しており、福祉分野はもとより、他分野と連携した取り組みを進めていかなければなりません。本年度は、地域、暮らし、生きがいをともに作り高め合う地域共生社会の実現に向け、第4期地域福祉計画を策定してまいります。

高齢者施策につきましては、独自のポータルサイトを構築し、医療機関や介護事業者、地域活動などの情報を発信してまいります。また、地域で暮らす高齢者を総合的に支援する地域包括支援センターに保健師を1名増員し、相談体制を強化してまいります。

介護予防施策につきましては、地域住民等が主体的に実施する、高齢者が気軽に集える場づくりを支援してまいります。

認知症施策につきましては、せつつはつらつ脳トレ体操による体力及び認知機能向上の効果測定を行い、予防施策につなげてまいります。また、職員を対象に認知症サポーター養成講座を実施し、認知症への理解を深め、見守り体制を充実してまいります。

障害者施策につきましては、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、新たなグループホーム開設に向け、事業者等を

支援してまいります。また、みきの路の空調及び給湯設備の改修に向け、実施設計に着手をしております。

子育て支援施策につきましては、子育て世帯のニーズ調査結果を踏まえ、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定しております。また、子育てに関するさまざまな相談や課題について、関係機関と連携し、適切な対応を行っております。さらに、子育てに不安があり、支援が必要な家庭に対し、訪問看護を行い、安心して子育てができる環境を整えてまいりたいと思っております。

待機児童対策につきましては、民間保育所等の施設整備に対して補助を行い、定員の拡大を図っております。また、保育の担い手不足の解消に向け、市内の民間保育所等に対し、保育士や保育教諭の採用活動を支援しております。

就学援助につきましては、新入学児童・生徒に対する学用品の補助単価を引き上げるとともに、対象品目を拡大しております。

学童保育につきましては、保育時間の延長等の早期実現に向け、委託事業者の選定を行っております。

次に、健康施策についてであります。昨年、2025年の国際博覧会が大阪で開催されることが決定し、メインテーマに「いのち輝く未来社会のデザイン」を掲げ、健康への関心・注目が非常に高まっております。そのような中、本年7月には、いよいよ国立循環器病研究センターが健都に移転しております。市民が健康で安心して暮らせるよう、同センターと市内かかりつけ医による病診連携のネットワークを構築し、循環器病をはじめとする生活習慣病の予防と制圧に向けた取り組みを進めて

まいります。

健都イノベーションパークへ移転が予定されています国立健康・栄養研究所との連携につきましては、大阪府のモデル事業として、フレイル測定を実施・検証し、市民の健康寿命の延伸に向けたフレイル予防プログラムの策定につなげてまいります。また、摂津市薬剤師会と連携し、多剤服薬防止の勧奨によるポリファーマシー対策と残薬調整のブラウンバッグ運動を組み合わせ、府内で初めてとなりますせつつ服薬適正化プロジェクトを展開しております。

健康づくりの取り組みにつきましては、まちごとフィットネス！ウォーキングコースの全10コースが間もなく完成いたします。今後も、イベント等を通じたPR活動を実施し、多くの方にウォーキングコースを活用していただけるよう取り組みを進めてまいります。

受動喫煙防止の取り組みにつきましては、本年7月から市役所庁舎の敷地内完全禁煙を実施いたします。また、路上喫煙禁止地区を新たに指定し、啓発活動を実施してまいります。

感染症対策につきましては、風疹抗体保有率が低い世代の男性を対象に、抗体検査及び予防接種を実施してまいります。

国民健康保険につきましては、将来にわたり持続可能な制度として運営していく必要がございます。被保険者に過度な負担を強いることがないように、国民健康保険財政調整基金を活用しながら、収支均衡に見合った保険料率に改定してまいります。

第5に「誰もが学び、成長できるまちづくり」についてであります。

子どもたちの人間形成の基礎を築くため、教育環境を整え、機会を提供し、地域で支えていくことは、我々の責務でありま

す。目まぐるしく変化する時代を、子どもたちがみずから手で道を切り開き、明るい未来へ羽ばたけるよう、一人一人の生きる力を育ててまいります。

就学前教育につきましては、幼稚園や保育所等と小学校が相互に連携し、就学前の子どもたちがスムーズに義務教育へ移行できるよう取り組みを進めてまいります。

次に、学校教育にかかわる施策についてありますが、昨今のAIをはじめとするデジタル技術の急速な進展を踏まえ、小学校では2020年からプログラミング教育が必修化されます。これに先駆け、各小学校でロボット教材等を活用し、授業を試行的に実施してまいります。また、学力向上に向けた取り組みにつきましては、せつつSUN SUN塾を全中学校区で実施するとともに、小学校全学年で学習到達度調査を実施し、的確な学習指導につなげてまいります。なお、学校でのさまざまな取り組みを、保護者、地域の皆様にわかりやすく情報発信し、連携強化を図ってまいります。

学校における相談支援の充実につきましては、全中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校や問題行動等への支援体制を強化してまいりたいと思います。

教職員の校務支援につきましては、スクールサポーターの増員や校務支援システムの機能拡張により、事務の負担軽減・効率化を図ることで働き方改革を推進してまいります。

学習環境の整備につきましては、味生小学校及び第一中学校のトイレを全面リニューアルするとともに、全小・中学校の特別教室にエアコンを設置してまいります。

中学校給食につきましては、喫食率向上に向け、食育セミナーを開催するなど、栄

養バランスのとれた給食のさらなるPRを実施してまいります。また、中学校給食における課題等を整理し、今後の効果的な実施方法等について調査・研究を進めてまいります。

子どもの安全対策につきましては、地域の子どもの見守りボランティアに対し、反射ベストや横断旗を配布するなど、活動を支援してまいります。

読書活動の推進につきましては、子ども読書活動推進計画を見直し、一人でも多くの子どもが読書に親しめる環境づくりを進めてまいります。

生涯学習施策につきましては、社会教育施設が地域コミュニティの核となるよう、そのあり方について議論を進めてまいります。また、公民館のバリアフリー化や老朽化対策につきましては、周辺施設の状況、市民ニーズ等を慎重に見きわめ、対応してまいります。

続いて、文化・スポーツ振興についてであります。

スポーツは、今や競技分野にとどまらず、市民の健康づくりや仲間づくりを育む役割を担っており、多くの方が体を動かし、楽しめるスポーツ環境の充実が求められております。

屋外スポーツ施設の整備につきましては、青少年運動広場の全面リニューアル工事に着手してまいります。

屋内スポーツ施設の整備につきましては、旧味舌小学校跡地での体育館建設に向け、関係法令を踏まえ、実施設計につなげてまいります。また、市内スポーツ施設全体のあり方について、先進事例等を参考に調査・研究を進めてまいります。

文化振興施策につきましては、市民の皆様による手づくり文化の醸成を図るため、

第2期文化振興計画を着実に進めてまいります。

第6に「活力ある産業のまちづくり」についてであります。製造業や流通業を中心とした4,000を超える事業所の集積は、本市の大きな強みでございます。この特性を最大限に伸ばし、さらなる産業の活性化を図るため、市内企業及び関係機関と連携し、第2期産業振興アクションプランを策定してまいります。

商工業支援施策につきましては、本市が誇る商品を摂津優品（せつつすぐれもん）として新たに認定するとともに、さらなる販路開拓の支援に向け、商品のPR活動を強化してまいります。また、市内商業の活性化を図るため、商工会と連携し、セッピイスクラッチカードを発行してまいります。さらに、本年10月の消費税率の改定に伴い、消費喚起を目的とした低所得・子育て世帯向けプレミアム付き商品券の販売を実施してまいります。

健都イノベーションパークへの企業誘致につきましては、関係機関との連携を図りながら、国際級の複合医療産業拠点の形成を目指し、効果的な誘致活動を実施してまいります。

第7に「計画を実現する行政経営」についてであります。人口減少や超高齢社会等による影響に対応し、必要な行政サービスを提供していくためには、将来を的確に見据えた戦略的な取り組みが重要となってまいります。総合計画や行政改革をはじめとする計画行政の見直しを進め、今後のまちづくりの指針となる（仮称）行政経営戦略の考え方をまとめてまいります。

人事施策につきましては、阪急電鉄全線の車両内に職員採用の広告を掲載し、優秀な人材の確保に努めてまいります。また、

外部委託による総務事務センターを設置し、各課の給与事務等を集約することで、事務の効率化を図っていききたいと思っております。

電子自治体の推進につきましては、基幹システムの機器を更新するとともに、サーバーをクラウド化し、災害等に備えた情報管理を実施してまいります。また、他市事例等を参考にしながら、行政手続のペーパーレス化やRPA等の調査・研究を進めてまいります。

ファシリティマネジメントの推進につきましては、各施設の適正な維持管理・更新を進めるため、施設の現状把握、更新等費用の推計を行い、用途ごとの個別施設計画を策定してまいります。

最後になりましたが、一言申し上げたいと思っております。

昨年のおおのほ北部地震、台風による災害から約半年がたちました。本市を襲った自然災害は、これまで当たり前だと思っていた暮らしを大きく揺さぶり、平穏な日常の尊さを再認識させるものとなりました。

そして、災害という暗闇の中で、ひときわ光り輝いておりましたのは、地域の中で、お互いに声をかけ、励まし合い、そして助け合う姿であったと思っております。これは今回の被災だけで芽生えたものではありません。日々の暮らしの中で、何げない挨拶や世間話などを通じ、一つ一つ育まれた互いを大切に思う心、信頼関係があってこそなせるものであります。まさに本市が取り組み続けております思いやり、感謝、奉仕、あいさつ、節約・環境の五つの心、すなわち人間基礎教育が実を結びつつあるものであります。

まちづくりは人づくり、人づくりは心づくり。今後とも真心を尽くして、つながり

のまち摂津の実現に向け、鋭意取り組んでまいりたいと思います。

以上、市政運営に当たりましての基本的な考え方、並びに、本議会にご提案いたしております施策の大要につきましてご説明を申し上げます。

本年度も解決しなければならない課題は山積みでございます。摂津のまちが次の世代にとっても誇れるまちであり続けるよう、私をはじめ、職員一同、地に足を着け、「やる気」・「元気」・「本気」、そして「勇気」を持って取り組みを進めてまいります。皆様には、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の市政運営の方針といたします。

ご清聴ありがとうございます。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わりました。

日程5、議案第16号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 議案第16号の提案内容をご説明申し上げます。

教育委員会委員の任命について同意を求める件についてでございます。

本件につきましては、平成31年3月31日付で西川俊孝氏が任期満了となることに伴いまして、引き続き西川俊孝氏を摂津市教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めらるものでございます。

なお、履歴書を議案参考資料の1ページから2ページまでに添付いたしておりますので、併せてご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わり、質疑に入

ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件につきましては、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第16号を採決します。

本件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、本件は同意されました。

日程6、議案第1号など28件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 議案第1号、平成31年度摂津市一般会計予算につきまして、提案内容をご説明いたします。

初めに、予算の概要でございますが、当初予算の総額は348億2,700万円で、対前年度当初予算比では10億1,300万円、3.0%の増額となっております。

それでは、予算概要の200ページをご参照ください。

歳出の性質別内訳の主な増減といたしまして、人件費は52億9,807万1,000円で、前年度に比べ0.1%の減額でございます。

物件費は72億5,652万8,000円で、前年度に比べ2.9%の増額でございます。

扶助費は106億124万1,000円で、前年度に比べ5.3%の増額でございます。

補助費等は29億1,689万1,000円で、前年度に比べ23.7%の増額でございます。

建設事業費は17億5,703万8,000円で、前年度に比べ36.4%の増額でございます。

公債費は20億9,951万7,000円で、前年度に比べ18.8%の減額でございます。

繰出金は40億2,962万8,000円で、前年度に比べ2.7%の減額でございます。

次に、予算書の3ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を348億2,700万円と定めており、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1市税は179億6,170万円で、前年度に比べ3億2,310万円、1.8%の増額でございます。

項1市民税は66億8,760万円で、前年度に比べ2億7,100万円、4.2%の増額でございます。

項2固定資産税は87億9,100万円で、前年度に比べ2,000万円、0.2%の増額でございます。

項3軽自動車税は1億2,450万円で、前年度に比べ810万円、7%の増額でございます。

項4市たばこ税は7億3,000万円で、前年度に比べ1,000万円、1.4%の増額でございます。

項5都市計画税は16億2,860万円で、前年度に比べ1,400万円、0.9%の増額でございます。

款2地方譲与税は1億5,420万円で、前年度に比べ220万円、1.4%の増額でございます。

項1地方揮発油譲与税は4,100万円で、前年度に比べ100万円、2.4%の減額でございます。

項2自動車重量譲与税は1億1,000万円で、前年度と同額でございます。

項3森林環境譲与税は320万円で、新設項のため皆増でございます。これは、平成36年度から課税されます森林環境税に先立ち、平成31年度から森林環境譲与税が譲与されるものでございます。

款3利子割交付金は2,200万円で、前年度に比べ400万円、15.4%の減額でございます。

款4配当割交付金は5,800万円で、前年度に比べ1,600万円、21.6%の減額でございます。

款5株式等譲渡所得割交付金は1,500万円で、前年度に比べ800万円、34.8%の減額でございます。

款6地方消費税交付金は15億9,200万円で、前年度に比べ3,800万円、2.3%の減額でございます。

款7ゴルフ場利用税交付金は150万円で、前年度に比べ10万円、6.3%の減額でございます。

款8自動車取得税交付金は4,000万円で、前年度に比べ3,900万円、49.4%の減額でございます。

款9環境性能割交付金は1,800万円

で、新設項のため皆増でございます。これは、府税の自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割が導入されることに伴うものでございます。

款10 地方特例交付金は7,400万円で、前年度に比べ300万円、4.2%の増額でございます。

款11 地方交付税は2億1,000万円で、前年度と同額でございます。

款12 交通安全対策特別交付金は1,400万円で、前年度と同額でございます。

款13 分担金及び負担金は6億9,976万1,000円で、前年度に比べ2,633万7,000円、3.6%の減額でございます。

次に、5ページをご覧ください。

款14 使用料及び手数料は4億7,490万6,000円で、前年度に比べ1億2,522万5,000円、20.9%の減額でございます。

項1 使用料は3億5,246万3,000円で、前年度に比べ1億2,496万4,000円、26.2%の減額でございます。

項2 手数料は1億2,244万3,000円で、前年度に比べ26万1,000円、0.2%の減額でございます。

款15 国庫支出金は63億6,432万3,000円で、前年度に比べ1億5,791万8,000円、2.5%の増額でございます。

項1 国庫負担金は56億6,411万5,000円で、前年度に比べ2億5,391万5,000円、4.7%の増額でございます。

項2 国庫補助金は6億4,120万1,000円で、前年度に比べ1億2,168万8,000円、16%の減額でございます。

す。

項3 委託金は5,900万7,000円で、前年度に比べ2,569万1,000円、77.1%の増額でございます。

款16 府支出金は26億7,071万2,000円で、前年度に比べ3億2,464万1,000円、13.8%の増額でございます。

項1 府負担金は17億5,467万7,000円で、前年度に比べ6,814万円、4%の増額でございます。

項2 府補助金は4億8,870万3,000円で、前年度に比べ2,074万9,000円、4.4%の増額でございます。

項3 委託金は4億2,733万2,000円で、前年度に比べ2億3,575万2,000円、123.1%の増額でございます。これは連続立体交差事業調査委託金の増額などによるものでございます。

款17 財産収入は1億3,833万1,000円で、前年度に比べ2,117万円、18.1%の増額でございます。

項1 財産運用収入は5,072万5,000円で、前年度に比べ2,117万円、71.6%の増額でございます。

項2 財産売却収入は8,760万6,000円で、前年度と同額でございます。

款18 寄附金は2,000円で、前年度と同額でございます。

款19 繰入金金は20億7,934万5,000円で、前年度に比べ2億4,517万6,000円、10.5%の減額でございます。

項1 特別会計繰入金は1,322万7,000円で、前年度に比べ30万円、2.3%の増額でございます。

項2 基金繰入金は20億6,611万8,000円で、前年度に比べ2億4,5

47万6,000円、10.6%の減額でございます。

款20諸収入は10億5,332万円で、前年度に比べ2億4,740万9,000円、30.7%の増額でございます。

項1延滞金、加算金及び過料は3,960万円で、前年度に比べ340万円、7.9%の減額でございます。

項2市預金利子は1万円で、前年度と同額でございます。

項3貸付金元利収入は2億7,123万6,000円で、前年度に比べ24万円、0.1%の増額でございます。

項4雑入は7億4,247万4,000円で、前年度に比べ2億5,056万9,000円、50.9%の増額でございます。

款21市債は11億8,590万円で、前年度に比べ4億1,740万円、54.3%の増額でございます。

次に、歳出についてでございますが、6ページをご覧ください。

款1議会費は3億1,297万7,000円で、前年度に比べ2,138万9,000円、6.4%の減額でございます。

款2総務費は65億972万6,000円で、前年度に比べ2億7,706万9,000円、4.4%の増額でございます。

項1総務管理費は49億8,027万3,000円で、前年度に比べ3億5,908万1,000円、6.7%の減額でございます。

項2徴税費は4億6,015万9,000円で、前年度に比べ2,494万4,000円、5.7%の増額でございます。

項3戸籍住民基本台帳費は1億7,650万6,000円で、前年度に比べ368万4,000円、2.1%の増額ござい

ます。

項4選挙費は1億140万1,000円で、前年度に比べ6,981万2,000円、221%の増額でございます。これは、平成31年度において、府議会議員選挙、参議院議員通常選挙及び府知事選挙が執行されることによるものでございます。

項5統計調査費は3,163万1,000円で、前年度に比べ378万円、13.6%の増額でございます。

項6監査委員費は3,334万6,000円で、前年度に比べ84万7,000円、2.5%の減額でございます。

項7保健体育費は7億2,641万円で、前年度に比べ5億3,477万7,000円、279.1%の増額でございます。これは青少年運動広場改修工事などによるものでございます。

款3民生費は160億2,309万6,000円で、前年度に比べ3億14万7,000円、1.9%の増額でございます。

項1社会福祉費は61億1,624万円で、前年度に比べ1億7,089万8,000円、2.9%の増額でございます。

項2児童福祉費は68億1,001万円で、前年度に比べ1億2,991万円、1.9%の増額でございます。

項3生活保護費は30億9,684万6,000円で、前年度に比べ66万1,000円、0.2%の減額でございます。

款4衛生費は26億9,142万1,000円で、前年度に比べ2億8,717万円、11.9%の増額でございます。

項1保健衛生費は11億7,652万1,000円で、前年度に比べ1億7,712万2,000円、17.7%の増額でございます。

項2清掃費は15億1,490万円で、

前年度に比べ1億1,004万8,000円、7.8%の増額でございます。

款5農林水産業費は8,982万4,000円で、前年度に比べ505万6,000円、5.3%の減額でございます。

款6商工費は8億9,074万8,000円で、前年度に比べ3億4,276万円、62.5%の増額でございます。これは商品券発行事業などによるものでございます。

款7土木費は22億728万8,000円で、前年度に比べ2億4,377万9,000円、12.4%の増額でございます。

項1土木管理費は3億9,173万5,000円で、前年度に比べ1億1,159万5,000円、22.2%の減額でございます。

項2道路橋りょう費は5億9,831万円で、前年度に比べ3,305万円、5.8%の増額でございます。

項3水路費は1億8,792万9,000円で、前年度に比べ9,874万6,000円、34.4%の減額でございます。

項4都市計画費は8億749万9,000円で、前年度に比べ2億4,047万8,000円、42.4%の増額でございます。

項5住宅費は2億2,181万5,000円で、前年度に比べ1億8,059万2,000円、438.1%の増額でございます。これは一津屋第二団地外壁等改修工事などによるものでございます。

款8消防費は12億2,847万6,000円で、前年度に比べ2億1,369万1,000円、21.1%の増額でございます。

款9教育費は27億3,392万7,0

000円で、前年度に比べ1億5,057万5,000円、5.2%の減額でございます。

項1教育総務費は6億7,224万7,000円で、前年度に比べ1,087万7,000円、1.6%の増額でございます。

次に、7ページをご覧ください。

項2小学校費は9億7,520万9,000円で、前年度に比べ8,527万4,000円、8.0%の減額でございます。

項3中学校費は2億7,632万6,000円で、前年度に比べ8,975万4,000円、24.5%の減額でございます。

項4幼稚園費は2億5,117万9,000円で、前年度に比べ735万円、2.8%の減額でございます。

項5社会教育費は4億2,838万5,000円で、前年度に比べ1,691万8,000円、4.1%の増額でございます。

項6図書館費は1億3,058万1,000円で、前年度に比べ400万8,000円、3.2%の増額でございます。

款10公債費は20億9,951万7,000円で、前年度に比べ4億8,459万6,000円、18.8%の減額でございます。

款11予備費は4,000万円で、前年度に比べ1,000万円、33.3%の増額でございます。

次に、3ページをご覧ください。

第2条債務負担行為は、8ページ、第2表債務負担行為に記載のとおり、人事管理事業など8件でございます。

第3条地方債は、9ページ、第3表地方債に記載のとおり、庁舎西別館解体等事業

など11件でございます。

第4条一時借入金は、本年度の借り入れの最高額を50億円といたしております。

第5条は、同一款内での各項間の歳出予算の流用について記載をいたしております。

以上、議案第1号、平成31年度摂津市一般会計予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号、平成31年度摂津市財産区財産特別会計予算につきまして、提案内容をご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を13億2,769万7,000円と定めており、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款1財産収入、項1財産運用収入は6,613万2,000円で、前年度に比べ150万円、2.3%の増額となっております。これは、味舌上財産区と鶴野財産区において民間事業所に土地を貸し付けており、その地代収入でございます。

款2繰越金、項1繰越金12億6,154万8,000円は、前年度に比べ1億6,818万8,000円、11.8%の減額となっております。これは前年度に味舌上財産区の市場公民館建て替えに要した経費によるものでございます。

次に、款3諸収入、項1預金利子等1万7,000円は、前年度に比べ1万3,000円、43.3%の減額となっております。

次に、歳出についてでございますが、款1繰出金、項1繰出金は1,322万7,000円で、前年度に比べ30万円、2.

3%の増額となっております。これは財産収入の20%相当額を一般会計に繰り出すものでございます。

款2諸支出金、項1地方振興事業費13億1,447万円は、前年度に比べ1億6,700万1,000円、11.3%の減額となっております。これは、12ページ以降に記載のとおり、各財産区の事業に対する補助交付金でございます。

以上、議案第5号、平成31年度摂津市財産区財産特別会計予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成30年度摂津市一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容につきましても、国の補正予算に伴う事業についての追加補正のほか、阪急京都線連続立体交差事業及び千里丘三島線道路改良事業における用地取得のための土地開発基金積立や、子ども・子育て支援交付金の過年度分国庫返還金など、一部緊急を要する事業についての追加補正でございます。

初めに、補正予算の第1条は、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億658万4,000円を追加し、その総額を363億5,328万1,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款1市税は2億7,000万円増額しております。

款14国庫支出金は2,046万9,000円減額しております。

項1国庫負担金300万円の減額は、特

別障害者手当等給付費負担金の減少によるものでございます。

項2 国庫補助金1,604万4,000円の減額は、国の補正予算に伴う学校施設環境改善交付金及びブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の増加のほか、社会資本整備総合交付金などの減少によるものでございます。

項3 委託金142万5,000円の減額は、基幹統計調査委託金などの減少によるものでございます。

款15 府支出金は807万1,000円減額しております。

項2 府補助金35万3,000円の増額は、ブロック塀等撤去補助金の増加などによるものでございます。

項3 委託金842万4,000円の減額は、連続立体交差事業調査委託金の減少などによるものでございます。

款16 財産収入1万6,000円の増額は、各種基金利子の発生によるものでございます。

款17 寄附金719万3,000円の増額は、一般寄附金の増加によるものでございます。

款18 繰入金は9億9,979万1,000円増額しております。

項1 特別会計繰入金16万5,000円の増額は、財産区財産特別会計繰入金の増加によるものでございます。

項2 基金繰入金9億9,962万6,000円の増額は、減債基金繰入金の増加などによるものでございます。

款19 諸収入997万6,000円の減額は、中学校給食費負担金などの減少によるものでございます。

款20 市債3億6,810万円の増額は、小・中学校空調設備整備事業債及び

小・中学校トイレ改修事業債の増加などによるものでございます。

続きまして、4ページからの歳出についてでございますが、款1 議会費1,461万7,000円の減額は不用額でございます。

款2 総務費は13億8,270万1,000円増額しております。

項1 総務管理費14億436万9,000円の増額は、土地開発基金積立金の増加などによるものでございます。

項2 徴税費から項7 保健体育費までの減額は、いずれも不用額でございます。

款3 民生費は5,582万1,000円減額しております。

項1 社会福祉費5,560万8,000円の減額は不用額でございます。

項2 児童福祉費90万7,000円の増額は、過年度分国庫府費等返還金の増加などによるものでございます。

項3 生活保護費112万円の減額は不用額でございます。

款4 衛生費は1,154万1,000円減額しております。

項1 保健衛生費570万4,000円の減額は、環境基金積立金を除く科目の不用額でございます。

項2 清掃費583万7,000円の減額は不用額でございます。

款5 農林水産業費486万4,000円の減額は不用額でございます。

款6 商工費1,658万2,000円の減額は不用額でございます。

款7 土木費は1億732万7,000円減額しております。

項1 土木管理費から項5 住宅費までの減額は、いずれも不用額でございます。

款8 消防費1,503万5,000円の

減額は、水道事業会計繰出金を除く科目の不用額でございます。

款9教育費は4億5,824万4,000円増額しております。

項1教育総務費3,368万6,000円の減額は不用額でございます。

項2小学校費2億900万1,000円、項3中学校費2億8,592万6,000円の増額は、国の補正予算に伴う空調機設置及びトイレ改修工事請負費の増加などによるものでございます。

項4幼稚園費から項5社会教育費までの減額は、いずれも不用額でございます。

款10公債費857万4,000円の減額は不用額でございます。

次に、第2条繰越明許費につきましては、6ページ、第2表繰越明許費に記載のとおり、民間保育所等施設整備補助事業など4事業を翌年度に実施するため、繰越明許するものでございます。

次に、第3条地方債の補正につきましては、7ページから9ページ、第3表地方債の補正に記載のとおりでございます。追加分につきましては、小・中学校空調設備整備事業及び小・中学校トイレ改修事業に係る新たな起債の同意が見込まれるものでございます。変更分につきましては、システム新規構築事業及び消防本部車両整備事業に係る起債の限度額を変更するものでございます。

以上、議案第10号、平成30年度摂津市一般会計補正予算（第8号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第14号、平成30年度摂津市財産区財産特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回補正の内容につきましては、味舌上

財産区の土地貸付収入の増加に伴う事業交付金などの追加補正となっております。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款1財産収入、項1財産運用収入は、味舌上財産区における土地貸付収入で、82万5,000円を増額いたしております。

次に、歳出についてでございますが、款1繰出金、項1繰出金16万5,000円の増額は、味舌上財産区から土地貸付収入のうち20%分を一般会計に繰り出すものです。

款2諸支出金、項1地方振興事業費66万円の増額は、味舌上財産区からの土地貸付収入のうち80%分を味舌上財産区に交付するものでございます。

以上、議案第14号、平成30年度摂津市財産区財産特別会計補正予算（第1号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第19号、摂津市災害対策基金条例制定の件につきまして、提案内容をご説明いたします。

本件は、震災や風水害などの自然災害に対する予防と応急対策、また、市外において発生した災害への支援活動を的確かつ迅速に実施することを目的として、新たに本条例を制定するものでございます。

それでは、議案書の条文に従いまして条例内容をご説明いたします。

第1条、設置につきましては、本基金の設置目的について規定いたしております。

第2条、積立てにつきましては、毎年度の積立額を一般会計歳入歳出予算で定める旨を、第3条、管理につきましては、その積立金の保管方法をそれぞれ規定いたして

おります。

第4条、運用益金の処理につきまして、基金収益を一般会計歳入歳出予算へ計上し、基金に編入する旨を、第5条、繰替運用につきましては、当基金の繰替運用を行う場合の要件をそれぞれ規定いたしております。

第6条、処分につきましては、当基金を処分する場合の要件を規定いたしております。

第7条、委任につきましては、市長が基金に関し必要な事項を定める旨を規定いたしております。

最後に、附則といたしまして、本条例の施行日を公布の日といたしております。

以上、議案第19号、摂津市災害対策基金条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第23号、摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回の改正の主な内容は、平成28年度の税制改正の内容のうち、消費税率の引き上げ時期に合わせて適用することとされていた法人市民税及び軽自動車税に関する改正でございます。

議案参考資料（条例関係）の8ページから32ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

それでは、議案書の条文に従いまして改正内容をご説明いたします。

まず、第1条として、第23条の改正は、法人市民税法人税割の税率を、現行「100分の12.1」から「100分の8.4」に3.7%引き下げるものでございます。これは、国が地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るためのものでございます。

なお、歳入に影響が出てまいりますのは平成32年度からでございます。

次に、第9条、第11条、第88条から第98条までと附則第35条の3から附則第37条までは軽自動車税に関するもので、本年10月1日より都道府県税の自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が創設されることに伴い、現行の「軽自動車税」が軽自動車税の「種別割」に名称変更されるものでございます。

また、この環境性能割につきましては、三輪以上の軽自動車の取得者に対して、取得した軽自動車の環境性能の種別に応じて課税するものでございますが、当分の間は、大阪府が本市にかわって徴収し、本市は大阪府に徴収取得費を支払うこととなっております。

なお、環境性能割の課税対象につきましては、軽自動車のうち三輪以上のもので、納税義務者は当該軽自動車を取得した方、課税標準は軽自動車の取得価格で、免税点は50万円、徴収の方法は申告納付となっております。

また、軽自動車の環境性能割の税率につきましては、燃費性能の基準に対する達成状況、自家用と営業用の別等により区分され、当分の間、営業用の税率1%、2%、3%は0.5%、1%、2%に、自家用の税率3%は2%にそれぞれ引き下げられることとなっております。

そのほか、不申告等に係る過料の額や減免に関する手続なども定められております。

第2条、第3条及び第4条につきましては、条例中、軽自動車税に係る条文等の整備でございます。

第101条につきましては、加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算数値の変更でこ

ざいますが、平成30年度の税制改正により、平成30年10月1日の1回目から5回かけて、段階的に紙巻きたばこの7割から9割相当の税額にするもので、今回はその2回目の改正でございます。

具体的には、旧換算本数を「0.8」から「0.6」に、新換算本数を「0.2」から「0.4」に改めるもので、平成31年10月1日からの換算数値は、旧換算本数に0.6を掛けたものと、新換算本数に0.4を掛けたものの合計となっております。

最後に、附則第12条は、固定資産税の償却資産に係る特例措置が平成31年3月31日をもって終了となることに伴い、条文の繰り上げなどの整備を行うものでございます。

なお、施行日は、法人市民税、軽自動車税、たばこ税に関するものを平成31年10月1日からとし、附則第12条第2項及び同第12条の2の特例措置終了に伴う規定の改定は、平成31年4月1日からの施行とするものでございます。

以上、議案第23号、摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号、摂津市手数料条例及び摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明いたします。

議案参考資料（条例関係）の33ページ及び34ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

本件は、「工業標準化法」の法律名が「産業標準化法」に改正され、また、法律条文の「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められたため、これを引用する条例について改正するものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明いたします。

第1条として、摂津市手数料条例第2条第4号の表の備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、第2条として、摂津市火災予防条例第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は平成31年7月1日から施行する旨、規定いたしております。

以上、議案第24号、摂津市手数料条例及び摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

○嶋野浩一郎議長 続いて、上下水道部長。

（山口上下水道部長 登壇）

○山口上下水道部長 議案第2号、平成31年度摂津市水道事業会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

予算書3ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条は、本予算の総則を定めたものでございます。

第2条は、業務の予定量を定めたもので、給水戸数は4万500戸、給水人口は8万5,800人、年間総給水量は1,008万6,000立方メートル、1日平均給水量は2万7,557立方メートルといたしております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入につきましては、第1款水道事業収益は21億6,020万4,000円で、前年度に比べ2.3%、5,009万6,000円の減額でございます。

第1項営業収益は20億173万8,000円で、前年度に比べ1.9%、3,6

61万8,000円の増額でございます。これは給水収益を増額したことが主な要因でございます。

第2項営業外収益は1億5,846万6,000円で、前年度に比べ35.4%、8,671万4,000円の減額でございます。これは納付金の減少が主な要因でございます。

次に、支出につきましては、第1款水道事業費用は20億1,175万6,000円で、前年度に比べ2.7%、5,245万1,000円の増額でございます。

第1項営業費用は19億2,183万円で、前年度に比べ1.5%、2,901万1,000円の増額でございます。これは減価償却費の増加が主な要因でございます。

第2項営業外費用は7,992万6,000円で、前年度に比べ41.5%、2,344万円の増額でございます。これは消費税の増加が主な要因でございます。

第3項予備費は1,000万円で、前年度と同額でございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入につきましては、第1款資本的収入は5億7,130万円で、前年度に比べ36.5%、3億2,886万円の減額でございます。

第1項企業債は5億7,130万円で、前年度に比べ32.9%、2億8,040万円の減額でございます。これは施設改修費の減少に伴って企業債を減額するものでございます。

次に、支出につきましては、第1款資本的支出は10億9,678万6,000円で、前年度に比べ33.4%、5億4,917万4,000円の減額でございます。

第1項建設改良費は7億7,874万

2,000円で、前年度に比べ44.7%、6億2,861万6,000円の減額でございます。これは施設改修費の減少が主な要因でございます。

第2項企業債償還金は3億953万5,000円で、前年度に比べ34.1%、7,876万6,000円の増額でございます。これは元金償還金の増加によるものでございます。

第3項交付金返還金は350万9,000円で、前年度に比べ23.9%、67万6,000円の増額でございます。これは交付金により賄われた工事等の課税仕入れに係る消費税等相当額を返還するものでございます。

第4項予備費は500万円で、前年度と同額でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億2,548万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金4億6,328万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,219万7,000円で補填するものでございます。

4ページ、第5条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたもので、施設改修事業は限度額を1億2,410万円、配水管整備事業は限度額を4億4,720万円といたしております。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めたものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費3億6,942万円といたしております。

第8条は、たな卸資産の購入限度額を872万円と定めたものでございます。

なお、6ページから15ページまでは、平成31年度摂津市水道事業会計予算実施計画、平成30年度摂津市水道事業予定貸借対照表、平成30年度摂津市水道事業予定損益計算書、平成30年度摂津市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、平成31年度摂津市水道事業予定貸借対照表、平成31年度摂津市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、平成31年度財務諸表に関する注記を、16ページから25ページまでは給与費明細書、26ページには債務負担行為に関する調書、29ページには平成31年度摂津市水道事業会計予算総括表、30ページから53ページまでは平成31年度摂津市水道事業会計予算実施計画説明書、57ページから59ページまでは、参考資料としまして、平成31年度企業債元利償還予定表を掲載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成31年度摂津市水道事業会計予算の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号、平成31年度摂津市下水道事業会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

予算書63ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条は、本予算の総則を定めたものでございます。

第2条は、業務の予定量を定めたもので、排水人口は8万5,000人、排水区域面積は1,121ヘクタールといたしております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入につきましては、第1款下水道事業収益は37億5,397万5,000円で、前年度に比べ5.8%、2億2,955万円の減額でございます。

第1項営業収益は27億3,627万3,000円で、前年度に比べ2.8%、7,993万6,000円の減額でございます。これは他会計負担金の減少が主な要因でございます。

第2項営業外収益は10億1,770万2,000円で、前年度に比べ12.8%、1億4,961万4,000円の減額でございます。これは他会計負担金の減少が主な要因でございます。

次に、支出につきましては、第1款下水道事業費用は37億40万8,000円で、前年度に比べ3.1%、1億1,728万3,000円の減額でございます。

第1項営業費用は30億6,701万7,000円で、前年度に比べ0.5%、1,531万8,000円の減額でございます。これは受託事業費の減少が主な要因でございます。

第2項営業外費用は6億2,739万1,000円で、前年度に比べ14.0%、1億196万5,000円の減額でございます。これは企業債利息の減少が主な要因でございます。

第3項予備費は600万円で、前年度と同額でございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入につきましては、第1款資本的収入は42億5,794万6,000円で、前年度に比べ34.6%、10億9,436万5,000円の増額でございます。

第1項企業債は24億1,030万円で、前年度に比べ14.7%、3億800万円の増額でございます。これは主に公共下水道事業債の増加によるものでございます。

第2項負担金等は1億6,850万6,

000円で、前年度に比べ43.7%、5,123万円の増額でございます。これは主に工事負担金の増加によるものでございます。

第3項国庫補助金は6億4,000万円で、前年度に比べ949.2%、5億7,900万円の増額でございます。これは交付対象事業費の増加に伴うものでございます。

第4項他会計負担金は5億1,634万6,000円で、前年度に比べ6.2%、3,013万2,000円の増額、第5項他会計補助金は5億2,267万6,000円で、前年度に比べ32.0%、1億2,661万7,000円の増額で、これは資本費平準化債の減少に伴うものでございます。

第6項長期貸付金償還金は11万8,000円で、前年度に比べ83.9%、61万4,000円の減額でございます。これは水洗便所改造資金貸付金償還金の減少によるものでございます。

64ページ、支出につきましては、第1款資本的支出は54億6,227万3,000円で、前年度に比べ22.6%、10億581万9,000円の増額でございます。

第1項建設改良費は16億4,038万9,000円で、前年度に比べ219.2%、11億2,654万4,000円の増額でございます。これは主に公共下水道整備費の増加によるものでございます。

第2項企業債償還金は38億1,938万4,000円で、前年度に比べ3.1%、1億2,072万5,000円の減額でございます。これは元金償還金の減少によるものでございます。

第3項長期貸付金は250万円で、前年

度と同額でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12億432万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金7万円、当年度分損益勘定留保資金12億425万7,000円で補填するものでございます。

第5条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたもので、公共下水道事業は限度額を6億5,120万円、流域下水道事業は限度額を1億3,410万円、資本費平準化債は限度額を9億円、資本費平準化債の借り換えは限度額を7億2,500万円といたしております。

第6条は、一時借入金の限度額を定めたもので、限度額を20億円といたしております。

65ページ、第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めたものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費1億962万3,000円といたしております。

第9条は、他会計からの補助金を定めたもので、下水道事業に助成するための一般会計からの補助金は5億2,267万6,000円でございます。

なお、66ページから77ページまでは、平成31年度摂津市下水道事業会計予算実施計画、平成30年度摂津市下水道事業予定貸借対照表、平成30年度摂津市下水道事業予定損益計算書、平成30年度摂津市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、平成31年度摂津市下水道事業予定貸借対照表、平成31年度摂津市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、平成31年度財務諸表に関する注記を、78ペー

ジから 87 ページまでは給与費明細書、88 ページから 89 ページまでは継続費に関する調書、90 ページには債務負担行為に関する調書、93 ページには平成 31 年度撰津市下水道事業会計予算総括表、94 ページから 105 ページまでは平成 31 年度撰津市下水道事業会計予算実施計画説明書、109 ページから 115 ページまでは、参考資料として、平成 31 年度企業債元利償還予定表を掲載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成 31 年度撰津市下水道事業会計予算の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 11 号、平成 30 年度撰津市水道事業会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容につきましては、人件費及び年度末見込みによる収入及び支出の補正でございます。

補正予算書 1 ページをご覧くださいと存じます。

第 1 条は、総則を定めたものでございます。

第 2 条は、収益的収入及び支出の予定額の補正を定めたもので、収入の第 1 款水道事業収益は、既決額 22 億 1,030 万円から 924 万円を減額し、補正後の額を 22 億 106 万円とするものでございます。

第 1 項営業収益は、既決額 19 億 6,512 万円から 924 万円を減額し、補正後の額を 19 億 5,588 万円とするもので、これは受託工事収益の減少によるものでございます。

次に、支出でございますが、第 1 款水道事業費用は、既決額 19 億 5,580 万 7,000 円から 1 億 3,862 万 4,0

00 円を増額し、補正後の額を 20 億 9,443 万 1,000 円とするものでございます。

第 1 項営業費用は、既決額 18 億 8,932 万 1,000 円から 1 億 4,071 万円を増額し、補正後の額を 20 億 3,003 万 1,000 円とするもので、これは主に資産減耗費の増加によるものでございます。

第 2 項営業外費用は、既決額 5,648 万 6,000 円から 208 万 6,000 円を減額し、補正後の額を 5,440 万円とするもので、これは支払利息の減少によるものでございます。

第 3 条は、資本的支出の予定額の補正を定めたもので、支出の第 1 款資本的支出は、既決額 16 億 4,603 万 5,000 円から 1 億 1,509 万円を減額し、補正後の額を 15 億 3,094 万 5,000 円とするものでございます。

第 1 項建設改良費は、既決額 14 億 743 万 3,000 円から 1 億 1,509 万円を減額し、補正後の額を 12 億 9,234 万 3,000 円とするもので、これは主に施設改修費の減少によるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額 7 億 4,587 万 5,000 円を 6 億 3,078 万 5,000 円に改めるとともに、補填財源は、過年度分損益勘定留保資金 6 億 4,382 万 5,000 円を過年度分損益勘定留保資金 3 億 7,873 万 5,000 円、減債積立金 5,000 万円及び建設改良積立金 1 億円に改めるものでございます。

第 4 条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるもので、職員給与費は、既決額 3 億 6,652 万円

から146万5,000円を減額し、補正後の額を3億6,505万5,000円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は2ページに、予定貸借対照表は4ページから5ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は6ページに、給与費明細書は8ページから12ページに、平成30年度摂津市水道事業会計補正予算実施計画説明書は13ページから14ページに記載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成30年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号、平成30年度摂津市下水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容につきましても、企業債の補正のほか、年度末見込みによる支出の補正でございます。

補正予算書1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条は、総則を定めたものでございます。

第2条は、収益的支出の予定額の補正を定めたもので、支出の第1款下水道事業費用は、既決額38億1,716万円から7,380万3,000円を減額し、補正後の額を37億4,335万7,000円とするものでございます。

第1項営業費用は、既決額30億8,180万4,000円から8,216万2,000円を減額し、補正後の額を29億9,964万2,000円とするもので、これは主に流域下水道管理費の減少によるものでございます。

第2項営業外費用は、既決額7億2,935万6,000円から835万9,000円を増額し、補正後の額を7億3,771万5,000円とするもので、これは消費税の増加によるものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正を定めたもので、収入の第1款資本的収入は、既決額33億4,352万9,000円から1,620万円を減額し、補正後の額を33億2,732万9,000円とするものでございます。

第1項企業債は、既決額21億2,540万円から1,620万円を減額し、補正後の額を21億920万円とするものでございます。これは公共下水道事業債の減少によるものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出は、既決額46億3,191万9,000円から972万2,000円を減額し、補正後の額を46億2,219万7,000円とするものでございます。

第1項建設改良費は、既決額6億8,931万円から972万2,000円を減額し、補正後の額を6億7,958万8,000円とするもので、これは主に公共下水道整備費の減少によるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましても、既決額12億8,839万円を12億9,486万8,000円に改めるとともに、補填財源は、過年度分損益勘定留保資金9,525万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金11億9,313万9,000円を過年度分損益勘定留保資金9,525万1,000円、当年度分損益勘定留保資金11億8,961万7,000円及び減債積立金1,000万円に改めるものでございます。

第4条は、企業債の限度額を改めるもの

で、公共下水道整備費の減少に伴い、公共下水道事業債の限度額1億8,810万円を1億7,190万円に変更するものでございます。

なお、補正予算実施計画は3ページに、予定貸借対照表は4ページから5ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は6ページに、平成30年度摂津市下水道事業会計補正予算実施計画説明書は7ページから8ページに記載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成30年度摂津市下水道事業会計補正予算（第4号）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第30号、摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

本条例は、宿日直業務を委託することに伴い、企業職員が宿日直業務を行うことはなくなったことから、宿日直手当を廃止するため制定するものでございます。

議案参考資料（条例関係）の43ページからの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、条文に沿って改正内容についてご説明申し上げます。

第2条第3項の給与の種類から「宿日直手当」を削るとともに、宿日直手当について規定した第14条を削るものでございます。また、これに伴い生じる条ずれ及び文言を整備するものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第30号、摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明と

させていただきます。

引き続きまして、議案第31号、摂津市水道事業の給水等に関する条例及び摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

平成28年11月28日に公布されました社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税が8%から10%に引き上げられることになったことから、本市におきましても、水道料金、納付金、設計手数料及び下水道使用料について、当該税率を10%とするため、本条例を制定するものでございます。

議案参考資料（条例関係）の45ページからの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

それでは、条文に沿って改正内容をご説明申し上げます。

第1条は、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部改正で、第25条、第28条の3第1項及び別表第2の備考2中「100分の108」を「100分の110」に改めるものでございます。

次に、第2条は、摂津市下水道条例の一部改正で、第17条中「100分の108」を「100分の110」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、附則第1項は施行期日を定めたもので、この条例は平成31年10月1日から施行するものでございます。

附則第2項から第5項までは、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部改正に伴う経過措置を定めたものでございます。

第2項と第3項では、施行日前から継続して使用している方の水道料金につきましては、10月1日以降の最初の検針分は、従前の100分の108で計算する旨等、規定したものでございます。

第4項は納付金について、第5項は設計手数料について、施行日前の工事等申し込みについては従前の100分の108で算定する旨、規定したものでございます。

附則第6項及び第7項は、摂津市下水道条例の一部改正に伴う経過措置を定めたもので、施行日前から継続して使用している方の下水道使用料につきましては、10月1日以降の最初の検針分は従前の100分の108で計算する旨等、規定したものでございます。

以上、議案第31号、摂津市水道事業の給水等に関する条例及び摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第32号、摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

本条例は、学校教育法の一部改正により、本年4月から専門職大学が新たに設置されることに伴い、水道法施行令及び水道法施行規則も併せて一部改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改められたこと、及び、技術士法施行規則の一部改正により、技術士試験の科目変更がされたことに伴い、本市におきましても所要の改正が必要であるため、制定するも

のでございます。

議案参考資料（条例関係）の48ページからの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

それでは、条文に沿って改正内容をご説明申し上げます。

布設工事監督者の資格を規定する第3条第3号中に、資格要件として専門職大学の前期課程が含まれるよう文言を整備するとともに、同条第8号中「又は水道環境」を削るものでございます。

次に、水道技術管理者の資格を規定する第4条第2号及び第3号中におきましても、専門職大学の前期課程が含まれるよう文言を整備するものでございます。

次に、附則でございますが、第1項は施行期日を定めたもので、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、改正後の本条例第3条第8号の規定の適用についての経過措置を規定したものでございます。

以上、議案第32号、摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

（堤保健福祉部長 登壇）

○堤保健福祉部長 議案第4号、平成31年度摂津市国民健康保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

それでは、予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億5,298万円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算に

記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1国民健康保険料18億5,470万1,000円は、前年度に比べ3.5%、6,714万円の減額で、国保被保険者の減少によるものでございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料45万円は、前年度に比べ10%、5万円の減額でございます。

款3府支出金、項1府補助金71億8,810万4,000円は、前年度に比べ3.6%、2億5,184万5,000円の増額でございます。

款4繰入金8億8,467万9,000円は、前年度に比べ5.3%、4,992万5,000円の減額でございます。

項1一般会計繰入金8億2,367万9,000円は、前年度に比べ11.9%、1億1,092万5,000円の減額でございます。これは保険料軽減分等繰入金の減などによるものでございます。

項2基金繰入金6,100万円は、保険料激変緩和措置財源として繰り入れいたすものでございます。

款5諸収入2,493万7,000円は、前年度に比べ0.7%、18万5,000円の増額でございます。

項1雑入は2,338万3,000円で、第三者行為による納付金等でございます。

項2延滞金、加算金及び過料155万4,000円は、前年度に比べ13%、17万9,000円の増額でございます。

款6財産収入、項1財産運用収入10万9,000円は、国民健康保険財政調整基金の利子でございます。

次に、歳出でございますが、4ページ、款1総務費1億4,413万3,000円

は、前年度に比べ3.9%、588万7,000円の減額でございます。

項1総務管理費1億3,227万2,000円は、前年度に比べ3.8%、524万6,000円の減額でございます。

項2徴収費1,135万2,000円は、前年度に比べ5.3%、64万1,000円の減額でございます。

項3運営協議会費50万9,000円は、前年度と同額でございます。

款2保険給付費70億5,192万1,000円は、前年度に比べ3.7%、2億5,292万6,000円の増額で、一人当たり医療費の増によるものでございます。

項1療養諸費60億3,733万8,000円は、前年度に比べ2.6%、1億5,086万2,000円の増額でございます。

項2高額療養費9億5,929万5,000円は、前年度に比べ13.4%、1億1,305万1,000円の増額でございます。

項3移送費7万円は、前年度と同額でございます。

項4出産育児諸費3,445万8,000円は、前年度に比べ22.6%、1,008万5,000円の減額で、支給件数の減少によるものでございます。

項5葬祭諸費745万円は、前年度に比べ12.4%、105万円の減額でございます。

項6精神・結核医療給付費1,331万円は、前年度に比べ1.1%、14万8,000円の増額でございます。

款3国民健康保険事業費納付金26億6,807万2,000円は、前年度に比べ4.3%、1億1,931万円の減額で

ございます。

項1 医療給付費分18億7,808万6,000円は、前年度に比べ4.2%、8,249万円の減額でございます。

項2 後期高齢者支援金等分5億6,953万9,000円は、前年度に比べ7.3%、4,480万2,000円の減額でございます。

項3 介護納付金分2億2,044万7,000円は、前年度に比べ3.8%、798万2,000円の増額でございます。

款4 共同事業拠出金3,000円は事務費に係る拠出分でございます。

款5 保健事業費7,974万2,000円は、前年度に比べ11.5%、820万1,000円の増額でございます。

項1 特定健康診査等事業費5,088万5,000円は、前年度に比べ0.8%、40万9,000円の減額でございます。

項2 保健事業費2,885万7,000円は、前年度に比べ42.5%、861万円の増額でございます。これは新たに実施いたします服薬適正化推進事業等によるものでございます。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金900万円は、前年度に比べ0.2%、1万5,000円の減額でございます。

款7 基金積立金10万9,000円は、国民健康保険財政調整基金に係る財産運用収入の積立金でございます。

次に、1ページに戻りますが、第2条は歳出予算の流用について定めております。

また、給与費明細書を30ページ以降に記載いたしておりますので、併せてご参照賜りますようお願いいたします。

以上、平成31年度摂津市国民健康保険特別会計予算についての提案説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 説明の途中でございますが、暫時休憩します。

(午前11時55分 休憩)

(午後 0時59分 再開)

○嶋野浩一朗議長 休憩前に引き続き再開します。

それでは、午前中に引き続きまして、議案第7号から提案説明を求めます。保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 それでは、議案第7号、平成31年度摂津市介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

それでは、予算書の1ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億5,889万6,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1 保険料、項1 介護保険料14億9,407万4,000円は、第1号被保険者の保険料で、前年度に比べ1.5%、2,195万2,000円の増額で、これは第1号被保険者の増加によるものでございます。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料19万4,000円は、保険料の督促手数料及び事業所指定手数料でございます。

款3 国庫支出金14億2,227万2,000円は、前年度に比べ9.4%、1億2,230万1,000円の増額でございます。

項1 国庫負担金11億672万7,000円は、前年度に比べ7.5%、7,734万9,000円の増額でございます。これは、介護給付費の増加に伴い、国の法定

負担分が増加したことによるものでございます。

項2 国庫補助金 3億1,554万5,000円は、前年度に比べ16.6%、4,495万2,000円の増額でございます。これは75歳以上の後期高齢者の増加に伴う調整交付金の増によるものが主なものでございます。

款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金 16億8,684万5,000円は、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前年度に比べ3.3%、5,455万9,000円の増額でございます。

款5 府支出金 10億8,345万9,000円は、前年度に比べ28.8%、2億4,255万8,000円の増額でございます。

項1 府負担金 8億3,407万9,000円は、前年度に比べ7%、5,442万6,000円の増額でございます。

項2 府補助金 2億4,938万円は、前年度に比べ307.2%、1億8,813万2,000円の増額でございます。これは大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金が皆増したことなどによるものでございます。

款6 繰入金 10億7,156万2,000円は、一般会計及び基金からの繰入金で、前年度に比べ15.1%、1億4,078万7,000円の増額でございます。

項1 一般会計繰入金 9億7,829万7,000円は、介護給付費及び地域支援事業費の法定負担分のほか、職員人件費及び事務経費などの財源の繰り入れで、前年度に比べ5.1%、4,752万2,000円の増額でございます。これは主に介護給付費の増加により法定負担分が増加となったことによるものでございます。

項2 基金繰入金 9,326万5,000円は、介護保険事業計画に基づき、介護保険料の上昇を抑えるために、介護保険給付費準備基金から財源を繰り入れるものでございます。

款7 諸収入 38万3,000円は、前年度に比べ5.9%、2万4,000円の減額でございます。

項1 延滞金、加算金及び過料 6万円は、介護保険料の延滞に伴う延滞金でございます。

項2 雑入 32万3,000円は、要介護認定業務に係る電子複写機使用料及び成年後見申し立てに係る本人の費用負担金でございます。

款8 財産収入、項1 財産運用収入 10万7,000円は、介護保険給付費準備基金の預金利子で、前年度に比べ205.7%、7万2,000円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、4ページ、款1 総務費 3億4,053万3,000円は、前年度に比べ116.1%、1億8,296万6,000円の増額でございます。

項1 総務管理費 2億8,830万4,000円は、前年度に比べ182.4%、1億8,619万7,000円の増額でございます。これは地域密着型サービス施設整備に係る大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金の皆増などによるものでございます。

項2 徴収費 410万5,000円は、介護保険料の賦課徴収に係る事務費で、前年度に比べ40.2%、276万2,000円の減額でございます。

項3 介護認定審査会費 4,812万4,000円は、前年度に比べ1%、46万

9, 000円の減額でございます。

款2保険給付費59億7,170万1,000円は、前年度に比べ7.3%、4億546万2,000円の増額でございます。

項1介護サービス等諸費53億9,327万円は、要介護者への保険給付に係る費用で、前年度に比べ7.4%、3億7,322万2,000円の増額でございます。

項2介護予防サービス等諸費2億479万2,000円は、要支援者への保険給付に係る費用で、前年度に比べ7.5%、1,437万3,000円の増額でございます。

項3その他諸費588万8,000円は、国保連合会への審査支払手数料で、前年度に比べ4.9%、27万6,000円の増額でございます。

項4高額介護サービス等費1億5,977万9,000円は、自己負担の上限額を超えた方への給付費で、前年度に比べ5%、760万8,000円の増額でございます。

項5高額医療合算介護サービス等費1,847万6,000円は、高額介護合算サービス費及び高額療養費支給後の自己負担の上限額を超えた方への給付費で、前年度に比べ5%、87万9,000円の増額でございます。

項6特定入所者介護サービス等費1億8,949万6,000円は、食費及び居住費の利用者負担額軽減に係る介護保険施設への補足給付で、前年度に比べ5%、910万4,000円の増額でございます。

款3地域支援事業費4億2,478万2,000円は、前年度に比べ2.6%、1,084万円の増額でございます。

項1介護予防・生活支援サービス事業費

2億5,579万1,000円は、要支援者の訪問介護や通所介護に係る費用などで、前年度に比べ0.6%、154万2,000円の増額でございます。

項2一般介護予防事業費2,008万1,000円は、介護予防事業に係る費用で、前年度に比べ6.5%、121万9,000円の増額でございます。これは、つどい場づくりの支援、せつつはつらつ脳トレ体操の効果測定など、介護予防に係る事業費の増加によるものでございます。

項3包括的支援事業・任意事業費1億4,891万円は、地域包括支援センターの運営委託経費及び介護用品の給付など任意事業に係る費用で、前年度に比べ5.7%、807万9,000円の増額でございます。これは、介護事業者、医療機関、地域活動等に係る情報発信システムの導入、地域包括支援センターの体制整備などによるものでございます。

款4基金積立金、項1基金積立金1,688万円は、保険給付に係る剰余金等を介護保険給付費準備基金に積み立てるもので、前年度に比べ50.1%、1,697万7,000円の減額でございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金500万円は、過年度分保険料払戻金で、前年度と同額でございます。

次に、1ページに戻りますが、第2条は歳出予算の流用につき定めております。

また、給与費明細書を32ページ以降に記載いたしておりますので、併せてご参照をお願い申し上げます。

以上、平成31年度摂津市介護保険特別会計予算につきましての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号、平成31年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算につき

ましてご説明申し上げます。

それでは、予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,965万1,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1後期高齢者医療保険料9億3,489万3,000円は、前年度に比べ7%、6,138万3,000円の増額で、被保険者数の増加に伴うものでございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料3万6,000円は督促手数料で、前年度と同額でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金2億471万2,000円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金で、前年度に比べ2.6%、525万1,000円の増額でございます。

款4諸収入、項1延滞金、加算金及び過料1万円は保険料の延滞金で、前年度と同額でございます。

次に、歳出でございますが、4ページ、款1総務費592万6,000円は、前年度に比べ29.7%、250万6,000円の減額でございます。

項1総務管理費475万9,000円は、前年度に比べ34.7%、252万4,000円の減額で、システム改修費の減によるものでございます。

項2徴収費116万7,000円は、前年度に比べ1.6%、1万8,000円の増額で、保険料収納に関する経費でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金11億3,163万1,000円は、前年度に

比べ6.2%、6,641万9,000円の増額で、本市が徴収しました保険料及び保険基盤安定繰入金を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金134万4,000円は、過年度分保険料還付金等でございます。

款4予備費は75万円を計上いたしております。

以上、平成31年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号、平成30年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきましてご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容としましては、一般被保険者に係る保険給付費の増額に伴う歳入歳出の補正及び事務費等の精査額を計上いたしております。

それでは、予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,081万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を103億4,499万5,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3府支出金、項1府補助金4,583万3,000円の増額は、保険給付費及び保健事業費の補正に伴うものでございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金501万9,000円の減額は、事務費等の精査額を職員給与費等繰入金から減額するもの

でございます。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費369万6,000円の減額は、委託料の確定等に伴う不用額の精査でございます。

項2徴収費88万円の減額は、年度末見込みによる不用額の精査でございます。

項3運営協議会費16万3,000円の減額は、年度末見込みによる不用額の精査でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費5,100万円の増額及び項2高額療養費600万円の増額は、一般被保険者の給付費の増加によるものでございます。

款5保健事業費、項1特定健康診査等事業費847万7,000円の減額は、年度末見込みによる不用額の精査でございます。

項2保健事業費297万円の減額は、委託料の確定等に伴う不用額の精査でございます。

また、給与費明細書を14ページ以降に記載いたしておりますので、併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成30年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第15号、平成30年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします主な予算の内容としましては、国庫補助金の増額、国庫補助金精算に伴う歳入歳出の補正及び人件費等の精査額でございます。

それでは、予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,168万2,0

00円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億5,608万2,000円とするものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3国庫支出金、項2国庫補助金1,220万4,000円の増額は、自立支援・重度化防止等に関する取り組みを支援するため、国が新たに設けた交付金額が確定したことに伴うものでございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金77万1,000円の減額は、人件費等の精査に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

項2基金繰入金11万5,000円の増額は、過年度分の国庫補助金精算に伴うものでございます。

款8財産収入、項1財産運用収入13万4,000円の増額は、介護保険給付費準備基金利子の精査額でございます。

次に、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費77万1,000円の減額は、人件費等の精査額でございます。

款4基金積立金、項1基金積立金1,233万8,000円の増額は、介護保険準備基金利子及び保険者機能強化推進交付金を介護保険準備基金に積み立てるものでございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金11万5,000円の増額は、過年度分国庫補助金返還金の確定に伴う返還金を計上いたすものでございます。

また、給与費明細書を10ページ以降に

記載いたしておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

以上、平成30年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第29号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、国民健康保険の保険料率を改定するとともに、国民健康保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）40ページからの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきましてご説明申し上げます。

第15条は、一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率について、所得割の率、被保険者均等割及び世帯別平等割の額をそれぞれ改めるものでございます。

15条の5の5は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率について、被保険者均等割及び世帯別平等割の額をそれぞれ改めるものでございます。

第15条の9は、介護納付金賦課額の保険料率について、所得割の率及び被保険者均等割の額をそれぞれ改めるものでございます。

第20条は、保険料の減額につきまして、第1項第2号は、5割軽減の所得基準について「275,000円」を「280,000円」に、第1項第3号は、2割軽減の所得割基準について「500,000円」を「510,000円」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、今回の条例改正の附則といたしま

して、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

また、適用区分につきましては、改正後の摂津市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件についての説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。

（野村市民生活部長 登壇）

○野村市民生活部長 議案第6号、平成31年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

それでは、予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を1,112万1,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページ、4ページの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1共済掛金、項1共済掛金は379万2,000円の計上で、前年度に比べ22.9%、112万8,000円の減額となっております。これは加入者見込み数の減少に伴うものでございます。

款2繰入金、項1共済繰入金は677万円で、前年度に比べ22.8%、200万円の減額となっております。

項2一般会計繰入金は55万5,000円の計上で、前年度に比べ24.5%、18万円の減額となっております。これはパート共済事務経費と退職金に係る利息を確保するために一般会計から繰り入れるもの

でございます。

款3 諸収入、項1 預金利子は4, 000円で、積立金の定期預金利子として計上しております。

次に、歳出でございますが、款1 共済総務費、項1 共済総務管理費は4万2, 000円で、前年度と同額を計上しております。

款2 共済金、項1 共済金は1, 107万4, 000円で、前年度に比べ23%、330万8, 000円の減額となっております。

款3 予備費、項1 予備費は5, 000円で、前年度と同額を計上しております。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 建設部長。

(土井建設部長 登壇)

○土井建設部長 議案第20号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料(条例関係)1ページから2ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

本件は、JR千里丘駅西地区の市街地再開発事業において、都市再開発法に規定される特定建築者制度の活用に向けて、計画策定段階より民間活力の導入を図ることを目的に、本事業に事業協力者を参画させるため、事業協力者の選定についての調査、審議を行う摂津市市街地再開発事業事業協力者選定委員会を附属機関として設置するものでございます。

改正の内容といたしましては、別表の1、市長の附属機関に摂津市市街地再開発事業事業協力者選定委員会の項を加えるものでございます。

なお、本条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

また、本条例制定に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表に、市街地再開発事業事業協力者選定委員報酬、日額6, 900円の項を加えるものでございます。

以上、議案第20号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 選挙管理委員会事務局長。

(豊田選挙管理委員会事務局長 登壇)

○豊田選挙管理委員会事務局長 議案第21号、摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その提案内容をご説明申し上げます。

本件は、公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員選挙の候補者の選挙運動用ビラの頒布が解禁され、その作成に要する費用については、市が条例で定めるところにより公費負担することができることとされたことから、所要の改正を行うものでございます。

なお、議案参考資料(条例関係)3ページから5ページに記載の新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきましてご説明申し上げます。

第6条、選挙運動用ビラの作成の公費負担におきましては、市長の選挙における候補者に限るとしていた規定を削除し、市議会議員選挙における候補者についても、7円51銭に作成枚数を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成することができることとするものでございます。市

議会議員の選挙におけるビラの作成限度枚数につきましては、公職選挙法に規定されております4,000枚でございます。

その他の条文の改正につきましては、第6条の改正に伴います文言の整備を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するもので、この条例の施行日以降にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については従前の例によるものといたすものでございます。

以上、議案第21号の提案内容の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 議案第22号、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、一般職の職員の給与に関する条例第26条に基づき、危険や困難を伴うなど特殊な勤務に従事する職員に支給される手当について、その種類、支給対象職員、支給額等について規定しているものでございます。

このたびの一部改正は、市税や国民健康保険料の実地徴収に従事する職員に対する手当のうち、滞納繰越分に係る徴収金額の1,000分の10の支給を廃止することに伴う所要の改正を行うほか、短時間勤務職員等の支給に係る文言の整備を行うものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

なお、議案参考資料(条例関係)の6ページから7ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

第3条は手当の支給範囲及び額を定めており、第3項の再任用の短時間勤務職員の勤務時間を考慮した減額規定を、第2項に包含する文言の整備を行い、別表では、滞納繰越分に係る徴収金額の1,000分の10の支給に係る部分を削るとともに、「支給額」を「支給限度額」に改める整備を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例を平成31年4月1日から施行する旨を規定いたしております。

以上、議案第22号の内容説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

(小林次世代育成部長 登壇)

○小林次世代育成部長 議案第25号、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

このたびの改正は、本条例第11条第3項において放課後児童支援員の資格要件を規定しておりますが、根拠法令である厚生労働省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、議案参考資料(条例関係)35ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

それでは、条文に沿って内容をご説明申し上げます。

第11条第3項第5号におきまして、これまで、学校教育法の規定による大学において、社会福祉学等の一定の学科または課程を修めて卒業した者を放課後児童支援員の資格要件として規定しておりました。今般、学校教育法の一部改正により、本年4

月から専門職大学制度が創設されることになり、専門職大学の前期課程の修了者につきましては、短期大学の卒業者と同等の教育水準を達成することとされることから、同号におきまして所要の改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第26号、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律等により、児童扶養手当における受給資格者の所得を確認する期間が変更されるため、ひとり親家庭医療費助成における所得の確認期間を同様に改めるものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）36ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

それでは、条文に沿って内容をご説明申し上げます。

第2条の2第1項第1号中「6月」を「9月」に改めるもので、1月から9月までの間に認定請求するものについては前々年の所得、10月から12月までの間に認定請求するものについては前年の所得を確認することとするものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は平成31年7月1日から施行するものでございます。

以上、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。

（平井保健福祉部理事 登壇）

○平井保健福祉部理事 議案第27号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴いまして、災害援護資金の貸付条件の見直しを行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案参考資料（条例関係）37ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきましてご説明申し上げます。

第14条は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正により、これまで3%に固定されていた災害援護資金の貸付利率について、市町村が独自の政策判断により3%以内の率を条例で設定することが可能となったことや、保証人について必置義務が撤廃されたことに伴い、改正を行うものでございます。

第1項では、必置とされていた保証人につきまして、「保証人を立てることができ」と規定するものでございます。

第2項は、3%に固定していた災害援護資金の貸付利率を、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は1%とするものでございます。

第3項では、保証人の保証債務等について規定するものでございます。

次に、第15条は、災害援護資金の貸付金の償還方法に月賦償還が追加されたた

め、第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改めるとともに、所要の整備を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 環境部長。

(山田環境部長 登壇)

○山田環境部長 議案第28号、摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、学校教育法の改正により、本年4月から専門職大学が創設されることに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令により、一般廃棄物処理施設に置かなければならない技術管理者の資格要件が追加されましたことから、所要の改正を行うものでございます。

なお、議案参考資料(条例関係)39ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

それでは、条文に沿って内容をご説明申し上げます。

第28条第6号及び第7号の条文のうち、「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を加え、また、「卒業した後」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第28号、摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わりました。質疑は後日お受けします。

(「議事進行」と三好義治議員呼ぶ)

○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。

○三好義治議員 説明のあった議案は付託案件ですから、この際ですけど、予算概要の197ページの数値だけを確認させていただきたいと思うんですが、固定資産税、それから都市計画税の推移ということで、現年課税分の表が掲載されているんですが、この中で、固定資産税の平成30年度決算見込額と平成31年度当初予算額、その対前年度比の比率が、数字だけ見ますと100%を切っているんですが、この表の中では100.3%になっております。単純に、ここに出てきている数値の中で、平成30年度は86億9,408万7,000円、平成31年度当初予算額は86億8,130万円、対前年度比は99.85%なんですが、この際、この数値の意味合いを確認しておきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○井口総務部長 お答え申し上げます。

197ページの固定資産税、都市計画税の推移でございますが、ここに挙げさせていただいております表の中で対前年度の比較のパーセントが出ておりますけれども、平成31年度当初予算額の欄で100.3%となっておりますが、この分につきましては、この表の中では出ておりませんが、対前年度の平成30年度当初予算額との比較になりますので、その上の平成30年度決算見込額との比較ではございませ

ん。ここは数字が出ておりませんので、なかなか比較することができにくくなっております。平成30年度の予算概要と見比べていただくことが必要になってまいりますので、この件につきましては、備考欄も活用しながら、比較ができやすいようなつくりで改良を重ねていきたいと思っております。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。

○三好義治議員 今、部長から、急遽、今後備考欄を設けてということのご答弁やっただんですけど、やはりこういった数値におきましては、ここにあらわれている数字の結果で出すべきやと思ひます。提案といたしましては、この平成30年度の決算見込額が、資料を作成したのは1月末ぐらいやのに、出納閉鎖は5月末なのに、ここで決算見込額を出しているというのがそもそもの間違いであって、本来ならば、ここで平成30年度当初予算額を入れた中で現年度と比較する場合、これが一つの提案ですね。もう1点の提案といたしましては、備考欄の中で、注記といたしまして「平成31年度対前年度比は平成30年度当初予算とする」というようなことを入れれば、より表がわかるんですね。やっぱり先日の議会運営委員会の中で、一般会計補正予算（第8号）で、時間外手当と休日勤務手当の一覧表の中でも、総務部長のほうから、横の連携がまずかったとか、見直しができていなかったとかいう反省の文言もありました。この件につきましてでも、よりわかりやすい、より正確な議案書づくりに努めていただきたいと。この件については、議長、私は、次の付託案件で委員会審議のときには、その注釈を入れた資料の提案をお願いしたいと議長に対して要望しておきますの

で、よろしくお願ひいたします。

○嶋野浩一朗議長 ただいまの三好義治議員からのご指摘にあつたとおり、常任委員会で審議をする際には、委員の皆様方にわかりやすい資料を再度提示していただきますように議長からも要請いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事を進めてまいります。

日程7、議案第9号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（井口総務部長 登壇）

○井口総務部長 議案第9号、平成30年度摂津市一般会計補正予算（第7号）につきまして提案内容をご説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容につきましては、プレミアム付商品券発行の事務に係ります国の補正予算が去る2月7日に成立いたしましたので、準備関係の経費を計上いたすものでございます。

この事業につきましては、消費税率の引き上げによる低所得者、子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費喚起を目的として実施するもので、委託契約等の事務を遅滞なく進めるため、準備関係経費を補正予算として計上いたすものでございます。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,223万円を追加し、その総額を347億4,669万7,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款14国庫支出金、項2国庫補助金6,223万円の増額は、国の補正予算に伴うプレ

ミアム付商品券事務費補助金でございます。

次に、歳出でございますが、款6 商工費、項1 商工費6, 223万円の増額は、国の補正予算を活用した商品券発行事務に係る準備関係経費でございます。

次に、第2条繰越明許費につきまして、3ページ、第2表繰越明許費に記載のとおり、商品券発行事業について、翌年度にわたって事業を実施するため、繰越明許するものでございます。

以上、議案第9号、平成30年度摂津市一般会計補正予算(第7号)の内容説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第9号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○嶋野浩一朗議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程8、議案第17号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○嶋野浩一朗議長 建設部長。

(土井建設部長 登壇)

○土井建設部長 議案第17号、市道路線認定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料3ページから7ページも併せてご参照願います。

本件は、地区内道路9路線、総延長302メートルを市道として道路法第8条第2項の規定により市道路線の認定を行うものでございます。

路線認定の区間、敷地の延長、幅員及び面積につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

路線認定の概要といたしましては、9路線全てが地区内道路で、番号1、一津屋117号線から番号8、鳥飼野々66号線までの8路線につきましては、都市計画法第40条第2項の規定により帰属を受けたものでございます。また、番号9、東別府87号線は、本市の道路整備事業により整備を行ったものでございます。

以上、市道路線認定の件の提案説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件につきましては、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第17号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○嶋野浩一朗議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程9、議案第18号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

(土井建設部長 登壇)

○土井建設部長 議案第18号、市道路線廃止の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料8ページから9ページも併せてご参照願います。

本件は、地区内道路2路線、総延長41メートルを道路法第10条第3項の規定により市道路線の廃止を行うものでございます。

路線廃止の区間、敷地の延長、幅員及び面積につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

路線廃止の概要といたしましては、番号1、一津屋116号線、番号2、鳥飼野々62号線の地区内道路2路線は、路線の起終点及び延長に変更が生じたことから路線廃止を行うものでございます。

以上、市道路線廃止の件の提案説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのよ

うに決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第18号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○嶋野浩一朗議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程10、報告第1号を議題とします。

報告を求めます。教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 報告第1号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、公務中に発生いたしました公用車による物損事故で、平成30年12月26日に示談が成立いたしましたので、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

事故の発生状況、損害賠償の相手方、損害賠償の額、過失割合は、報告第1号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経過についてご説明申し上げます。

本件は、平成30年5月7日月曜日午後1時30分ごろ、摂津市千里丘三丁目14番地先におきまして、生涯学習課職員が、市立千里丘公民館での会議に出席するため、公用車を運転しておりましたところ、左折すべきところを通り過ぎたため、左折方向に車を切りかえすためバックしたところ、車体右側後部が道路標識の支柱に接触し、標識の基礎部分に損傷を与えたもので

ございます。

示談につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会との協議により、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合を本市が100%とし、道路標識の修繕に要する費用の全額10万9,080円を本市が負担することで摂津警察署と合意したものでございます。

市全体として事故防止に取り組んでいる中での事故でありますことから、本人に対し厳しく指導し、摂津市安全運転マニュアルを再度確認させるとともに、地図による事前の運転経路の確認を徹底し、今後の事故の再発防止に努めてまいります。

以上、報告第1号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 報告が終わり、質疑があればお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程11、議会運営委員会の所管事項に関する事務調査報告の件を議題とします。

本件について、議会運営委員長から報告を行いたいとの申し出がありますので、許可します。議会運営委員長。

(松本暁彦議会運営委員長 登壇)

○松本暁彦議会運営委員長 ただいまから、議会運営委員会の所管事項に関する調査について報告します。

去る平成30年9月27日の本会議で閉会中の継続調査となりました所管事項に関する調査について、12月19日の委員会において調査事項等を決定の上、委員全員及び議長、副議長参加の中で調査を実施しました。

その内容は、1月30日に大分県大分市

の議会BCPについて、並びに、1月31日に山口県山陽小野田市の議員間討議についてであります。

なお、その詳細につきましては、議長に報告しています。

以上、報告します。

○嶋野浩一朗議長 委員長の報告は終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

2月21日から3月5日まで休会することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後1時54分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 嶋野 浩一朗

摂津市議会議員 檜村 一臣

摂津市議会議員 渡辺 慎吾

# 摂津市議会継続会会議録

平成31年3月6日

(第2日)

# 平成31年第1回摂津市議会定例会継続会会議録

平成31年3月6日(水曜日)  
午前10時 開 会 場  
摂 津 市 議 会 議 場

## 1 出席議員 (19名)

1 番	福 住 礼 子	2 番	藤 浦 雅 彦
3 番	安 藤 薫	4 番	野 口 博
5 番	村 上 英 明	6 番	水 谷 毅
7 番	南 野 直 司	8 番	弘 豊
9 番	増 永 和 起	10 番	中 川 嘉 彦
11 番	香 川 良 平	12 番	三 好 俊 範
13 番	三 好 義 治	14 番	檜 村 一 臣
15 番	渡 辺 慎 吾	16 番	森 西 正
17 番	松 本 暁 彦	18 番	光 好 博 幸
19 番	嶋 野 浩 一 朗		

## 1 欠席議員 (0名)

## 1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	奥 村 良 夫
教 育 長	箸尾谷 知 也	市 長 公 室 長	山 本 和 憲
総 務 部 長	井 口 久 和	市 民 生 活 部 長	松 方 和 彦
環 境 部 長	山 田 雅 也	保 健 福 祉 部 長	野 村 眞 二
保 健 福 祉 部 理 事	平 井 貴 志	建 設 部 長	高 尾 和 宏
上 下 水 道 部 長	山 口 猛	教 育 委 員 会 兼 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北 野 人 士
教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	小 林 寿 弘	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	橋 本 英 樹
消 防 長	明 原 修		

## 1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	牛 渡 長 子	事 務 局 次 長	溝 口 哲 也
---------	---------	-----------	---------

## 1 議 事 日 程

- 1, 議 案 第 1 号 平成31年度摂津市一般会計予算
- 議 案 第 2 号 平成31年度摂津市水道事業会計予算
- 議 案 第 3 号 平成31年度摂津市下水道事業会計予算
- 議 案 第 4 号 平成31年度摂津市国民健康保険特別会計予算
- 議 案 第 5 号 平成31年度摂津市財産区財産特別会計予算
- 議 案 第 6 号 平成31年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
- 議 案 第 7 号 平成31年度摂津市介護保険特別会計予算
- 議 案 第 8 号 平成31年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
- 議 案 第 10号 平成30年度摂津市一般会計補正予算(第8号)
- 議 案 第 11号 平成30年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)
- 議 案 第 12号 平成30年度摂津市下水道事業会計補正予算(第4号)
- 議 案 第 13号 平成30年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 議 案 第 14号 平成30年度摂津市財産区財産特別会計補正予算(第1号)
- 議 案 第 15号 平成30年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議 案 第 19号 摂津市災害対策基金条例制定の件
- 議 案 第 20号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 21号 摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 22号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 23号 摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 24号 摂津市手数料条例及び摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 25号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 26号 摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 27号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 28号 摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 29号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 30号 摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 31号 摂津市水道事業の給水等に関する条例及び摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 32号 摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件

2,

代表質問

日本共産党 安藤 薫 議員

改革クラブ 渡辺 慎吾 議員

民主市民連合 三好 義治 議員

---

## 1 本日の会議に付した事件

日程1から日程2まで

(午前10時 開議)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、森西議員及び松本議員を指名します。

日程1、議案第1号など28件を議題とします。

本28件について質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本28件のうち議案第1号、議案第10号及び議案第20号の駅前等再開発特別委員会の所管分については、同委員会に付託することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

日程2、代表質問を行います。

順次質問を許可します。

安藤議員。(拍手)

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 おはようございます。

日本共産党議員団を代表いたしまして質問をさせていただきます。

最初に、今日の市民生活の実態に対する認識と地方自治体の役割についてお尋ねをいたします。

新年度の政府予算案は、一旦閣議決定したものを、国政を揺るがしている厚生労働省の毎月勤労統計の不正問題によって修正されたものです。この前代未聞の政府予算案に対して、私ども日本共産党は、消費税増税で暮らしと経済を破綻させ、大軍拡で

憲法と平和を壊し、二重に亡国への道を突き進む予算案と強く批判をしているところです。

安倍政権のもとで大企業や富裕層は史上最高の利益を拡大していますが、日本経済や国民の暮らしは一層深刻になっています。日本経済は、2014年の消費税8%への増税時に比べ、GDPは3兆円も落ち込んでおり、5兆円を超える大增税を強行すれば破滅的な影響を及ぼすこととなります。国民の暮らしは、実質賃金が4年前に比べ年収ベースで10万円低下、また、実質家計消費支出はこの5年間で25万円も落ち込んでいます。

市長は、こうした市民生活の実態をどのように認識されているでしょうか。そして、住民の福祉の増進を仕事とする基礎自治体として役割を果たす立場から、とことん市民の暮らしを守り、支えていくことが重要だと考えますが、市長の見解を求めます。

次に、国、大阪府政に対する評価と摂津市政・市民への影響について、3点質問をいたします。

一つ目は、安倍政権が実行しようとしている今年10月の消費税増税と市民への影響についてです。

今回の消費税増税に対して、増税に賛成と明言する財界人や、昨年未まで内閣官房参与を務めた学者など、多くの人たちが今増税したら大変なことになるという声を上げています。国内の経済指標、世界の経済情勢も、とても増税できる状況にないからです。2014年の8%への増税以降の消費不況は深刻で、今回、さらに10%に引き上げられれば、市民の暮らし、市内中小業者の営業は大損失をこうむることになるのではないのでしょうか。この10月の消費

税増税とその影響、とりわけ市民、市内中小業者への影響をどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

二つ目に、大阪のIR・カジノ誘致、大型開発などについてです。

大阪府、大阪市は、万博開催の1年前の2024年に、大阪湾の人工島夢洲にIR・カジノの開設を計画し、基本構想案を先日発表しました。国際会議場や展示場、ホテルなどを併せたIR施設の中心がカジノです。昨年7月、これまで刑法で犯罪とされてきた民間賭博、カジノを合法化するカジノ実施法が、自由民主党、大阪維新の会、公明党などの賛成によって成立いたしました。カジノは紛れもないギャンブルで、国民、府民の多数が今も反対しています。その上、まだ決まってもいないのに、巨大開発に多額の税金も投入されようとしています。消費不況であえぐ市民の暮らしや中小企業の営業、予想される自然災害への備え、疲弊する地域社会への対応など、大阪府政には課題が山積みです。IR・カジノや関連巨大開発に熱中している場合ではないと思います。摂津市政・市民にも大きな負の影響があると考えられますが、基礎自治体としてどのように考えているのか、ご答弁を求めます。

三つ目に、憲法を守り人間を尊重する平和都市としての取り組みについて、2点お聞きしておきます。

一つは、核兵器禁止条約の早期締結を政府に求める署名活動です。国連で採択され、この種の条約では異例のスピードで署名・批准国が増えている同条約に対して、日本政府は依然背を向け続けています。これまでの摂津市の取り組みと併せ、今後の取り組みについてお伺いいたします。

もう一つは、安倍首相が、自衛官募集に

ついて、6割以上の自治体が協力拒否という悲しい実態があって、この状況を変えるために憲法に自衛隊を書き込もうと述べていることについてです。実際にはほとんどの自治体は何らかの協力を行っているにもかかわらず、憲法遵守義務を持つ総理大臣が間違った情報で憲法改悪をあおるという異常な発言は看過できません。摂津市の対応、市長の認識についてお伺いいたします。

第3に、市民生活を支える市の姿勢と取り組みについて、4点質問します。

一つ目は、国民健康保険料の連続値上げをやめることについてです。

摂津市は、国民健康保険料を2018年度に4,000万円値上げし、2019年度はさらに1億1,000万円の値上げを行う計画です。所得200万円の40代夫婦と子ども2人の4人世帯では2万5,950円引き上がり、年間39万3,761円となります。約40万円、所得の5分の1が国保料で消えてしまう計算です。一方、摂津市の国民健康保険特別会計は連続黒字を続けており、2017年度の黒字は5億円を超え、そのうち3億6,000万円を基金をつくって積み上げました。市民の生活が苦しい中で、基金を積み上げながら値上げをするなど、到底理解が得られるものではありません。

この背景には大阪府の国保統一化があります。大阪府が示している保険料との差額は2019年度で一人当たり7,000円もあり、今後、摂津市の保険料をどれだけ値上げし続けていくのか、見当もつかない状態です。5年後の統一化に向けて無理やり値上げをしていくのではなく、市民の暮らしに寄り添って値下げをすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

全国知事会や市長会が、国民健康保険の構造的な課題解決のために公費1兆円を政府に求めています。しかし、国は3,400億円の措置しかしていません。日本共産党としても、1兆円の公費負担で平等割、均等割をなくし、国保料の約半額である協会けんぽ並みの保険料へ引き下げよう国に求めています。また、大阪府市長会は、大阪府に対して独自の財政措置を求める要望書を提出しています。摂津市としても、保険料負担軽減のために国や府に公費投入を強く求めるべきではないでしょうか。

二つ目に、消費税増税による上下水道料金値上げを抑制することについてです。

今議会に出された議案第31号の条例改正案の中で、10月1日から消費税率が引き上げられることに伴い、水道料金及び下水道使用料等に乗ずる割合を8%から10%に改めることが提案されています。これまでも多くの市民から近隣市と比べても高い上下水道料金の引き下げをという願いがある中で、増税分をそのまま反映させることは、市民生活にも大きな負担を押しつけるものです。5%から8%になったときにも求めましたが、事実上の料金引き下げで料金を据え置くことができないものか、市長に見解を問います。

三つ目に、高齢者・障害者・生活保護世帯の負担を軽減することについてお聞きします。

摂津市は、2018年度に介護保険料の値上げをし、基準額で年額6万9,480円となりました。1か月分の年金が飛んでしまうほどです。障害者施策では、昨年大阪府が進めた改悪で、医療費、薬代の負担が増加しました。さらに、摂津市が入院時食事療養費を打ち切ったことで、障害者にさらなる痛みが強いられました。生活保護

世帯は、2017年7月から住宅扶助基準、2018年から生活扶助基準の3年連続引き下げで支給額が減り、これ以上節約するところがないほどです。摂津市の介護保険の基金残高は2018年度末で約6億7,000万円、このうち約3億円は、今期、使い道の決まっていないお金。財源がありますから、介護保険料減免制度の拡充や利用料減免制度の創設を行うべきではないでしょうか。障害者の入院時食事療養費の復活も必要です。生活保護基準の引き下げをやめ、もとに戻すよう国に求めるとともに、利用者に寄り添い、使える制度の周知徹底や制度利用についての親身な援助が求められます。

今、年金は下がる、物価は上がる、この上消費税が増税されたら生活していけないという市民の悲鳴が上がっています。市長は常々弱者の視点と言われています。住民福祉の増進という地方自治体の目的に沿って負担軽減を図るべきではないでしょうか。答弁を求めます。

四つ目に、中小企業・小規模事業者の営業を守る取り組みについて質問します。

中小企業・小規模事業者を取り巻く状況は大変厳しく、消費税増税でますます経営は圧迫されます。複数税率やカード決済によるポイント還元などの導入は、中小企業や小規模事業所にとって、営業事務を煩雑にし、とても対応できないとの声も上がっています。消費税による倒産や廃業の増大も心配されます。

摂津市は、産業振興アクションプランの見直しのための調査を行いました。中小企業や小規模事業所の実態をリアルにつかみ、新アクションプランの中で事業が継続していけるような有効な支援策を打ち出すことが求められているのではないでしょう

か。

市長は、摂津市について、産業のまち、中小企業のまちだとおっしゃいます。摂津市の中小企業・小規模事業所の現状に対する認識と市長の見解をお聞かせください。

第4に、地域の環境を守る摂津市の姿勢について、2点お聞きしていきます。

一つは、鳥飼野々の外国人技能実習生研修宿泊施設の建設計画についてです。

12月の第4回定例会、私は一般質問で当該施設の建設計画に対する地元住民の反対運動について質問いたしました。当該施設が、技能実習生に対する深刻な人権侵害や実習生の失踪、悪質なブローカーの介入など、大問題となっている技能実習制度のものであることを強調しながら、住民の不安に寄り添う対応を求めました。市長は、事業者に対して、住民の理解を得るなど摂津市開発協議基準の諸条件を満たすよう厳しく指導すると答弁されました。この間、建設反対の市民の署名は9,378筆に達し、市長にも届けられていると聞いています。市としての対応、市長の認識について答弁を求めます。

もう一つは、JR東海新幹線鳥飼車両基地の地下水汲み上げ問題についてです。

JR東海との訴訟が終わり1年、地下水汲み上げ中止の訴えは退けられたものの、井戸の場所が茨木市域であっても、摂津市の環境保全協定は事業所全体に効力を有することは認められました。地下水汲み上げによる影響チェックはもちろん、環境保全協定に基づく協力や社会的責任をJR東海に求めていく必要があると考えますが、この間の取り組み、今後の対応について伺います。

第5に、昨年相次いだ災害を教訓にした、今後の本市の防災対策の方向性につい

て、4点質問します。

一つは、昨年大阪北部地震の検証結果、台風21号の被災状況から何を教訓にすべきかということです。

2月に大阪北部地震の検証結果がまとまりました。被害状況の整理と今後の課題を明らかにされています。今回の震度5強の地震において、住宅被害として半壊28棟、一部損壊2,286棟などをはじめとした被害状況、1月末現在の罹災証明書の発行は2,620件、ブルーシートの配布などさまざまな対応状況、災害対策本部など庁内の対応、23班の対応などの検証が報告されています。2年前の地域防災計画においては、上町断層帯関係で、震度6弱が最大ということを前提として見直されていました。しかし、大阪北部地震では、震度5強というレベルでも結果として十分な対応ができませんでした。この結果を検証し、今世紀半ばくらいまでに東南海・南海地震が確実に来るという危機感を再認識して、検証とそれに基づく改善を常に繰り返していくことが重要だと考えます。

また、防災の目指すところは、国民の生命、身体及び財産を災害から守ることであり、この原点に立ち返って、予防対策、応急対策、復旧・復興対策の3点での確に対処できる組織、体制、能力を備えていく努力を、市職員、市民、市内企業が力を合わせて行っていくことが求められています。そのために、市として、危機管理の専門職の設置を含め、体制の強化、指導力を発揮すべきではないでしょうか。市長の見解を求めます。

二つ目に、災害被災に対する公的支援についてです。

これまでの公的支援の対象は、建物の全壊、半壊、床上浸水であります。本市は、

これに加えて、独自の施策として、被災住宅への住宅修繕支援金制度、ブロック塀等撤去補助金などを創設しました。しかし、これで十分なのか、大変疑問です。被災住宅の多くは一部損壊です。より低額の修繕まで対象にできないのか。高槻市では実施されている罹災証明書受給者への国保料の減免、また、固定資産税の減免など、一部損壊に対する公的支援の全面的拡充について検討、見直しを行うことを求めますが、考えをお聞かせください。

三つ目に、新年度の防災対策事業についてです。

今回、新年度予算でさまざまな防災対策予算が提案されています。新たな取り組みについてお聞かせください。

四つ目に、豪雨・浸水対策です。

昨年の西日本豪雨は各地に甚大な被害をもたらしました。私は、自然災害の原因究明や再発防止の調査を行う国土問題研究所の現地調査に同行させていただきました。51名の命が奪われた倉敷市真備町では、想定外の豪雨が長時間降り続き、本流の高梁川、支流の小田川の水位が上昇、逆流等により川の水が堤防からあふれ、堤防の外側から堤防を崩し、決壊に至ったとのことです。河川敷に群生する樹木なども水流を阻害したとも言われていますが、想定外の豪雨などに際して、住民の命を守るための対策、備えが重要であることを改めて思い知りました。

北摂で西日本豪雨級の降雨に見舞われたとき、安威川ダム建設後でも、ダムによる洪水調整能力を上回り、下流域で浸水被害が発生する可能性がある、大阪府、茨木市が見解を示しています。本市は安威川流域の下流域に位置し、その危険性を認識し、市民にも周知を図る必要があると考え

ます。そして、安威川ダムに頼るだけでなく、安威川とその支流の流域全体で、耐越水堤防の整備、河床修復、貯留施設整備、堆積土砂の除去、内水氾濫地域の雨水管整備など、流域全体の治水対策の強化を強く大阪府など関係機関に求めるべきです。見解を問います。

第6に、子育て支援施策の公的責任を果たし、充実を図ることについて、以下4項目質問します。

第1に、幼児教育・保育の無償化による影響とその対応についてです。

今年10月から政府は、子育て世代の負担軽減として、幼児教育・保育の無償化を実施すると言っています。これには期待の声もある一方で、その期待や願いに応えられるような内容で準備が進められていくのか、不安な要素も多く含まれているのではないのでしょうか。現時点での教育委員会としての想定している影響、それにかかわる対応についてお聞かせください。

2番目に、待機児童の現状とその対策についてです。

少子化が叫ばれる一方で、保育所を申し込んでも利用できない待機児童の問題はますます深刻化しています。昨年4月、年度当初44名だった待機児童の数は、12月には165名にまで増えました。年度途中の11月開所で150名定員の民間園が整備されたものの、保育士の確保ができなかったことなどから当面50名の受け入れにとどまっているとのこと。保育を必要とする認定がされながら対応されていない実態は早急に解決しなければなりません。子どもの成長を育み、子育てする親を支える安全・安心な保育を量と質の両面で確保していくことを強く求めるものですが、市としての現状と対策についてお聞かせくだ

さい。

三つ目に、学童保育の充実に対する市の責任、民間委託計画についてお聞きします。

摂津市は、2019年4月からの学童保育民間委託、保護者の方からの反対なども受け、1年先送りを決定しました。ところが、摂津市は、2019年度予算案で早くも委託化のための引継業務委託料、債務負担行為として2020年度から3年間の業務委託料を計上しました。保護者への十分な説明と合意がなされたのか、保護者の不信感を取り除かれ理解が得られたのか、お答えください。

摂津市の学童保育事業が、他市と比べても、国の児童福祉法や子ども・子育て支援法に照らしてもおこなっていることは明白であり、摂津市みずから子ども・子育て支援計画において、延長保育などのサービス向上の実現に向け実施方法の検討を進めています。その検討が民間委託ありきで進められているのではないのでしょうか。学童保育運営に対する市の主体的責任についてお答えください。

四つ目に、子どもの貧困対策です。

子どもの貧困対策法が施行され5年が経過しました。2016年度には、大阪府と13市町が子どもの生活に関する実態調査を実施しました。大阪府の貧困率は全国の中でも沖縄県に次ぎ深刻です。昨今の社会状況の中で、貧困から来る家庭の問題、子どもが置かれている環境が見えにくくなっています。一人一人の市民、子どもの顔が見える小規模な自治体だからこそできるきめ細かな貧困対策を全庁的な課題にすることが必要ではないのでしょうか。そのためにも、摂津市内での実態把握、実態調査が必要と考えますが、いかがでしょうか。

最後に、子どもの成長・発達を保障する教育条件の整備について、3点質問します。

一つは、教職員を増やし、35人学級を小学校3年生以降の学年にも広げていくことについてです。

教員の働き方改革が、今、緊急かつ重要課題として国・自治体を挙げて取り組まれています。教員の多忙化は、教員の命や健康にかかわる問題であると同時に、子どもの教育に深刻な影響を与えるものです。教員を増やして多忙化を解消し、35人学級の拡大で一人一人の児童・生徒に向き合える時間を保障してこそ、摂津市が目指す生きる力を身につける必要な教育条件ではないでしょうか。私たちは、保護者や教育関係者の皆さんとともに、何度も35人学級など少人数学級を、国や大阪府、摂津市に求めてまいりました。改めて教育長の見解を問います。

二つ目に、大阪府中学生チャレンジテストの中止と高校入試の判定に利用させないということについてです。

12月の定例会でも一般質問で取り上げ、チャレンジテストの問題を質問しました。市教育委員会として認識するチャレンジテストの課題は残されたまま。しかし、その問題があるテストを摂津市の中学生にこのまま参加させていいのかが問われています。大阪府が問題の改善を行わない状況で、課題があると認識しながら引き続き参加するのではなく、府教育庁に対して中止を求めるべきではないですか。ご答弁を求めます。

最後に、中学校給食です。

2015年にスタートしたデリバリー方式選択制の中学校給食が5年目を迎えようとしています。毎年数千万円の予算が組ま

れていますが、利用する生徒はクラスに1人いるかいないか。とても学校給食と言える状況にありません。学校教育の一環として行われる給食をこの状態のままにしているのか、改めて答弁を求めたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 それでは、答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

それでは、日本共産党を代表されての安藤議員の質問にお答えをいたします。

まず、地方自治体の役割についてのご質問にお答えをいたします。

我が国の経済情勢は、戦後2番目となる景気回復の長さを継続していると言われておりますけれども、地方の隅々にまで景気回復が波及しているとは言い切れない状況にあると考えております。国の新年度予算案では、当初予算が初めて100兆円を超え、社会保障費は過去最大となっております。

本市におきましても、一般会計当初予算額は約348億円と4年ぶりに増加しております。扶助費では5年連続3%を超える増額となっております。また、今後に目を向けますと、人口減少や少子高齢化などの進展により人口構造が大きく変化し、歳入歳出ともに大きな影響があることが想定されます。これらにしっかりと対応していかなければなりません。そのためには、国の動向を注視しつつ、本市における情勢を正しく見きわめ、市民ニーズの最大公約数の実現に向けて取り組んでいくことが重要であると考えております。

消費税増税とその影響についてでありますけれども、消費税等の増税によりまして、市の財政では地方消費税交付金の増収

を見込んでいるところでございます。この増収分は、今後の少子高齢化の進展により増加が見込まれる社会保障関連経費に充てるものとされており、市が自由に使える財源が格段に増加するものではございません。また、その増収効果は翌年度以降になるものでございます。市民生活の影響につきましては、消費税等が広く市民の方々にご負担いただく税金であることから、多くの市民に影響があると認識いたしております。国においては、低所得者に配慮した施策や景気対策として2兆円規模の予算措置を講じております。本市におきましても、国の動向を注視しながら、基礎自治体としての責任を果たしてまいりたいと考えております。

カジノ誘致についてのご質問でございますが、平成28年度にいわゆるカジノ法が成立いたしました。大阪府などにより、大阪湾の臨海地帯へ特定複合観光施設の誘致が打ち出されていることは承知をいたしております。今後、カジノを含む施設の設置・運営に関する必要な規制等については議論されるとのことでありますが、実現いたしますれば、世界から多くの観光客等が大阪に訪れ、多大な経済効果を生むとの試算がございまして、現在のところ、本市のまちづくりへの直接的な影響は想定しておりませんが、カジノにつきましても、多重債務や暴力団対策の問題など、実に多くの課題をはらんでいます。とりわけギャンブル依存症の問題につきましては、新たに依存症に苦しむ人がないように、国が中心となった万全の対策が必要であると考えております。

憲法を守り人間を尊重する平和都市としての取り組みについてであります。本市は、昭和58年に憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言を行っております。7月、

8月を平和月間と定め、戦争の悲惨さと平和の尊さを訴えるさまざまな取り組みを行ってまいりました。

核兵器禁止条約の早期締結を求める署名活動につきましては、昨年は、世界人権宣言摂津連絡会議の構成団体にもご協力いただき、900筆以上もの署名を集めることができましたところでございます。今年も引き続き署名活動を展開し、平和首長会議を通じ、国に働きかけてまいります。

次に、自衛官の募集につきましては、自衛隊法第97条に基づき、法定受託事務として市が自衛官の募集事務の一部を行うこととされていることから、募集に対し協力を行っているところでございます。自衛隊の憲法への明記に関しては、まずは国会でしっかりと議論されるべきであると思っておりますので、国の動きを注視してまいりたいと思っております。

平成31年度の国民健康保険料の改定についてでありますけれども、広域化初年度における国民健康保険事業の運営が進みます中、本算定により確定した平成31年度の大阪府の統一保険料率が府より示されました。

本市におきましては、医療費の自然増に伴う改定と、これまでの市独自の保険料抑制による差額の解消に向けた改定が必要でしたが、団塊世代の高齢化による医療費の伸びが大きいことから、被保険者への影響を考慮し、医療費等の自然増分のみの保険料の改定にとどめたところでございます。また、持続可能な医療費制度の構築を目指した広域化に合わせて、国保の構造的な課題解消に向けて国による公費が投入されているところでございますが、高齢化や医療の高度化により保険給付費の伸びなどが見込まれていることから、大阪府市長

会を通して国及び大阪府にさらなる公費の拡充を要望してまいりたいと思っております。既に要望しております。

上下水道料金についてでありますけれども、国において消費税法及び地方税法が改正され、本年10月から税率が10%に改定されることになっております。税率がアップすることに伴い、市民の皆さんの負担も増加することになりますが、上水道、下水道とも今後多大な維持・更新費用が必要となることが予想され、経営状況がより一層厳しくなる中、上下水道サービスを安定的かつ継続的に提供するためには、現行上下水道料金のまま維持することは困難になってまいります。

弱者に対する市の考えについてであります。私は常々、市民目線、弱者の視点を大切に、市民生活の安定を最大の使命と考え、施策を充実してきたところでございます。しかしながら、急激な高齢化の進行や医療の高度化に伴う医療費の増加など、社会情勢の変化に対応し、制度を持続可能なものとする必要となつてまいります。そして、現在の市民の方々に対する責任とともに、将来にも責任を持たなくてはなりません。

今回の介護保険料の改正、障害者の入院時食事療養費助成の廃止につきましては、持続可能な制度を構築するために実施したものでございます。また、生活保護基準の改定につきましては、一般低所得世帯での消費実態との均衡を図ることを目的に見直されたものと聞いております。今後におきましても、市民目線、弱者の視点を大切にすることに変わりはありません。市民生活の向上に向け、国や府に対しての要望活動を行うとともに、既存の負担軽減策に関しましては、これまで以上の周知に努めて

まいりたいと思います。

中小企業・小規模事業者についての質問でございますが、内閣府の2月の月例経済報告によりますと、景気は緩やかに回復していると示されておりますが、企業収益では高い水準にあるものの、改善に足踏みが見られるなど、景気への先行きに留意する必要がある表現となっております。中小企業においては、いまだ景気回復を実感するには至っておりません。まだまだ厳しい状況に変わりはないものと認識をいたしております。また、大企業との労働生産性の問題や経営者の高齢化による事業継承問題、働き手不足など、中小企業の抱える課題は多岐にわたっております。このような現状から踏み出せるよう、市といたしましても継続してさまざまな支援を行ってまいります。また、産業振興アクションプラン評価検証の結果を活用し、第2期産業振興アクションプランを市内企業や関係機関と連携して策定してまいります。

鳥飼野々の外国人技能実習生の宿泊施設についての質問でございますが、当該開発計画につきましては、現在、都市計画法及び摂津市開発協議基準に基づく手続中でございます。この計画に対しましては、近隣の住環境が変わることに対する懸念から、住民の皆さんによる署名活動が行われ、多くの署名が提出されている状況でございます。

本市も、開発協議基準に基づき、住民の理解を得るように住民説明の指導を続けておるところでございます。今日まで5回の説明会があったと報告を受けておりますけれども、残念ながらと申しますか、開発協議基準には法的拘束力がございません。現在、都市計画法にのっとり、開発が可能かどうかを審査しておりますけれども、法的

に問題がなければ許可をとめる権限がないのが実情でございます。

J R 東海による地下水汲み上げについてのご質問でございますが、J R 東海との訴訟が終結し、はや1年が経過しようとしております。この間も鳥飼車両基地では地下水が汲み上げられておりますが、引き続き水準測量を実施し、地盤の状況を確認してまいります。今年度の測量結果につきましては、国土地理院の審査が終わり次第、ご報告させていただきたいと考えております。

なお、昨年の判決以降、J R 東海におかれましては、地下水汲み上げ量を同社ホームページで公開し、本市の実施する水準測量では同基地内にある水準点の使用を許可していただくなど、対応していただいております。

昨年の大阪北部地震の検証結果についての質問でございますけれども、昨年の震災と台風21号の経験から、平時の備えがいかに大切であるか、また、自助・共助・公助の強化がいかに重要であるかを改めて認識いたしました。特に、自助・共助・公助の強化には、それぞれの担い手となる市民、地域、行政が災害発生前から災害の想定をしっかりと行い、みずからの役割を認識しておく必要がございます。そのため、まずは基本に立ち返り、自分の命は自分で守る自助、地域の安全は地域で守る共助の必要性について、市民お一人お一人にご理解をいただくことが不可欠でございます。また、公助につきましては、大阪北部地震の検証結果を踏まえまして、初動体制の徹底を図るべく、職員研修や訓練に取り組んでまいりたいと思います。

災害被災に対する公的支援についてでありますけれども、自然災害による私的財産

の被害復旧につきましては、基本的にはそれぞれの自助努力が必要であると考えておりますが、しかしながら、その自助努力にも限界があります。被災の状況によっては公的支援が求められることも十分に承知をいたしております。一方で、行政が全ての被災者を十分に救済することは財政的にも不可能でございます。限定的な支援にならざるを得ません。

そのような中、昨年の災害は数十年に一度あるかないかの記録的な被害を引き起こしました。この点を重視いたしまして、自助努力を後押しし、市民生活の安定を一刻も早く取り戻すため、半壊世帯だけではなく、一部損壊世帯にまで踏み込んで、災害見舞金や住宅修繕支援金という形で支援をさせていただいたところでございます。被害の現状と比べて本市の支援策は十分であったのか、また、国民健康保険や固定資産税に関して減免制度の対象者は適正であったのか、さまざまな考え方がございますことは承知をしておりますが、本市の支援施策は同じく被災をしたほかの自治体と比べても遜色のないものと考えております。

新年度の防災対策事業についての質問にお答えをいたします。

新年度には、自助・共助の強化といたしまして、防災サポーター養成講座の開催や防災士資格取得の助成などを行い、災害時に行政や自主防災組織の皆様と協働して避難所運営など地域の防災活動を担う人材を養成してまいります。また、昨年の台風21号の際、避難所が停電に見舞われた経験を踏まえ、各避難所に発電機やランタンを配備してまいります。また、市民から問い合わせがございましたブルーシートや土のう袋につきましても備蓄をしております。

次に、職員の災害対応力の強化につきましては、防災研修の充実や実働的な訓練などを通じて、万一の際に全職員が的確な初動対応が行える体制を整えてまいります。

豪雨・浸水対策の必要性についてですが、昨今の地球温暖化の影響を受け、関東・東北豪雨、西日本豪雨など、大規模河川の氾濫で多くの方がお亡くなりになりました。これは、淀川、安威川など、市域に多くの一級河川が流れる本市にとりましても決して他人事ではございません。

本市では、水害から命を守る取り組みの一環として、堤防の改修、河川のしゅんせつ、安威川ダムの早期完成などを河川管理者に要望しております。また、洪水で命を落とさないためには、早い段階で安全な場所へ避難すること、逃げおくれた場合には近くの高い建物へ避難することなどが重要であります。自主防災訓練をはじめ、防災教育や出前講座などを通じて、市民の皆様にはわかりやすい周知啓発に努めているところでございます。また、地域版防災マップの作成を通じて、早期避難だけではなく、災害弱者を地域全体で守る「おねがい会員」「まかせて会員」の取り組みについても支援させていただいております。

以上、私からの答弁です。

○嶋野浩一朗議長 教育長。

(箸尾谷教育長 登壇)

○箸尾谷教育長 それでは、教育委員会所管分についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、幼児教育・保育の無償化についてでございます。

幼児教育・保育の無償化につきましては、今年10月から実施される予定でございますが、市町村への影響は少なからずあるものと考えております。

まず、財政面で申しますと、保育所や幼稚園などに加え、認可外施設等も無償化の対象となりますことから、市町村の負担は確実に増えるものと考えております。また、業務の面で申しましても、幼稚園の預かり保育や認可外施設を利用する場合に、保育の必要性について認定する業務などが新たに発生することから、事務量も増えてまいります。

さらに、無償化の影響は保育ニーズの変化にも及んでこようかと思っております。昨年末に実施しましたニーズ調査におきましても、その変化を捉えるよう努めているところではございますが、今後どのように変化するかにつきましては注視が必要であるとともに、変化が生じた場合には供給体制などの対応が必要になるものと考えております。いずれにいたしましても、このような影響を考慮し、遅滞なく実施できるよう万全の体制を整えてまいりたいと思っております。

次に、保育所等の待機児童についてのご質問でございます。

本市における厚生労働省定義の待機児童数につきましては、ここ5年の間、若干の増減を繰り返しながら50人未満で推移をしております。この間、新たな施設整備や既存施設の建て替え等による定員増などにより、供給体制の確保に努めてまいったところですが、しかしながら、急激に増大する保育需要に対し、供給体制の整備が追いついていないのが現状であります。平成31年度につきましても、民間による施設整備に対する補助金を予算案として計上しており、今後の保育需要を的確に捉えながら供給体制の確保に努めてまいります。

次に、学童保育についてのご質問でございます。

摂津市放課後児童健全育成事業の設備及

び運営に関する基準を定める条例におきまして、学童保育事業に関する基本理念並びに設備及び運営の基準が規定されております。また、国からも放課後児童クラブ運営指針が示されており、これらに基づき、市として学童保育室を運営していくことが求められております。本市におきます学童保育室のサービス状況は大阪府内自治体と比べても低いものとなっておりますことは認識しており、民間事業者の力を活用してサービス向上を図ってまいりたいと考えております。

また、保護者の方々への説明につきましては、延長保育に伴う民間委託に関する保護者説明会を昨年8月から本年1月にかけて延べ19回開催させていただき、一定のご理解は得られたものと考えております。平成31年度におきましては、委託候補となります事業者の指導員を確保するための期間等も考慮しながら事業者選定を行っていく予定でございます。

続きまして、子どもの貧困対策についてのご質問でございます。

本市独自での子どもに関する実態調査の実施につきましては、大阪府において平成28年度に実施された調査結果をもとに、平成29年度には、大阪府子どもの貧困対策計画に掲げる事業について、国、府、市町村の役割分担を踏まえながら総点検を行っているところでありますことから、現在のところ、本市として同様の調査を実施する予定はございません。

子どもの貧困対策に関しましては、横断的な取り組み、とりわけ教育・福祉部門の連携が必要であると考えております。現在本市で実施しておりますさまざまな施策を点検する中で、本市として優先的に取り組む施策を研究してまいります。

続きまして、小・中学校全学年での35人学級についてでございます。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律におきまして、現在、公立小学校1年生は35人、2年生は40人で学級を編制するとされておりますけれども、府の施策によりまして、2年生におきましても35人学級が実施されているところですので、35人学級編制の効果につきましては、実施されております近隣市へのヒアリングなどから、子どもの話をゆっくり聞くことができるようになった、あるいは、より丁寧な指導が行えるようになったなど、定性的な評価は聞いておりますが、定量的な評価としては、はっきりとした結果が得られている状況ではございません。しかしながら、少人数学級編制にすることは、本市の課題であります個に応じたきめ細やかな指導の推進に一定の効果が期待できるものと考え、これまでも都市教育長協議会の重要項目として35人学級編制の拡充を国や府に求めてまいりましたが、今後も引き続き強く求めてまいりたいと思っております。

次に、チャレンジテストに関する質問でございます。

これまでも申し上げてまいりましたけれども、とりわけ中学3年生を対象としたチャレンジテストにおきましては、チャレンジテストで実施する5教科の結果を用いて残りの4教科を含めた9教科の評定の範囲が決められる点や、たった一度の調査で、それまでの複数回のテスト結果、あるいは日常の活動や頑張りなどの評価が修正されてしまう点、さらに、実施時期が6月であり、それ以降の頑張りや成績の伸びなどが加味されず評価の範囲が定まってしまう点などについて、府教育庁に申し入れをして

まいりました。私は、中学校段階では、評価には、身につけた知識、技能だけでなく、日々の学習に取り組む意欲や態度も含まれるべきだと考えております。チャレンジテストでは、それらの関心、意欲、態度について評価することはできず、その結果を公立学校の入学者選抜に活用されることについては課題であると考えております。これらの課題については、今後も引き続き、さまざまな機会を通じて、府教育庁に対して申し入れてまいりたいと思っております。

最後に、中学校給食の現状についての質問でございます。

中学校給食につきましては、平成27年6月からデリバリー方式選択制でスタートし、成長著しい中学生に安心・安全で栄養バランスのとれた食事を提供し、健康増進、体力向上を図ることを主な目的として実施をしております。目標喫食率は10%を掲げておりますが、直近の平成30年2学期末の平均喫食率で申しましても4.4%となっております。

これまで、喫食率の向上に向けましては、人気献立キャンペーンの実施や生徒からのリクエスト献立、レポート希望料理の募集、また、中学校入学体験時に小学6年生を対象とした全員給食試食会の実施など、さまざまな改善策を講じております。また、新年度の取り組みといたしましては、一例として、食育セミナーを開催し、給食のさらなるPRを行ってまいりたいとも考えております。しかし、目標喫食率から評価いたしますと、まだまだ課題がございますので、引き続き改善、見直しに努めてまいりますとともに、中長期的には、社会情勢を踏まえながら、本市にとってよりふさわしい中学校給食のあり方について検

討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 安藤議員。

○安藤薫議員 今日の市民生活の実態に対する認識、地方自治体の役割についてご答弁いただきました。

景気回復は波及するどころか、市民の収入、所得は下がっています。国の社会保障費、摂津市の扶助費の伸びは、それだけ市民の暮らしが大変になっていることをあらわしていると思います。住民の福祉の増進を図る役割がますます重要であるということをお初めに申し上げて、項目を絞って2回目の質問に入っていきたいと思います。触れなかった項目については、今後の予算委員会での審議等で深めていただくことを望みたいと思います。

消費税の増税、その影響についてでございます。

消費税は所得の低い人ほど負担が重くなるという逆進性のある税金です。増税後の年収に対する消費税負担率を収入別で見ますと、年収200万円未満の低所得世帯は2,000万円以上の高所得世帯の6倍にもなって、いわゆる軽減税率を実施しても逆進性はひどくなるものと言われております。また、社会保障の財源とも言われていますが、消費税増税導入以降30年間、消費税総額の約8割に相当する額が法人税減税のみ込まれてきたという実態もあります。仮に政府が言うとおりの社会保障の財源で使われていくとしても、社会保障を必要としている所得の低い人たちに重い負担を強いてその財源に充てるというのは本末転倒と言わなければなりません。深刻な消費不況のもと、市民の生活を考えるならば、少なくともこの時期での消費税増税を中止すべきだという立場に立つべきではないで

しょうか。改めて答弁を求めます。

カジノの問題です。

そもそも、客のかけたお金を巻き上げて収益にする、これがカジノです。人の不幸の上に成り立つ事業がどうして経済振興と言えるのかが問われています。今でもギャンブル依存症で苦しむ人が全国に300万人以上いると言われております。摂津市でも苦しむ人や家族が多くいらっしゃると思いますが、摂津市として把握されているのでしょうか。依存症を克服するための治療や治療期間についての認識はあるのでしょうか。カジノには反対という立場で協同することが求められていると思いますが、お答えください。

憲法を守る平和都市としての取り組みについてです。

核兵器禁止条約の採択を求める署名につきましては、引き続き市としても努力していただきたいと思っております。私どもも一緒になって核兵器廃止のために全力を挙げて取り組んでいきたいということをお申しておきます。

自衛官募集の協力についてであります。確かに自衛隊法第97条に募集事務の一部を行うとされています。しかし、同法施行令には、自衛官募集の広報を行うと定めてはいるものの、名簿提供要請にまで応える義務はありません。個人情報やプライバシー権の保護の観点からも抑制的な対応を求めておきます。

問題なのは、自衛隊募集に関してほとんどの自治体で何らかの協力をしている事実をねじ曲げて、非協力的な自治体があると宣伝し、憲法に自衛隊を書き込んで協力をさせるという安倍首相の発言です。専守防衛を原則とし、災害救助では国民の救助・救援で活躍している自衛隊が、戦争法など

によって海外へ戦争に行く自衛隊へと変質し、そこへ多くの若者を強制的に送り込むような恐ろしい日本を危惧するのは私だけではありません。憲法を守り人間を尊重する、崇高な理想を掲げ平和を願う摂津市民の一人として、安倍首相のこの発言に厳しく抗議をするものであります。

国民健康保険料について2度目の質問をします。

他市では、2018年度、保険料を据え置いたところや値下げをしたところもありました。また、2019年度、大阪市は保険料を据え置くとのことであります。摂津市は、値下げのための財源があるわけですから、市民生活に寄り添って保険料の据え置きを続けてきた姿勢に戻るべきではないでしょうか。お答えください。

また、大阪府は、保険料一部負担の減免制度についても5年後に統一すると言っています。独自の減免制度を維持している市も多くある中で、摂津市は、2018年度、早々に市の減免制度を変更しました。災害減免は、以前は全壊、半壊だけでなく一部損壊も保険料減免の対象としていましたが、変更に伴って全壊、半壊、床上浸水のみとなりました。従来減免制度を守っていれば、昨年の災害でこの減免制度を活用できた市民もいたかもしれません。大阪府の制度を取り入れるとしても、市の制度を早急に変更する必要はありませんでした。復活させることを含めて見解を求めます。

中小企業対策でございます。

小規模企業振興基本法や小規模企業振興基本計画では、発展する企業の支援だけでなく、小規模な事業所が経営を続けていくことそのものへの支援も必要としています。摂津市でもこの理念に基づいた産業振

興条例の制定を求めておきたいと思いません。意見とします。

次に、鳥飼野々の技能実習生の施設建設計画についてです。

聞くところによりますと、事業者は、住民への説明会を打ち切って建設のための手続を進めるとのことです。そして、摂津市の対応としては、手続の書類が整えば、開発許可をとめる権限がないのが実情という市長からのご答弁でありました。摂津市の開発許可という事務的な対応においては、大変難しい立場にあることは十分理解をいたしますけれども、今摂津市に問われているのは、住民の福祉の増進、そして住民の安心できる住環境を保障するという市民に寄り添った対応ではないでしょうか。地域の皆さんがみずからの足とつながりで集めた9,378筆の反対署名は大変重いものと思います。事業者に対して、引き続き住民への説明、丁寧な対応をとよう求め続けるべきだと思いますけれども、市長、改めてご答弁をお願いします。

次に、災害、防災の問題です。

昨年の地震、台風では、初動期の市の対応に大きな混乱が生じました。市民が最も混乱している初動期に、いかに迅速かつ適切に対応できるのかが問われています。市内の防災体制の強化をどのように図っていくのかお答えください。

また、住民避難について、昨年の台風21号の大災害を教訓に、その後発生した台風時、多くの市民が避難準備段階に至る前の早い段階から避難を考えられました。しかし、自主避難所は市内5か所だけで身近にはなく、とりわけ高齢者は歩いていくことができず、結局諦めて自宅で待機せざるを得なくなりました。自主避難所のあり方について、市民目線、高齢者などの視点で

見直しが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

公的支援策については他の自治体と遜色がないというご答弁であります。災害からの復旧・復興のための支援で不足がなかったのかという観点からの検討が必要ではないでしょうか。被災住宅支援金などで要件に満たず、支援が受けられなかった市民が多くおられるのではないのでしょうか。被災者支援法の対象拡大や支給額の増額などを国や大阪府に求めるとともに、市独自の支援策について、こちらも市民目線で検証、見直しを図るべきではないですか。この点も改めてご答弁を求めます。

新年度の防災対策事業についてですが、昨年と同じ規模の災害が起こったときに対応できるのかという観点で見ることにも必要だと思います。例えば、猛暑の季節の災害であれば、避難所の中心となっている体育館にエアコン設置は必須です。また、この間、各地域でつくられてきた洪水ハザードマップに基づく避難訓練を繰り返し実施していくことも重要です。これら全ての取り組みを公助・共助・自助の組み合わせで防災に強いまちづくりにつなげていくことが大変重要だと考えています。改めて見解を求めます。

豪雨対策についてです。

どんな自然災害でも、住民の命を守るという対策をどのように進めていくのかが本当に大切だと思っています。真備町の調査をした国土問題研究所の奥西京都大学名誉教授らは、この地域が低地で、氾濫しても、氾濫した水の流速があまり出ないと思われている地域で51人もの犠牲者が出たというところに特別な要因があるのではないかと指摘され、犠牲者のうち8割が住宅の1階で遺体となって発見され、そのうち

の多くが高齢者であったことから、今後ますます進行する高齢化社会で起こる自然災害に対応する避難のあり方、支援が検討されるべきでしょうと問題提起をされています。ハード面での豪雨・浸水対策と同時に、避難などソフト面での取り組みがますます重要だと考えますが、答弁を求めます。

幼児教育・保育の無償化についてです。

財政負担の問題で公立と民間で大きく差が出ることから、これまで以上に公立保育所や幼稚園の民営化、民間委託の動きが強まるのではないかという懸念が広がっています。また、今でも深刻な担い手不足が解消されないまま、保育のニーズが高まることで、待機児の受け皿が到底確保できないということも予想されます。質の低下を招くことのないよう、市として果たすべき役割、責務についてどのようにお考えなのか、答弁を求めます。

待機児童の問題について。

4月からの入所に向けて、2次選考まで終了している時期だと思いますが、昨年末の一斉申し込みの状況と、この間の入所調整の動向も踏まえて、4月1日、全ての子どもが入所できる見通しであるのか、引き続き待機児童が残るのか、見込みをお聞かせください。また、新年度の施設整備の具体的な予算等についてもお聞かせください。

学童保育についてです。

摂津市は、保護者の願いである延長保育を、民間委託を受け入れることを条件にしか実施できないと言われていました。民間委託でなければ人材確保ができないのであれば、今後進めていかなければいけない土曜保育の拡大、高学年の受け入れ、40人単位の保育や学童保育利用者増加に対して

も、民間委託の拡大以外にない、民間に丸投げということになってしまいます。果たしてそれで摂津市の責任を果たすことができるでしょうか。北摂各市では、お隣の吹田市以外は公設公営で延長保育や高学年受け入れなどを実施しています。委託ありきでなく、公設公営のままサービス向上を図れるような再検討がなされたのか。再検討をすべきです。

また、委託先について、募集対象を市内の社会福祉法人、学校法人に絞られていますが、その理由についてもお答えください。12月の議会の答弁では、今回は初案件だから、委託先は社会福祉法人、学校法人に限るけれども、今後は株式会社にも対象を広げていくことはあり得るとのことでした。摂津市は保育の質を保つと言うけれども、民間に丸投げしなければ学童保育の運営ができないという状況であれば、質の担保そのものも危うくなるのではないのでしょうか。

同時に問題となっているのが、国の学童保育指導員の配置基準の問題です。1クラス2名以上の配置基準を、従うべき基準から、1名でも構わないとする参酌基準へと緩和されようとしています。指導員の配置基準は、児童の安全・安心にかかわる保育の質の問題です。仮に参酌基準となったとしても、摂津市として従来の2名以上の配置基準を堅持すべきと考えますが、その点についてもお答えください。

子どもの貧困対策につきましては、幼児教育・保育の無償化、医療費助成制度、就学援助制度の充実、拡大に加え、学校給食の無償化など経済的支援、子ども食堂や学習支援、虐待防止など具体的な対策を実施していくためにも、摂津市の子どもたちの実態把握は不可欠です。実態調査は行わな

いとのことですが、本気度が問われるということをお願い、今後、引き続き要望と議論をしていきたいと思っております。意見としておきます。

35人学級についてであります。

国や大阪府が住民や教育関係者の願いに背を向け続けている中で、市町村独自の努力で35人以下学級を実施している自治体も増えています。摂津市でも独自の少人数学級を検討すべきです。小学校3年生以降中学校3年生まで35人以下学級にした場合、どのような人員配置が必要になるのか、また、全学年への35人学級拡大がすぐにできない段階においても、現行、支援学級在籍児童を含め、40名を超える学級に対して、ダブルカウントを適用し、少人数学級編制をしたらどのようにしていくのかについてお答えください。

チャレンジテストについてであります。

教育長からご答弁があり、さまざまな課題があるという認識をお示しいただきました。生徒や保護者にこうした課題を周知して理解していただくことも必要でありますし、併せて、課題のあるテストについて、このまま生徒に受けさせていいのか、教育庁に少なくともチャレンジテストの結果を生徒の人生にかかわる高校入試の判定に使わないように求めるべきではないでしょうか。この点についてもお聞かせください。

最後に、新年度予算に初めて中学校給食の調査委託料が計上されています。デリバリー方式選択制を採用してきた自治体の多くが全員喫食などに方針を変更してきています。摂津市としても、どのような方針に見直していくのか、しっかりとしたビジョンのもとで調査をしていく必要があると考えますが、調査の中身についてお答えください。

2回目は以上です。

それでは、2回目、答弁を求めます。総務部長。

○井口総務部長 消費税増税についてのご質問にお答えをいたします。

消費税増税分は、社会保障の充実、安定化の財源であり、国・地方それぞれの役割において社会保障の実施の責務を果たすためのものがございます。増税の際には、商品券発行事業などの臨時的事業のほか、幼児教育・保育の無償化や年金生活者支援給付金など、恒久的な社会保障充実策が予定されております。本市におきましても、地域の実情に応じた魅力あふれるまちづくりの実現に向けて、将来も見据えながら市としての責務を果たしていく必要があると考えております。

次に、災害関係の庁内の防災体制の強化という点でございます。

大阪北部地震の検証結果から明らかとなりました庁内の課題といたしましては、特に初動期の役割認識が不足していたこと、また、情報連携が不十分であったことなどが挙げられます。そこで、新年度では、改定いたしました携帯版災害初動マニュアルを全職員に配布し、初動対応をしっかりと把握できるよう徹底してまいりたいと考えております。

次に、初動連携の強化につきましては、先月に災害情報連携訓練を実施いたしました。災害対策本部会議や災害対策本部運営の手順について確認を行ったところでございます。また、新年度に入りましても、班単位での役割を確認する訓練、また、初動対応に特化した訓練を実施する予定でございます。また、自主避難所につきましても、想定される被害の規模、また、市民の皆様からのお問い合わせの状況等を勘案し

た上で、地域に偏りがないよう配慮いたしながら、早目の開設に努めてまいりたいと考えております。以上のような取り組みを通じまして、防災力をしっかりと向上させてまいりたいと考えております。

次に、甚大な災害被害の場合、もっと国に対して支援策の拡充であったり、市の独自支援策も広げていくべきではないかというご質問でございます。

甚大な災害被害に対しましては、市が実施いたします支援策には財政的にも限りがございます。市民の皆様がいち早く平穏な暮らしを取り戻せるように、昨年の震災被害の際には、府市長会の被災地代表として市長が国に赴き、緊急支援を要請していただきました。また、今後も大規模な災害が発生した際には、機を逃さず国等に支援を訴えてまいりたいと考えております。また、市独自の支援策につきましても、災害の程度や被害の状況に応じたきめ細やかな対応を心がけてまいりたいと存じます。

次に、今回進めている防災対策で、昨年と同等程度の規模の震災等々が発生した場合、対応できるのかというお問い合わせでございます。

大阪北部地震や台風21号の経験から、また、大阪北部地震の検証を通じて、行政、市民、地域のあるべき役割が見えてまいったところでございます。すなわち、自助・共助の担い手は市民の皆様であり、公助と共助のつなぎ役が必要であるということも明らかとなってまいりました。このため、平成31年度予算では、自助・共助の強化、そして公助の支援などを目的に、防災サポーターの養成や防災士資格の取得費助成を行うことといたしております。また、これらに併せまして、備蓄品の拡充、避難所の停電対策、そして、万一備蓄品が

不足した場合に備えて災害対策基金を積み立てるなど、我々公助が担う部分につきましても対策を講じてまいります。このように、全庁的な初動体制の強化と自助・公助の強化を併せまして、同程度の災害が発生した場合にも的確・迅速に対応ができるものと考えております。

最後でございます。豪雨・浸水対策についてのご質問でございます。

河川の大規模氾濫への備えといたしましては、住民みずからが主体的に避難できますよう対策を進めていくことが何より重要だと考えております。そのためには、防災タウンページ、国土交通省から支援をいただき浸水の深さを表示したまるごとまちごとハザードマップなどを通じまして、市民一人一人が地域の洪水リスクを把握するとともに、洪水発生までに避難行動が迅速に行えますよう、持ち出し品の用意など、誰もが備えを万全にしておく必要がございます。また、適切なタイミングで避難行動がとれますよう、行政は、エリアメールや防災行政無線、広報車などを活用いたしまして積極的に情報を発信してまいります。

しかしながら、市民の皆様にも主体的に災害情報を収集していただかなければなりません。このことにつきましては、引き続き、出前講座等を通じまして、情報の入手方法を案内・周知してまいりたいと考えております。

一方、地域におきましては、今年の2月、香和自治会で災害弱者を緊急避難場所へ避難させる訓練が実施され、テレビでも取り上げられました。また、味生小学校区の自主防災訓練では校舎屋上への避難訓練が実施されております。このような地域の取り組みがさらに広がりますよう、引き続き地域と連携して防災力の向上に取り組ん

でまいりたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 続きまして、市長公室長。

○山本市長公室長 カジノ誘致に対する考え方についてのご質問にお答えをいたします。

大阪府などによります大阪湾の臨海地域へのカジノを含みます特定複合観光施設の誘致につきましては、市長からもございましたように、現在のところ、摂津市のまちづくりに直接の影響はないものであるという考えでございます。

市としてカジノについて反対の立場をとるべきではないかというご質問でございますが、この件も、市長からご答弁申しましたように、ギャンブル依存症の問題等につきましては、国が中心となり万全の対策をとっていく必要があると考えているところでございます。

なお、大阪府におかれましても、ギャンブル等依存症対策研究会が設置され、ギャンブル依存症の実態把握や独自の対策などについて議論が進められていると聞き及んでおるところでございます。これらのことも含め、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 基金を活用した保険料の引き下げにつきましてのご質問にお答え申し上げます。

6年間の激変緩和期間におきましては、大阪府国民健康保険運営方針に規定されているものでございます。本市の国民健康保険料につきましては、5年後の保険料統一に向けて、激変緩和措置を講じながら設定しているところでございます。特に本年度は、市長の答弁にもございましたように、

本来、医療費の自然増に伴う改定と、市独自の保険料抑制による差額の解消に向けた改定が必要でしたが、団塊世代の高齢化による医療費の伸びが大きいことから、被保険者への影響を考慮し、医療費等の自然増分のみでの保険料改定にとどめたところでございます。

また、保険料減免におきましては、広域化に伴う共通基準との整合性を図るため、一部改定しました独自基準を併用しながら、被保険者の状況に合わせた対応をさせていただいているところでございます。災害減免の規定につきましては、後期高齢者医療保険制度などの他の医療保険制度との整合性を図り、共通基準として定められたものであるところから、被保険者に一定の公平性が担保されたものであると理解しており、変更については予定いたしておりません。持続可能な医療保険制度の構築を目指す上で、被保険者への影響に配慮した保険料改定となるよう、今後の激変緩和措置の財源として基金を活用させていただきたいと存じます。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○北野教育次長 まず、防災対策事業のうち、学校の体育館へのエアコン設置についてのご質問にお答えいたします。

夏場の体育の授業や中学校の部活動及び学校施設開放による地域住民の活動、また、災害時の避難所としての活用がございますので、体育館へのエアコンの設置は、必要性は十分認識いたしておるところでございます。しかしながら、財源等の課題もございませうことから、今後は、教育事業全体の中で優先順位を見定め、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、35人学級編制についてのご質問にお答えいたします。

本市で35人学級編制を実施した場合、次年度で申し上げますと、小学校3、4年生で6学級の増、5、6年生で9学級の増、中学校全学年で10学級の増、合わせて25学級の増の見込みでございます。増加分の教員を市費で雇用いたしますと、一人当たり年間700万円程度の費用が必要になる見込みでございます。さらに、府内全体で講師が不足している中、人材の確保が困難であると先進市からも聞いております。市独自に毎年採用を行うとなると、事務負担も過大となります。

また、ご質問の支援学級在籍児童の数を通常学級の在籍児童・生徒数と合わせて数えた、いわゆるダブルカウントにした場合、現在の学級定数を超え、増学級となる数につきましては、小学校で16学級、中学校で6学級、合わせると22学級増の見込みでございます。35人学級とともに、支援学級のダブルカウントにつきましては、国や府に引き続き要望してまいります。

続きまして、チャレンジテストに関するご質問にお答えいたします。

大阪府公立高等学校入学者選抜の実施要項に、このチャレンジテストを使って調査書を作成するというルールが定められている以上、生徒への不利益が生じないようにするためにも参加していかなければならないと考えております。しかしながら、先ほど教育長も答弁しましたとおり、チャレンジテストの結果について、入学者選抜に活用されていることについては、多くの課題があると考えております。評定の公平性の担保というチャレンジテストの目的の一つにも一定の理解は必要であるとは考えますが、やはり課題は課題として、引き続き府教育庁に対して意見を申し上げてまいりた

いと考えております。

続きまして、中学校給食のご質問でございます。

これまで、中学校給食のあり方につきましては、デリバリー方式選択制を実施している近隣他市の事例や、全員喫食に切りかえた団体の事例など、研究を行ってまいりました。しかしながら、今回、より専門的な見地から、中学校給食における現状の課題を整理し、今後の効果的な実施方法等について調査・研究を進めてまいりたいと考えております。具体的には、現行のデリバリー方式選択制も含め、ほかの自校方式、親子方式、センター方式の実現可能性や、各実施方式にかかる費用負担、また、建築基準法はじめ各種法令上の問題、学校現場における課題分析等を行い、中長期的に本市にとって最適な給食実施方式を判断する上での基礎資料を作成いたします。その資料をもとに、今後、中学校給食のあり方について議論を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 幼児教育・保育の無償化についてのご質問にお答えいたします。

現状といたしまして、本市では、公立の保育所3園、幼稚園を3園運営しておりますが、それ以上に多くの民間保育所・幼稚園・認定こども園が教育、保育の提供を行っておられます。いずれの施設も、保育所保育指針や幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、それぞれ高い教育・保育水準を保ちながら運営に当たっていただいております。

そのような中、無償化が実施される予定でございますが、無償化によるニーズの変

化のほか、保護者の働き方の変化などにより教育・保育ニーズが多様化しており、そのニーズに対応していくことが市の責務であると考えております。今後も、民間と連携しながら、喫緊の課題である待機児童解消をはじめ、子育て支援の充実に取り組んでいくことが重要であると考えております。

続きまして、保育所等の待機児童についてのご質問にお答えいたします。

平成31年4月入所の一斉受付につきましては、昨年度の入所申し込み人数に比べ70名以上増加している状況でございます。傾向といたしましては、やはり安威川以北地域への施設の入所を希望される方が多く、年齢別に見ますと、1歳、2歳、3歳が増加しているような状況でございます。4月1日の待機児童数の見込みでございますが、施設整備により定員の増加を図っていることから、昨年44名に比べ、やや減少すると見込んでおります。平成31年度の予算案として計上しております待機児童解消のための施設整備の内容でございますが、せつつ遊育園の分園、とりかいひがし遊育園の分園、小規模保育事業を安威川以北地域に整備し、合わせて50名ほどの定員増を図る予定でございます。

続きまして、学童保育についてのご質問にお答えいたします。

延長保育等のサービス向上につきましては、民間事業者の力をお借りして進めてまいりたいと考えております。学童保育事業につきましては、民間事業者においても実施できる事業であると考えており、一部の市立学童保育室の運営業務を委託するものでございます。市の責任において、運営業務の仕様及び事業者選定を行うとともに、委託後におきましても履行確認を実施いた

します。

次に、公設公営での延長保育の実施を再検討する考えに関するご質問でございますが、市の任用する職員における勤務条件面での課題や慢性的な人員不足の状況の中で、サービスを向上するための方策として民間委託を実施するものでございます。したがって、公設公営での延長保育実施につきましては、人員体制を整えることについて課題があると考えております。

次に、委託事業者の対象に関するご質問でございますが、当初の方針では、広く事業者を募集することも検討しておりましたが、子ども・子育て会議並びに保護者説明会でのご意見を参考にさせていただき、庁内で再度検討した結果、これまで本市においては学童保育室運営業務を民間事業者へ委託した実績がないことから、今回につきましては、社会福祉事業を行うことを目的とされ、本市において保育所、幼稚園等の運営実績がある社会福祉法人または学校法人が望ましいと考えたものでございます。

次に、指導員の配置に関するご質問でございますが、地域の実情に応じて指導員の配置基準を緩和できるよう、国において検討がなされております。学童保育室における質の確保は重要なことであると認識をしており、今後、国の動向を注視してまいります。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 市長。

○森山市長 再度の質問にお答えをいたします。

今までも言ってきたかもわかりませんが、いろいろな開発の場合、民間での出来事は多々ございますが、原則、行政は、その場合、中立であるべきであります。ただ、今回の件につきましては、当初

から、古くからそこにお住まいの方の目線で業者に対して厳しく指導してきたことはご理解をいただきたいと思っております。今もその気持ちは変わっておりません。

しかし、さっきも言いましたけれども、一方で法的な手続、これが進んでいることも事実でございます。好むと好まざるにかかわらず、仮にですけれども、建築をとめることができない場合、前提にするのは嫌ですけれども、建設工事中とか、また、施設の運営開始後の課題への対応とか、そんなことを協議することが可能であれば、双方で知恵を出し合うよう再度指導するというようなことも可能ではないか、いろんなケースを考えているところでございます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 安藤議員。

○安藤薫議員 国民健康保険料についてであります。

今もご答弁いただきましたけど、今回の値上げは、府統一化に向けた値上げ分と自然増分の値上げ分、両方が必要だったけれども、これは保険料があまりにも高くなり過ぎるということで、今回、自然増分だけにとどめたというようなご答弁だったかと思っております。そこは努力をさせていただいているということなのかと思っておりますが、これは、逆に言うと、今後5年間で統一化に向けた値上げが一体どのぐらいの負担を市民に押しつけられてくるのかということも非常に心配されることだと思います。北摂市長会として、5年後の統一化に向けた期限を延長するようというような要望書も出しておられることから、この問題が非常に深刻だということを示しているんじゃないかと思うわけです。また、独自の減免制度についても、大阪府市長会が大阪府に要望書で、各市町村の減免制度が歴史的経緯

を踏まえたものだと、及び、それを統一することの困難性を十分に認識してほしいというようなことも述べているわけですね。市町村のこうした思いを大阪府に届けているわけですから、統一化のもとに進められている国保料の値上げはもちろんです、独自の減免制度の廃止、縮小、押しつけについて、市長会と連携をしながら引き続き毅然たる態度をとり続けていただきたい、市民負担の軽減を図るように求めています、これを意見として申し上げて、今後の議論にまた任せたいと思います。

それから、市長からもご答弁がありました研修センターの建設についてであります。

この間、開発協議という事務的な問題について、とめる権限がない中で、丁寧な説明を指導されて5回説明会を開いてきたということについては、私も市長の努力というのは評価できるものだと思っています。ただ、住民として見れば、本当に閑静な住宅地に突然できる研修センター、住民の不安というのは、やっぱりこれは理解できるものだと思います。テレビの報道があった後、さらに署名が増えたと。摂津市民の関心が高まっているわけですね。こういった声に、そういう開発協議基準という法的なものだけでなく、先ほども申し上げましたように、地方自治体としての本務、住民の安心できる住環境を保障していくという観点からの努力というのは続けるべきだと。かつて摂津市は、学園町でダイエーの配送センターの進出計画があったときにも、また、千里丘東地域でニッショ一駐車場の整備などでいろいろ住民の反対運動が起きたときも、行政が住民の不安に寄り添う姿勢があったということ先輩からも聞いております。その立場を堅持していただき、あ

らゆる段階において、市の権限外だからと言って地域住民と事業者間の問題だけにせず、市民が安心して暮らせるような立場で、市長がおっしゃったように市の役割を今後もっと果たしていただきたいと、果たすべきだということを申し上げておきたいと思います。

学童保育についてであります、民間委託によって安心・安全が崩されるんじゃないか、これが保護者の皆さんの一番の不安です。延長保育や高学年受け入れ、安心して働きながら子育てがしたい、これは保護者の皆さんの一番の願いです。どっちか選べと言われてもこれは無理な話で、自治体が責任を持って両方をかなえていくというのが大事なことだと思いますが、わずか1か月から2か月の間、保護者の皆さんが本当に理解できたのか、納得したのか、改めてお聞きしたいと思います。

民間委託で起こり得る問題として、私はこれまでも何度も議論してまいりましたが、子どもとの安定的、継続的なかわりが重要である指導員や運営主体も、やはり継続的、安定的なものでなければならぬ、また、公募による業者選定は競争で、3年から5年という短い期間で業者がころかわってしまう問題、行政責任の低下など、いろいろと指摘してきましたが、これまでのご答弁で、こういった不安解消に至るようなご説明がないのではないかと思います。社会福祉法人、学校法人に限ったことについても初年度だけ、株式会社の参入についての問題意識についても非常に希薄ではないか、これでは保護者の皆さんの不安を本当に解消することはできないということを申し上げて、再検討を改めていきたいと思っています。

35人学級拡大については、他市でも子

育て支援、学校の環境がよくなったとホームページで宣伝している市もあります。市としての努力を求めます。

また、中学校給食も、一日も早く全員で食べられる給食にかじを切るべきだということをお願いして私の質問を終わらせてもらいます。

○嶋野浩一朗議長 それでは、答弁を求めます。次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 学童保育についてのご質問にお答えいたします。

保護者の方に対しましては、昨年8月から現在に至るまで、説明会をはじめ、ご質問に対します本市の考え方の資料の配布等を行ってきております。保護者のご意見をいただく機会を十分に確保しながら丁寧に進めてまいったところがございます。保護者説明会の中では、民間委託に関する本市の考え方につきましては一定理解を得られたものと考えておりますが、引き続き丁寧に保護者の方と向き合い、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 安藤議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前 11時37分 休憩)

(午後 0時43分 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

休憩前に引き続き、代表質問を続けてまいります。

次に、渡辺議員。(拍手)

(渡辺慎吾議員 登壇)

○渡辺慎吾議員 それでは、改革クラブを代表して平成最後の質問をさせていただきます。

ここ数年、極東アジアの政治状況が揺れ動いております。過去からの枠組みが大き

く変わろうとしております。特に、日米間の同盟が崩れかけ、そして、中国の海洋進出が顕著にあらわれ、南シナ海、東シナ海の領有権を主張し始め、軍事的な緊張が高まりつつあります。韓国では文政権が誕生し、過去の清算として反日活動が目立ち始め、慰安婦問題や徴用工問題、自衛隊機へのレーダー照査問題等で、過去になく日韓関係が悪い方向に進みつつあります。北朝鮮には核ミサイル、拉致、経済制裁と、アメリカを巻き込んだ先の見えない政治状況にあります。ロシアとは領土問題と、それぞれの国の思惑が入り乱れ、日に日に不安定さが増しております。

安倍政権は、戦後2番目の長期政権であります。さまざまな批判が安倍政権に向けられておりますが、この難局を安倍首相以外のほかに誰がかじ取りすることができるのか、私の脳裏には浮かばないのであります。

平成の30年間は、私の今までの議員生活そのものであります。初当選は平成元年、バブルの崩壊が始まり、日本は最悪の経済状況に向かっておりました。前例を見ないほど企業の業績も悪化し、多くの優良と言われていた企業も倒産していきました。新卒の求人も減り、就職難民という言葉ができ、学生たちにとっては就職氷河期の時代が続きました。そして、経済が上向きかけたときにリーマンショックが起き、また経済は下降線をたどっていきました。乱高下の激しい30年であったわけであり

ます。撰津市においても、当然、日本経済と連動し、一時は赤字再建団体一歩手前まで落ち込んでいましたが、行政改革に次ぐ行政改革を断行し、危機的状況を回避してまいりました。

そこで、今後、新年号のもと、国も地方行政も先行きが予想できない状況の中、どのようにかじ取りをしていかれるのか、これから質問していきたいと思います。

まず初めに、市民が元気に活動するまちづくりについて、鳥飼野々一丁目地区における外国人の研修センター建設問題についてであります。安藤議員も質問されておりましたが、私はもう一步踏み込んで質問したいと思います。

今、地域の住民と業者との話し合いは、どちらの意見も折り合いがつかず、平行線をたどっているように思います。行政として成り行きを静観していた状況では、いずれ業者側がしびれを切らし、訴訟が起きたり、さまざまな問題が起きてきます。そして、最後には建設を認めざるを得ない状況になるのではないかと思われます。

この話し合いは、業者側への住民の不信感から始まっております。最初の段階でのボタンのかけ違いから折り合いがつかないということになっているように思われます。

そこで、行政が、第三者的な対応に終始せず、積極的に双方の話し合いの仲裁に入られるお考えはないのか、お尋ねしたいと思います。

次に、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて、防災行政無線の音声伝達区域についてであります。

明和池公園に防災行政無線のスピーカーを設置されるということはいいことだと思いますが、摂津市域において、千里丘周辺は高台に位置し、比較的安全な地域と認識しております。しかし、安威川以南は、ハザードマップでも示されているとおり、ゲリラ豪雨等で水没する危険があり、最重要警戒地域であります。

そこで、この防災無線スピーカーを以南地区の各公園や公共施設に設置し、地域住民にいち早く避難を促せるようにされるお考えはないのか、お尋ねしたいと思います。

続きまして、防災士資格取得支援制度についてであります。

地域の防災活動を担う人を養成すべく、防災士の資格取得支援制度を創設するとありますが、市内に防災士の資格保有者は一体何人おられるのか、また、具体的にどのような仕事をされているのか、地域ごとに区分けして資格保有希望者を募集するのか、摂津市において何人の防災士が必要なのか、どのように想定されているのかお尋ねしたいと思います。

次に、みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて、自然エネルギーの活用について。

最近、地方に行った折、空き地や個人宅にソーラーパネルが設置されている景色をよく見ます。公園等に植樹をし、まちかどにフラワーポットを設置することも大切だと思いますが、より積極的に自然エネルギーの活用を促すためにも、個人宅にソーラーパネル設置補助金制度を創設されてはいかがかと思います。また、本市は、現在、企業等に対してそのような制度を適用されているとお聞きしております。お考えをお聞きしたいと思います。

次に、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて、認知症施策についてであります。

せつつはつらつ脳トレ体操で、体力の向上と認知機能向上の効果測定を行うとありますが、その対象者はお年寄り全般なのか、それとも既に認知症を発症されている方々なのか、見守り体制の充実とあります

が、一部の職員が養成講座を受講するのか、職員全員が受講されるのか、また、受講し、認知症サポーターになった職員が、認知症を発症している方々をどのようにして見守るのか、お尋ねしたいと思います。

せつつ服薬適正化プロジェクトについて。

我々の年齢になると、さまざまな持病があり、また、生活習慣に伴う病が懸念され、複数の薬を服用することが多々あります。お薬手帳を所持して不適合な薬品には注意している現実があります。また、病院から調合され、医師の処方箋で服用している薬のほか、サプリメントや民間の薬局等で買い求めた薬との兼ね合いをどのように適正化していくのか、対象者は国保の保持者だけなのか、市民全般なのか、具体的な対応をお尋ねしたいと思います。

続きまして、DVについてであります。これはちょっと教育委員会にもかかわってくるかもしれない質問ですが、今、DVは、男性、女性に対してだけではなく、全ての人間関係において発生しております。先日、千葉県野田市で父親が娘に暴力を振るい死亡させる痛ましい事件が発生しましたが、親子関係、夫婦関係、さまざまな場面で発生しております。そのような社会状況からDV全般的な対応が必要と思えますが、お考えをお聞きしたいと思います。

次に、誰もが学び、成長できるまちづくりについて、せつつSUN SUN塾についてであります。

以前から摂津市の小・中学校の学力レベルの低さが問題視されており、教育委員会もさまざまな取り組みをしてこられました。これまで目立った効果が得られませんでした。今回、そのような塾を実施し、具体的に学力向上に向けての取り組みをどの

ようにされるのか、また、実際、摂津市内にある小学校では、学力が日本全体の平均以上に達したと聞いておりますが、その小学校ではどのような取り組みがなされているのか、お尋ねしたいと思います。

最後に、活力ある産業のまちづくりについて、販路開拓の支援について。

資本主義国家においては、民間企業がそれぞれの自社製品を開発し、その製品の優秀さを競い合い、そして、その製品を宣伝し、消費者に販売する手法をさまざまな方法で競い合うことが是とされております。そういう観点から、行政という公がどのようにして販路の開拓の支援をされるのか、それはある意味ルール違反ではないかと思えますが、お尋ねしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 それでは、改革クラブを代表しての渡辺議員の質問にお答えをいたします。

まず最初に、鳥飼野々一丁目地域における研修センターに関しての質問でございます。先の答弁と少し重なるかもわかりませんが、ご理解をいただきたいと思います。

摂津市では、年間を通して100件近く、いろんな建築関係等々の申請がございます。その規模にもよりますけれども、建築の場合は都市計画法、そして建築基準法、これをクリアしていただくこととなります。それに加えまして、当市では、将来的に公共施設等々への不都合があつてはいけませんので、独自で開発協議基準というのを設けております。これは法的な拘束力はないんですけれども、できるだけこれを遵守していただくよう指導しておりますところでございます。

先にも述べましたけれども、民間で1年を通じてさまざまな問題がございます。その場合は、原則、我々行政は中立の立場でいなければなりません。けれども、今回のこの施設の件につきましては、当初から、そこに古くから住まわれる住民の皆さんの目線で厳しく行政指導に取り組んできたことは事実でございまして、今もその思いは変わっておりません。

ただ、これも言いましたけれども、一方で、法律はもちろんですけれども、この協議基準もクリアされ、手続が進んでいる事実もございます。開発協議基準の中の一つの項目に地元の説明会というのがございます。この説明会を5回されたという報告を受けております。それから、その後少し時間がたっておりますけれども、いまだなかなか地元の皆さんの理解が得られるような着地点が見出せてないように思っております。

今後は、再度といたしますか、地元の皆さんの理解が得られるような何か着地点を見出すことができないか、双方に呼びかけてまいりたいと思います。この件については、現時点ではご提案にお応えして呼びかけていくということでございます。

それから、防災行政無線の音声伝達区域についてでございますけれども、大規模災害時、市民の皆様への避難情報の提供など、迅速に災害関連情報を伝達することは大変重要でございます。その伝達手段の一つといたしまして、本市では、市内の16か所の公共施設に防災行政無線のスピーカーを設置し、音声放送を実施いたしております。この防災行政無線につきましては、以前はアナログ回線でしたが、昨年、デジタル回線に変更するとともに、スピーカーの位置の見直しや増設によりまし

て、音声の伝達エリアを従前より約4倍拡大させることができました。

ただ、防災行政無線は文字ではございませんで、音声で情報をお伝えいたしますので、多くの情報をお伝えすることは困難でございます。また、豪雨時や雨戸を閉めた室内では聞こえにくい場合もございます。このため、市のホームページやエリアメール、地上波デジタル放送による情報提供など、防災行政無線に限定せず、さまざまな媒体を活用し、迅速、正確に市民の皆様に必要な情報をお届けできるよう鋭意努めているところでございます。

続いて、防災士の資格取得支援制度についてでございますが、私は、各地の相次ぐ災害報道に加え、昨年大阪北部地震や台風21号の被災経験から、市民の皆様への防災意識は格段に高まっているように感じております。明らかに災害を我が事として捉える意識が芽生え始めたことは確かであり、こうした我が事意識をさらに広め、防災力を高めていくために、新年度から防災士の資格取得を支援する制度を創設いたします。

現在、本市には40名の防災士がおられます。災害ボランティアとして自発的に活動されておられるようでございます。今後は、市が資格取得に要する費用の約半額を支援させていただくことで、自主防災訓練への積極的な参加や、万一の際には避難所運営のサポート役を担っていただける実践的な防災士を一人でも多く養成してまいり所存でございます。また、28か所ございます各公的避難所に防災サポーターとして登録していただいた防災士を10名程度ずつ配置してまいりたいと考えております。

自然エネルギーの活用についてのご質問でありますけれども、太陽光発電をはじめ

とする自然エネルギーは、安定供給面やコスト面でさまざまな課題があるものの、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、環境負荷の低減に寄与するエネルギー源でございます。本市におきましては、これまで、コミュニティプラザ、別府コミュニティセンターなど、公共施設に太陽光発電システムを率先導入しているところでございます。また、企業立地等促進条例を設け、事業所に太陽光発電装置を導入する法人に対し、償却資産の固定資産税相当額を補助しております。

しかしながら、一般住宅等につきましては、対象が土地や建物の所有者に限られることや、個人の資産形成への補助になることから、平等性に欠けるとの考え方もあり、現在、補助制度は設けておりません。環境負荷の軽減に関する最近の動向としましては、太陽光発電設備の単独設置ではなく、蓄電池や高効率給湯器などの省エネルギー設備、高断熱構造の外壁などを組み合わせたエネルギー使用実質ゼロ住宅の普及を促進する観点から、補助制度を設ける傾向がございます。今後、自然エネルギーの普及促進がさらに図れるよう、国の動向や他市の先進事例等を研究しながら、補助制度の創設について検討してまいりたいと思っております。

認知症施策と見守り体制についてのご質問でございますが、認知症高齢者は高齢化の進展とともに増加しております。本市では、第7期せつつ高齢者かがやきプランの重点施策に認知症施策の充実を掲げ、認知症についての啓発、認知症の予防と早期対応、認知症高齢者や家族への支援に取り組んでいるところでございます。認知症予防の観点から平成29年度に制作いたしましたせつつはつらつ脳トレ体操につきまして

は、高齢者のグループを対象に実施する介護予防講座で、脳トレ体操や健康体操に取り組んでいただき、その効果測定により認知症予防、介護予防を推進するものでございます。

次に、認知症サポーター養成講座につきましては、認知症についての正しい知識と理解を深め、認知症高齢者やその家族の方への接し方を学んでいただくもので、これまで約3,400人の市民の方にサポーターになっていただいております。さらに、全ての職員が認知症について理解を深め、日常業務等に生かしていけるよう、今年1月には市の管理職を対象に講座を実施しており、順次全ての職員を対象に実施してまいります。市民一人一人が認知症への正しい知識を持ち、理解を深めるとともに、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、まちぐるみでの見守り体制の充実を図り、みんなで支える社会を実現してまいりたいと思っております。

せつつ服薬適正化プロジェクトについての質問にお答えをいたします。

本市の高齢化率は、平成12年度の11.9%から平成29年度には25.4%に突入するなど、高齢化が急速に進む中、さまざまな課題への対応が迫られている状況であります。医療、とりわけ服薬の分野で申しますと、高齢になればなるほど服薬するお薬の種類も増え、高齢化に伴う臓器機能の低下により薬が効き過ぎる状況が考えられるなど、多剤を服用することで生じる健康へのリスクは高くなると言われております。

そこで、高齢化が加速する本市の状況を鑑み、着目した取り組みがせつつ服薬適正化プロジェクトでございます。内容としま

しては、国民健康保険被保険者の方で、複数医療機関を受診され、6剤以上服薬されている方を基本に対象者の抽出を行い、服薬履歴を載せた通知書を市から送付いたします。その後、通知を受けられた方が、その通知をお近くの薬局に持参し、ご相談いただくことで、薬局にて残薬調整やアドバイスをしていただくものでございます。併せて残薬袋もお渡しし、ご活用いただくことで、全体として健康リスクを軽減する取り組みとなっております。実施に当たりましては、丁寧な制度の説明、周知を行い、市民の健康増進を力強く推進してまいりたいと考えております。

DVに対する質問でございます。

DVは、男女問わず、配偶者やパートナー、恋人など、親密な関係にある、またはあった者から繰り返し振るわれる暴力でございます。あらゆる暴力は、人権を侵害し、決して許されないものとの認識を広く社会に徹底するとともに、その防止に向けて取り組んでおります。被害者に対する相談窓口の開設や各種法律相談、カウンセリング等を実施しております。さらに、命の危険があるような緊急性の高いものにつきましては、一時保健所への入所措置を行っております。また、夫婦間だけでなく、ご質問にある親子関係、特に子どもたちへの虐待事案につきましては、教育委員会、福祉部門との連携を図りながら対処しているところでございます。年々複雑・複合化の傾向にございますので、今後とも連携してしっかりと対応してまいりたいと思っております。

販路開拓の支援についてでございますが、ご質問のとおり、企業が自社製品の販売先を確保するには、みずからの努めで行っていくものと考えております。摂津優品

(せつつすぐれもん)につきましては、市内の事業所等で生産・製造・加工され、一定の基準を満たすすぐれた商品を摂津ブランド認定委員会にて認定しているものでございます。販路開拓の支援につきましては、摂津優品(せつつすぐれもん)をPRしていくことで、ものづくりのまち摂津市の知名度向上、産業振興と地域活性化を図っていくことで支援につながるものと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○嶋野浩一郎議長 教育長。

(箸尾谷教育長 登壇)

○箸尾谷教育長 教育委員会所管分のご質問にお答えいたします。

せつつSUN SUN塾の取り組み及び学力向上に成果のあった学校の取り組みでございます。

私は、毎年学校を訪問し、学校の雰囲気や、あるいは子どもの授業の様子等を拝見しておりますけれども、今年は、どの学校も、非常に落ちついた環境の中で子どもたちが生き生きと授業に取り組んでいると感じております。これは、児童・生徒の問題行動件数におきましても、ピーク時から件数が7割減となる劇的な改善をしておる状況が裏づけていると思います。また、各種の学力調査でも学力向上の成果が見られておりますことから、私としては非常に明るい希望を持って学校を見ております。

それでは、ご質問のせつつSUN SUN塾の取り組み及び学力向上に成果のあった学校の取り組みについてお答えします。

まず、せつつSUN SUN塾の取り組みでございますけれども、学力調査等によりまして、本市児童・生徒の学力の課題として、学力低位層の割合が高いこと、そして

また、学校の授業以外で学習することが全くないと回答した児童・生徒の割合がどの学校にも多いことが明らかとなっております。

そのため、教育委員会としましては、平成29年度からせつつSUN SUN塾をスタートさせました。せつつSUN SUN塾は、今年度から市内5か所、全中学校区の公共施設等を会場として、1会場当たり定員25名で開催をしております。内容としましては、四則演算や分数、小数など計算の基礎となる小学校6年生及び正負の数や関数などといった数学の基礎となる中学1年生に限って開講しております。

その成果といたしましては、受講者に対して学期ごとに行っております習熟確認テストにおきまして、受講者の平均点と全国の受講者の平均点の差が、1学期よりも2学期のほうが小学生、中学生ともに約6点縮まるなどの学力の向上が見られ、参加児童・生徒の基礎的な計算力の定着に成果があったものと捉えております。また、家庭学習の時間につきましても、SUN SUN塾受講中の中学生のうち、平日の学習時間が毎日1時間以上と答えた生徒が1学期には半数に満たなかったものが、3学期になりますと6割近くになるなど、学習習慣の定着にも効果があったものと捉えております。

次に、議員がお示しの、本市小・中学校の中で、とりわけ今回国語の調査で成果を上げた学校での取り組みですが、その学校では、子どもたちの課題が語彙や表現の力が乏しいことであると捉え、学校全体で言葉を大切にする取り組みを行っております。具体的には、授業の中で問題が解ける、解けないといったことだけで終わらせるのではなく、なぜそうなったのかを根拠

や理由をもとに自分の言葉で表現させるように取り組んでおります。また、教員は、授業の中で複数の子どもの発言を取り上げ、それをつなぐことでさらに子どもたちに深く考えさせるなど、言葉にこだわった指導をしております。このように、単に教員が教えるだけではなくて、子どもたちの主体的な活動を重視する指導方法の工夫改善が成果につながってきているものと考えております。

そして、さらに重要なことは、これらの取り組みが特定の教員だけでなく学校全体で取り組まれていることです。校長のリーダーシップによりまして、学校全体でこうした授業改善の機運が高まり、公開研究授業等の機会を少しずつ積み重ねてきた成果であると教育委員会としては捉えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、研修センターについてですけど、これも今後はずっと市長と私の議論になっていくと思いますが、市長、この運業者の方というのは、僕が市長の秘書をやったときからの旧知の仲ですよ。これは、青年会議所、ロータリークラブを通じて市長との関係が非常に深い方々ですし、ある意味、政治家森山一正を支えてきた方々と私は受けとめております。

そこで、先日、さまざまな局がいろんな方向からマスコミ報道されておったんですけど、「とくダネ!」、これはフジテレビ系ですかね。私はその報道を見ておったときに、そこで住民と、それから業者側とのやりとりが映されとったんです。で、土地を取得して研修センターをつくるまでのプ

ロセスが完全に間違うとったというようなことがよく理解できたんです。まさに住民と業者側の不信感、最初言うのとことと後ほど言うのとことが違うやないかということで非常に激論が交わされとったわけですよ。そこで一人の住民の方が、これは道徳観の欠如やという形で発言されておりました。そのことが非常に私の耳に残ったんですけど、市長は、人間基礎教育、私がこれを何回か質問させていただいたときに、人間基礎教育とは何ぞやという中で、世の中、法律さえ守ったらいいんではなくて、やっぱり人間と人間のきずとか道徳意識が必要や、法律を守るんは国民として最低限のことであって、そういう道徳心を持った市民を、また子どもたちをつくるためにも私はこの人間基礎教育を提唱したんやというようなご答弁をいただいた、そういう記憶があるわけですけど、そういう意味で、今回、現場の担当部長に間に入れということになってきたら、やっぱりそれは建設ありきの話し合いしかできないような状況ということ、とりあえず条件闘争になってしまうんじゃないかということをおっしゃられました。そのとおりのことなんです。しかし、法律を守るとるからええやないかというような形で業者が進めていくことに関して、私は、担当部長が入るのではなくて、人間基礎教育を提唱されている市長みずからがその業者との間に入って、何とか丸くおさめられるような一つの手段を講じるお考えがないのか、そのことをお聞かせ願いたいと思います。9, 378筆の署名を集めた。署名を集めて、市民は市長室にその署名を持って行って、それを市長が受け取ったということは、やっぱり市民の皆さんはそれを期待されとると思うんですが、その点お聞かせ願いたいと思いま

す。

次に、例のスピーカー設置ですけど、市内に16か所、公共施設にスピーカーを設置してあるとご答弁いただきましたけど、その存在、どこにそのスピーカーがあるのかということ、また、これは騒音問題もかわるかもしれませんが、非常事態が起きたということのスピーカーの呼びかけを地域住民にされるような訓練はしたことがあるのかどうか、それも2回目、お聞かせ願いたいと思います。

次に、防災士の件ですけど、防災士と私が所属しておる消防団、そして地域の自治会と連携して、何かそういう災害が起きたときにその連携がしっかりと生きるような方法を考えることはないのか、それも2回目、お聞きしたいと思います。

続きまして、3の(1)環境問題ですね。これは、個人の家やったら利益を誘導するんで、ちょっと無理かなというようなことを答弁されとったんですけど、CO2削減は、これは国家の責務であって、地方自治体はその責務の一端を担うのは当然ですし、それから、市民一人一人の意識がやっぱり重要です。公平性に欠けるといことはちょっと違うのではないかと私は感じるんですね。現実に個人の家ソーラーパネルを置くことに関して補助金制度をつくらせている地方自治体もあるということなので、これは要望にしておきたいと思しますので、よろしく願います。

それから、認知症の件ですけど、私も実際92歳の母親がおりまして、少し認知症が入っておりまして、症状が出たり出なかったりするんですけど、認知症ということに関して、自分も何か非常に鬱病みたいな感じでお年寄りがなってしまう。それは、周りが認知症であっても人間の尊厳を守ろ

うという、そういう配慮がやっぱり必要だ  
と思うんであります。その点、認知症を見  
守るといことなんですけど、しっかりと  
認知症患者に対しての人権、そして人間の  
尊厳を大切にすよう、これも要望をお願  
いしたいと思ひます。

次に、せつつ服薬適正化プロジェクトに  
ついてですけど、これは新聞にも掲載され  
ておりましたけど、画期的な施策やとい  
ことで評価されておったんですけど、当  
然、医療機関からそういうふうにして薬の  
情報をいただいて、私もそういうのをいた  
だいておるんですけど、ただ、民間の薬局  
とか、それから、今は非常にさまざまな企  
業がサプリメントの販売促進をしているわ  
けですけど、それと併用して飲まれる方も  
多いといことなんですけど、そういうこ  
とで、本当に医療機関からの薬だけを対象  
にするのか、また、全てそういう形で提出  
されて、それをさまざまに精査しながら薬  
の適応性を指導するのか、その辺をお聞か  
せ願ひたいと思ひます。

続きまして、DVの件ですけど、最近で  
は千葉県の野田市で子どもが父親に暴行さ  
れて亡くなって、これは社会的に非常に衝  
撃を受けたんですけど、昨日も、大やけど  
を負った女の子がそのまま放置されてお  
って、母親はパチンコに行っったといこ  
とで非常に報道されっったんですけど、特  
に子どもたちに対してのDV、これは親子  
関係ですから非常に難しいと思ひます。し  
つけといことで私も自分の子どもに手を  
上げたこともあるわけですけど、その辺の  
ことは非常に難しいんですけど、それをい  
ち早く察知して、それに対する対応がで  
きるような、そういう連携をしっかりとと  
れるような組織が必要と思ひますし、地域  
社会の構築が必要と思ひますが、警察とも連

携をとりながらやることも必要やと思ひ  
ますので、そういうことを構築するお考え  
はないのか、お聞かせ願ひたいと思ひ  
ます。

それから、学校教育の件ですけど、よく  
わかりました。これは何十年間も、私が議  
員になってからずっとやと思ひますけど、  
小・中学校の成績、学力を何とか上げ  
たいといことで、非常にさまざまな取り  
組みをされておりました。大阪は、全国で  
ブービーといひますか、最下位かブービー  
を争っていたわけですけど、その中で摂津  
市はまだ下のほうやと、その辺の底辺をず  
っと何十年間も移動しとったわけです。さ  
まざまな取り組みをされっったし、私はよ  
く質問の中で、学校の先生だけの問題じゃ  
ない、これはやっぱり家庭環境の状況とか  
さまざまな問題が影響して、子どもたちの  
学力に影響するんじゃないかとい形で質  
問しとったんですけど、でも、現実に摂津  
市のある小学校では、国語に関しては全国  
平均以上の成績を上げたといことで、こ  
れは本当に驚きといひか、びっくりしまし  
た。これは、家庭環境とか地域社会とかい  
う問題じゃなくて、明らかに校長はじめ、  
それから教員の指導力、その成果が出て  
きたと思ひます。ほんなら、逆に言ったら  
今まで一体何をしとったんといことにな  
るんですけど、しかし、これは過去のこと  
を言うより、まずそういう結果がでたわけ  
ですから、しっかりとその辺を分析して、  
これは希望の星ですよ。そういう形で、  
しっかりと教育委員会としてそのような前  
例を分析して、ほんで議論して、そのこ  
とを生かせるようにやっっていくべきと思  
ひます。

教育長とも過去において沖縄県の話  
をさせていただいたと思ひますけど、  
沖縄県は日本でも大阪府と争うような  
学力の低い

県だったんですけど、もう10番ぐらいになったとお聞きしました。それは、やっぱりその辺の現実をしっかりと分析して学力向上に向けたということを聞いておりましたので、そういう点も踏まえてこれからやっていただきたいと思ひますし、その点に関して次長のほうからご答弁いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それから、例の販路開拓のことなんですけど、どうもひっかかるんですよ。例えば、摂津優品（せつつすぐれもん）はどういう基準で審査されたのか。約4,000の事業所が摂津市にあるんです。そのなかから選ばれた企業、10社か20社か知りませんが、ちょっと今数字は把握してないんですけど、その企業が行政とともにPRされていく。ほんなら、そこに残された企業には非常に不公平感ができるのではないかと、選ばれた会社だけが行政とともにPRされるというのは非常に不公平感があるというようなことを感じる企業も出てくるのではないかとと思ひます。その点に関して、どのような基準で摂津優品（せつつすぐれもん）の審査をされるのか、それから、その不公平感の是正をどういうふうにするのか、お聞きしたいと思ひます。

2回目の質問はこれで終わります。

それでは、まず、せつつSUN SUN塾につきまして、教育次長、お願ひいたします。

○北野教育次長 せつつSUN SUN塾をはじめ、学力向上への取り組みについてのご質問にお答ひいたします。

教職員や子どもたちを含めた学校全体を動かすためには、やはり校長のリーダーシップが重要でございます。各校では校長はじめ教頭が学力向上担当教員等を中心に学力調査等の結果分析を行っておりますが、

課題解決のためには、学力調査を受ける学年のみならず、全体で取り組むことが非常に重要でございます。

まず、全体にリーダーシップを示す校長の勢いといいますか、目標が大事でございます。そんな中で、教育委員会といたしましては、毎年度、年度初めに教育委員の中で学校経営計画を作成いただいております。そこで校長のビジョンをしっかりと明確にさせるとともに、教職員、保護者、地域に対するプレゼンテーション能力を養うように行っております。

また、経営計画をつくった中で、PDCAを回すために、夏場に私も含めて教育委員会事務局の職員が学校に赴きまして、サマーレビューということでその経営計画の進捗を見ております。それとともに、教育長みずから学力向上担当者と校長にヒアリングをいたしまして、しっかりと助言・指導を行っております。

このように、今後も学校変革の原動力となる素養、力量、統率力にあふれた管理職の育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 市長。

○森山市長 再度の質問にお答ひをいたします。

外国人の施設に関する質問でございますけど、言うまでもありませんが日本は法治国家でございます。私はいつも言っているとおり、法律を守ったら何でもええんかというわけではありません。特に建築に関しては、でありますから摂津市独自の少し厳しい基準をつくっておるわけでありまして、まさにご指摘のことがここにあるわけでございます。

事業主と私の関係についておっしゃいましたけど、これは全くの別ものでありまし

て、そのことでどうこうということは全くなく、逆に厳しいわけでありまして、私がお話をするのはいつでもできる。やぶさかではございません。決して避けていることではありませんが、現在、担当で5回の説明会が終わった後、また鋭意引き続いて地元の方の皆さんの理解が得られるように先ほどのご指摘に対して促す場面でありますから、今少し見てまいりたいと思っております。

それから、スピーカーの件でございますけれども、16か所の位置は、もうご案内のとおりですけれども、小・中学校の校庭と公共施設にあります。知らせてなかったん違うかというようなお話だったと思えますけれども、広報等々でやっているとは私は認識しておりますけれども、もしお知らせが行き渡ってないようであれば意味がありませんので、徹底をしていきたいと思えます。

それから、これの訓練と申しますか、これは私も自主防災訓練にしょっちゅう参加をいたします。そのとき、始まる前に一番大きくサイレンを鳴らして呼びかけていただいて、音の調整とか、風向きとかビルがあったりとかで完璧に伝わっているか、私自身もその場で自分自身の訓練をしているような状況でございますので、アナログからデジタルに変えて、やっぱりその経緯をもう少し検証しながら次の手も打っていったらと思えます。

それから、防災士との連携ですけど、今までの40名の方、これは単独で皆さん行動されております。市に協力していただける場合もあるし、単独の場合もあります。これからは、市のカリキュラム等々を受講していただいて、そして、防災サポーターとして協働して取り組んでいくこととなります。

それから、せつつ服薬適正化プロジェクトについてでございますけれども、ご意見のとおり、お薬手帳を必ず提示して、その方の服薬情報が医療機関、薬局で共有されている状態であれば、健康リスクは生じにくいものと考えております。一方で、複数の医療機関、複数の薬局に行かれている場合には、お薬手帳を複数冊所持されているケースや、急患の場合などでお薬手帳の提示忘れがあるなど、医療機関や薬局間で服薬情報の共有化が図れていない状況があるのも事実でございます。そのため、情報を一元的に把握している保険者として、多剤を服用されている方へ服薬履歴を載せた通知書を送付する取り組みを実施するものでございます。

それから、子どもへの虐待についてのご質問でございますけれども、具体的には、不安を抱える子育て中の保護者が気軽に相談できる体制づくりと申しますか、保育所や幼稚園、学校など、子どもからのサインを見つけやすい機関による早期発見、事案が発生した場合には関係機関の連携による的確な対応、家庭への働きかけをした後の再発防止のための見守りなど、子どもの安全を第一に考える中で実施してきております。取り組みに当たりましてはオール摂津の体制が必要でありますことから、市の関係各課のみならず、大阪府の子ども家庭センター、摂津警察署、民生児童委員協議会など、子どもに関するさまざまな機関から構成される要保護児童対策地域協議会などのネットワークを設置して、啓発活動、情報の共有、意識の向上を図っているところでございます。

摂津優品（せつつすぐれもん）についての再度のご質問でございますけれども、この認定後の支援内容等々につきましては、

広報とかホームページにて周知を図っております。しかしながら、本制度はまだ2年目ということで日の浅い制度でございますので、今後、多数の企業の応募があるように周知に努めていきたいと思っています。

摂津優品（せつつすぐれもん）の認定に関しましては、摂津ブランド認定委員会にて認定をしております。ブランド認定委員会の委員として、中小企業の専門職や行政機関職員及び学識経験者など幅広い人材から委員を構成いたしております。具体的な審査基準につきましては、摂津らしさ、コンセプト、信頼性・安全性、独自性・新規性、市場性・将来性、この5点で審査をしております。公平性にもしっかりと配慮をしておるところでございます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 ちょっと答弁漏れがありましたけど、また質問させていただきます。

まず、市長、鳥飼野々の研修センターですけど、ここにもたくさんの方々が来られています。今の状況でしたら、物別れでこれで終わってしまって、法的に問題はないということで建設が始まったときに、そこでさまざまな新たな問題が惹起してくるような、そういう予感がするんです。やっぱり建てるからには、気持ちよく地域とのしっかりとした合意があつてこそ、その研修センターも生きてくるし、そして、地域の方々も落ち着いて生活ができると思うんですけど、今の状況やったら、あのむしろ旗が立った状況で研修センターが建設され、また開設されるということになったら、非常に交通の問題やらさまざまな地域住民とのあつれきが生じる可能性があるわけです。それが非常に私は懸念されるんですけど、私、提案として、これはきのう部

長を通して市長も聞いてはると思うんですけど、行政であの土地を買いはたらどうですか。これは当然、業者の意向はあると思うんですけど、そういう点で、市長は人間関係はこれとは別やと言うかもしれませんが、この状況で強引に業者がやっても、非常に不都合も出てきたりすると思うようなことを今先ほど言いましたけど、そういう意味で、あの土地を行政が買う。

よく僕もこれは以前に質問したことがあるんですけど、やっぱり安威川以南と安威川以北では、安威川以南の方々是非常に不公平感がある。安威川以北に公共施設が集中して、安威川以南には公共施設が非常に少ない、以前からそういう議論がなされたわけなんです。市長もその点は非常に問題意識を持っておられました。例えば総合体育館の問題とか、それからコミプラ、別府コミュニティセンターのような、そういうものやっぱし安威川以南につくるべきやという問題意識は市長も持ってはったわけでしょう。それで、私が質問したときに、ご答弁は、そう思っても、やっぱり土地の確保が非常に難しいということをして市長は言っておられたわけです。そういうことから考えますと、研修センター建設予定地を市が取得して、そして、これは時間をかけながら地域の人々と話し合つて、それは体育館は無理にしても、別府コミュニティセンターなりコミプラなり、その地域の人々が喜ぶような施設を建てる、私はそういうような一つの提案をしたいと思うんですよ。

これは当然、何遍も言うようやけど、業者がおることですから、そういう点で、市長がしっかりとその間に入っていただいて、そのような説得をしていただいて、市が取得するようなことになりますと、ある意味、3者とも丸くおさまるのではないかと

と私は勝手に思っているんですけど、その提案をさせていただきたい。市長から、最後の答弁になると思うんですけど、そういう形のご答弁をいただきたいと思うんです。

これは、何回も言いますけど、相手がおることやから、そんなにスムーズにいきませんけど、僕はその方法が一番いいんじゃないと思うんです。安威川以南の施設の問題も解決するし、地域住民の悩みも解決するし、そして、業者も、このまま押し切っていったら、それとマスコミがこれを全国報道しとるわけですから、当然マスコミは、その業者の名前は出ていないにしても、多分いろんな方々はその名前を知っていると思いますので、そういう面から、市長、一遍胸襟を開いて話し合いをしてほしいということを思いますので、その辺のご意見を聞きたいと思います。

あとは、防災無線に関してはわかりました。私もちょっと耳が遠くなったかなと思うことがあるんですけど、なかなか高齢の方というのは音声に対して鈍くなっているわけです。スピーカーがええのか、また、デジタルにしても、なかなか高齢の方はそれを聞き取ることもできないんですけど、一応緊急事態において、公共施設もそうなんですけど、公園等にもそういうスピーカーを配置されて、そういう危険の周知徹底を促すようなスピーカーを置くということ、これも要望しておきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、防災士のことなんですけど、これは、消防団とか地域住民との連携をとって、その辺の連携を密にして、いざ災害のときに対応されるお考えはないのかということ、先ほど私は質問したんですけど、ちょっとそのご答弁が漏れていましたの

で、これは3回目でご答弁いただきたいとします。

それから、ソーラーパネルは要望しました。それから、認知症の件も要望しました。

それから、薬の適正化の問題ですけど、これは画期的なことですので、非常に薬の過剰摂取というのは逆に命にかかわることもあるかもしれません。薬剤師会、また医療機関と十分連携をとりながら進めていただきたいと思います。

それから、ドメスティック・バイオレンス、いわゆるDVの件ですけど、これも親子関係、そして家族関係、それからさまざまな関係でDVが起きます。当然、私も行政も考え方は一緒で、DVは最大の人権侵害だと思いますので、これを防ぐために、しっかりと連携をとりながら、アンテナを張って、そのことを感知して対応していただくように、これも要望しておきますので、よろしくお願ひします。

それから、教育委員会の件ですけど、一つのいい見本ができましたので、今後ともしっかりと努力して分析してやっていただきたいと思います。

それから、販路の拡大についてですけど、学識経験者とかさまざまな小売店の代表の方とか、いろんな方々がそういう審査に向けてやられるということなんですけど、そういう撰津優品（せつつすぐれもん）に選ばれなかった企業に対しても、例えば期限を切って、また次の段階、次の段階という形で、できるだけ公平にされるようにする、それから、販路拡大の支援というのは、非常に私は抵抗があるんですよ。行政としてそれをやってええのか。その辺のことは、やっぱりちょっと文言を変えながら対応していただくことがベストではな

いかと思いますので、これも要望しておきます。

以上、3回目、終わります。

○嶋野浩一朗議長 それでは、2点につきまして答弁をお願いいたします。市長。

○森山市長 防災士の件、消防団との連携がちょっと漏れておりましたけれども、もちろん消防団の皆さんも自主防災訓練等々でいろいろご苦労いただいておりますので、より密に連携できるようにしていきたいと思っております。

それから、今ご提案がありましたけれども、研修センターの開発の申請以来といたしますか、今のご提案があったような件等々、いろんな方からいろんな意見があることも事実でございます。私は、それぞれの意見を一つの案としてしっかりと受けとめているつもりでございます。もちろん、私の地元の話でありますから、よそごとではございませんので、いいかげんに考えていることはありません。何かしっかりとした着地点を見つけられへんか、これはもう毎日のように考えておるわけでございます。

さっきも話がありましたけど、これからもう一度双方との接点、これを探るわけがありますけれども、その上で今いろんな具体的なご提案がございました。私は今までいろんな答弁をしたと思っておりますけれども、総合体育館については、確かに広大な敷地が要りますので、これは今後の全体のまちづくりの中で云々の話をしておりますけど、コミュニティ施設につきましては、用地が見つからないということではないんですね。ただ、今、具体的な提案をいただきました、例えばコミュニティセンターとするならば、コミュニティセンターの場合は、恐らく集客施設として、例えば人、

車、自転車等、今の計画以上の不特定多数の人が毎日のように行き交うことにもなることもあります。そういう意味からいうと、狭隘道路の件が今問題になっておりますけれども、それから、新しくコミセン等々をつくる場合は、やっぱり避難所機能を備えなあかんと思うんですね。そうすると日影規制というのがあるんですね。で、高さ制限というのがあるんですね。これにひっかかるおそれがあるんですね。等々、非常にいろんなハードル、諸条件がありますので、そんなんで、何もそれがだめとか言うてんのと違いますけれども、非常にすぐに云々とはなりにくいということで、ご提案の一つとしてとめておきたいと思いません。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 渡辺議員の質問が終わりました。

次に、三好義治議員。（拍手）

（三好義治議員 登壇）

○三好義治議員 それでは、民主市民連合を代表して質問を行います。

昨年は、もう何回も言うてますけど、大阪北部地震、北海道胆振東部地震、西日本豪雨、台風21号、異常とも言える猛暑などで、日本列島はたび重なる災害に見舞われました。

昨年、2018年、ドイツのある調査会社が世界で最も安全な場所ランキングをランキング形式で発表されました。世界171か国を対象に行ったデータに基づき導き出され、さらにそこから旅行者に人気の世界20か国に絞られ、それぞれ暴力的犯罪の危険性と自然災害のリスクが高い順にランクが作成されました。犯罪リスクのランキングでは日本は7位となっております。日本は治安がよい国と世界から称賛されて

いたと思っておりましたが、治安が悪くなっているのが現状でございます。

現状、摂津市は大阪府下でも犯罪件数は少ないと聞いておりますが、気を緩めることなく、地域コミュニティを築きながら、摂津警察とも連携を図りながら治安向上に努めていただきたいと思います。

次に、災害リスクのランキングでは、旅行者に人気の世界20か国では20位と最下位であります。最下位となった理由といたしましては、マグニチュード6以上の地震発生件数が全世界における総数の20%にも達する地震大国という点、さらに、津波、台風、洪水、熱波、寒波など多種多様な災害リスクが総合的に考慮された結果だという報道がなされました。これらの調査結果を総合すると、日本は治安に関してはそこそよいが、自然災害のリスクは極めて高い国となっていると報道されております。

昨年の自然災害で、我々は多くのことを体感し、災害時における対応の未熟さも学びました。災害はいつやってくるかわからない状況の中で、市民の安全・安心のまちづくりに行政がいち早く行動を起こさなければならぬと思います。今年度の安全・安心、健康・医療、子育てに対する行政の対応に期待するものであります。

それでは、市政運営の基本方針に基づき質問を行います。

第1に、市民が元気に活動するまちづくりのうち、1点目の市民活動施策についてですが、平成24年に摂津市における協働と市民公益活動支援の指針を策定し、みんなが育むつながりのまちの実現のために、市民活動を応援し、多様な人たちの連携・協力による協働のまちづくりを進めておりますが、今回提案されております、市民の

皆さんと職員の合同研修を実施し、協働のネットワーク強化に取り組むとありますが、どのような研修を行うのか、お聞かせください。

2点目の市の魅力・イメージに関する調査をもとに、シティプロモーション戦略を策定し、SNS等のさまざまな情報ツールを活用して情報発信していくと言われておりますが、シティプロモーションは、今ある地域資源に磨きをかけることも大事ですが、将来を見据えて新たなまちの魅力を創造するシティアイデンティティの考え方が重要だと思いますけど、どうでしょうか。お聞かせをください。

第2に、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりのうち、1点目の災害対策について。

昨年の大阪北部地震、台風21号の強風被害を踏まえて、災害対策の見直しと風害対策を重点に研究を進めていくと言われておりますが、高槻市では、市民関係団体、行政が一体となって既に総合訓練がなされております。摂津市は職員の初動体制の訓練のみに終わっていますが、災害はいつやってくるかわからない状況で対策について研究をしていくとは、あまりにも認識にギャップがあるのではないのでしょうか。早急に対策を検討し、オール摂津で訓練を行う気はないのか、お聞かせください。

2点目の消防・救命救助の施策についてですが、増加する救急需要への対応及び現場到着時間の短縮に向けて専任救急隊を増隊されるとありますが、本市の救急体制の現状と目指すべき救急体制についてお聞かせいただきたいと思います。

また、救急要請から病院収容までの時間、特に現場滞在時間の長さが課題となっておりますが、現状はどのようになっていますか。

るのか、お聞かせください。

3点目の都市基盤整備についてです。

千里丘西地区まちづくり事業で、特定建築者制度の導入に向けた事業協力者の募集要項の作成を行っていきとありますけども、特定建築者制度についてと、これに関連して先進の事例も含めて説明をお願いしたいと思います。

4点目の安全で便利な道路整備についてですが、鳥飼大橋は、守口市方面から摂津市にかかわる拡幅工事が現在中断され数年になります。鳥飼大橋拡幅工事計画は現在どのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

5点目の雨水排水対策についてですが、昨年は地震や台風など自然災害が相次いで発生いたしました。現在、三箇牧鳥飼雨水幹線や東別府雨水幹線の整備が進められておりますが、現在の雨水整備についてどのように認識しているのか、お聞かせください。

6点目の安全な水の安定供給についてですが、水道事業について、水道ビジョンの見直しと上下水道の経営戦略を策定しておりますけども、経営健全化に向けた今後の取り組みについてお聞かせください。

第3に、みどりうるおう環境を大切にするまちづくりのうち、環境負荷低減に向けた取り組みで、京都議定書決議後、摂津市では、1990年をベースといたして、2020年にはCO2削減量20%を削減目標と定められました。摂津市地球温暖化防止地域計画の進捗状況についてお聞かせください。

2点目のごみ処理の広域連携で、環境センターの焼却炉の寿命を見据え、広域連携が確認されました。摂津市のごみ焼却課題は大きく前進したと思います。そこで、広

域連携のメリットと実施までのスケジュールについてお聞かせいただきたいと思いません。

大きな4といたしまして、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりのうち、1点目の福祉施策についてですが、地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現に向け、第4期地域福祉計画を策定するとありますが、現状の課題をどう認識しているのか、お聞かせいただきたいと思いません。

2点目の高齢者施策についてですが、独自のポータルサイトを構築し、医療機関や介護事業者、地域活動などの情報を発信していくと言われておりますが、従来の高齢者を支援する社会資源の情報発信をどうされるのか、お聞かせいただきたいと思いません。

3点目の子育て支援施策についてですが、子育て支援については、子育てに対するさまざまな相談や、課題対応や、安心して子育てができる環境づくりも大事ですが、出生率が何ゆえ伸びないのか、子育てに対する費用負担、住宅課題の解消が必要と思えますが、どのように認識しているのか、お聞かせいただきたいと思いません。

4点目の待機児童についてですが、先の質問で詳しく答弁なされておりました。これは要望とさせていただきますが、待機児童は、2016年には「保育園落ちた日本死ね!!!」と題した匿名のブログが反響を呼ぶなど、社会問題となっております。待機児童が減らない原因といたしまして、共働き世帯の増加、女性の社会進出などから女性の就業率が上がり、保育ニーズが高まったこと、次には、核家族化により祖父母が面倒見てくれなくなったこと、定義の変更で、今まで待機児童としてカウントさ

れてなかった隠れ待機児童が明るみに出たこと、保育士の確保が追いつかず、保育所を整備しても定員を減らすなどのケースのためと分析されております。

摂津市も、待機児童解消のため施設整備に取り組んではきておりますが、担い手の保育士確保についても、民間保育所に委ねることだけでなく、この問題を真摯に受けとめ取り組んでいく必要があります。保育士の担い手は、安威川以北・以南の区別なく保育士等が不足しております。待機児童が発生している現状において、施設はあるが入所できないという状況にならないよう、民間事業の保育士の確保に尽力していただくよう要望しておきます。

5点目の学童保育についてですが、これも要望にとどめさせていただきたいと思えます。学童保育は、子どもたちは学校での一日が終わり、開放感あふれ、遊ぶにしろ、しゃべるにしろ、走り回るにしろ、とにかく活気あふれた時間を過ごすようです。中には、真面目に宿題をする子ども、ゆったり本を読む子ども、まずはおやつを楽しむにしている子どもというように、自由に過ごせるという時間、空間、仲間が保障されていることが重要とされております。委託事業者選定については、このようなことを取り入れていただき、選定をお願いいたします。また、民間事業者における指導員を確保するための期間等も考慮した上で、できるだけ早期に事業者を選定し、保護者への説明、業務の引き継ぎ等を行うようお願いして要望とさせていただきます。

6点目の健康づくりの受動喫煙防止の取り組みについてですが、受動喫煙については、紙巻きタバコの煙に含まれるニコチン、タールなどが原因で他人に危害を及ぼ

すと言われております。そのほかにも、におい、灰、吸い殻等、過去から指摘もされ、愛煙家のマナーが指摘されてきました。タバコについては、現在、紙巻きタバコから加熱式タバコに進化してきていることから、今後の対応が気になるのですが、加熱式タバコの対応はどうされていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

大きな5点目、誰もが学び、成長できるまちづくりについて、第1点目の学力向上施策について。

摂津市内小・中学生全体の学力向上の現状はどうなっているのか。また、第五中学校の価値語運動については、学力向上に寄与し、全国からの視察を受け入れ、その取り組み内容が評価されていると聞いております。また、教育長がみずから文部科学省で講義されることも聞いておりますが、この取り組みについて、教育長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

2点目の教職員の校務支援についてですが、昨今、教職員の残業が多く、健康管理の点でもマスコミに多く取り沙汰されております。本市の教職員の勤務実態はどのようなになっているのか、現状をお示しいただきたいと思えます。

3点目の生涯学習施策についてですが、市政運営の基本方針にある社会教育施設の今後のあり方及び公民館のバリアフリー化や老朽化対策について、どのように検討していくのか、お聞かせください。

4点目の屋外スポーツ施設の整備についてですが、青少年運動広場の全面リニューアルの工事工程及びリニューアル内容についてお聞かせください。また、旧味舌小学校跡地の体育施設の構想は、どのような施設を計画しているのか、お聞かせください。

活力ある産業のまちづくりの1点目、商工業支援施策について。

第2期産業振興アクションプランの策定については、どのような思いでどのように取り組んでいるのか、お聞かせいただきたいと思います。

2点目の健都イノベーションパークへの企業誘致についてですが、摂津市及び関連する団体のコンセプトに合った企業等をどのように誘致するのか、お聞かせください。

7番目の計画を実現する行政経営についてですが、1点目の行政経営戦略ですが、戦略策定に当たっては、財政状況をどう見通し、将来的な課題に対していかにして財源を確保するかが重要となってきます。そのための有効な手段として、財政調整基金のほか、目的基金の活用が挙げられますが、基金の活用に関する考え方についてお聞かせください。

2点目のファシリティマネジメントの推進についてですが、公共施設の維持管理について、公共施設等総合管理計画を策定し、ファシリティマネジメントを推進されておりますが、老朽化している施設対応方針や将来負担の軽減、市民サービスの質の向上にどのように取り組まれるのか、また、平成31年度の取り組みはどのような内容なのか、お聞かせください。

これで1回目、終わります。

○嶋野浩一朗議長 それでは、答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 民主市民連合を代表しての三好義治議員の質問にお答えをいたします。

まず、市民活動施策及び市民と職員の合同研修についてのご質問でございますが、少子高齢化や社会構造の変化や価値観の多

様化により、地域でのつながり、地域コミュニティが希薄化している中、本市のまちづくりは、市民、事業者、行政が協働で取り組むことが大切だと理解し、進めてまいりました。

合同研修につきましては、市職員が協働の必要性をしっかりと理解し、担当する業務を協働の視点から取り組む意識が持てるよう、さらに、市民と一緒に研修を受けることで、お互い顔の見える関係をつくり、意識の共有を図ることにより、協働のネットワーク強化を目的とした研修会でございます。

次に、シティプロモーションについての質問でございます。

シティプロモーションは、私が常々申し上げております夢づくりの視点が非常に重要であると認識しております。その夢づくりといたしましては、平成22年に大規模な企業の跡地にコミュニティプラザの建設や阪急摂津市駅の誘致が実を結び、また、去年は吹田操車場跡地に新たなまち健都が誕生するなど、ここ10年の間でまちの顔はすっかりさま変わりしたと思います。人口減少社会の中におきましても、新たな地域資源の創造により、まちのにぎわいを取り戻してきていると実感いたしておるところでございます。

しかし、ここで慢心してはいけません。今後も発展し続ける持続可能なまちへとはなりいかなくなってしまう。そこで、新たな魅力を創造するシティアイデンティティの考え方も取り入れながら、これまで以上に個性豊かなまちが形成できるようなシティプロモーションを展開し、多くの方から選ばれる魅力ある都市を目指してまいりたいと考えております。

災害対策への取り組みについてでありま

すが、昨年の大阪北部地震や台風21号の被害経験から、職員の初動体制や長期間の避難所運営など多くの課題が表面化してまいりました。これらの課題を解決するために、今我々は何をすべきか、その解決策の一つとして、実践的な訓練を積み重ねることが必要であると考えております。

昨年の災害時には、災害対策本部の運営だけではなく、避難所運営や市民からの問い合わせの対応、また、電力やガスなどのライフライン会社との情報連携など、非常に多くの業務がふくまれました。このことを踏まえ、先月、本部運営の図上訓練と班長レベルでの初動訓練を実施し、職員一人一人が災害時に迅速・的確に行動できるよう、初動期の行動手順を再確認したところでございます。まずはしっかりと庁内で足元を固めた後、市民の皆様をはじめ、各関係機関やライフライン会社等にもご参加をいただき、より実践的な訓練の実施につなげてまいりたいと考えております。

救急体制についてのご質問ですけれども、全国的に救急需要が高まり、本市におきましても昨年は5,000件の大台を突破いたしました。今後も救急需要はますます増加すると見込んでおります。平成30年度に消防職員定数を改定いたしました。これまで専任救急隊1隊と兼任救急隊3隊で運用してまいりましたが、2019年の秋ごろから専任隊2隊と兼任隊2隊の救急体制とし、より迅速・適切な救急サービスを提供いたしてまいります。

また、救急車の現場滞在時間につきましては、全国的に現在も深刻な問題となっております。本市におきましては、近年、国や大阪府の動きも後押しし、大阪府救急搬送等の支援システム、通称ORIONが救

急現場で有効に活用できており、また、ふだんからの医療機関との良好な情報共有等により、現場滞在時間は若干であります。改善の方向となっております。

都市基盤整備についてのご質問にお答えをいたします。

JR千里丘駅の西地区におきましては、平成30年度から市施行による再開発事業の取り組みを始め、現在、計画の策定を進めているところであります。この再開発事業は、土地の有効活用を図るとともに、駅前交通広場の整備など、安全・安心のまちづくりを進めてまいります。事業を進めるに当たりましては、特定建築者制度を活用し、再開発ビルの建築工事費の一時負担や保留床処分リスクの軽減を図ってまいりたいと考えております。

また、この制度の活用に関し、事業計画の段階から民間事業者のノウハウを取り入れるため、平成31年度に事業協力者を選定する委員会設置のための条例改正を本会議に提案させていただいております。事業協力者の募集準備も進めてまいりたいと考えております。

安全で便利な道路の整備についてであります。鳥飼大橋は、かけかえのため、平成22年春には暫定3車線の新橋が完成し、旧の橋を撤去してから歩道整備を行う予定でしたが、守口市側も含めて、取り付け道路の地元調整や河川協議等に時間を要しておりました。本市としましては、早期完成に向け要望を続けておりましたが、平成30年度に予算を確保されたことから、橋梁部分の工事を発注されております。2020年度の完成を目指していると聞いております。

雨水排水対策についてのご質問です。本市の雨水整備については、これまで

汚水の整備を先行的に進めてまいりましたことから、特に分流地域であります安威川以南地区の整備がおこなわれております。現在、安威川以南地域の雨水排除工事に向けた三箇牧鳥飼雨水幹線、東別府雨水幹線の二つの幹線管路の整備を進めておりますが、引き続き着実に雨水整備を進めてまいります。

水道事業の経営見通しについてであります。水道事業は、施設の老朽化や大規模地震に備えた耐震化など、今後、投資に対する増加要因がある中で、給水収益が減少傾向にあり、経営環境は厳しさを増しております。現在、水道ビジョンの見直しを行うとともに、経営戦略を策定し、今後の進むべき方向性を見定めております。水需要の減少を踏まえた計画的取り組みを推進してまいりたいと思っております。

摂津市の地球温暖化防止地域計画についてであります。同計画につきましては、2020年度の二酸化炭素排出量を1990年度と比較して20%削減させることを目標とし、地球温暖化対策を推進するため、市民、事業者、行政それぞれが環境問題への認識を深め、相互に連携・協力を図り、主体的かつ積極的に取り組むものとしております。

本市における2015年度の二酸化炭素の排出量は、1990年度と比較し10.6%増加しております。目標に対する進捗状況は芳しいものではございません。二酸化炭素の排出量は、発電方法や経済情勢に大きく左右され、また、猛暑や暖冬などによる影響もございました。これまで、市役所庁舎でのESCO事業や、防犯灯、道路照明灯のLED化など、二酸化炭素排出量削減に取り組んでまいりましたが、目標達成には厳しい状況でございます。しかしなが

ら、気候変動による日常生活への影響は年々深刻さを増しており、地球温暖化防止の取り組みを緩めることはできません。目標年度に向け、改めて計画や施策について周知を図ってまいります。

ごみ処理の広域連携についてのご質問でございますが、ごみ処理施設の課題解決は自治体にとって大きなテーマであります。本市にとっても重要案件であると考えております。国におきましては、ごみ処理の効率化やダイオキシンの発生抑制などの観点から、一定規模以上の炉への集約化、広域化を推進しております。本市では、平成23年に茨木市と広域化の協議を開始し、平成26年からは正式に広域ごみ処理連絡調整会議を立ち上げ、具体的な課題検討と調整を進めてまいりました。その結果、広域処理施設の場所や広域連携の手法、経費負担などについて、両市にとってメリットが確認され、協議が整いましたことから、昨年12月、基本合意を締結したものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、施設整備の関係では、本市におきまして平成31年度から搬入経路となる橋梁や専用道路の設計と施工を行い、平成32年から茨木市におきまして広域処理施設の長寿命化工事を開始する予定でございます。また、事務的なスケジュールといたしましては、広域ごみ処理連絡調整会議を継続し、2020年度以降に連携協約や事務委託契約を締結しますとともに、本市の収集体制の見直し、周辺地域をはじめとした市民への説明、周知などに取り組み、2023年度を目途に広域処理の開始を予定しております。

地域福祉計画についての質問であります。近年の社会情勢の変化等により、地域

住民同士のつながりが薄れていく中、自治会への加入者数の減少やボランティアなどの地域の担い手不足が深刻な課題となっております。こうした課題は、高齢者などの社会的弱者にかかわる問題をさらに深刻化させる一つの要因となっているところでございます。

こうした中、地域共生社会の実現に向け、昨年4月に社会福祉法が改正されました。地域福祉計画が実質的に高齢者、障害者、児童の福祉などの各福祉計画の上位の計画として位置付けられることになりました。今後は、地域住民が抱えるさまざまな分野にわたる課題を地域住民がみずから把握し、関係機関と連携して解決に取り組んでいけるよう、いま一度、地域の力を育んでいくとともに、地域生活課題の解決支援を包括的に提供できる体制の整備などに努めてまいりたいと考えております。

高齢者を支援する社会資源についての質問であります。本市では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めております。その中で、市民や支援者に特に必要とされているものは社会資源の情報でございます。高齢者を支える仕組みやサービス、相談窓口や社会参加の場など、多種多様な社会資源が存在しておりますが、実際の利用につなげるためには、それらを知っていただくことが重要でございます。引き続き、広報誌への掲載や、冊子、パンフレットなどの配布、支援者への情報提供などを行っていくとともに、いつでもどこでも社会資源の情報がリアルタイムで得られるよう、新たにインターネットを活用したポータルサイトの構築に取り組み、より一層の情報発信に取り組んでまいります。

加熱式たばこの対応についてであります。昨年7月、健康増進法が改正され、来年4月までに段階的に受動喫煙防止対策が強化されていくこととなりますが、本年7月には、行政機関の庁舎に位置付けられる施設については原則敷地内禁煙とすることが求められております。先般、この市役所本庁舎においても、7月以降、敷地内禁煙を実施することといたしております。

議員がご質問の加熱式たばこにつきましては、その受動喫煙における健康の被害について、現時点では明確にされておらず、国において引き続き研究・調査されることとなっておりますが、行政機関の庁舎のほか、学校や児童福祉施設等は、法律上、第一種特定施設に位置付けられており、加熱式たばこも例外ではないため、紙巻きたばこ同様に扱う必要があるものと考えております。

屋外スポーツ等の施設の整備についての質問でございます。青少年運動広場の全面リニューアルの工程内容、そして、味舌小学校跡地の計画についてお答えをいたします。

青少年運動広場の改修につきましては、現在、実施設計を行っているところでございます。実施設計完了後に改修工事に着手し、2019年度末の完成を目標に進めてまいります。改修内容の主なものは、管理棟及び倉庫の集約化、駐車場台数の確保、照明のLED化等を考えております。管理棟に更衣室の整備やトイレの洋式化など施設の充実を図るほか、一時避難場所に指定されていることから、防災備蓄用品を置くスペースの確保についても検討しているところでございます。

旧味舌小学校跡地の体育館施設の計画につきましては、平成31年度に実施設計を

済まし、次年度、工事に着手する予定でございます。内容は、既存の市立の体育館とほぼ同規模の体育館を考えておるところでございますが、市民ニーズを踏まえまして、体育館機能といたしましては、バスケットボールやバレーボールといった球技ができる第1体育室、武道やダンスなどで利用できる第2体育室、トレーニングルーム、ロビーでの交流機能や避難所としての機能、消防分団の屯所も同敷地内での設置を検討しているところでございます。

商工業の支援施策についてのご質問でございますが、製造業や流通業を中心とした4,000を超える事業所の集積は本市の大きな強みでございます。この特性を最大限に伸ばし、さらなる産業の活性化を図ってまいります。

現行計画の評価・検証結果を踏まえ、摂津優品（せつつすぐれもん）の認定制度や生産性特別措置法の導入促進基本計画など新たな事業も加え、平成31年度に市内企業や関係機関と連携を図りながら、今後5年間の産業振興施策の実施計画である第2期産業振興アクションプランを策定してまいります。

健都イノベーションパークについてでございますが、健都におきましては、健康・医療関連企業などの集積による世界的な複合医療産業拠点の形成を目指し、現在、大阪府や国立循環器病研究センターなど関係機関との連携を図りながら企業誘致活動を進めております。循環器疾患分野の予防医療研究で世界をリードする地域となるよう、その発展に寄与していただける企業等に進出していただくことは簡単なことではございませんが、本年7月には健康・医療の核となる国立循環器病研究センターの移転が完了、また、国立健康・栄養研究所の健都

移転が決定しております。これらの機関とさらなる連携を図ることで、健都のまちづくりの魅力を発信しつつ、誘致活動を進めてまいりたいと考えております。このような考えのもと、単に産業用地の創出を中心とする従来の企業誘致策にとどまらず、健都の魅力を高めるまちづくりと一体となった取り組みを推進してまいります。

行政経営戦略策定についてでございますが、今後の財政状況を見ますと、税制改正による市税収入の減少に加え、少子高齢化による市税収入の減少、社会保障関連経費の増加が想定され、行政経営は容易ではございません。そのような厳しい状況におきましても、摂津市の未来を見据え、夢のあるまちづくりも推し進めていかなければなりません。特に、大規模事業の実施に当たっては、国や府の補助金獲得を図った上で、市債残高と基金残高のバランスを見ながら市債を発行し、公共施設整備基金を活用することが必要となってまいります。通常、財政調整基金は年度間の財源不足に対処するために、減債基金は元利償還金の財源とするために設置しており、それぞれの目的に沿った活用を行うとともに、新たな基金の設置に当たっては、その目的と原資を勘案し、無理、無駄のない健全な財政運営を行ってまいります。

次に、人材の育成についてですが、本市が直面するさまざまな行政課題を迅速・的確に対応していくために避けては通れません待ったなしの課題であります。人材の育成に当たっては、人材育成実施計画に「自ら前例をつくる」職員を目指す職員像として加え、人を育てる職場、研修制度、人事制度、この3本柱について進行管理をしっかりと行いながら取り組んでいるところでございます。

ファシリティマネジメントの推進についてでございますが、公共施設等が老朽化し、今後一斉に更新の時期を迎えますことから、それを利用される市民の方々の安全・安心を担保しながら利用環境の質的向上を図っていくことは市の責務であります。そのため、一昨年策定いたしました公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理運営を行うとともに、将来の負担と施設の有効活用について長期的視点に立って検証していく必要があります。現有施設の計画的な改修等により長寿命化を図りながら、将来世代に負担を先送りすることなく、本市の公共施設等マネジメントの基本理念であります高質で持続可能なサービスの提供に向け、オール摂津で推進してまいります。

平成31年度の取り組みといたしましては、将来発生する修繕・更新費用の精緻化、長期修繕計画の策定、公共施設の将来的方向性の検証を行い、用途ごとの個別施設計画を作成してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○嶋野浩一朗議長 教育長。

(箸尾谷教育長 登壇)

○箸尾谷教育長 教育委員会所管分についてご答弁申し上げます。

まず、子育て支援施策についてでございます。

昨今の子育てに関する社会的背景としまして、結婚、出産への意識の変化や、子育てに対する負担感の増加、経済的な不安感、地域コミュニティの希薄化など、多くのものがございます。これまで、本市におきましても、安心して子育てができる環境づくりとしまして、家庭・家族・地域で子ども・子育てを支援する環境づくり、子どもの健やかな成長を支える環境づくり、子育てと仕事を両立できる環境づくり、子

どもが学び・育つ環境づくりを柱とし、教育・保育事業の充実、地域における子育て支援の充実、親育ちへの支援の充実、ひとり親家庭への多面的な支援、子育てに伴う経済的負担の軽減などに取り組んでまいりました。今後も、教育、福祉など、総合的に施策を推進していくことで、仕事と子育ての両立の負担感や子育ての不安感を緩和・除去し、安心して子育てができるよう、さまざまな環境整備のため関係機関との連携を図ってまいります。

続きまして、市内小・中学校全体の学力状況についてのご質問にお答えいたします。

今年度の全国学力・学習状況調査の市全体の平均正答率は、小学校では国語、算数とも全国平均に近付きましたが、中学校ではおおむね横ばいの状況となっております。

学力向上のためには、まず、新しい学習内容を授業を通じて子どもたちに理解させること、そして、次に理解した内容を定着させることが必要だと考えております。そのため、教育委員会では、教員がわかる授業を実践できるよう、教員の授業力向上を目的に、研修会や研究発表会等に指導主事等を派遣するなどして各校の授業改善のための取り組みを支援しております。また、学習内容の定着に向けては、子ども一人一人の定着の度合いを測定し、子どもの支援に結びつけるための学力定着度調査等も併せて実施しております。

しかし、私は、学力向上のためには、子どもたちが授業や家庭学習に嫌々ではなく積極的に取り組むことが必要であり、そのための意欲、やる気こそが最も大切であると考えます。この意欲ややる気は、子ども自身が持つ自己有用感や自分に対する自信

などから醸成されるものであり、自己有用感と学力との相関は文部科学省の分析からも明らかにされているところです。しかし、残念ながら、本市の子どもたちに対する質問調査では、「自分にはよいところがあると思いますか」の質問で「当てはまる」と答える割合が全国と比べても低く、集団の中で自分が役に立つと感じる自己有用感の低さが課題となっております。

議員がご指摘の価値語運動は、文部科学省の調査研究事業により、現在、第五中学校区で取り組まれているものですが、その内容は、まさしくこの子どもの自己肯定感、自己有用感の向上を目的とした取り組みであります。具体的には、掃除の際に黙々と黒板の溝掃除を続ける児童・生徒や、学級文庫の本をいつもきれいに片づける児童・生徒、異学年交流の際に優しく丁寧に話しかける児童・生徒など、ふだんから真面目にこつこつ頑張っている子どもたちの様子を写真にして切り取り、そこに教員からその行為を評価し価値づける言葉を添えて廊下や踊り場などに掲示することで、子どもたちに自己有用感や自信を持たせることを目的としております。また、校内に大きく掲示することで、ほかの子どもにもその評価を伝え、集団としてその行動を認め合い、互いにつながりを持つことにつながってまいります。

この取り組みは、先日、文部科学省からの依頼を受け、私自身が文部科学省でこの取り組みについて講演してまいりましたが、今年度だけでも3道県から、来年度も現時点で既に2県から視察の申し込みがあるなど、全国的にも評価をされている取り組みであります。来年度は、この取り組みを全小・中学校に広げるなどして、子どもたちの学力向上が図られるよう支援してま

います。

続きまして、教員の勤務実態についてのご質問にお答えします。

教員の時間外勤務の現状につきまして、公表されております全国の状況と同様、本市におきましても看過できない状況でございます。そこで、本市では、是正に向け、教員の印刷業務や授業準備などの事務負担の軽減を図るスクールサポーター、不登校や問題行動等の事案に対する見立てや関係機関との連携を図るスクールソーシャルワーカー、部活動の技術指導や大会への引率等を行う部活動指導員などの支援人材を配置してまいりました。これらの取り組みを今後さらに拡充していきたいと考えております。

また、次年度からは、部活動ガイドラインを改訂し、部活動の活動時間等の軽減を図ります。また、教員が一定時間までに退校する一斉退校日を週1回設けるとともに、勤務時間外の電話対応の負担軽減を図るため、自動音声応答での対応を始めます。さらに、校務支援システムの機能拡張により、各種の名簿作成、成績処理や出席管理が簡易にできる環境整備を進めます。

以上のように、教員の事務処理の軽減、情報管理の効率化等を進め、学校業務全体の時間短縮、負担軽減を図ってまいります。

最後に、社会教育施設の今後のあり方及び公民館のバリアフリー化や老朽化対策についてのご質問にお答えいたします。

市立公民館におきましては、各種講座の開催や学習団体の育成、また、公民館まつりをはじめとするさまざまなイベントなどを通じて、地域における社会教育活動の拠点としての役割を果たしてまいりましたが、施設の老朽化やバリアフリーへの対応

に合わせ、より地域に密着し、また、誰もが使いやすく、誰からも親しまれる新しい施設となりますよう、ソフト・ハード両面からの施設のあり方を検討すべき時期に来ていると考えております。見直しにつきましては、社会教育としての役割や機能はもとより、地域コミュニティの拠点、子どもから高齢者まで多世代の交流が促進される施設、地域防災の拠点などの今後求められる役割や機能を含め、周辺施設の状況、市民ニーズ等を慎重に見きわめ、ソフト面、ハード面の両面から施設のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 暫時休憩します。

(午後2時38分 休憩)

(午後3時10分 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

2回目の質問からお願いいたします。三好義治議員。

○三好義治議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1点目の市民活動施策について、研修の目的は協働のネットワーク強化を目指して実施されるとのことですが、地域を見渡しますと、自治会、老人クラブ及び子ども会など、各種団体の組織率が非常に低下しております。自治会につきましては、会員数の減少、高齢化で役員のなり手がいないなどでの自治会の解散、自治会のメリット、魅力がないなどで退会する自治会会員、老人クラブでは、老人人口が増えているにもかかわらず会員数が増えていない理由といたしまして、自治会と同じように役員のなり手がいないなどが言われております。子ども会につきましては、少子高齢化のあおりを受けておまして、子どもの減少でこ

ども会が運営できないなど、それぞれの団体によって事情は異なっていますが、総体的に言えるのは、役員のなり手がいないのが実態であります。今回研修をされる団体は、市民活動ガイドブックに掲載されている団体を中心に行われると思いますが、このような団体のリーダーが地域に帰ったときに、より一層リーダーシップが図れるような研修はできないものか、お聞かせいただきたいと思っております。

2点目、情報発信の強化についてですが、私はかねてから人口減少時代が到来すると発信してまいりました。その対応策として、定住意識を持っていただくために、平成10年に改正された公営住宅法の改正に合わせて、住宅の床面積の確保、都市基盤整備、環境整備、教育の向上など、住んでよかったまち、住み続けたいまちの構築のために、議員の立場で本会議、委員会などで提案もしてまいりました。今回のシティプロモーションは、まさに現時点での市の魅力を発信していく取り組みですが、将来に向けて全市的なシティアイデンティティが必要と思っております。その中でも、安威川以南はもとより、とりわけ人口が減少している鳥飼東部のシティアイデンティティが必要と思っておりますが、どのような見解を持っているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、災害対策についてですが、地震は予知報が難しく、地震発生後の災害対策本部と現地避難場所、協力事業者との連携、市内災害状況の把握、救援・救出活動、他府県への応援体制等々が肝要だと思います。また、水害対策につきましては、風水害はある程度は事前に把握できるために、事前の災害対策、避難場所の開設、資機材の確保、事後の対応と訓練はさまざま地震

とは変わってまいりますけども、青少年広場で行っている総合防災訓練も重要ですが、冒頭申し上げましたように、より実践に近い災害対策本部を設置し、そして各地域の避難場所の開設を行った実践的な訓練が必要だと思っておりますが、本部と避難場所との連携訓練、協力事業者などの災害訓練を今後どのようにやっていくのか、再度お聞かせいただきたいと思います。

次に、消防救急援助の対策についてですが、消防本庁に専任隊2隊と兼任隊2隊が置かれますが、より時間短縮を図るためには出張所への配置も必要と思っておりますが、将来的な救急車の適正配置及び予備の救急車配備の考え方はどのようになっているのか、また、大阪府救急搬送等の支援システム、通称ORIONの効果はどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

3点目の都市基盤整備のうちの千里丘西地区の再開発ですが、過去を振り返れば、JR千里丘駅周辺整備では、JR千里丘駅東口の再開発事業、フォルテ摂津が完成し、その後、千里丘ガード拡幅が完成いたしました。そして、今か今かと待っていたのが千里丘西地区まちづくり事業です。駅は、言わずともわかりますが、そのまちの玄関口です。早期完成を期待しますが、特定建築者制度の活用は手法として最善の手法なのか、お聞かせいただきたいと思います。

4点目の鳥飼大橋拡幅計画は、車道3車線、下流部に歩道を設置することは先ほどの答弁でも言われておりますが、計画が確定してから、それに合わせて鳥飼和道二丁目において歩道の整備もされてまいりました。当初予定から8年から10年、計画がおくれています、鳥飼大橋拡幅工事計画

の内容と完成までの工程について伺いたいと思います。

5点目の雨水排水対策の整備についてですが、地域性、事業の難易度もありますが、一津屋地区においては、雨水排水能力は本来市の基準60ミリを確保しなければならないところを、現状では46ミリの雨水排水能力です。一津屋地区は、治水、環境保全のために、市民と事業者が協働で年2回清掃を行って今年で10年になります。いつかは治水も整備され、水路がせせらぎに変わり、水辺環境がビオトープになることを目標に水路清掃を行っております。当時の担当者からは、二線水路の矢板の耐用年数が間近なので、次は一津屋の公共下水道と言われて数年経過いたします。一津屋の水路を守る意識はなえていませんが、いつまでも現状の組織が維持できるとは思えません。治水面から、現状は本線水路の自然流下と二線水路の流末から味生水路へのポンプアップによる内水排除によるものです。最近のゲリラ豪雨を見てみますと、現状の排水能力ではとても対応できず、一津屋地区は公共下水による内水排除がぜひ必要な地域だと思っております。一津屋地域において早期に計画を立案し、進めていく必要があると思っておりますが、今後の整備計画はどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

6点目の安全の水の安定供給についてですが、水道事業については施設の老朽化が進行していると推測いたします。今後の施設更新計画と経営計画はどのような状況かお聞かせください。

次に、大きな3点目の(1)といたしまして環境負荷低減に向けた取り組みですが、摂津市温暖化防止地域計画は、地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定マニユ

アルに基づき策定されました。目標は、地域の温室効果ガスの排出に関する削減でした。温室効果ガス削減のうち、フロンは目標達成されましたが、摂津市地球温暖化防止地域計画の個別施策10項目がなかなか進んでいないと認識しております。取り組み状況と二酸化炭素吸収源としての植樹の現状についてお聞かせいただきたいと思ひます。

2点目のごみ処理の広域連携についてですが、広域連携にかかわる摂津市、茨木市両市の効果について詳しくお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、大きな4の(1)といたしまして、福祉施策についてですが、地域の力を取り戻すためには、しっかりとした目標を持って事業に取り組んでいく必要があります。また、地域の団体等に加入していない市民に対してどのようにアプローチしていくのか、次期計画の取り組みについてお聞かせいただきたいと思ひます。

高齢者施策についてですが、平成31年度に構築される市独自のポータルサイトとはどのようなものか。介護事業でのニーズは、ポータルサイトによるサービス内容の情報入手もありますが、入所希望者は施設の空き状況を知りたい方が多くいると思ひます。摂津市の施設は満室で、待機者が多くいるのが現状でございます。このような状況で、摂津市以外の情報の発信も必要と思ひますが、ポータルサイトに掲載される医療機関や介護事業の情報ほどの地域まで広げていくのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

3点目の子育て支援についてですが、昨今、少子高齢化が極めて重要な社会問題と位置付けられている中、諸外国での合計特殊出生率の回復傾向にある子育て支援施策

の特徴を見てみますと、児童手当等の経済支援と、出産、子育てと就労に関して幅広い選択ができるような環境整備、すなわち両立支援を強める方向で施策が進められております。摂津市においての子育てに対する経済的負担の軽減の現状と他市の取り組みについてお聞かせいただきたいと思ひます。

6点目の受動喫煙防止の取り組みですが、加熱式たばこについては、受動喫煙のリスクも低く、紙巻きたばこよりも安全だという見解もあります。近年急速に普及しているものでありまして、改正健康増進法においては、第一種特定施設においても適正な処置を講じた場合での喫煙が認められております。たばこは、国の法律で税が徴収されております。摂津市も、財政危機の折に、たばこ税で現在の市政運営が成り立っていると言っても過言ではありません。現在におきましてでも、7億円を超えるたばこ税の税収でもって市政運営をしているのが実態であります。時代の流れは健康志向になっているというのはわかりますけれども、愛煙家の嗜好品として好まれてきたたばこを吸う人は悪のような風潮になっていて、まるで迫害を受けているような現状でございます。加熱式たばこを愛用している市民については救済措置を講じてもいいのではないかと私は思ひます。愛煙家の声に耳を傾ける必要があります、こういったことにつきましては、愛煙家の声をいかに拾っていくかも検討していただきたいと思ひます。また、市には、本庁舎のほか、多くの公共施設がありますが、市が所管する施設に対する方針についてもお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、1点目の学力向上背景で、教育長の熱い思ひを聞かせていただきました。こ

これはまた全小・中学校に展開していただくことを要望しておきたいと思います。

次の2点目の教職員の校務支援についてですが、公立学校の教育公務員の勤務時間、その他の勤務条件は、一部の規定を除き労働基準法が適用されるとなっております。公立の教育公務員に対する時間外勤務を命ずる場合は、臨時または緊急のやむを得ない必要があるときに限られていると言っておりますが、公立の教育公務員は、時間外勤務手当及び休日給を支給せず、勤務時間の内外を問わず包括的に評価して、教職調整額が給料月額4%、それと同じように期末勤勉手当、退職手当、年金等にも支給されております。いわゆる時間管理を要しない勤務体系になっていることから、今、社会問題となっておる過労死ラインと言われる1か月の時間外勤務時間80時間を超えている全国の教職員は、小学校で34%、中学校で58%、月110時間以上は、小学校で17%、中学校で41%となっております。これにつきましては、9月、10月、11月の統計で調査をした結果でございます。摂津市の小・中学校教員の勤務実態の現状と時間外勤務の主な内容についてお聞かせいただきたいと思います。

3点目の生涯学習施策について、地域コミュニティや地域防災拠点としての機能充実が求められる中、特に味生公民館については、単なるバリアフリー対応ではなく、建て替えを検討すべきだと考えておりますが、市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

屋外スポーツ施設の整備については、計画どおり行うよう要望しておきます。

次に、商工業支援施策については、摂津優品（せつつすぐれもん）や商品券事業を

充実していく上で、中小企業振興条例などを考えていく必要があると思うんですが、この見解についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、健都イノベーションパークの企業誘致についてですが、企業誘致のこれまでの進捗状況と今後の取り組みについて、改めてお聞かせいただきたいと思います。

大きな7の計画を実現する行政経営についてですが、1点目の行政経営戦略で、今回提案されております補正予算（第8号）において、減債基金の取り崩しを行って、土地開発基金への積立を実行されております。先ほど答弁でありましたように、基金には目的がありまして、財政調整基金ならばいろんな財政支援に使用できますけど、この減債基金につきましては、もともと元利償還の財源として設置されている財源でございます。本来ならば、公債費の穴埋めとか、そういったところに使うのが減債基金でありますけども、今回の取り崩しにつきましては、私は合点がいかない点がありまして、答弁をお願いしたいと思っております。

また、当初予算においては、災害対策基金を創設して1,000万円の積立を計上しておりますけども、災害への対応に係る予算措置の手法を考えた場合に、本来ならば、予備費の充当、それから専決処分による補正予算並びに債務負担行為、いろんな財政手法がありますが、こういった基金の考え方についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、人材育成については、将来の幹部候補の育成、専門技術者の育成などの取り組みが必要と思っておりますけども、考え方を聞かせいただきたいと思います。

次に、ファシリティマネジメントの推進

については、行政経営の手法としては大変重要な課題とっております。現状の進捗状況と今後の取り組みについてお聞かせください。

2回目は以上です。

○嶋野浩一朗議長 それでは、答弁を求めます。市民生活部長。

○野村市民生活部長 市民活動団体のリーダーから地域のリーダーへの役割を担う研修会についてのお問いでございます。

市内には、文化的な活動や公共性の高い活動など、さまざまな活動を行っておられる市民活動団体がございます。その団体の代表や中心となって活動されている方々は、その分野において高い専門性や知識をお持ちの方々であり、その経験などを地域のコミュニティに生かしていただけるような取り組みは必要だと認識しております。例えば、自治会のお祭りや老人クラブの催し物などで演技や技術指導を行っていたり、イベントの企画等に携わっていただければ、より楽しいイベントとなり、参加者も増え、団体間の交流も図られ、地域の活性化にもつながると考えます。

ただ、このような協働事業はまだまだ少なく、団体同士を結びつけるパイプ役として中間支援組織が必要となってきます。このことから、この中間支援を担える人材の育成、発掘、また組織化を視野に入れながら、合同研修会や市民活動支援講座を開催するとともに、他市の中間支援についても今後調査・研究を行ってまいりたいと考えます。

続きまして、摂津優品（せつつすぐれもん）や商品券事業を行っていく上で中小企業振興条例を考えるべきではないかというお問い合わせについてでございますが、第2期の産業振興アクションプランにつきまして

は、今後5年間の産業振興施策の実施計画であり、市内企業や関係団体と連携し、平成31年度に作成をしてまいります。この策定の中で、これまでの取り組みを踏まえた、今後の企業活動にとって何が必要なのか、どのような支援が求められるのかを議論する中で、産業施策を支える理念として中小企業振興条例についても検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 続きまして、市長公室長。

○山本市長公室長 1点目といたしまして、情報発信関連のうち、鳥飼東部の魅力発信についてのご質問にお答えをいたします。

鳥飼東部におきましては、大阪府がまちの魅力を紹介いたします大阪ミュージアムに取り上げられておられます銘木団地のほか、多くの都市公園やユニークな事業所、また、先ほど教育長からご答弁がありました第五中学校区の取り組みなど、さまざまなものが本市の魅力としてなり得ることが期待できる状況にあると考えております。

現在、部局横断的な組織を立ち上げまして、鳥飼東部地域の特性を踏まえたまちづくりを検討しているところであり、今後、鳥飼東部のシティプロモーションにもつながるような形で研究ができればと考えているところでございます。そのために、まず、市民の方々や市外の在住の方々に本市の魅力に関する調査を行い、行政が気づいていないまちの魅力、また、何か不足しているものがあるのかないのかなど、地域ごとにおけるさまざまな強みや弱みを明らかにして、議員がご提案の本市全体のシティアイデンティティを模索しながら、シティプロモーション活動の柱となるシティプロ

モーション戦略を立案していきたいと考えております。

続きまして、企業誘致の進捗状況と今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

健都イノベーションパークにおきましては、これまで、健康と医療をキーワードに先端的な研究開発を行う企業等の誘致に向け、金融機関やデベロッパー等に対するヒアリングや市場調査等を通じ、土地の市場性をはじめ、健康・医療関連分野に係る企業の洗い出しなどを行ってきたところでございます。

しかしながら、企業にとって、認知度という点では、健都での取り組みや将来性などでなかなか見えにくい部分があるように感じております。まちづくりが着々と進む中、改めて認知度向上の取り組みが必要であると考え、現時点では、効果的な誘致対象となります企業の発掘に向け、大手ゼネコン等に対し企業進出に係る案内チラシを配布するなど、PR活動に取り組んでいるところでございます。既にお問い合わせも数件ございます。今後も、デベロッパー等との対話を通じ、有効となります健康・医療分野での企業誘致の方策を探ってまいりたいと考えております。

また、大阪府や吹田市をはじめ、関連機関との連携・協力をしながら、情報収集に努めるとともに、各種業界にPRすることや、国立循環器病研究センターや国立健康・栄養研究所の移転に伴う市場の反応も見きわめながら、できるだけ早い段階での事業者募集を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、人材育成等々についてのご質問にお答えをいたします。

中堅層の職員の人材育成が重要課題であ

るということは、人事を所管する立場として認識をいたしているところでございます。ご質問にございました管理職候補者及び技術系の職員につきましては、業務関連研修の実施、派遣を毎年計画的に行っており、マネジメントに関する知識、また、技術的な進歩にも対応できる知識の習得と情報の共有に努めるほか、それぞれの職場でのOJTも含め、全職員に導入してまいりました業績評価、目標管理を効果的に活用できているとも考えているところでございます。

採用試験にも工夫を凝らしておりまして、応募者数の確保等々に関しましては、今年度も、新たに技術系に特化した車両広告掲載や試験日程の選択など、周知方法、試験方法等の見直しを行うほか、各地域の学生に向け募集内容の発送を行っていききたい、そのことにより結果的に応募数の増加につなげていききたいと考えております。

今後とも、さらに効果的な手法、取り組みを検討するとともに、技術系の学歴や資格を持つ事務職の配属・育成も検討していきたいと考えております。

ファシリティマネジメント、いわゆるFMに関しての進捗状況と今後の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

現在の進捗状況といたしましては、全庁的な人材育成及び情報共有の取り組みとして、施設所管管理者を中心としたFM連絡会を設け、さらに、コンピューターの地図上に公共施設の位置を表示し、施設の基礎的な情報、電子化した図面など、公共施設に係る情報を一元管理するためにFMポータルサイトを構築してまいりました。また、基本方針でございます長寿命化への対応として、全ての公共施設の棟ごとに耐用年数を踏まえた長期修繕計画及び施設カル

テの作成などを鋭意進めているところでございます。

平成31年度は、施設所管課長級を中心といたしました策定会議を設置し、計画策定に向け全庁的に取り組んでまいります。策定会議におきましては、これまで策定してまいりました基礎データを活用し、分析評価の上、施設の更新等の時期や利用者のニーズを反映しながら、市長からもご答弁がございましたように、施設用途ごとの個別施設計画を作成してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○井口総務部長 防災訓練についてのご質問にお答えをいたします。

災害経験を踏まえまして、まずは、庁内においては職員の初動体制を強化することが必要でございます。そこで、先月実施いたしました本部運営訓練を年度初めにも継続して行う予定でございます。また、班ミーティングを開催し、全職員が災害発生時において迅速な行動がとれるよう、班ごとの手順確認も行いたいと考えております。

さらに、市全体の防災力を向上させるには、市民の皆様による共助も不可欠でございますので、各校区ごとの自主防災訓練の際には、地域の皆様と行政が一緒になって避難所の開設、運営訓練などを行っていただくよう、自主防災会の皆様にも働きかけてまいります。

このような取り組みを重ねまして、準備が整い次第、本部運営、避難所運営、ライフライン会社との連携など、総合的により実践的な訓練へと発展させてまいりたいと考えております。

次に、基金についてのご質問にお答えをいたします。

まず、減債基金に関しましては、今回、

阪急京都線連続立体交差事業や千里丘三島線改良事業に係ります用地先行取得の対応策として、土地開発基金の増額が必要となり、その原資として減債基金の取り崩しを予算計上させていただいたところでございます。具体的には、阪急京都線連続立体交差事業、千里丘三島線改良事業、それぞれの実施予定状況から、今回10億円の積立を行いたいと考えております。

その原資といたしまして、議員がご指摘の財政調整基金の取り崩しについて検討いたしました。今後、市税収入の減少が想定されますことから、財政調整基金は各年度の財源不足全般に対応するため温存しておくべきとの結論に至りました。同様に、公共施設整備基金は、阪急京都線連続立体交差事業等に加え、将来予定されております千里丘西地区再開発や旧味舌小学校跡地体育館整備等の財源として確保しておく必要がございます。やむなく減債基金の取り崩しを行うものでございます。

減債基金は、平成29年度末現在高で約40億5,500万円となっておりますが、そのうちの約40億4,200万円は、操車場関連事業債及び赤字地方債の償還財源として、平成27年度に操車場跡地の用地売却収入を原資として積み立てたものでございます。平成27年度から平成29年度にかけて対象といたしました元利償還金の財源として約17億円の取り崩しを予定しておりましたが、市税収入の増加などにより、取り崩しを行うことなく各年度の決算において実質収支の黒字を確保できたところでございます。そのため、取り崩しを予定していたものの未執行となりました約17億円のうち10億円を活用させていただき、土地開発基金に積立を行うこととしたものでございます。

次に、災害対策基金に関しましては、災害応急対策等を的確かつ迅速に実施するため、新規設置を提案させていただくものでございます。議員がご指摘のとおり、被災市民への支援策実施に係ります予算措置といたしましては、予備費充当、補正予算の専決処分等がでございます。種々検討いたしました結果、予備費充当につきましては、災害対応に限らず突発的な事項に対処するため、多額の支出に対しましては慎重に行う必要がございます。また、予算専決処分につきましては、災害発生から一定の期間をかけ被災市民等の状況を把握した後、災害減債基金を上回る規模の緊急支援を行う際には専決処分に対応させていただきたいと考えております。

先般の災害を受け、痛感いたしましたことの一つに、発災直後の支援に係る備えが不足していたことがございます。これを教訓といたしまして、従来の備蓄に加え、基金による備えを行う必要があると考え、新たに災害対策基金を創設するものでございます。この災害対策基金は、発災直後の緊急支援、初動期支援に主眼を置くものでございまして、復旧段階での支援実施の際には補正予算を計上していただくことを想定いたしております。

また、先般の災害後、大阪府市長会・市議会議長会をはじめ各種団体、個人の方々からお見舞い金の申し出がございまして、今回は一般会計で収納させていただきましたが、災害対策基金の設置によりまして、今後は、同様のお見舞い金や災害対策を用途目的とする寄附金の受け皿としても活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 消防長。

○明原消防長 救急車の配置についてのご質

問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、出張所に救急車を配備いたしますことは、現場到着時間の短縮を図る有効な手段の一つであるということは十分に認識をいたしております。2019年秋、千里丘出張所に救急車を配備いたします。健都エリアを含む本市北部エリアの大幅な到着時間の短縮が図れるもので、ひいては市域全体の到着時間の短縮も期待できるものであります。

他の出張所への救急車の配備につきましては、千里丘出張所への救急車配備の実績、効果の検証を行い、全体的な救急車の配備を検討いたします。

予備の救急車につきましては、高速道路等の大事故など多数傷病者発生事案や、車両検査・整備等を考慮いたすものでございますが、現在、円滑に運用できている消防指令センターの共同運用をはじめ、近隣市との水平連携を活用することにより、予備車は配備せず対応いたしております。当面は、現有4台の救急車を最大限有効に運用しながら、近隣市との水平連携をさらに強化する一方、#7119、救急安心センターおおさかをより広く啓発するなど、救急車の適正利用をお願いいたしながら、本市の総合的な救急力の維持・向上を図ってまいります。

次に、大阪府救急搬送等の支援システム、通称ORIONについてでございますが、平成21年10月、消防法が一部改正され、これに伴い、大阪府の救急実施基準が策定され、府下各医療圏におきまして、この基準に基づいた救急活動が行われてきました。この基準をさらに強化させるためには、継続的な調査、分析等が重要であることから、ORIONが開発され、平成25年1月からスマートフォンを活用しての

試行運用が開始されました。

本市におきましては、指令共同運用の開始に合わせまして、平成28年4月に導入いたしまして、救急隊員が救急現場において有効に活用をいたしております。現場で救急搬送に必要な情報をリアルタイムで得ることができ、そのことにより病院連絡回数も減ることなどから、現場滞在時間の短縮が図れるものでございます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 建設部長。

○土井建設部長 それでは、特定建築者制度についてのご質問にお答えいたします。

本制度は、再開発ビルの建築工事を民間事業者に行わせる制度で、昭和55年の都市再開発法の改正により創設され、その後、平成11年の法改正により、JR千里丘駅西地区のように権利床を含む再開発事業にも活用が可能となったものであります。この制度により、特定建築者にみずからの資金、ノウハウによる再開発ビルの建築や保留床処分を行わせることができるようになります。

また、この特定建築者制度の活用にあたり、平成31年度の都市計画決定後、事業協力者を参画させ、事業計画の策定段階から民間のノウハウを生かした市場性の高い施設計画を策定してまいりたいと考えております。そのため、平成31年には、事業協力者選定委員会を設置し、募集要項の作成など、準備作業も都市計画手続に合わせて進めてまいります。

都市計画決定後は、事業協力者のノウハウを取り入れ、事業認可及び権利変換計画の認可を取得し、その後、特定建築者の募集を行ってまいります。事業期間はおおむね10年間を予定しておりますが、できる限り早い完成に向け取り組んでまいりたい

と考えております。

なお、本制度につきましては、財政負担や保留床処分のリスクを軽減するとともに、市場性の高い事業計画の策定が可能となるなど、再開発事業を進める上で最善の制度であるものと考えております。

続きまして、鳥飼大橋のかけかえについてのご質問にお答えいたします。

鳥飼大橋の拡幅の事業内容といたしましては、古い橋の撤去部分に1車線分の道路拡幅を行い、車線を上流側に振りかえることで、下流側の1車線を幅員4メートルの歩道として整備されるものであります。現在、橋梁の工場製作を進められており、10月ごろから年度末にかけて、拡幅工事が行われる予定であります。その後、下流1車線を歩道として整備し、併せて鳥飼大橋北詰の交差点改良及び取り付け道路の歩道整備を行い、2020年度末には完成の予定と聞いております。大阪府に対しましては、計画どおりに完成するよう求めるとともに、工事に際しましては、周辺地域への影響もありますことから、十分な周知と説明を行うよう求めてまいりたいと考えております。

続きまして、環境負荷軽減の取り組みとして、二酸化炭素の吸収源である植樹の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

市内の樹木緑化につきましては、さくらづつみ事業におきまして、新幹線公園から鳥飼八町地区までの区間において149本の桜を植栽してまいりました。民有地緑化におきましては、開発面積が1,000平方メートル以上の開発事業者に対しまして、大阪府自然環境保全条例に基づき、一定規模の緑地を適正に整備するよう、樹木の配置などが義務づけされております。ま

た、大阪府の緑化事業におきましては、自治会、事業者などを対象に樹木の配布を行っており、ちびっこ公園などの公共空間や企業の事業用地などへの植栽も実施されております。

過去5年間の取り組みといたしましては、千里丘新町地区のまちづくりにおいて、建築物の緑化率を25%以上とし、JR貨物線沿いの緑の遊歩道におきましても、1.1キロにわたり桜を植えるなど、緑の確保を図っているところでございます。また、その他の緑化事業では、企業用地などに合計185本が植樹されており、市民、事業者が主体となった緑化施策も進めております。

今後、市内の植樹につきましては、緑化スペースの問題もありますが、市民、事業者に積極的な働きかけを行い、地域の意見も聞きながら、可能な限り樹木の配置に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 上下水道部長。

○山口上下水道部長 今後の雨水整備についてのご質問にお答え申し上げます。

現在、三箇牧鳥飼雨水幹線は、2019年度末の完成に向けて工事を進め、東別府雨水幹線につきましては、昨年12月に日本下水道事業団と工事委託に係る協定を締結し、現在、日本下水道事業団において、2021年度末の完成を目指し、工事発注に向けた手続が進められているところでございます。東別府雨水幹線完了後、幹線の機能が発揮できるように、遅滞なく周辺の枝線整備を推進してまいります。

今後の雨水整備につきましては、浸水被害発生箇所や内水ハザードマップにおける浸水想定箇所であります一津屋地域、別府地域、鳥飼地域などにつきまして、地域特

性等、さまざまな状況を考慮した上で整備の優先順位を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、水道事業の経営計画と更新計画についてのご質問についてでございます。

節水型機器の普及等に伴いまして、給水収益が減少傾向にある中、資産の老朽化に伴う施設や管路の更新を控えているため、経営環境は厳しさを増しているところでございます。施設の老朽化の進行により、94%台で推移してございました有収率が低下しておりますとともに、不明水量が増加しておるのが実情でございます。

水道事業が平成29年度末で保有する固定資産約418億円のうち、法定耐用年数どおりに更新いたしますと、2028年度までに約300億円もの更新需要に対応しなければなりません。現状の組織体制や経営面において、このような更新需要に対応することは極めて困難であるため、現在、重要度、優先度を加味し、効率的な更新計画を策定しているところでございます。

また、給水原価抑制に向けた取り組みといたしまして、有収率向上策の検討や高効率ポンプの導入、また、省エネルギー型機器への更新等、コスト縮減に向けた取り組みとコスト意識を持った職員の育成に努めておるところでございます。

今後につきましては、経営基盤の強化を図ることが最重点課題と認識をしております。あらゆる企業努力を行うことはもちろんのこと、基盤強化策を検討する中では、適切な料金水準についても検討し、投資と財源との収支均衡を図り、持続可能で安定的な給水の確保に努めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 環境部長。

○山田環境部長 摂津市地球温暖化防止地域計画の個別施策の取り組み状況についてお答えいたします。

同計画では、10項目にわたる施策を掲げ、具体的なメニューとしまして、市役所庁舎へのLED照明の導入、環境家計簿やせつつこどもエコノート、グリーンカーテンのほか、ノーマイカーデー、ごみ減量など、さまざまな温暖化対策に取り組んでまいりましたが、各施策の取り組みに濃淡があることは否めません。同計画におきまして、計画の推進に当たっては、市、事業者、行政それぞれが環境問題への認識を深め、相互に連携・協力を図り、主体的かつ積極的に取り組むとしておりますとおり、目標を達成するためには市民、事業者の協力が不可欠でございます。目標年度まで残された時間は多くありませんが、各施策の取り組みを継続いたしますとともに、市民、事業者、行政職員のそれぞれが地球温暖化問題を意識し、二酸化炭素排出量の削減に向けたそれぞれの役割を理解できるよう、情報発信に力を入れてまいります。

続きまして、ごみ処理の広域連携に係る両市にとっての効果についてお答えいたします。

本市が現状の焼却炉の運転を継続した場合は、2028年度には耐用年限を迎え、現地での建て替えも非常に困難な状況から、茨木市の施設での広域処理について協議を重ね、今回、茨木市の理解を得て合意に至ったものでございます。

茨木市の炉は、長寿命化工事により2038年度ごろまで使用できるようになりますことから、広域ごみ処理連絡調整会議におきまして、2023年度から2038年度の16年間について試算を行いました。この試算による本市の負担額としまして

は、施設整備費では、単独維持の場合が51億2,000万円、広域処理の場合が22億4,200万円、差額28億7,800万円となります。また、維持管理費につきましては、単独維持が91億8,600万円、広域処理が74億2,200万円、差額17億6,400万円となります。合算いたしますと、この16年間で総額46億4,200万円の経費が節減できるものと試算しております。本市が単独で整備することになります搬入路の整備費、収集車両の保管場所及び事務所の整備費などを差し引きましても、広域連携は有効なものと考えております。

また、茨木市にとりましても、広域連携により施設の効率的な運転ができ、本市から負担割合に基づいた一定の収入が得られるようになりますことから、単独で維持するよりもメリットがあるものと考えております。

○嶋野浩一郎議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 次期福祉計画における取り組みについてのご質問にお答えいたします。

地域福祉を推進するには、地域を支える各種団体の存在が重要であり、こうした団体の会員数を増加させていくことは大変重要な課題であると認識しております。このようなことから、新たな会員を獲得していく必要がございますが、そのためには、地域団体等とのつながりの薄い方々へ、あらゆる手段でアプローチを実践していくことが重要でございます。こうした中、これまで、校区等福祉委員会や民生児童委員協議会などの福祉関係団体等と協力し、各種の取り組みに努めてきたところでございます。

次期福祉計画では、こうした取り組みを

さまざまな分野で積極的に進めていくとともに、数値目標なども掲げつつ、より実効性のある計画となるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、加熱式たばこに関しますご質問でございます。

加熱式たばこにつきましては、紙巻きたばこよりも安全だという見解もございしますが、WHOも含め、多くの機関で加熱式たばこも例外なく規制の対象とすべきとの見解を出しており、安全性も確認されていないことから、基本的には加熱式たばこも健康に好ましくないものと考えております。

また、改正健康増進法におきましては、議員がご指摘のとおり、第一種特定施設とされる施設では原則敷地内禁煙としながらも、例外規定としまして、一定の適切な措置がとられた喫煙場所を屋外に設けることができることと定められております。

一方で、大阪府が来年4月の施行を目指しております受動喫煙防止に関する条例案におきましては、例外規定により、喫煙場所を設けることのできる施設としまして、精神科や終末期医療を提供する病院などに限るなど、改正健康増進法よりも厳しい運用が示されているところでございます。

今後、府内の多くの自治体で同様の取り扱いを行うことが予想されることから、健康・医療のまちづくりを標榜する本市におきましても、大阪府に準じた取り扱いとすべきと考えているところでございます。

なお、市役所本庁舎以外の市の施設につきましては、現在、灰皿を設置している施設等を調査しているところであり、今後、速やかに、その利用状況等の分析や、施設が第一種特定施設に該当するかどうかなどを整理した上で、全庁的に公共施設等の喫煙に関する方針について決定していく予定

としております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 高齢者支援のための市独自のポータルサイトについてのご質問にお答え申し上げます。

本市が構築いたしますポータルサイトでは、医療機関や介護保険事業者、介護保険サービスの空き情報、高齢者の生活を支援する地域活動などが検索できるような情報を発信してまいります。いつでもどこでもタイムリーな情報を得られることがインターネットの強みであり、市民も医療・介護関係者も、ともに利便性が高まるという効果が期待できます。また、事業者間の連携や情報共有にも役立つものと考えております。

さらに、介護事業者向けのサイトでは、国の最新情報や市からの通知など、介護に関するさまざまな情報をケアマネジャー等の介護職員が容易に得ることができ、業務の効率化やスキルアップの支援ができません。

次に、本市の特別養護老人ホームの入所希望者でございますが、平成30年4月1日現在、実申込者数が111人となっており、うち緊急を要する入所希望者数は43人でございます。入所を希望する人やその家族にとって医療・介護サービスの情報は重要であり、必要性が高いものであると考えております。

ポータルサイトで掲載する情報には、現在、摂津市内の医療機関、介護事業者を想定いたしておりますが、近隣他市の情報につきましてもニーズが高いと思われることから、今後、掲載方法を検討してまいりたいと考えております。本市の地域包括ケアシステムを推進していく手段の一つとし

して、このポータルサイトを効果的に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 子育て支援施策についてのご質問にお答えいたします。

現在、子育てに伴う経済的負担の軽減といたしましては、18歳までの子ども医療費助成、22歳の学生を扶養しているひとり親家庭への医療費助成や、社会保障制度としての児童手当や児童扶養手当の支給を行っております。児童手当の支給額は、所得制限内であれば、ゼロ歳から3歳までが毎月1万5,000円、3歳以上から小学校修了までは毎月1万円、ただし、第3子以降は毎月1万5,000円、中学生が毎月1万円、所得制限を超える場合は一律毎月5,000円となっております。また、保育所の保育料につきましては、国基準の保育料に対して約7割の設定としており、保護者の負担軽減を図っております。また、失業などにより給与が著しく減少した方、災害や不慮の事故により多大な出費を要した方で保育料の納付が困難な場合については、減免の制度を設けております。

他市町村における子育て支援の取り組みといたしましては、出生児のお祝い金制度や第3子以降のお子さんが生まれた世帯へのお祝い金制度などがございます。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○北野教育次長 教員の勤務実態の現状と時間外勤務の主な業務内容についてお答えいたします。

教員の勤務時間が長い傾向にございます。9月から11月の3か月で申し上げますと、昨年の月平均時間外勤務は、小学校で約48時間、中学校が約64時間ございました。また、過労死ラインとされている

月80時間を超えた教員は、小学校が全体の27.7%、中学校が41.9%でございました。とりわけ、80時間を超えた教員のうち、小学校では68%、中学校では73.1%が教職経験5年以下でございました。これは、経験が浅い分、授業準備や学習評価等に時間を要していると考えられます。

次に、全体的な時間外勤務の内容といたしましては、いじめや暴力行為等の問題行動への対応、授業の教材研究や準備、成績処理や事務処理、中学校の部活動などが挙げられます。

今後は、ICカードによる出退勤管理システムのデータで勤務実態を分析し、業務の見直しと効率化、負担軽減を進めてまいります。何よりも、まずは教員の心身の健康を守ることが重要であり、子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちの健やかな成長を育むことを学校現場と共有してまいります。

続きまして、地域防災拠点としての公民館についてのご質問にお答えいたします。

昨年6月に発生いたしました大阪北部地震におきましては、摂津市全域で避難所を開設したほか、地震発生から3週間にわたり避難所を開設するなど、公共施設における避難所機能の重要性を再認識いたしました。また、市民の防災意識の高まり、今年度におきましては、台風の際に高齢者が自主的に避難するケースも増えておりますことから、避難所になっている施設のバリアフリー化など、避難所としての機能向上が求められているところでございます。現在、安威川以南地区の味生・新鳥飼・鳥飼東公民館は、エレベーター設置等のバリアフリー改修が行われておらず、また、築年数も古く手狭となっておりますことから、防

災施設としての機能向上に加え、子どもから高齢者までの多世代が気軽に集い、交流し、学ぶための地域コミュニティの拠点施設とするために、施設の建て替えや複合化、多機能化などを含めて検討する必要があると考えております。

ご質問でございます味生公民館につきましても、教育長からの答弁にもございましたように、周辺施設の状況、市民ニーズ等を慎重に見きわめ、ソフト面、ハード面の両面から施設のあり方について検討してまいりますと考えております。

○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。

○三好義治議員 それでは、3回目、要望と質問になりますけれども、まず1点目の市民活動施策についてですが、研修もさることながら、いきいきカレッジの中で、やっぱり地域活動の必要性を訴えていただいて、いきいきカレッジに参加される方は意識の高い人なので、そういった取り組みもお願いしておきたいと思っております。

それから、たばこの件なんですけど、言ってきましたように、禁煙してる人たち、たばこを吸わない人たちの要望も大事ですけども、やっぱりたばこというのは、日本の昔から、世界の昔からなんですけど、いろいろな歴史もあります。私自身もたばこは吸いますが、禁煙に挑戦したのが3回ほどありまして、全て失敗してきました。今は紙巻きたばこから加熱式たばこに変えておりますけど、実際に個別の喫煙場所で加熱式たばこを採用していただけるんやったら我々も了解できるんですけども、それと、今、加熱式たばこにかわる禁煙パイポの外観が、加熱式たばこみたいな色になっているんですね。だから、そういったことで、禁煙パイポを吸うても、たばこを吸うてるような意味合いで見られる可能性もあり

ます。こういったことを十分整理した上で、税も納めてもらっていることですから、十分に検討をしていただきたいとお願いしておきます。これは委員会でもまた話をしたいと思っております。

それから、財政運営の関係なんですけども、もともと、災害が起きたときには、基金が云々よりも、摂津市のあらゆる財源をもって救済していくのが僕は基本的な考えだと思っているんですね。そういった中で、今回、災害対策基金が当初予算で1,000万円組まれておりますけど、もともとのこの1,000万円では何ができるんですかというのが昨年の災害を体験した我々の気持ちだと思うんです。この1,000万円とは何に使うんですかと。この話を進めていったら、災害対策基金は5,000万円まで積み上げたいということも聞きました。5,000万円積み上げるんやったら、それこそ災害はいつやってくるかわからないんやったら、当初予算から5,000万円を積んどくべき違うんかというのが本音の質問なんです。だから、悠長なことを言うておれないのがこの自然災害なんですね。昨年いろんな体験をしてきたじゃないですか。だから、この点について、もう一度考え方をお聞きしたいと思っております。

それから、基金の活用についてですけども、市長、減債基金というのは、今回、40億円から10億円切り崩して、今30億円になっております。財政調整基金に関しては、平成31年度末でもう二十数億円になっておりますけど、やっぱり適切な基金の活用というのは、僕は基本的な財政運営の中では必要だと思うんですね。当初予算で、減債基金を切り崩さずに、先に当初予算はもう1月末ぐらいで確定しているから、第8号の補正でやむなく減債基金を切

り崩して土地開発基金に組み込んだというこの手法がね。だから、もともとやったら、当初予算の中で、土地開発基金が必要だという年間計画を組むんやったら、そこで土地開発基金に繰り入れとくべきやと。

これで終わります。

○嶋野浩一朗議長 それでは、1点答弁をお願いいたします。総務部長。

○井口総務部長 災害対策基金の積立額に関しますご質問にお答えをいたします。

今回提案しております条例では、災害対策基金は1,000万円といたしておりますが、最終的には、先ほど議員からご紹介ありました5,000万円とさせていただきたいと考えております。平成31年度当初予算におきましては、基金積立金も含め、災害対策に係ります予算として総額1億5,000万円を計上させていただいております。総額として多額の予算となりましたことから、基金については、まず1,000万円から始め、今後、決算剰余金等を原資に積立金の増額予算を計上してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 三好義治議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時11分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 嶋野 浩一朗

摂津市議会議員 森 西 正

摂津市議会議員 松 本 暁彦

# 摂津市議会継続会会議録

平成31年3月7日

(第3日)

# 平成31年第1回摂津市議会定例会継続会会議録

平成31年3月7日(木曜日)  
午前10時 開 会 場  
摂 津 市 議 会 議 場

## 1 出席議員 (19名)

1 番	福 住 礼 子	2 番	藤 浦 雅 彦
3 番	安 藤 薫	4 番	野 口 博
5 番	村 上 英 明	6 番	水 谷 毅
7 番	南 野 直 司	8 番	弘 豊
9 番	増 永 和 起	10 番	中 川 嘉 彦
11 番	香 川 良 平	12 番	三 好 俊 範
13 番	三 好 義 治	14 番	檜 村 一 臣
15 番	渡 辺 慎 吾	16 番	森 西 正
17 番	松 本 暁 彦	18 番	光 好 博 幸
19 番	嶋 野 浩 一 朗		

## 1 欠席議員 (0名)

## 1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	奥 村 良 夫
教 育 長	箸 尾 谷 知 也	市 長 公 室 長	山 本 和 憲
総 務 部 長	井 口 久 和	市 民 生 活 部 長	松 方 和 彦
環 境 部 長	山 田 雅 也	保 健 福 祉 部 長	野 村 眞 二
保 健 福 祉 部 理 事	平 井 貴 志	建 設 部 長	高 尾 和 宏
上 下 水 道 部 長	山 口 猛	教 育 委 員 会 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北 野 人 士
教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	小 林 寿 弘	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	橋 本 英 樹
消 防 長	明 原 修		

## 1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	牛 渡 長 子	事 務 局 次 長	溝 口 哲 也
---------	---------	-----------	---------

1 議 事 日 程

1,

代表質問

自民党・市民の会 光好 博幸 議員

大阪維新の会 中川 嘉彦 議員

公明党 南野 直司 議員

---

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前10時 開議)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、光好議員及び福住議員を指名します。

日程1、代表質問を行います。

順次質問を許可します。

光好議員。(拍手)

(光好博幸議員 登壇)

○光好博幸議員 おはようございます。

それでは、順位に従いまして、自民党・市民の会を代表して質問させていただきます。先日の質問と似通った点もあろうかと存じますが、よろしく願いいたします。

1、市民が元気に活動するまちづくりについて、1の(1)市民活動施策についてでございます。

市民の方々と協働のまちづくりを推進するためには、市と行政それぞれが、その特性や役割を認識し、まちづくりを進めていくことが重要です。改めて本市の協働のまちづくりに対する思いと市民活動施策に関する方針についてお聞かせください。

1の(2)情報発信の強化について。

会派として、情報発信の強化のためのシティプロモーションについては、ふるさと納税や健都との連携などで提言してまいりましたが、今回、シティプロモーション戦略策定を進められることを高く評価いたします。そこで、本戦略について、具体的にどのように策定するのか、そして、どのような効果、目標を想定しているのか、お聞かせください。

2、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて、2の(1)大規模災害の備えについてでございます。

昨年は、大阪北部地震をはじめ、西日本豪雨、台風21号などの自然災害によって

本市は大きな被害を受けました。南海トラフ地震もいつ起きるかわからない中で、大規模災害の備えというものは、本市の安全・安心のまちづくりの根本であり、具体的行動をもって市民の信頼に応える必要があります。本年度、防災士資格取得支援、災害対策基金、備蓄品の増加など、多くの災害施策に取り組まれることを高く評価いたします。そこで、改めて、「まちごと・丸ごと」防災体制の実現のために、自助・共助・公助それぞれをどのように強化され、そして、有機的に連携して大災害における被害の最小限化を図るのか、具体的にお聞かせください。

2の(2)消防・救急救助施策について。

今回、市民の命を守る消防・救急救助体制を強化されることは、安全・安心のまちづくりへの取り組みとして高く評価いたします。そこで、強化される救急救助施策について、どのような効果を得ることができるのか、お聞かせください。

2の(3)都市基盤整備について。

本年度は、JR千里丘駅西地区再開発事業の推進、阪急京都線連続立体交差事業での用地取得開始など、多くの事業が予想され、本市の一層の発展の基礎を築くものであります。この基礎を築くに当たり、市政方針のまちごとの視点を軸とした安全・安心のまちづくりをどのように反映されているのか、お考えをお聞かせください。

2の(4)市民を支える上下水道について。

上水を安定的に供給することは、行政の極めて重要な責務であります。また、下水道についても、昨今の降雨状況を踏まえ、安威川以南の雨水対策など、その重要性はますます高まっています。上下水道ともに

施設や管路の老朽化による事故やトラブルが社会的な問題となっておりますが、本市の上下水道施設や管路の状況をどのように捉えられているのか、お聞かせください。

2の(5)多世代での同居・近居について。

本件につきましては、会派として以前から繰り返し提言してまいりました。その実現に向け、本年度の方針に掲げられたことを高く評価いたします。核家族化や地域のつながりの希薄化がより一層進んでいる状況において、改めて家族が果たすべき役割が重要であると強く認識しており、多世代での支え合いを行政として推進することは非常に大きな意義があると考えております。

そこで、多世代での同居・近居推進に対する期待と本市の思いをお聞かせください。

3、みどりうるおう環境を大切にすまちづくりについて、3の(1)環境問題についてでございます。

環境問題には、地球温暖化やごみ問題、大気汚染、生物多様性の喪失などがあり、最近では海洋プラスチックごみ問題の深刻化も取り上げられておりますが、それぞれの問題は決して無関係ではありません。そこで、環境問題の対策を推進する上での本市の課題についてお聞かせください。

3の(2)ごみ処理の広域連携について。

ごみ処理の茨木市との広域連携については、会派としても推進しており、今回、茨木市との基本合意書を締結されたことを高く評価いたします。改めて広域連携の効果についてお聞かせください。

4、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて、4の(1)地域福祉施

策についてでございます。

近年、高齢化の進展に伴う介護ニーズが増大し、核家族化の進行や介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化してきております。さまざまな課題が顕在化しておりますが、本市の福祉のまちづくりに対する思いと方針についてお聞かせください。

4の(2)子育て支援について。

千葉県野田市の悲惨な女兒虐待事件など、児童虐待の増加は本市においても大きな問題となっております。それには、親の子育てでの不安を解消し、孤立家庭を防ぎ、さまざまなアプローチで地域でともに育てる地域教育で子どもとその家庭を支えることが必要です。そこで、本市の地域教育の観点での取り組みについてお聞かせください。

4の(3)健康寿命の延伸の取り組みについて。

本市は、これまで、ウォーキングコースの増設や健康器具の設置、健幸マイレージ事業の推進など、市民の方々の健康づくりに対し、鋭意取り組まれてきていることを高く評価いたします。本市は健康都市宣言をしており、これからも健康づくりという大きな目標に向かってオール摂津で取り組む必要がありますが、改めて健康づくりに対する本市の思いをお聞かせください。

5、誰もが学び、成長できるまちづくりについて、5の(1)児童・生徒の学力向上についてでございます。

本件は、本市にとって長年の課題であり、これまでさまざまな取り組みがなされてきましたが、思うような結果につながっていないのが現状であると認識しております。改めて現在の本市の児童・生徒の学力の状況についてお聞かせください。

5の(2)スポーツ環境の充実について。

スポーツは、市民の健康づくりや仲間づくり、あるいは社会性や協調性を培う、青少年の育成にも重要な位置付けとなります。本市としてスポーツ環境の充実については継続して取り組んでおられますが、改めてスポーツに期待する可能性や思いをお聞かせください。

6、活力ある産業のまちづくりについて、6の(1)産業活性化についてでございます。

本市は、4,000を超える事業所が存在し、その多くを中小企業が占めています。この産業集積は本市にとって大きな強みであり、生かしていかなければなりません。既に摂津市産業振興アクションプランに基づく効果を検証されているかとは思いますが、改めて産業活性化に対する本市の思いと方針についてお聞かせください。

6の(2)健都イノベーションパークについて。

本年度7月に国立循環器病研究センターが移転を迎え、吹田市、摂津市の両市にまたがって開院する予定であり、健都は一層の注目を浴びることは言うまでもありません。この健都イノベーションパーク企業誘致には、国際級の複合医療産業拠点の形成を目指すために、ハードルの高い条件が設定されています。このコンセプトに合致した企業誘致の実現には各種支援策が必要になりますが、どうお考えかお聞かせください。

7、計画を実現する行政経営について、7の(1)持続可能な行政経営についてでございます。

(仮称)行政経営戦略は、今まで羅針盤としてきた第4次摂津市総合計画や第5次

行政改革実施計画にかわるものであり、本市の今後のまちづくりの指針となる重要な位置付けとなります。加えて、的確に将来を見据え、持続可能なものにしなければなりません。改めて当該戦略の位置付けと策定に向けた決意をお聞かせください。

7の(2)公共施設等の管理運営について。

本市は、昨年の自然災害によって多くの公共施設が被害を受け、その修繕事業は多くの財政支出を伴い、そして、老朽化なども相まって、公共施設等の管理運営は大きな転換期を迎えております。そこで、これらの現状への対応について、FM、公共施設等総合管理計画とどのように整合性を図っているのか、お考えをお聞かせください。

8、鳥飼地域の活性化について。

本件は、会派としてこだわって取り組んでいる事案でございます。昨年、鳥飼地域の魅力づくりを目的とした2040年に向けた魅力ある地域づくり研究会が発足しました。部局横断的に進めるべく、計18課から選ばれし19名の職員の方方で鋭意取り組んでおられることに対し、高く評価いたします。人口が激減している鳥飼地域にとって大きな意義のある重要な研究会であると受けとめております。そこで、当該研究会にかける本市の思いと鳥飼地域の現状を踏まえた今後の方向性についてお聞かせください。

1回目は以上です。

○嶋野浩一朗議長 それでは、答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

それでは、自民党・市民の会議員団を代

表されましての光好議員の代表質問にお答えをいたします。

まず最初に、協働のまちづくりと市民活動の方針についてでございますが、本市におきましても、少子高齢化、価値観の多様化など、社会構造の変化により地域のつながりが希薄化しておる中、まちづくりに重要なのが協働の取り組みと認識をいたしております。本市が目指します協働とは、みんなが摂津市に住み続けたい、また、住みたいと思えるまちへの実現に向け、さまざまな課題に対し、行政はもちろん、市民、事業者、団体がお互いに自主性、自発性、対等な立場で連携・協力をしながら、共通の目標に向かい取り組むことと理解し、推進しているところでございます。

その一環といたしまして、市民活動施策につきましては、市民活動に関する研修会や、つながりのまち摂津の活動を継続して行いながら、新たに市民公益活動補助金の拡充やNPO法人を対象とした交流会を実施し、地域のネットワーク強化、多様な市民活動の活性化を図ってまいりたいと思っております。

シティプロモーションについてのご質問でございますが、今日の人口減少社会におきましては、多くの市町村が生き残りをかけた、いわゆる都市間競争が既に始まっているものと認識をいたしております。そのため、市民や市内で活動している人たちが、本市の魅力に誇りや愛着を持っていただき、そこで住み続ける、活動し続ける、ひいては他市から移り住んでもらえるような本市独自の都市プランを構築することが重要であると考えております。今後、力を入れてまいります健都のまちづくりを踏まえた健康・医療も、本市のブランドの一端を担っていくものと考えておりますが、ま

ずは、本市のまちの印象を、市民や市外の方にアンケート調査を行い、本市の強みや弱みをしっかりと分析した中で、民間の専門機関の知恵もお借りしながら、シティプロモーション戦略を検討してまいりたいと考えております。

自助・共助・公助の強化についてでございますが、本市は、「まちごと・丸ごと」防災体制を目指しておりますが、自助・共助の強化につきましては、市民の皆様にも、みずからみずからの命を守る自助と、地域の安全を地域住民が互いに助け合って守る共助の大切さをご理解いただくとともに、災害が発生した際に的確かつ迅速な行動がとれるよう、日ごろからの備えをしっかりと行っていただくことが肝要であります。昨今の風潮といたしまして、公助への過度な依存が取り沙汰されておりますが、公助には一定限界がございます。自助・共助なくして防災力の強化は望めません。また、行政と地域の防災活動のパイプ役も必要となっておりますことから、新年度は防災サポーターを募り、自助・共助を牽引し、公助を支援する人材を養成してまいります。さらに、防災士の資格取得費の一部を補助し、資格取得後は防災サポーターとしてご活動いただく制度も創設してまいります。

次に、自助・共助・公助の有機的な連携についてでございますが、大規模災害時の被害軽減には、何よりも市民、地域、行政が互いに連携・協働して災害対応に当たる必要がございます。これを踏まえて、新年度は、自主防災訓練への支援だけでなく、（仮称）せつつ防災サミットを開催するなど、地域と行政の連携強化や自助・共助の取り組みの啓発と支援に努めてまいります。

救急救助施策についてでございますが、増

加の一途をたどります救急需要に的確に対応するとともに、現場到着時間を短縮するため、本署配備の専任救急隊を1隊増隊いたしますとともに、千里丘出張所に救急車を配備し、救急体制を強化していきたいと思いを。これら救急車の運用は、GPSを活用した車両出動システムに更新いたしますことにより、現場到着時間の短縮に大きく貢献できるものでございます。千里丘出張所に配備いたします救急車は、消防車との乗りかえ運用といたしますが、阪急京都線以北に救急車を配備することにより、大阪北部地震で経験したような踏切の長時間閉鎖時にも、健都エリアを含む本市北部の救急事案への適切な対応が可能となるものでございます。また、千里丘出張所につきましては、耐震改修の実施に合わせて庁舎機能の維持・強化を行うことにより、引き続き北部エリアの拠点として有効に活用していきたいと思いを。

都市基盤の整備についてであります。昨年の大阪北部地震は、建物の損壊による道路の通行止めや鉄道の緊急停車に伴う長時間の踏切遮断などにより、緊急車両の通行をはじめ、道路交通に大きな支障が出るなど、阪急京都線連続立体交差事業の重要性を改めて認識したところでございます。安全・安心なまちづくりには、防災、交通安全を踏まえた都市基盤整備は不可欠であると考えております。現在、阪急京都線連続立体交差事業をはじめ、JR千里丘駅西地区の再開発、千里丘三島線の歩道拡幅などの事業に取り組んでいるところでありますが、いずれの事業も長期間にわたる事業であります。少しでも早く完成できますよう着実に進めてまいりたいと思いを。

上下水道施設の状況についてであります。水道事業は昭和31年度より市内給水

を開始しております。水道管については、法定耐用年数を超えた管路は平成29年度末で全体の4割を超え、年々増加する状況にあります。現在、老朽管について耐震管への更新を進めており、併せて耐震化率向上を目指しております。

水道施設につきましては、配水池の耐震化に努めております。平成31年度より中央送水所1号配水池の実施設計を行う予定でございます。

下水道事業は、昭和40年度より事業を開始しており、優先的に大口径の管渠内の状況を調査しております。市内には、法定耐用年数に達した管渠はまだありません。これまでの調査結果からも、改築が必要な損傷の発生は見受けられず、顕著な劣化は進んでいないと考えております。各地で大雨による被害も多発しておりますことから、現在進めております雨水の幹線工事を含め、雨水対策を着実に進めてまいりたいと思いを。

多世代での同居・近居についてでありますけれども、近年、核家族化や夫婦共働き世帯の増加などによりまして、家庭をめぐるさまざまな社会問題が顕在化いたしております。家族での支え合いやコミュニケーション不足などの背景を踏まえ、問題解決の糸口を探る一つの方策として、親、子、孫の3世代家族の同居や近居により、家族同士のきずなを深め、日ごろからお互いの顔が見え、声をかけ合える関係づくりを目指し、世代間相互の助け合いや交流を通じて家族みんなで安心して暮らせるよう、三世代ファミリー住まいのサポート制度を新たに創設するものでございます。

環境問題についてであります。一口に環境問題と申しましても、非常に多岐多様にわたるものでございます。世界的な規模

で考えますと、地球温暖化の問題や海洋プラスチックごみの問題、身近なところに目を向けますと、地域の美化や食品ロスの問題等々がございます。

本市では、平成29年4月に摂津市環境の保全及び創造に関する条例を改正いたしました。改正条例には、地球温暖化への適応、環境教育、環境学習の推進、環境美化の推進の視点を盛り込み、さまざまな施策を展開しておるところでございます。市政方針でも述べましたが、環境問題は一朝一夕に解決できるものではありません。たとえ小さな取り組みでありましても、その一つ一つを根気強く積み上げていかなければなりません。そのような意味では、すぐに効果があらわれることではなくても、それぞれの施策を根気強く実行し続けることが環境問題対策を推進する上での課題になってくるのではないかと考えております。

ごみ処理の広域連携の結果についてありますが、ごみ処理の広域連携につきましては、本市の焼却施設の老朽化が進み、将来のごみ処理のあり方を検討する中で、現在の環境センターの敷地が狭隘で住宅地に近いことから、現地での建て替えは困難と考え、その解決策の一つとして、茨木市の施設での広域処理について協議を重ねてきたところでございます。また、2038年度までの16年間の試算では、本市単独処理を継続する経費と比較いたしまして、長寿命化のイニシャルコストで約28億円、ランニングコストで年間約1億1,000万円の経費削減が図れるものと見込んでおります。本市といたしましては、将来にわたりごみ処理が継続できますとともに、スケールメリットを生かして処理経費の削減にもつながりますことから、昨年12月25日に基本合意書の締結をいたしましたもの

でございます。

本市における福祉のまちづくりへの思いと方針についてであります。近年、少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加などの家族構成の変化などにより、地域のつながりが薄れ、地域を取り巻く環境はますます厳しいものになってきております。こうした中、本市では、「みんなで支え合い、誰もが健康で安心して暮らせる人権と福祉のまちづくり」を基本理念として、全ての市民が地域福祉の主役であること、そして、行政がその支援を行うことにより、地域福祉の推進に努めてまいりました。地域福祉を安定し持続的に推進するためには、市民一人一人が地域社会の一員として、子どもから高齢者まで、年齢や職業、ライフスタイルなどの違いを超えて交流し、みずから地域課題の解決に向けて、触れ合い、助け合い、支え合う活動を行うことが重要でございます。再び地域のつながりを取り戻すべく、各組織の連携を図り、オール摂津で地域住民の活動の支援に努めてまいりたいと考えております。

本市における健康づくりへの思いについてであります。近年、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年問題に見られるように、今後、医療や介護にかかわる社会保障費の増大が見込まれます。健康寿命の延伸にかかわる取り組みは最も重要なものと認識をいたしております。全ての市民が健康への理解と関心を深め、健康づくりに取り組み、健やかで生き生きと暮らせる健康寿命の社会を実現するため、今年度、まちごと元気！健康せつつ21の中間見直しを行い、今後、同計画に掲げます四つの活動指針に基づき、各取り組みを推進してまいります。

また、本年7月に国立循環器病研究セン

ターが移転するに伴い、同センターや国立健康・栄養研究所などの関係機関との連携・協働をさらに促進し、市民の疾病予防、健康づくりを進めてまいります。

スポーツに期待する思いについてでありますけれども、スポーツは、健康及び体力の保持・増進などといった役割だけでなく、例えば、昨年6月に開催されましたサッカーワールドカップでの本市出身の本田圭佑選手の活躍によって、地震で被害を受けた多くの方々が元気づけられるという効果をもたらしたことがございました。このように、スポーツには、人々に感動や希望を与えたり、ルールを守ることや他者を思いやる心を養うなど、次代を担う子どもたちの成長によい影響を及ぼしてくれる力があると思っております。また、スポーツが持っている可能性として、人と人、地域と地域の交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、人間関係の希薄化などが問題となっている地域社会の再生にも寄与することができると思っております。

産業活性化についてであります。4,000を超えます事業所の集積は、本市の特徴であり、強みでございます。先日も、企業間の交流・連携を図る取り組みである市内企業を対象にいたしましたビジネスマッチングフェアを開催いたし、多くの企業、関係者にご参加をいただき、大変活発な交流がございました。また、産業振興アクションプラン評価検証を踏まえ、中小企業のすぐれた商品を摂津優品（せつつすぐれもん）として新たに認定するなど、新たな産業の活性化を図りながら、第2期産業振興アクションプランを市内企業及び関係機関と連携し、策定していきたいと思っております。

コンセプトに合致した企業誘致の実現性

についてであります。健都イノベーションパークにつきましては、ライフサイエンス産業の新たな拠点として位置付けております。企業などの集積を図る上で、魅力のある企業を誘致することは非常に重要であると考えております。そのため、ライフサイエンスに関する事業に対し、大阪府税が最大ゼロとなる大阪府成長産業特別集積税制などが設けられております。また、本市におきましても企業立地等促進奨励金制度がございますので、健都イノベーションパークへの進出企業にとりましては、税制優遇、補助金を受けることができるメリットがあると考えております。これら制度も最大限活用いたしまして、今後も大阪府、吹田市等と連携しながら、さらなる周知を行うとともに、健都という立地を生かしたイノベーションを創出する環境づくりを進め、企業等にとって最大の魅力につなげるよう着実に取り組んでまいります。

仮称の行政経営戦略でありますけれども、市政運営をしていくに当たり、限られた財源の中、基礎自治体としての責務を全うし、いかに市民の皆様の思いを形にしていけるか、その最大公約数を的確に導き出すことが大変重要であります。特に、人口減少や超高齢社会など、これまで経験したことがない難局を迎えようとしている今、将来を見据え、時代に即した行政サービスを提供する行政経営を進めていかなければなりません。本年は、総合計画や行政改革をはじめとする計画行政の見直しを進め、今後のまちづくりの指針となります（仮称）行政経営戦略の考え方をまとめてまいりたいと思っております。

公共施設等総合管理計画についてのご質問でございますけれども、公共施設等総合管理計画は、不断の見直しを実施すること

としております。地震や台風など突発的な事案に関しても、施設の被災状況や対策を図るための基礎的データ等を取りまとめ、計画に反映させてまいります。

公共施設等の管理運営につきましては、本市のまちづくりの方向性を踏まえまして、高質で持続可能な行政運営を実現するため、長期的かつ経営的な視点で施設を評価し、更新等の際しましては、常にファシリタママネジメント的な観点を持って取り組んでまいります。

研究会に対する鳥飼地域の今後の方向性についてのご質問でございますが、人口減少は全国的な課題でございます。本市におきましても決して例外ではございません。特に鳥飼地域では、人口減少のスピードが速く、今後さまざまな行政課題が生じるものと予想されます。

そのような中、昨年、2040年に向けた魅力ある地域づくり研究会を部局横断的な体制で設置し、地域課題を整理するとともに、魅力ある地域づくりに向け研究を進めているところでございます。また、鳥飼地域は、淀川など貴重な自然環境が魅力の一つであり、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 教育長。

(箸尾谷教育長 登壇)

○箸尾谷教育長 それでは、教育委員会所管分についてご答弁申し上げます。

まず、子育て支援についてでございます。

本市総合計画では、児童虐待防止体制の充実の項目を設けており、関係機関の連携強化等により、未然防止、早期発見、的確な対応に取り組んできております。

議員がお示しの子育てを地域の方々の協力をいただきながらともに行う地域教育の観点のように、保護者が子育てで孤立しないようにすることは、虐待予防に有効であると認識しており、子どもにかかわる関係課、関係機関等が、子どもとその家庭を見守り、迅速に対応できるように、要保護児童対策地域協議会や子育て支援ネットワーク推進会議などの会議を設置し、日ごろからネットワークの構築に努めているところでございます。また、新たな支援策として、次年度から子育てに不安感の強い保護者への訪問看護を実施し、孤立化の防止にさらに努めてまいります。

続きまして、本市の児童・生徒の学力の状況についてのご質問にお答えいたします。

今年度の全国学力・学習状況調査結果について、中学校では、全国平均と比較すると、おおむね昨年度並みの結果でございましたが、小学校では、全教科、全区分で全国平均に近付いております。具体的には、小学校国語では、全国平均を1としたとき、主に知識を問うA問題で0.98に、また、過去に0.79であった主に活用を問うB問題でも0.91になるなど、全国平均に近付いてまいりました。また、算数でも両区分において昨年度よりも向上し、調査開始の平成19年度以降、どの年度よりも全国平均に近付いてきております。このように、一部成果があらわれてきてはおりますものの、市全体の平均としては依然として全国平均に及ばず、課題であると捉えております。

教育委員会といたしましては、今後も、学校の教員の指導力の向上や特色ある取り組み、また、全小・中学校の校長と担当教員を対象とした学力向上ヒアリングやせつ

つSUN SUN塾などの教育委員会の事業等について、その効果検証を行い、必要に応じて指導・助言や事業の見直し等を行いながら、子どもたちが進路選択の際に自分が希望する進路が選択できるよう、子どもたち一人一人の学力の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○嶋野浩一郎議長 光好議員。

○光好博幸議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1の(1)市民活動施策についてですが、協働のまちづくりに対する思いと市民活動施策の方針について理解いたしました。

現在、住民同士の交流やつながりが希薄化するなど、地域コミュニティの衰退が懸念されており、全国的に自治会の加入率低下が問題となっております。しかしながら、昨年本市を襲った自然災害の際には、地域の方々がお互いに励まし合い、支え合っておられ、これこそ常日ごろから培った近隣同士のつながりやきずながあってこそなせることであり、改めて地域コミュニティの重要性を実感した次第でございます。

平成30年度第1回摂津市市政モニターアンケート集計結果によりますと、自治会に加入していない理由として、「何をしているかわからない」、「加入メリットを感じないから」との回答が最も多い一方で、自治会に期待することの回答は、防災・防犯活動が最も多い結果となっております。これは行政に期待することとも一致しております。

そこで、今、市民の方々の関心が最も高い防災という視点を切り口に施策を講じることで、自治会の加入率低下に歯どめをかける、あるいは、地域コミュニティの活性

化につなげることも手段の一つであると考えますが、どう捉えられているのか、また、今後の取り組みについても併せてお聞かせください。

1の(2)情報発信の強化についてですが、都市ブランドの構築という目的に基づき、しっかりと進められていることと理解いたしました。そのためには、シティプロモーションの魅力づくりを担う各部署との連携がこれまで以上に必要となりますが、どう具現化されるのか、また、これまで幾度となく取り上げられたSNSやPR冊子などの情報発信媒体の強化が必須ですが、具体的にどう考えているのか、併せてお聞かせください。

2の(1)大規模災害の備えについてですが、自助・共助・公助、三助のそれぞれの強化並びに密接に連携していくことを理解いたしました。

危機管理には、災害発生時に予想される被害に対して、いかに予防し、被害拡大を最小限化するためのリスク管理が基本となります。自助・共助の強化はもちろんのこと、昨年12月議会及び大阪北部地震の検証報告において、公助の最も大切な指揮系統、内部統制などのリスクが明らかになりました。そして、検証報告には「何々について検討する」というような文章が散見され、最終的な結論は出ていない状況であります。

昨年12月議会において、市長は、「全庁的に今回の震災の検証の真っ最中で、その結論を待ちまして、そういったところも含めて具体的の方針をお示ししたい」と言われております。ゆえに、この結論を明確にし、対応する責任を果たすことが公助強化での最優先事項であります。検証報告の検討事項の結論は、引き続き防災対策検討委

員会が責任を持って実施することが適切であると考えております。なぜなら、検討項目は多岐にわたり、全庁での調整が必要不可欠であり、かつ検証業務の継続性も必要だからです。そこで、防災対策検討委員会が結論を出すことの責任について、いつまでにどのようにして処置されるのか、お考えをお聞かせください。

2の(2) 消防・救急救助施策についてですが、多くの効果が見込まれることを理解いたしました。今、平時においても有事においても、消防の水平的な広域連携が重要であります。特に、近接している吹田市や茨木市、高槻市との緊密な連携は不可欠と考えますが、現状、そして今後の水平的な連携の取り組みについてお聞かせください。

2の(3) 都市基盤整備についてですが、しっかりと安全・安心のまちづくりを具現化していることと理解いたしました。都市基盤整備において、特に設計段階であるJR千里丘駅西地区再開発は、南海トラフ大地震などの大災害にも備え、そして、20年、40年先まで考慮した安全・安心のまちづくりとなるよう努力すべきです。そこで、この再開発について、どのように安全・安心を計画策定に反映していくのか、お考えをお聞かせください。

2の(4) 市民を支える上下水道についてですが、上下水道施設の状況について理解いたしました。

まず、上水道については、施設や管路の耐震化、更新を進めているものの、まだ多くの課題が残されています。本年度の事業として、中央送水所1号配水池での建て替えや管路の更新が予定されていますが、今後の対策についてお聞かせください。

また、下水道につきましては、下水道ビ

ジョン策定に向け管渠の実態調査をされていますが、その調査結果を踏まえ、今後の方向性についてお聞かせください。

2の(5) 多世代での同居・近居についてでございます。

市長の思いを理解いたしました。本年度、新たな制度として三世代ファミリー住まいのサポート制度が創設されますが、具体的な内容についてお聞かせください。

3の(1) 環境問題についてですが、対策を推進する上での課題についてお聞かせいただき、理解いたしました。本市では、ご答弁にもありましたように、環境保全条例が改正され、さまざまな施策を展開されていると認識しております。当該条例を改正したことに伴う具体的な取り組みについてお聞かせください。

3の(2) ごみ処理の広域連携についてですが、この広域連携により、市民への将来的な負担を避け、持続可能なごみ処理事業になることを理解いたしました。しかし、茨木市との広域化後の業務調整や、ごみ運搬の長距離化への対応など、解決しなければならない諸課題が多々あります。安定した制度確立のための課題認識及びそのリスク削減について、どうお考えかお聞かせください。

4の(1) 地域福祉施策についてですが、福祉のまちづくりに対する市長の思いと方針について理解いたしました。本年度は、地域共生社会の実現に向け、第4期地域福祉計画が策定されることとなっております。本市において地域福祉を推進していくためには、行政と地域の距離をさらに縮め、地域課題を適切に把握していくことが重要ですが、本市として方策をお聞かせください。

4の(2) 子育て支援についてですが、

ぜひ地域教育の観点で、地域で子育て家庭を支え合うよう要望いたします。

また、子育て支援においても一つ重要なことは、女性の活躍できる社会基盤の整備であります。共働き家庭が増える中で、幼児の保育ニーズ、学童保育のニーズがますます高まっている中、その対応はまさに喫緊の課題であり、いつまでも先延ばしにすることはできません。保育ニーズは昨日取り上げられておりましたので割愛させていただきます、学童保育ニーズへの課題解決について、どうお考えかお聞かせください。

4の(3)健康寿命の延伸の取り組みについてですが、健康づくりに対する市長の思いを理解いたしました。本年度は、市民の健康寿命の延伸に向け、フレイル予防プログラムを策定する計画となっております。本市は、吹田市、高石市とともに事業モデル地区となっておりますが、今後の本市におけるフレイル予防の取り組みについてお聞かせください。

5の(1)児童・生徒の学力向上についてですが、現在の状況を理解いたしました。これらの数字は、あくまでも対象となる全児童・生徒の平均値であり、学校や学年ごとに抱えている課題やその対策についても異なると理解しております。児童・生徒の学力の向上という点において、実際に成果を上げられている学校の取り組みはどのようなものがあるのか、事例があればお聞かせください。

また、深刻な社会問題の一つとなっている保護者の過度な要求やクレームが増加傾向にあり、教員がその対応で苦勞されているという状況を耳にすることがあります。本市において、そのような状況が実際に起こっているのかについても併せてお聞かせください。

5の(2)スポーツ環境の充実についてですが、市長のスポーツに対する思いを理解いたしました。本年度、旧味舌小学校跡地での体育施設建設が実施設計の段階に入りますが、本件は、スポーツ環境を充実させるという市民ニーズに応えられる可能性を秘めております。市政方針において、市内スポーツ施設全体のあり方について調査・研究を進めるということがうたわれておりますが、そういった観点から、本市としての位置付けと構想を改めてお聞かせください。

6の(1)産業活性化についてですが、市長の思いと方針について理解いたしました。本市の中小企業事業者の声に耳を傾けますと、産業のまちとうたっているものの、中小企業への支援が少ないという話も時折耳にします。本市は、摂津優品(せつつすぐれもん)認定制度をはじめとする産業振興に取り組んでおられますが、その一方で、実際に働いている方々の感じていることと本市の認識にギャップがあるのではないかと懸念しております。本市として、もっと能動的に企業とかかわり、事業者のニーズや実態を把握する必要があると考えますが、今後、どのように考え、取り組まれようとしているのか、お聞かせください。

6の(2)健都イノベーションパークについてですが、最適な企業を誘致するには大きな努力が必要であると改めて認識するものであります。本市は、健康福祉施策において、エーザイ株式会社との連携や、タニタ株式会社のICT機器を活用する施策を実施しております。このように、本市の健康施策との連携も健康・医療の企業にとっての魅力となり、企業誘致の際、決定的な判断にならなくとも、それを促すという

点において大いに貢献するものと考えております。本市のより一層の健康寿命の延伸の取り組みと、その情報発信強化が、健都イノベーションパーク、企業誘致に必要不可欠であります。どうかお考えをお聞かせください。

7の(1)持続可能な行政経営についてですが、(仮称)行政経営戦略の位置付けと市長の決意について理解いたしました。行政経営のかなめとなる総合計画は、平成32年度までの計画となっており、各分野別の計画も複数策定されていることから、これらを着実に進めながら(仮称)行政経営戦略へ移行しなければなりません。現在進行中の各種計画との整合性をどのように図っていくのか、また、具体的にどのように移行していくのか、お聞かせください。

7の(2)公共施設等の管理運営についてですが、現在進行中の公共施設、そして、地震などの突発的事案についても、FMと整合性を図り、マネジメントすると理解いたしました。実際に本庁舎西別館については、老朽化に伴い本年度に解体することですが、この跡地について、FMの観点も踏まえて、どのように活用するか、お考えをお聞かせください。

8、鳥飼地域の活性化についてです。

市長の思いと今後の方向性について理解いたしました。引き続き、鳥飼地域の魅力化に向け、侃侃諤諤議論されることと思っております。今年度末には、当該研究会でのアウトプットとして調査研究報告書が提出されますが、机上の空論で終わらせてはなりません。さらに議論を深める必要があると考えますが、当該報告書はどのように扱われるのか、また、具現化に向けどのように進めていくのか、お聞かせください。

2回目は以上です。

○嶋野浩一朗議長 それでは、答弁を求めます。市民生活部長。

○野村市民生活部長 市民活動施策に関連しまして、防災の観点から、自治会への加入世帯増加への取り組みについてということでございます。

ご質問の中にもございましたように、第1回市政モニターアンケート調査を平成30年8月に行いました。この調査の中で、自治会や行政に期待することとして、防災・防犯活動が高い数値となっております。これは、昨年ございました地震や台風災害に対する防災意識の大きなあらわれだと思います。

このことから、議員がご指摘のとおり、地域のきずな、つながり、コミュニティの活発化を進める上で、防災への取り組みが重要であり、この視点での取り組みが自治会の組織力向上につながるものだと考え、自治連合会定例会での講演会や、つながりのまち摂津連絡会議主催の地域交流研修会で、防災と地域でのつながりの大切さを取り上げた講演会を行ったところでございます。

今後とも、さまざまな機会を捉え、地域や市民ニーズを踏まえながら事業を展開し、自治会加入率・組織率向上につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、旧味舌小学校跡地に建設予定の体育館の現在の位置付けと構想についてお答えいたします。

現在、市立体育館は、鳥飼体育館、正雀体育館、味生体育館の3館がございます。いずれも、バスケットボールのコート1面が入る規模の第1体育室を備えている地区体育館となっております。旧味舌小学校跡地に新しく建設を予定しております体育館につきましても、同規模の第1体育室を備

える体育館を考えております。

また、新しい体育館では、団体利用だけではなく、個人の体力づくり、健康増進の観点の運用ができるように、個人で参加できるスポーツ教室やトレーニング機器の整備等も検討しているところでございます。

平成29年度の体育館の稼働状況は、3館とも70%を超えており、体育館の需要は高いことがうかがえますので、新しい体育館が加わることによって、より多くの方にスポーツに親しんでいただける環境を提供できるものと考えております。

この新しい体育館を加え、グラウンドも含めた本市のスポーツ施設全体の配置等について、先進事例等の視察を行い、よりよいスポーツ環境の整備を行うための調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、産業活性化におきまして、中小企業の支援について、もっと行政として能動的なかわりが必要ではないかとのお問い合わせでございます。

本市の中小企業の支援策では、中小企業事業融資資金など、府下でもトップレベルの水準の事業もございます。また、摂津優品（せつつすぐれもん）の認定制度によって販路拡大の手助けとなったとの声もいただいております。しかしながら、中小企業育成事業補助金の活用にあたって、利用希望の展示会が補助対象でなく、利用できなかったなどのお声があったこともございました。

本年度から、中小企業経営改善支援コンサルタント派遣事業など、既存の事業の活用の方法を見直し、国の補助金を積極的に活用するための支援事業と位置付け、商工会と連携し、活用いたしました。その結果、国の補助金を認定される事例が5件中

3件あり、大変喜んでもっております。今後は、商工会で開催される各種補助金の説明会等にも同席し、より積極的にコンサルタント派遣事業をPRしてまいります。

このように、中小企業事業者の実情を機会があるごとにできるだけ捉え、活用しやすい事業支援を心がけてまいります。

○嶋野浩一朗議長 次に、市長公室長。

○山本市長公室長 シティプロモーションに関しての各部署との連携方策、SNSなど情報発信媒体の具体的な活用方法についてのご質問にお答えをいたします。

議員がご質問のように、シティプロモーションを進めるに当たりましては、広報課だけではなく、全庁的に取り組む必要があるということを確認いたしております。そのために、部局横断的なワーキンググループを設けるなど、シティプロモーション戦略の構想段階から各課が関係に加わるよう、仕組みを検討してまいりたいと考えております。また、シティプロモーションの方向性を定めた後は、それぞれ事業課ごとに効果検証を行う、いわゆるPDCAサイクルの仕組みも構築してまいりたいと考えております。

これまで実施ができておりませんでしたSNSなどによります情報発信や、PR冊子の作成におきましても、イベントなどを実施する事業課との連携を図りながら、全庁的に取り組んでいく仕組みを構築いたすとともに、市長からもございました民間の専門機関のご意見等も参考にしながら、市内外へ効果的でタイムリーな情報が発信できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、健都イノベーションパークへの企業誘致についてのご質問にお答えをいたします。

健康と医療の核となります国立循環器病研究センター及び健都イノベーションパークへの移転が決定いたしております国立健康・栄養研究所とも連携調査し、健都ならではの健康寿命の延伸施策の取り組みを一層進めていくことが、健都の魅力、ひいては摂津市全体の魅力を高めていくものと考えているところでございます。これらの取り組みを通じまして、健都のまちづくりを市内外に広く周知されるよう、効果的な情報発信に努めるとともに、事業者間の連携によりイノベーションが生まれる環境づくりに関係機関と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、（仮称）行政経営戦略への移行等についてのご質問にお答えをいたします。

第4次総合計画では、その目標年次を2021年までとしておりますが、このたび、（仮称）行政経営戦略への段階的な移行を進めるに当たりまして、基本構想の計画期間を5年間延長させていただいたところでございます。この間、第4次総合計画の基本計画をはじめ、実施計画、分野別計画の関係性等を整理いたしたいと考えております。

（仮称）行政経営戦略では、総合計画や行政改革等の理念も踏まえながら、今後のまちづくりの方向性を定めた行政経営方針のもと、主要施策の推進に重点を置きました進行管理の仕組みを構築し、本市計画行政の最適化を図ることで、時代に即した行政サービスの実現につなげてまいりたいと考えております。

2020年に向けた魅力あるまちづくり研究会等々についてのご質問にお答えをいたします。

同研究会の報告書につきましては、今後

想定されます地域課題を分野別で整理するとともに、先進事例等も踏まえ、課題解決に向け複数の方策について記載していくことを想定いたしております。また、平成31年度中に調査研究報告書の取りまとめを行い、2020年度から、各所管部署において、地域の実情や法的制約等も踏まえ、具体的な方策の実現に向けた詳細な検討へとつなげてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○井口総務部長 震災の検証結果に挙げられた諸課題の処置についてのご質問にお答えをいたします。

大阪北部地震の検証を通して洗い出された課題につきましては、市全体として解決する課題、本部として解決する課題、班ごとに解決する課題など、さまざまございます。災害は待ったなしで、いつ何が起こっても不思議ではない状況の中で、我々はそれぞれの役割をしっかりと認識し、できるものから鋭意取り組んでいるところでございます。

その一例といたしまして、先月、庁内にて初動期情報連携訓練を実施いたし、災害対策本部と各班の初動手順を確認いたしました。また、新年度には、全職員に初動マニュアルを配布し、初動期の具体的な行動の徹底を図ってまいりたいと考えております。

さらに、市民生活に欠くことのできない電気やガスの供給に関しましても、関西電力及び大阪ガスとのホットラインを確保し、緊急時の情報連携体制を再構築しましたほか、阪急電鉄と踏切開放の協議もおおむね整ったところでございます。

最後に、庁内のリスク管理や班体制組織の大きな課題につきましては、引き続き防災対策検討委員会を中心に改善策等を議論

いたし、その結果を新年度に改訂予定の地域防災計画の中に盛り込んでまいりたいと考えております。

次に、西別館跡地の今後の活用についてのご質問でございます。

西別館跡地の有効活用につきましては、FMの観点で踏まえ、新たな公共施設の建設を検討するのではなく、民間活力等を活用させていただき、有効利用を図る方向で検討を進めております。具体的には、サウンディング調査等の業務を委託いたしまして、民間企業から広く意見や提案を求め、対話を通して市場性の有無や活用のアイデア等を把握することにより、跡地活用の検討を進めていくことといたしております。現在、意見聴取いたしました企業の業者別に、また、そのニーズや実現可能性について整理をいたしている段階でございます。今のところ跡地の具体的な活用の方向性につきましては未定となっております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 消防長。

○明原消防長 消防の水平連携の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

平成28年度から、吹田市と共同で消防指令センターを運用いたし、災害情報の広域一元管理が可能になったことにより、水平連携が強化され、応援出動が円滑に実施できております。

昨年の大阪北部地震の発生時におきましても、119番通報内容を指令センターでトリアージし、出動の優先順位づけを行うことで、迅速・的確な現場対応が行われたところでございました。この事例は、まさに水平連携としての指令共同運用におけるメリットを生かした効果そのものであったと感じております。

また、昨年発生いたしました鳥飼地区で

の大規模倉庫火災におきましては、近隣市との消防相互応援協定に基づき、各市から迅速かつ効果的に応援出動を受けたことも水平連携の大きな成果の一つでございました。

なお、大規模災害発生時におきましては、大阪府下広域消防相互応援協定等により、他市消防から応援を受けることとなっておりますが、南海トラフ巨大地震をはじめ、甚大な被害をもたらす大規模災害への対応も見据え、今後におきましても、近隣市とのさらなる水平連携を強化することで効果を見出していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 建設部長。

○土井建設部長 JR千里丘駅西地区における再開発事業計画についてのご質問にお答えいたします。

JR千里丘駅西地区の現状は、道路が狭く、古い木造建物が密集しており、今回の地震では家屋の一部損壊などの被害も発生しております。一方では、空地や駐車場が見られるなど、土地の有効利用が図られておらず、また、駅前では歩行者と通行車両がふくそうするなど、交通安全上危険な状況も見られます。

今回計画しております再開発事業では、建物の更新により耐震化と土地の高度利用を図り、さらに、駅前交通広場の整備や歩行者空間の確保による歩車分離と交通結節機能の強化を図るなど、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

続きまして、三世代ファミリー住まいるサポート制度についてのご質問にお答えいたします。

本制度は、多世代で同じ家に同居または市内で近居するために、住宅の取得、住宅

のリフォーム、または市内への引越しを行う親世帯または子世帯に対し、これらの費用の一部を補助するものでございます。対象者は、子世帯では、中学校修了までの子どもを養育されている世帯、または夫婦ともに45歳未満の世帯としており、また、親世帯では、子世帯夫婦のどちらかの父母または祖父母を対象としております。

補助金の額につきましては、住宅取得補助では、市外からの転入による同居などで新たに住宅を購入取得される場合に上限40万円を、住宅リフォーム補助では、市外からの同居などでお住まいの住宅を改修リフォームされる場合に上限25万円を、住宅転居補助では、市外からの同居などで引越しされる場合に上限5万円を補助するもので、これら三つの補助は併用できないものとしております。

また、本市の特徴といたしましては、近隣市と比較して住宅取得補助を手厚くしております。

実施時期につきましては、4月から広報誌やホームページなどにより制度の周知を始め、7月より受付を開始してまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 上下水道部長。

○山口上下水道部長 上下水道施設の今後の対策と下水道管の調査結果からの今後の方向性についてのご質問にお答え申し上げます。

初めに、上水道についてでございます。

中央送水所1号配水池は、昭和46年より供用を行っておりますが、この配水池は、平成25年度に実施をいたしました耐震調査におきまして、耐震補強工事を行うことで所定の耐震性を確保することができないとの結果となったため、一旦取り壊し

を行い、新たに同じ場所で築造を行うものでございます。スケジュールといたしましては、2019年度に実施設計を行い、2020年度に工事発注、竣工は2021年度中の予定にしております。

水道管路につきましては、破損すると影響の大きい基幹管路と言われます300ミリ以上の管路を中心に、耐震管への取りかえを現在鋭意進めておりますが、法定耐用年数で更新を行いますと、今後10年間で約300億円が必要になってくるとの試算が出ております。しかし、資金も限られておりますことから、適切なアセットマネジメントを実施することにより、トータルコストの縮減や平準化等、費用負担を軽減しつつ、更新投資を着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、下水道についてでございます。

下水道管渠につきましては、現状では比較的健全な状況にございますが、法定耐用年数であります50年に近付いておりますことから、本年度より、布設後30年を経過し、かつ破損時に大きな被害が想定されます800ミリ以上の管渠、約70キロメートルにつきまして、5年間で完了できますよう、カメラによる管渠の劣化状況の確認調査を集中的に実施しておりますところでございます。

引き続き、良好な管渠施設を維持していくため、調査を進めますとともに、今後、ストックマネジメントの計画を策定し、予防保全の実施など計画的かつ効率的な施設管理を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 環境部長。

○山田環境部長 摂津市環境の保全及び創造に関する条例改正に伴います具体的な取り

組みについてのご質問にお答えいたします。

同条例の改正のポイントといたしましては、地球温暖化への適応、環境教育、環境学習の推進、環境美化の推進の3点がございます。

地球温暖化への適応に関しましては、平成30年度は、6月と10月に適応に関する講座を開催いたしましたほか、11月の環境フェスティバルでは、気象予報士の蓬萊大介氏を招き、「お天気キャスターが伝える！地球温暖化教室」と題した講演会を開催いたしました。また、ドライ型ミスト発生機をコミュニティプラザや各種イベント会場に設置し、地球温暖化への適応をPRいたしました。

環境教育・学習の推進につきましては、講座、講演会のほか、ごみ減量化・リサイクル絵画展をごみ減量化・環境絵画展にリニューアルし、環境に関する幅広い作品を募集いたしました。

環境美化の推進につきましては、JR千里丘駅及び阪急摂津市駅周辺と両駅を結ぶ千里丘三島線を環境美化推進地区に指定し、清掃活動や啓発活動を行ってまいりました。また、環境美化ボランティア制度を創設し、自主的な美化活動の促進と美化意識の醸成を図っております。

続きまして、ごみ処理の広域連携に関して、安定した制度確立のためのリスク削減と課題認識についてのご質問にお答えいたします。

ごみ処理行政は、日々の生活などから排出されますごみを停滞なく確実に処理していくことが求められる事業でございます。広域処理の開始に伴い、本市の焼却炉は停止となりますことから、将来にわたって広域処理が続きますよう、両議会の承認が必

要となります。地方自治法に定める連携協約の制度を取り入れますことでリスクを軽減し、安定性と継続性を確保してまいります。

また、広域処理の開始に当たっての課題といたしましては、茨木市との関係では、事務委託の範囲、負担金の支払い方法、搬入路の整備などがあり、また、本市独自の課題といたしましては、収集エリアや収集時間の見直し、また、現在環境センター内にあります収集業務の事務所や車両保管場所、それから、リサイクルプラザ周辺をはじめとしました市民への説明、周知など、多くの課題があるものと認識しております。広域連携が円滑に開始できますよう、今後、これらの課題の解決に順次取り組んでまいります。

- 嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。
- 平井保健福祉部理事 地域福祉を推進していくための方策についてのご質問にお答えいたします。

地域住民の活動を支援するためには、地域の状況を適切に把握し、支援することが重要であり、全てを自治体だけで対応することは困難であると認識しているところがございます。このようなことから、本年度から、地域住民の困り事について包括的に支援することを業務とするコミュニティソーシャルワーカーを、地域に身近な組織である摂津市社会福祉協議会に事業移管させていただいております。社会福祉協議会につきましては、これまでも、校区等福祉委員会などでの取り組みなどを通じまして、地域に強固につながり、地域住民や関係団体と行政の間の調整役として活躍しておられる組織であり、地域福祉において最も重要な組織の一つであると考えております。次期地域福祉計画におきましては、こうし

た地域に身近な組織に対しまして、具体的な行動計画を求めていくとともに、こうした組織が地域福祉の推進にみずから計画・実行できる力を獲得できるよう、組織の強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、今後の本市におけるフレイル予防の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

先月22日から今月5日にかけて、国立健康・栄養研究所により、40歳以上の市民約1万名を対象にフレイルに関するアンケート調査が実施されました。これは、大阪府、本市、国立健康・栄養研究所が連携し、働く世代から実践できる効果的な生活習慣改善プログラムを開発することを目的としたものでございます。

フレイルとは、加齢とともに運動機能や認知機能等が低下した状態でございますが、フレイルが進行しますと、転倒、骨折、閉じこもり、認知機能の低下等から要医療や要介護状態に陥る一方で、適切な支援を行えば、生活機能の維持・向上を図ることが可能でございます。

本市の要介護認定率でございますが、65歳から74歳までの前期高齢者で約5%であるのに対しまして、75歳以上の後期高齢者では約30%と大きく増加しており、市民に対しましてフレイルに関する知識を広め、その予防に努めていただくことが重要であると考えているところでございます。

今後、フレイルに関するアンケート調査の結果を分析し、生活習慣改善プログラムが作成されることとなりますが、本市といたしましては、引き続きこうした取り組みに積極的に関与し、健康・医療のまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

なお、新年度におきましては、国立健

康・栄養研究所と連携し、体組成計等による測定会の実施など、フレイルの啓発等に組み込んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

学童保育ニーズへの対応についてでございますが、優先的に取り組む課題といたしましては、平日における延長保育の実施と考へ、この間、取り組んでまいりました。共働き世帯が増えてきている社会情勢の中で、開室時間を延長することは、利用者ニーズに応える時期が一致しているものと考えております。延長保育等のサービス向上につきましては、一部の学童保育室運営業務を民間事業者へ委託することにより実施していく予定でございます。これまでの直営の運営体制では、延長保育の実施には課題がございましたが、民間事業者を活用することにより、全ての学童保育室で延長保育を実施するものでございます。民間事業者への委託につきましては、先進自治体における取り組み事例もございまして、好事例や課題点を確認した上で取り組んでまいります。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○北野教育次長 学力向上に成果を上げている学校の取り組みについてお答え申し上げます。

具体的な学校の取り組みといたしましては、学力調査等の結果分析を授業に生かしていることが挙げられます。当該校では、年3回、教員と児童双方に授業についてのアンケートを行い、わかりやすく工夫された授業が行われているかどうかを、児童の声と教員の意識を比較して、学年・学校全体で組織的に検証いたしております。この

ように、学期ごとにP D C Aを行うことに加え、教員同士で授業を参観し、評価し合うことにより、授業する力を高め、効果を上げております。

次に、保護者対応のご質問でございますが、学校では、保護者から相談や要望があった場合は丁寧に対応いたしております。ご質問いただきました保護者からの過度な要求の事例は年々増加する傾向がございます。とりわけ、その要求があまりに過度なケースは、大阪府のスクールロイヤー相談制度を活用し、弁護士からの助言をいただくことで解決に至ることができました。今後とも、このような事例に対しても、教員の本来業務に支障が出ないように学校を支援してまいります。

○嶋野浩一朗議長 光好議員。

○光好博幸議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

1の(1)市民活動施策についてですが、防災の観点からの今後の取り組みについて理解いたしました。アンケート結果や地域の抱えている課題を洗い出し、今までとは違った切り口で分析・考察することで効果的な取り組みが見えてきます。また、地域コミュニティの形成力が防災と減災を実現する鍵だと考えます。市民活動の活性化と協働のまちづくりの推進に向け、鋭意取り組んでいただきますよう要望いたします。

1の(2)情報発信の強化についてですが、各部署との連携及び情報発信媒体の強化について理解いたしました。特に、SNSなど情報発信媒体を増やすことは、防災対応での情報発信不足の解消にも大きく寄与し、安全・安心のまちづくりとも連携します。シティプロモーション戦略策定では、情報発信強化への大きな前進であり、

専門的見地をしっかりと活用し進めるよう要望いたします。

2の(1)大規模災害の備えについてですが、大阪北部地震の検証報告の検討事項を速やかに結論まで導き、具体的に反映させることが本年度の大きな責務であります。経験者がいなくなったとき、そのノウハウが全て失われる事態にならぬよう、文章化し、組織体制を見直し、行動することが必要です。三助を強化するという安全・安心のまちづくりの言葉を責任を持って行動するよう強く要望しておきます。

2の(2)消防・救急救助施策についてですが、水平連携の取り組みについて理解いたしました。この水平的な連携については、高規格特殊車両の共有や研修の統一など、まだまだ検討すべきものがあり、引き続き取り組むよう要望いたします。

さらに、南海トラフ地震などの大災害にも備えて、より広域での連携強化が必須であり、そのためには庁内の意思統一も必要です。最後に、災害時における関係機関などの連携及び地域防災計画への反映について、どうお考えかお聞かせください。

2の(3)都市基盤整備についてですが、ぜひともJ R千里丘駅西地区再開発が安全・安心のまちづくりの旗印となるよう、引き続きしっかりと取り組むよう要望いたします。

また、同様に、都市基盤整備である空き家対策につきましても、防犯・防災の両面からも、その対策は重要な課題であります。これら多くの課題を一つ一つ丁寧に克服し、本市のさらなる発展につなげていただきますよう併せて要望しておきます。

2の(4)市民を支える上下水道についてですが、上下水道施設の今後の取り組みについて理解いたしました。昨年6月の大

阪北部地震では、本市の多くの地域で停電し、鶴野地域ではガスの供給も滞りました。太中水系では、水道水の濁りが発生したものの、断水には到らず、水道水を供給し続けられたことは高く評価すべきものと考えております。上下水道事業ともに、耐震化、老朽化対策を引き続き鋭意進めていただきますよう要望しておきます。

2の(5)多世代での同居・近居についてですが、具体的な内容について理解いたしました。本市にとって当該制度創設は非常に大きな意義があります。しかし、その一方で、制度開始当初はなかなか制度の趣旨が浸透せず、その利用率が少ないことも予想されます。まずは、この制度の意義を広く周知し、今後の市民ニーズに応えられる制度としてしっかり構築するよう要望いたします。

3の(1)環境問題についてですが、条例改正に伴う具体的な取り組みについて理解いたしました。市政運営にも掲げております環境美化の推進や緑化活動の推進は、市民主導による活動であり、市民と行政が協働で推進することが不可欠であります。環境を大切にするまちの実現に向け、ぜひ実りのある活動を展開していただきますよう要望いたします。

特に緑化は、単にまちの美観としてではなく、見る人の心を和らげ、市民の憩いの場を形成するなど、生活環境を良好にする役目を果たすものでもあります。緑化活動の推進として摂津市緑の基本計画が策定されていますが、最後に、緑化推進に向けた活動状況についてお聞かせください。

3の(2)ごみ処理の広域連携についてですが、茨木市、そして、庁内での課題、対応がまだまだ山積みであることは理解いたします。しかしながら、期限は決まって

おりますので、それまでに着実に課題を克服・処理するよう、そして、将来にわたって本市と茨木市がウイン・ウインとなるよい環境を構築するよう強く要望しておきます。

4の(1)地域福祉施策についてでございます。

方策について理解いたしました。地域福祉の実現には、地域住民やボランティア、行政や社会福祉関係者がお互いに協力して、地域社会の福祉課題を解決していかなければなりません。ご答弁にもありましたように、社会福祉協議会との連携が不可欠ですので、ぜひ精力的に取り組んでいただきますよう要望しておきます。

4の(2)子育て支援についてですが、学童保育について鋭意取り組まれていることを理解いたしました。ぜひ、児童虐待防止、幼児の保育、学童保育などの子育て支援を、時代ニーズに応じ、また、民間委託も含めてしっかりと進めるよう要望いたします。

また、子育て支援では、家庭での経済的負担を減らすことも重要であると考えております。例えば、宮崎県椎葉村では出生のお祝い金を支給する制度がございます。出生から5年後に2人目までのおおの10万円、3人目は50万円、4人目以降は何と100万円がそれぞれ支給されます。このような施策もまた研究対象としていただきますよう要望しておきます。

4の(3)健康寿命の延伸についてですが、本市におけるフレイル予防の取り組みについて理解いたしました。フレイルとは、健康から要介護へ移行する中間期間の段階とも言われており、高齢者の多くの場合、フレイル時期を経て徐々に要介護に陥ると考えられております。しかしながら、

ご答弁にもございましたように、適切に支援を受けることで健常な状態に戻ることができる時期ともされておりますので、早期発見、早期支援に努めていただきたいと思いますと考えております。

また、健都には、本年7月の国立循環器病研究センターに続いて、国立健康・栄養研究所の移転も今後予定されております。これらの関係機関と連携・協働するとともに、市民参加型で健康づくりに取り組む必要があります、成果や健診結果をしっかりと検証し、効果的に進めていただきますよう要望いたします。こうした取り組みを、市民のみならず、市外から注目される絶好の機会として捉え、健康寿命の延伸をリードするまちとして積極的に取り組んでいただきますよう併せて要望します。

5の(1)児童・生徒の学力向上についてですが、学校、学年によっては学力向上の成果が上げられていることを高く評価いたします。これからも、個々の学校や学年ごとに精査に分析し、児童・生徒の学力向上に向け、さらに充実した取り組みをお願いいたします。

一方、なかなか成果が上がらない学校があることも事実であります。そこで、最後に、このような学校に対して、今後どのように支援していくのか、方策についてお聞かせください。

また、保護者への対応についてですが、大阪府のスクールロイヤーに相談せざるを得ない状況が実際にあることを理解いたしました。教員が児童・生徒と向き合い、本来なすべき職務に差しさわりのある状況は何としても解消しなくてはなりません。本市として独自にスクールロイヤー制度を設けることの必要性や方策を検討していただき、学校現場における教員を支える体制を

充実させていただきますよう強く要望しておきます。

5の(2)スポーツ環境の充実についてですが、旧味舌小学校跡地での体育施設建設の位置付けと構想について理解いたしました。当該体育館の建設予定地は、阪急正雀駅にも近く、利便性もよいので、本市のスポーツ施設の象徴として、例えば三島地区大会を開催するなど、本市の魅力をPRすることや市民の満足度を向上させることができると考えます。また、市内スポーツ施設のあり方については、現段階において、FMと連携させ、近接する体育館との統廃合も視野に入れた構想にすべきと考えます。そうすることで当該体育館の位置付けも変わってくるのではないかと考えております。本市のスポーツ施設のあるべき姿を早々に描き、市民ニーズに応えるべく、今後もスポーツ環境の充実を図っていただきますよう要望いたします。

6の(1)産業活性化についてですが、今後の取り組みについて理解いたしました。本市の事業者支援制度を理解していない、あるいは、うまく活用できていない中小企業事業者も多々存在すると考えます。行政がもっと能動的にかかわり、企業との距離を縮めることで本質的な課題が見えてきます。また、商工会や関係機関とさらなる連携を図ることで、本市の強みを生かし、本当の意味での産業で活気あふれるまち摂津に結びつくものと考えます。本市の企業が自律的に発信・発展していける基盤を整え、さらなる産業活性化を図っていただきますよう要望いたします。

6の(2)健都イノベーションパークについてですが、企業誘致の成功には、本市全体での取り組みが必要であることを再認識いたしました。健都まちづくり担当が一

致団結し、リーダーシップを発揮して、各事業を連携させ魅力を構築していくことが、結果として誘致成功につながるものと確信しております。本市の目指す方向性である中心に、健康づくりと医療イノベーションの好循環の創出による健康寿命の延伸をリードするまちづくりのために、産業面からも鋭意努力し、しっかり実現するよう要望いたします。

7の(1)持続可能な経営戦略についてですが、(仮称)行政経営戦略への移行プロセスについて理解いたしました。総合計画や各種計画を棚卸しし、市民ニーズや課題をしっかりと整理した上で移行していただきますよう要望いたします。

これからは、成果を上げ続けられる仕組みを構築し、経営組織運営のあり方を見直す必要があると考えております。ぜひ、持続可能な行政経営とはどういったことなのか、これまでの一連の改善や改革、各制度の成果と問題点を検証・考察しながら取り組んでいただきますよう併せて要望いたします。

7の(2)公共施設等の管理運営についてですが、西別館跡地の利用については、民間活力を活用し、事業者に委託する方向であると理解いたしました。本庁舎前という特性もあり、ぜひ有効に活用するよう要望いたします。

また、先ほども申し上げましたが、現在進行中の旧味舌小学校跡地での体育館・体育施設建設計画なども、FMと連携させ、マネジメントをしっかりと行うよう併せて要望しておきます。

8、鳥飼地域の活性化についてですが、研究会終了後の進め方について理解いたしました。次年度の市政方針に反映させるとともに、各所管にてさらに議論を進め、目

標に織り込んで進めていただきますよう強く要望しておきます。

この鳥飼地域の活性化の取り組みは、人口減少に歯どめをかける、あるいは地域活性化の先進事例となり得る非常に素晴らしい取り組みであり、先進モデル地域としてぜひ成功させていきたいと考えております。

一方、地域の魅力についてという枠組みの中で、平成30年度第1回摂津市市政モニターアンケート集計結果を確認してみますと、今住んでいる地域に住み続けたい理由として、「交通の利便性」が最も多い回答となっており、また、子育て環境について、地域の居住環境に求めることの回答としては、「学校の教育環境がよい」が最も多い結果となっております。鳥飼地域の魅力化、活性化を進める上では、この交通の利便性向上と学校教育環境の向上、それぞれがキーになると考えておりますが、最後にどのように捉えられているかお聞かせください。

最後に、これまでの市政方針には、11年間にわたって小さくともキラリと光るまちの実現とうたわれ続けてこられました。本年度はつながりのまち摂津の実現が掲げられております。これは、昨年、本市が大きな自然災害に見舞われ、改めて人と人とのつながりの大切さを再認識し、新たな決意を胸に掲げられたものと捉えております。本年度も多くの重要な施策を行うことに対し、高く評価するとともに、その努力に敬意を表します。会派としましては、まちづくりは人づくり、人づくりは心づくりに加えて、心づくりは健康づくりという認識に立ち、今後もしっかりと市政を支えてまいります。

以上で質問を終わらせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 それでは、答弁をお願いします。消防長。

○明原消防長 災害時における関係機関との連携等につきましてのご質問にお答えをいたします。

大規模災害発生時に的確に消防力を発揮するためには、ふだんから関係機関との連携強化を図ってまいる必要がございます。また、災害発生時には、市災害対策本部、関係機関、警察、自衛隊及び他市消防等と情報を共有し、一体的な応急対策を実施することが重要となってまいります。現在、緊急消防援助隊の合同訓練をはじめ、他消防と合同で訓練を実施する機会は多く、その成果も多くございます。今後、引き続き、関係機関との合同訓練等を継続的に実施し、より一層の連携強化につなげてまいる考えでございます。

また、摂津市地域防災計画の修正に際しましては、消防本部の既存計画も精査いたしながら、地域防災計画と全体的な整合性、統一性を図ってまいります。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 建設部長。

○土井建設部長 市内の緑化活動についてのご質問にお答えいたします。

市内の緑化活動につきましては、鶴野苗圃を緑化の拠点として、花壇や苗圃において、自治会などの市民団体が主体となって活動されており、各地域の花壇62か所において、草花の植栽、水やり、除草などの管理を行われております。鶴野苗圃では、年間11回、花と木の実践養成教室を開催しており、草花の育成に興味のある市民を募集し、1年を通じて、種まきから草花の育て方や、実際に市内の花壇で草花の管理を体験してもらうなど、人材育成に努めております。

また、教室の卒業生が緑化活動グループを立ち上げられ、現在、5団体が市内の花壇4か所を管理されており、市の直営的な花壇管理を提言しながら、市民主体の花壇が進展しているところでございます。

今後の緑化施策といたしましては、鶴野苗圃でのビニールハウスの整備など、施設の充実を図りながら、より多くの市民が緑化活動に参画いただけますよう、さまざまな形での緑化意識の醸成を図ってまいります。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○北野教育次長 学力向上の成果を上げるに至っていない学校への支援というご質問でございますが、まず、教育委員会が個別の学校の状況について詳細に分析を行い、課題解決への必要な取り組みを指導・助言いたしてまいりたいと考えております。加えて、指導主事が直接学校を訪問し、授業の参観指導を行ってまいります。また、成果を上げている学校の取り組みの情報共有を進め、教員の授業力向上や人材育成方法など、その効果を数値で裏づけながら、校長や学力向上担当者に働きかけてまいります。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○山本市長公室長 調査結果から見えてくる鳥飼地域の課題についてのご質問にお答えをいたします。

鳥飼地域におきましては、平成27年に実施いたしました市民意識調査からも、教育及び交通利便性への関心が高くなっている状況でございます。本研究会でも重点的に研究すべきテーマであると位置付けているところでございます。

教育に関しましては、小・中一貫教育のさらなる推進でございますとか、児童・生

徒数の減少に伴う特色ある教育づくりなど、魅力ある教育環境のあり方について現在議論を進めているところでございます。

また、交通の利便性につきましては、3月下旬に次回研究会の開催を予定いたしております。既存の地域交通資源の活用も含めまして、公共交通だけに頼らない方策の検討など、地域の利便性について議論を行ってまいりたいと考えております。

今後も、部局横断的で知恵を絞り、地域活性化に向けた具体的な方策を検討してまいります。

○嶋野浩一朗議長 光好議員の質問が終わりました。（拍手）

暫時休憩します。

（午前11時40分 休憩）

（午後0時45分 再開）

○嶋野浩一朗議長 再開します。

代表質問を続けてまいります。

中川議員。（拍手）

（中川嘉彦議員 登壇）

○中川嘉彦議員 それでは、大阪維新の会を代表いたしまして、平成31年度市政運営の基本方針について質問させていただきます。

昨年、この大阪は激動の年でした。私たちは、大阪北部地震、台風21号と連続して被害に遭い、いま一度災害対策について考えを改めなければいけないという危機意識を覚えました。今後予想される大地震、集中豪雨、異常気象等にも安全・安心で暮らせるまちづくりをしていくことは急務と考えます。

教育に目を向けると、今年の10月から幼児教育無償化が全国で一斉に始まりま

す。重要さが増していると感じています。摂津市におきましても、人口は微増しているとはいえ、働く世帯の人口は他市に移住される割合が多く、今後数年、より一層他市間競争が進むと考えられます。そんな中、摂津市が目指すのは、他市に負けない教育環境、独自の目線での有益性、大都市ではできない施策を次々打ち出していく必要があります。教育は、誰もが平等に受ける権利です。都市により差異が生まれる状況は打破していかなければなりません。

財政状況に目を向けますと、我が国は、確かに一時期に比べると就職率も上がり、デフレと呼ばれた時代からは脱却し、一定の安定度を感じている方も多いと思います。本市においても、数年前の状況から比べると、かなりの改善と評価されるべきかと感じます。しかしながら、本市は、去年に続き主要基金残高が減少しております。我々議員は、今できることを、予算のあるうちに未来へ向けた投資をしっかりと行い、摂津市の未来を担保することが重要だと考えます。

それでは、平成31年度、市長の市政運営の基本方針について質問していきたいと思

います。多分、かぶる質問が幾つかあると思いますが、よろしく願いいたします。

まず、第1に、市民が元気に活動するまちづくりについて、シティプロモーション戦略、SNSの活用についてお聞きいたします。

摂津市は、大阪府の中でも人気のある北摂地域にあり、大阪の中心部に車や電車で行くには便利なまちです。立地条件は抜群かと考えます。そんな中、シティプロモーション戦略と銘打って新たに動き出すことですが、具体的にどういったことを考

えておられるのか、お教え願います。

次に、第2に、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて、二つ質問させていただきます。

一つ目、災害対策基金創設についてです。

先日、民主市民連合の三好義治議員からも質問がありましたが、今回、防災対策基金の設立が提言されました。去年、本市は多くの災害に見舞われ、その対策としての基金創設と考えられますが、改めまして、その創設目的をお伺いいたします。

また、二つ目、三世代ファミリー住まいるサポート制度創設についてです。

自民党・市民の会の質問とかぶる内容もありますが、創設の目的について、もう一度お聞きいたしたいと思います。

第3に、みどりうるおう環境を大切にす  
るまちづくりについて、二つ質問をさせていただきます。

一つ目は、今回、摂津市と茨木市とごみ処理における広域連携が行われることが決定いたしました。今後は、摂津市で出たごみの処理は、摂津市ではなく茨木市で摂津市のごみを燃やすことになっていくこととなります。そこで、ごみ処理における広域連携のメリットについてお伺いいたします。

二つ目は、広域連携後の環境センターの跡地についてです。

現在の環境センターは、茨木市と広域連携することになっていくと、使用することがなくなり、解体に向けた動きになるはず  
です。そこで、跡地についてはどのような活用を考えているのか、お考えをお教え願  
います。

第4に、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて、四つ質問をさせて

いただきます。

一つ目、高齢者施策についてです。

市民の健康寿命を延ばすためには介護予防が重要であると思います。市の考え方を  
お教え願います。

二つ目、子育て支援施策についてです。

市長は、重要テーマの中で、子どもに関  
することを述べられています。そこで、今  
後、未来ある子育て支援施策について、ど  
のようにしていこうとお考えなのか、今後  
の展望について教育長からお願いいたしま  
す。

三つ目、待機児童対策についてです。

摂津市は、ホームページでも書いてあり  
ますとおり、保育所の整備率は北摂1位と  
のことです。ここから考えると待機児童の  
数が少ない印象を受けます。しかしなが  
ら、摂津市の待機児童の数は年々増加傾向  
にあり、幼児教育無償化が解禁されま  
すと、ますます厳しい状況になる可能性が  
あります。そこで、待機児童対策についてど  
のようにお考えなのか、お教え願います。

四つ目、2025年国際博覧会について  
です。

2025年の国際博覧会が大阪で開催さ  
れることが決定いたしました。本当に喜ば  
しいことです。国際博覧会のテーマは、  
「いのち輝く未来社会のデザイン」、「多  
様で心身共に健康な生き方、持続可能な社  
会・経済システム」です。人間の健康につ  
いて触れられています。今、社会全体に健  
康への関心が高まってきていると思いま  
す。このような中、本市では、健都のまち  
づくりを中心に健康長寿社会の実現を目指  
しています。そこで、国際博覧会まで6年  
に迫った中、国際博覧会とリンクさせて、  
摂津市としてどのような取り組みを行って  
いこうとお考えなのか、お教え願います。

第5に、誰もが学び、成長できるまちづくりについて、三つ質問をさせていただきます。

一つ目、学力向上の取り組みについてです。

摂津市は、大阪府中学生チャレンジテスト等の結果を見る限り、必ずしも学力が高いとは言いつらい状況が続いております。北摂の市町村と比べると、その差はかなり感じられます。そこで、摂津市における学力の現状について、改めてどのように感じられているのか、課題などをお教え願います。

二つ目、中学校給食についてです。

今までも我が会派の三好俊範議員が幾度となく質問させていただいておりますが、改めて中学校給食の現状と今後のあり方についてお教え願います。

三つ目、旧味舌小学校跡地の活用についてです。

歴史ある旧味舌小学校が解体されました。跡地については、市長もいろいろお考えがあったと思いますが、最終的に、現在、売却案が凍結され、土地の一部は新たな保育園ができ、利用目的が示されました。そこで、残りの土地活用についてどのようにお考えなのか、お教え願います。

第6に、計画を実現する行政経営について、三つ質問させていただきます。

一つ目、冒頭でも述べさせていただきましたが、今後厳しい財政状況が予想される中、本市の行政経営戦略を策定する上で、どのような見通しを立てていくのが重要だと考えます。楽観的な財政見通しに基づいた戦略では、想定外の状況、例えば景気が悪化した場合に、軌道修正が容易ではないため、最悪のことも想定しておくべきだと考えますが、今後の財政見通しに係る基

本的な考え方についてお教え願います。

二つ目、人事施策についてです。

現在、摂津市では、昔に比べ少数精鋭の職員体制をとっていますが、人材確保についてのお考えをお教え願います。

三つ目、電子自治体の推進についてです。

こちらについては、まず、電子自治体実現に向けての実施状況をお教え願います。

これで1回目、以上で終わります。

○嶋野浩一朗議長 市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 大阪維新の会を代表されての中川議員の質問にお答えいたします。

まず、シティプロモーションの具体的な柱についてでございますが、シティプロモーションを進めるに当たりましては、市のイメージをブランド化し、効果的に情報発信することが必要不可欠であると考えております。それに加えまして、市のブランドを訴えかけるターゲット層を絞ることも重要であろうかと考えております。シティプロモーションは、平成28年3月に策定しました摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略の四つの基本目標とも密接に関係してまいると考えております。その中でも、特に健康寿命の延伸に寄与する健康・医療のまちづくりや、次世代を担う子育て層をターゲットにした子育て支援施策が本市のブランドの一端を担うものであると考えております。まずは、市の魅力やイメージを調査し、本市の強み、弱みを十分に分析した上で、全庁一丸となってシティプロモーション戦略を検討してまいりたいと考えております。

災害対策基金についてのご質問でございますが、まず、この基金の創設目的でございますが、南海トラフ巨大地震や上町断層

帯地震など広域大規模災害が発生した場合、国や府なども混乱し、市町村への支援がおくれることも想定されます。そこで、昨年のお阪北部地震や台風21号同様に、市がみずから救済活動、生活支援を迅速に進めるため、必要な物資の購入資金として災害対策基金を創設するものでございます。また、この基金は、他自治体が災害に見舞われた際、本市が緊急に用意する支援物資や装備品等の購入費に充てることも想定いたしております。災害はいつ何どき発生するかわかりません。あらかじめ基金を用意しておくことで、スピーディーに必要な物資を迅速かつ確実に手配できる体制を整え、市民の安心・安全の一層の向上に役立ててまいりたいと考えております。

三世代ファミリー住まいるサポート制度の創設についてでございますが、近年、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、報道等でも家庭をめぐるさまざまなトラブルが報じられております。そこで、本市では、これらの問題解決に向けての一つの取り組みといたしまして、今回、新たに三世代ファミリー住まいるサポート制度を創設するものであります。この制度によりまして、親と子や孫の3世代での同居や近居を通じ、家族同士のきずなを深め、世代間で相互に見守り、安心して暮らせるよう応援するものであります。

ごみ処理における広域連携のメリットについてのご質問にお答えをいたします。

国におきましては、ごみ処理などによって発電するサーマルリサイクルの効率化や安定稼働によるダイオキシン対策などの観点から小規模処理施設の集約化を推進しており、茨木市の施設での広域処理は、この方針に沿ったものであります。また、広域連携による本市のメリットとしまして、施

設整備費及び維持管理費は、2038年度までの16年間で、本市単独処理と比較して総額約46億円の削減効果があるものと試算しております。搬入路の整備や収集車両や事務所の整備費は未定であります。差し引きいたしましても財政的メリットは得られるものと考えております。さらに、将来にわたって両市が責任を持ちながら、簡便で負担もない効率的な相互協力の仕組みである連携協約を活用するため、一部事務組合とは異なり、新たな運営組織を設立する必要がなく、人件費の抑制などのメリットも期待できるものでございます。

環境センターの跡地についてのお問いでございますが、昨年の12月に廃棄物の広域処理に関する基本合意書を締結いたしましたことから、今後は、2023年度を目途に、搬入路の整備や長寿命化工事の調整、事務手続の構築、収集体制の見直し、地元説明など、多岐にわたる重要な課題に取り組んでまいります。これらの課題を解決した後に広域処理を開始することになり、環境センターの跡地の活用につきましてはさらにその後となりますが、広域処理開始までの課題と並行して検討すべきものと認識をいたしております。

介護予防に対する考え方についてでございますが、現在進めております第7期せつつ高齢者かがやきプランの重点施策の一つが介護予防と健康づくりでございます。いつまでも介護が必要とならないよう、また、介護が必要になっても重度化しないよう、市民一人一人が介護予防と健康づくりに取り組むことが重要であります。市はその支援に力を入れてまいります。いつまでも元気で長生きすることは全ての人の願いであり、高齢者の豊かな知識と経験が社会に還元・継承されることは、まちの活性化にも

つながると思います。いつでもどこでも介護予防と健康づくりに取り組めるよう、多彩な事業を展開し、そのPRに努めてまいりたいと考えております。

国際博覧会と本市の健康づくりの取り組みについてであります。2025年の開催が決定いたしました大阪・関西万博では、「いのち輝く未来社会のデザイン」がテーマとして掲げられております。本市が取り組む健都を中心とした健康づくりと医療イノベーションの好循環の創出による健康寿命の延伸をリードするまちづくりのコンセプトに合致するものと認識をいたしております。大阪・関西万博のインパクトを最大限に生かすことは、健都の取り組みを市域全体に広げていく上で、市民の健康と長寿への意識の醸成を図ることができる大きなチャンスであると捉えております。このような考えのもと、健康・医療のまちづくりにかかわる取り組みを加速化させるとともに、国立循環器病研究センターをはじめ、関係機関とのさらなる連携のもと、国内外に健都の魅力を発信してまいりたいと思います。

旧味舌小学校跡地の活用につきましては、ご承知のとおり、旧味舌小学校は、校舎等の撤去を完了した後、隣接する私立のこども園建設の資材置き場として、また、今後は体育施設建設に伴う資材置き場として活用を予定いたしております。体育施設完成後につきましては、引き続き防災空地として利活用してまいりたいと考えております。

(仮称)行政経営戦略についてであります。行政経営戦略は、これまでを振り返り、現状把握、的確な課題認識とともに、今後の財政状況を見通した上で策定していく必要があるものと考えております。財政

状況の見通しにつきましては、毎年10月に中期財政見通しを作成し、お示ししてまいりました。これまでの中期財政見通しは、数年先に主要基金の枯渇が想定されるものとなっております。見通しと決算に乖離があります。想定が厳し過ぎるのではないかとのご意見もいただいております。これまで幸いにして中期財政見通しで想定した状況に陥らなかったのは、議員各位とも議論し実施してまいりました行革の取り組みや、さまざまな経費節減努力に加え、臨時的な収入があったことによるものでございます。今後も税制改正による税収の減などが確実視される状況であります。楽観視できないと考えております。さらに、人口減少、少子高齢化等による歳入歳出両面での影響を適切に捕捉した上で、財政状況を見通し、行政経営戦略策定につなげてまいりたいと思います。

人事施策についてでありますけれども、組織は人なりと言われるように、職員一人一人の資質、能力によって組織は大きく左右されます。およそ900名の職員が在籍していた時代とは異なり、現在における行政運営を着実に実行していくためには、職員一人一人が高い能力を発揮することが求められます。このことから、職員個々の能力をより向上させる人材育成はもちろんのこと、成長が期待できる優秀な人材を確保することは、少数精鋭の職員体制を構築する上で欠かすことのできない重要な要素であります。危機感を持って取り組まなければならないと考えております。人材は本市にとっての大きな財産であるとの認識のもと、優秀な人材の確保と育成にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

電子自治体の実現に向けてのご質問であります。近年、コンピューター関連の技

術開発は目覚ましいものがあります。スマートフォンやインターネットなどのICTは、今や市民生活の一部として欠かせないものとなってきております。また、これに呼応して市民の皆様様の行政ニーズもますます多様化、高度化してきております。ICTを活用した行政事務の電子化が急務となってきております。そこで、本市は、コンビニでの市税等の収納や証明書の発行、また、公共施設のオンライン予約など、市民サービスの質的向上に取り組んでいるところでございます。今後も、ICTを活用した行政サービスのあり方についてさらに研究を深め、市民の皆様がその利便性を実感していただけるよう、より質の高いサービスの提供に努めてまいりたいと思います。

私からのご答弁は以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 教育長。

(箸尾谷教育長 登壇)

○箸尾谷教育長 続きまして、教育委員会所管分についてご答弁申し上げます。

まず、子育て支援施策についてのご質問でございます。

本市におきましては、平成28年3月に策定いたしました摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、四つの基本目標の一つに子育て・教育への願いをかなえるまちを掲げております。さらに、平成31年度の市政運営の基本方針におきましても、引き続き「こども」を重点テーマに掲げております。多くの市町村が子どもを重点施策として位置付け、子育て世帯の増加を図っておりますが、本市におきましても、多くの子育て世帯に定住の地として選んでもらえるよう、魅力あるまちづくりを進める必要があると考えております。みんなが安心して子どもを産み育てることができるとともに、子どもの最善の利益を確保

しながら、子どもが育つことができる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、待機児童対策についてのご質問にお答えいたします。

これまで、増加する保育需要に対して、この5年間で500名以上の定員増を図ってまいりましたが、待機児童の解消には至っていない状況でございます。これは、供給量を増加させることで新たな保育需要が掘り起こされるという側面もあるように思います。私は、この待機児童対策をはじめとする子育て支援施策は、本来、国による育児休業などの労働施策なども含めた総合的な政策として取り組まれるべきものであるとは考えております。しかしながら、今、我々にできることは供給体制の確保でございます。保育所に預けたくても預けることができない、そのような方がなくなるよう、施設整備とともに保育の担い手確保支援を行うなどの供給体制の整備に努めてまいります。

続きまして、摂津市における学力の現状や課題についてでございます。

全国学力・学習状況調査や大阪府中学生チャレンジテスト、摂津市学力定着度調査等の平均正答率は、全国や府平均に近付いてはおりますが、依然として差があることも事実であり、まだまだ課題として捉えております。各調査の結果分析からは、全国や府に比べて本市では低位層の割合が多く、高位層の割合が少ない状況が明らかになっており、それぞれの層に合わせた取り組みが求められております。そこで、多くの学校では、低位層の児童・生徒には、家庭での学習時間を確保し、学習意欲を育むため、保護者と学校が家庭での子どもの頑張りを認め、励ましながら行う家庭学習習慣の取り組みを進めております。また、高

位層の児童・生徒には、自主的に学習課題を設定し、その内容をノートにまとめ、それに教職員が児童・生徒の努力を認めるコメントを添えることで次の学習意欲へとつなげていく自主学習の取り組みを行っております。今後は、どの層の児童・生徒でも積極的にやる気を持って学習に取り組むことができるような方策を各学校に広めてまいりたいと考えております。

次に、中学校給食の現状と今後のあり方についてでございます。

中学校給食につきましては、平成27年6月からデリバリー方式選択制を導入し、成長著しい中学生に安心・安全で栄養バランスのとれた食事を提供することを目的に実施しておりますが、直近の平成30年2学期の平均喫食率は4.4%となっております。これまで、喫食率の向上に向けては、人気献立キャンペーンの実施や、生徒からリクエスト献立を募集したり、また、給食費払込票の金額単位に少額の3,000円を追加するなど、少しでも利便性が高まるような改善を行ってまいりました。しかし、喫食率をはじめ、まだまだ多くの課題がございますので、さらなる改善、見直しを行うとともに、中長期的には、本市にとってより適切な中学校給食のあり方について検討してまいります。

今回、より専門的な見地から、他の自校方式や親子方式、センター方式の費用負担や、法令上の課題など分析調査を行い、今後の給食実施方式を判断する上での基礎資料を作成し、中学校給食のあり方について議論を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 それでは、2回目の質問を

させていただきます。

まず、シティプロモーション戦略、SNSの活用についてです。

市長の答弁では、健康・医療のまちづくり、子育て施策がメインテーマ、そして、それをブランド化することだと答弁いただきました。ブランドというのは、発信者側が幾ら認識していても、受け手側が価値のあるものだと認識してもらわなければ全く意味のないことです。例えば、幾らよい施策でも、市民の方に全く認知されず利用されなければ存在していない施策と変わらないのです。シティプロモーションを進めるには、市民の方々に、また、当然ながら市外の方々にも摂津市の魅力を認知してもらわなければなりません。そのためには、やはり情報発信というものはかなりの重要度を占めると考えます。そこで、SNSの活用やこれまでの情報発信手段を全て改良する気持ちで、あらゆる手段による情報発信を講じるべきだと考えますが、市の認識についてお教え願います。

次に、災害対策基金についてです。

迅速な物品購入に使用されるとのことでありますが、いわば有事の際にすぐに引き出せる小口現金のような扱いかと認識しました。では、具体的にどのようなものに使われる想定なのか、今お考えの想定されることをお教え願います。

次に、三世代ファミリー住まいるサポート制度についてです。

市長の思いは理解いたしました。大変すばらしい制度だと感じました。では、こういった制度は、近隣他市ではどういう状況なのか、お教え願います。

次に、ごみ処理の広域連携についてです。

広域連携が現実のものになるとすると、

かなりの財政メリットがあるということはおわかりました。しかしながら、今後の運用について、摂津市では人口減が予想される中、こちらの負担割合が増えるだけでは継続的な運営が見込めないのではと危惧いたします。そのあたりも踏まえ、広域処理経費の算出方法について、どのようになっているのか、お教え願います。

次に、広域連携後の環境センター跡地についてです。

まず、ごみ処理場跡地なので、解体するにしても大変慎重な作業が必要なことが考えられます。今、市長もおっしゃられたように、跡地活用は並行して解決していかなければならないと思います。旧味舌小学校跡地、旧三宅小学校跡地、今年は市役所の西別館が解体されますが、その跡地については、運営方法も完全にはまだ定まっていない状況かと思えます。ぜひとも、解体はしたが活用方法がまだわからないといった状況にならないよう、並行して考えていってもらうよう改めて要望して、この質問は終わります。

次に、高齢者施策についてです。

市長の思いは理解いたしました。では、市民が気軽に介護予防と健康づくりに取り組めるよう、市として重点的に実施していることは何かあるのか、具体的にお教え願います。

次に、子育て支援施策についてです。

教育長は、市町村競争に勝ち抜くという強い思いがあることはわかりました。今までもそうですが、これからの時代、子どもたちは財産です。市の宝物です。しっかりと育てていかなければなりません。そこで、市として、重点テーマである次期子ども・子育て支援事業計画について、今後のスケジュールと、どのようなこ

とを重点施策として取り組んでいくのか、お教え願います。

次に、待機児童についてです。

施設整備と保育の担い手の確保のための支援を行っていき、供給体制を整えていくとのことでした。今回、保育士就職支援補助金を実施されますが、この効果についてどのように考えておられるのか、加えて他市の状況もお教え願います。

次に、2025年国際博覧会についてです。

こちらは、健都の魅力を発信していくとのことでした。以前、三好俊範議員も言っていました。今後、この摂津市は、万博のインバウンドの確保、そして、摂津市を知ってもらうためのPR材料として利用していかなければなりません。今、国は、インバウンド、訪日外国人の数を2020年までに4,000万人にしようと躍起になっています。そういう国の方針がある中で、摂津市として何ができるのか、何をしていくのか、真剣に考えていかなければなりません。万博において、全国から大阪に来る人について、どうやって万博会場まで来てもらうか、交通手段の確保は課題だと言われています。そこで、思い切って、摂津市では淀川河川を利用した船便の検討をしてはどうでしょうか。これは、私が一般質問でもさせていただきました。淀川河川公園を整備し、期間限定の駐車場として利用してもらい、船で万博会場までつなぐのです。夢のある話だと思いませんか。摂津市に、鳥飼地域に人が集まり、活性化が見込まれると思います。こういったことに対する取り組みが市にとって重要だと考えますが、お考えをお教え願います。

次に、学力向上についてです。

学校以外の学習機会の提供及び学力向上

に向けて、せつつSUN SUN塾の取り組み、教員の事務負担軽減のために、スクールサポーターの配置等の取り組みがありますが、それらの取り組みの成果についてお教え願います。

次に、中学校給食についてです。

喫食率10%を目指しているにもかかわらず、いまだ4.4%の横ばいとのことです。毎日喫食すれば月6,000円の負担が生じます。例えば1食当たり給食費単価を下げるなど、一人でも多くの生徒に利用してもらえるような改善策を実施することはできないものなのか、市のお考えをお教え願います。

次に、旧味舌小学校跡地についてです。

体育館建設の後、隣の約5,000平米の跡地は、防災空地として活用するとの答弁をいただきました。確かにこども園建設の資材置き場や体育館建設の資材置き場として空き地を利用するのですから、今後40年、50年たったときに建て直しが必要になった際、資材置き場がなくなるなども見越してのことだと思います。これは要望としたいのですが、防災空地としての利用のみならず、駅から近い立地の好条件を生かし、例えば野球ができる広場にすとか、せっかくガンバ大阪のホームタウンなのですから、サッカーができる施設にするなど、空地としても利用し、他市から人が集まる仕組みをつくってはいかがでしょうか。サッカークラブチームや大学と連携して行えば不可能ではないはずです。これは要望として、この質問は終わります。

次に、行政経営戦略についてです。

想定が厳し過ぎるという意見もあるとのことですが、市の経営ですから失敗が許されないわけです。2007年には北海道の夕張市が財政破綻いたしました。だから、

一つかじ取りを誤れば摂津市もなる可能性があるのです。だから、財政見通しは重要な要素を持つのです。さまざまな状況、パターンを分析し、どんな状況でも対応できるツーパターンの財政見通しを作成し、対応してもらうよう要望して質問は終わります。

次に、人事施策です。

市長の人を育てる思いは十分理解できました。では、今までの応募者数の推移と、少子化等の影響を踏まえた今後の対策についてお教え願います。

次に、電子自治体についてです。

第4次摂津市総合計画において取り組んでいた内容から、時代の流れにより、さらなる電子化のシステムが加速化してきました。行政手続のペーパーレス化やRPA等の取り組みについてお教え願います。

以上で2回目を終わります。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○山本市長公室長 シティプロモーションに係るご質問にお答えをいたします。

議員がご質問のように、さまざまな情報発信手段を用いながら、市民の方々のみならず、市外の方々にも効果的な情報発信を行う必要があることは認識をいたしております。

現状の情報発信媒体といたしましては、広報誌をはじめホームページ、パンフレット、チラシ、広報板などを活用しておりますが、近年ではスマートフォンが普及し、いつでもどこでも気軽に情報が収集できますことから、SNSによります情報発信を実施している自治体が増加してきております。特にSNSの利用頻度が高いと思われる若い世代には、市の施策やイベントなどに関心を持っていただく手段として有効であるということも認識しており、プッシ

ユ型によります情報発信は、情報伝達の迅速性が求められる災害時にも役立つものであるとの考えもございます。

さまざまな媒体による情報発信を行うに当たりまして、積極的に情報を発信しようとする各職員の意識改革も必要であると考えており、シティプロモーション戦略の検討におきまして、効果的な情報発信のあり方についても、いま一度しっかりと庁内議論を深めてまいりたいと考えております。

続きまして、大阪万博にかかわるご質問にお答えをいたします。

2025年の開催が決定いたしました大阪・関西万博は、地域経済活性化の起爆剤として約2兆円の経済波及効果が見込まれるとともに、大阪という都市の魅力向上が期待されます。開催に伴い、直接、間接ではございますが、さまざまな波及効果が期待される中、本市においてもその好機を少しでもまちづくりに生かす施策を検討する必要があるということ認識をいたしております。今後、大阪・関西万博の開催に向けた準備等の進捗を確認しつつ、健都のまちづくり以外の分野においてもさまざまな検討をしてまいりたいと考えております。

続きまして、職員採用についてのご質問にお答えいたします。

採用試験におけます応募数の推移は、平成26年度から独自試験に切りかえてまいりました。それ以降、それ以前を比較いたしますと、以前は年間で合計約250名程度であったものが、切りかえ後は平均で約900名の応募数というような状況になっております。この間、車内広告でございませつか試験内容の見直し等々の取り組みを行ってきており、職種や募集人数による変動を考慮いたしましても、確実に応募数の

増加につながっていると考えております。

今後の対応につきましては、労働人口の減少も考慮しながら、就職活動等の傾向分析を踏まえた試験内容でございますとか、周知の方法の見直し等を継続的に行っていく必要があるとも考えており、できる限り多くの募集者の中から、意欲や能力の高い人物をしっかりと見きわめ、優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○井口総務部長 災害対策基金の具体的な活用についてのご質問にお答えをいたします。

この基金は、災害対応の初期段階で必要となります物品等の追加購入の財源に充てるものでございまして、具体的には、被災者へ配布する非常食、飲料水、ブルーシート、土のう袋のほか、避難所運営に係ります発電機用ガスボンベ、毛布、段ボールベッド、仮設トイレなどを想定いたしております。また、他自治体からの応援職員の受け入れに要します経費等にも活用させていただき予定でございます。

なお、今後の予定といたしましては、毎年、予備費の剰余金の一部を基金に積み立てさせていただき、5,000万円程度の基金としてまいりたいと考えております。

次に、行政手続のペーパーレス化等についてのご質問でございますが、官民データ活用推進基本法により、地方公共団体等に係る申請、届け出、処分の通知、その他の手続につきまして、オンライン利用を原則とすることが定められており、本市は、文化・スポーツ施設等の利用や図書館の図書貸し出しなどのオンライン予約を導入しております。手続のペーパーレス化を図ってきたところでもございます。

そのような中、国は、昨年5月に、地方公共団体におけるオンライン利用促進指針を策定し、行政手続のオンライン利用のさらなる促進を図るとしております。本市におきましても、オンライン利用によります利用者の利便性向上とメリット拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、A I、R P Aの活用につきましては、近年のI T技術の急速な進展に伴い、企業や自治体の実証的にこれらの導入を進めてきております。また、国におきましても、地方自治体におけるA I等の活用に関する研究会を立ち上げ、活用に向けた実務上の課題を検討している状況でもございます。本市は、こうした動向を注視しながら、A I等の導入につきまして、庁内横断的に調査・研究を進めてまいり所存でございます。

○嶋野浩一朗議長 建設部長。

○土井建設部長 多世代の同居・近居補助に対します他市の状況についてのご質問にお答えいたします。

北摂の状況につきましては、高槻市と茨木市において住宅取得や住宅リフォームに対する補助を実施されており、平成29年度の実績としましては、高槻市で100件、茨木市で9件となっております。なお、両市ともに引越しに対する補助は実施されておられません。

○嶋野浩一朗議長 環境部長。

○山田環境部長 ごみ処理の広域連携に関しまして、今後、本市が負担していくこととなります経費と財政的メリットの算出方法についてお答えいたします。

まず、現施設で単独処理を継続した場合の経費につきましては、施設整備費は、平成28年度に行いました環境センター精密機能検査結果を活用し、現施設の基幹改修

工事費用を算出しております。また、維持管理費は、本市の人口ビジョンをもとにごみ量を推計し、現状の処理経費をベースに算出しております。

一方、広域処理を行った場合の経費の総額につきましては、施設整備費は、茨木市の炉の長寿命化工事及び一定年数後の大規模改修工事の費用、並びに国からの交付金の見込み額をもって算出しております。また、維持管理費は、両市のごみ処理量推計と茨木市の処理経費の実績をもとに算出しております。

このうち、広域処理を行った場合の本市の負担額につきましては、基本合意いたしました内容に基づき、施設整備費は総経費の40%を均等割、60%を人口割とし、維持管理費は総経費の33%を均等割、67%をごみ量割として算定し、年度ごとに積み上げて16年間の総経費を試算したものでございます。

なお、均等割を取り入れない場合は、本市の負担はいずれもおおむね総経費の約4分の1となりますが、均等割を取り入れることによりまして、おおむね3分の1を負担することで茨木市と基本合意に至ったものでございます。

これらの条件によりまして、本市の負担額を算出いたしましたところ、2038年度までの16年間で、本市単独処理を継続した場合と比較して、総額で約4.6億円の削減効果が得られるものと試算したものでございます。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 市民が気軽に取り組める市が重点的に実施している介護予防事業につきましてお答え申し上げます。

自立支援や介護予防重度化防止の重点的な取り組みとしまして、本市のオリジナル

体操でございます摂津みんなで体操四部作とせつつはつらつ脳トレ体操の普及に取り組んでおります。体操を収録したDVDを作成し、市内在住・在勤者に無料で配布しているほか、ホームページでも配信する予定にしております。

また、自主的な健康づくり活動を行うグループに対して、体操の技術指導を行う講師を派遣するはつらつ元気でまっせ講座を実施しているほか、健康づくりに取り組む団体には、体操で利用するDVDを貸与し、活動を支援いたしております。

平成31年度には、せつつはつらつ脳トレ体操につきまして、介護予防講座等の参加者に対し、体力や認知機能の効果測定を行い、体操を継続的に実施することにより、認知症や介護予防の効果を明らかにすることで、さらなる普及を図ってまいります。

今後も、さまざまな機会を捉え、介護予防の大切さや取り組みにつきまして、あらゆる方法により周知を図り、健康寿命の延伸を目指してまいります。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 次期子ども・子育て支援事業計画についてのご質問にお答えいたします。

今年度、計画策定のため、子ども・子育て支援ニーズ調査を実施しております。現在、調査結果を分析中でありまして、3月中に調査結果報告書を作成する予定でございます。来年度は、骨子案を作成し、子ども・子育て会議においてご意見を伺いながら計画案を作成してまいります。その後、広く市民の方の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施し、策定という運びになります。

現行計画の成果と課題を踏まえた上で、

また、他市の好事例も参考にした上で計画を策定いたしますが、重点的に取り組む施策といたしましては、やはり教育・保育事業の環境づくりがその一つになろうかと思っております。適切な保育の量を確保するとともに、質の確保も重要であります。施設整備とともに、保育の担い手の確保、併せて大阪府と連携した指導監査、研修の実施などにより、保育の質も担保してまいります。

続きまして、保育士就職支援補助金についてのご質問にお答えいたします。

保育士就職支援補助金につきましては、これまでの保育士宿舍借り上げ支援事業に加え、民間事業者が新たに保育士等として採用した場合に、就職支援金として10万円を支給するという制度でございます。

他市における同様の事業の実施状況でございますけれども、北摂地域におきましては、池田市で同程度の補助、箕面市では、宿舍借り上げ支援事業は実施されていないものの、月に2万円の補助を3年間実施するという事業を実施されており、保育士の確保につながっているとお聞きをしております。

本市といたしましても、ホームページの掲載や近隣の大学へ掲示依頼をするなど、積極的にこの制度をアピールしてまいります。民間事業者におかれましても、この事業のアナウンスをしながら、保育士等の採用につなげていただきたいと思いますと考えております。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○北野教育次長 せつつSUN SUN塾やスクールサポーターの成果についてご答弁申し上げます。

せつつSUN SUN塾は、地域や家庭の事情により、学校以外で学ぶ機会や時間が少ない児童・生徒に学習支援を行い、基礎

的・基本的な知識、技能と学習習慣の定着を図ることを目的としております。

せつつSUN SUN塾の成果でございますが、受講しております児童・生徒は、習熟度確認テストの成績や家庭での学習時間が上昇傾向にございます。学習時間で申し上げますと、平日1時間以上学習する児童・生徒の割合は、今年度1学期から3学期にかけて、小学校で6ポイント、中学校で12ポイント向上いたしております。今後も、より多くの児童・生徒へ、学習機会や進路保障のために、実施学年や教科の拡充を検討してまいります。

続きまして、スクールサポーターの件でございますが、業務内容は、教員の印刷業務や授業準備などの補助を行っております。本年度配置したモデル校では、教員の時間外勤務時間が小学校で前年度比約47%の減、中学校で約18%の減となり、特に小学校教員の時間外勤務の短縮につながっております。業務改善・効率化によって、教員が児童・生徒と向き合う時間を確保し、児童・生徒の学力向上につなげるため、今後も拡充に努めてまいります。

続きまして、中学校給食改善策についてのご質問にお答えいたします。

現在、中学校給食は、御飯またはパンとおかず、汁物に牛乳をつけて、1食当たり300円で提供いたしております。安心・安全で栄養バランスがとれた給食を一人でも多くの生徒に利用していただけるよう、先ほど教育長が答弁いたしました改善策を実施してまいりました。しかしながら、喫食率向上には結びついていないのが現状でございます。

来年度、新たな取り組みといたしましては、保護者や児童・生徒を対象に食育セミナーを開催し、成長著しい時期にいかに食

が大切かといった観点から、給食のさらなるPRを進めてまいります。また、喫食促進キャンペーンの一環として、例えば、月間を通して毎日喫食すれば給食費を割引するような取り組みが可能かどうか、検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

シティプロモーション戦略、SNSの活用についてです。

今後、各職員で意識改革を進め、庁内議論を深めていくと答弁いただきました。現在、市で新たな試み、施策ができるたびに、各課がどうやって周知していくのか、頭を悩ませているのが現状だと思います。今回、シティプロモーション戦略を機に、広報課にもっと活躍していただき、各課が周知の仕方でも悩むのではなく、広報課もしくはプロジェクトチームを発足し、そこが周知の仕方については一括して対応する広報活動のプロになるべきではないでしょうか。例えば、災害対策のハザードマップにしても、全市民が理解しているとは言いがたく、周知の改善が必要です。そのためには、例えば自治会等に配っている議会だよりに毎月ハザードマップをつけておく等の工夫も考えられますが、そのためには、課を、いわゆる縦割りではなく、それを飛び越えて横の連携が必ず必要です。広報もしくはプロジェクトチームを使うことで、各課に左右されることなく、よりよい摂津市のブランド化、さまざまなことの周知ができると考えます。こちらは要望とさせていただきます、この質問を終わります。

次に、災害対策基金についてです。

災害時の食料購入や物品購入費に充てることでしたが、南海トラフ地震が起こ

ると、関西一円の交通、配送のための流通が麻痺することが予想されます。購入ルート確保、こちらについては綿密な事前の準備が必要かと思えます。この基金が存在はするが実際は使えないということにならないため、しっかりと準備をしていただくようお願いして、要望として終わります。

次に、三世代ファミリー住まいるサポート制度についてです。

この制度は人口対策や家庭トラブル対策について大変効力があるものと理解いたしました。しかしながら、高槻市では100件の限度いっぱいまで、一方の茨木市では9件の実施状況となっているとのことでした。やはりいいものでも、周知の仕方、利用の仕方が重要になります。先ほども申し上げましたが、広報活動に力を入れ、対応していくよう要望して終わります。

次に、ごみ処理広域化についてですが、負担割合については理解いたしました。今後、さまざまなことで広域化が推奨されてきます。恒久的に運営できるよう、しっかりと議論をしていただいで進めてもらうよう要望して終わります。

次に、高齢者施策についてです。

さまざまな同時施策を実施し、お年寄りも健康的な老後を過ごせるよう模索してもらっていることがわかりました。しかしながら、やはりこちらについても周知の徹底を課題としていることがわかりました。若者とお年寄りでは周知の仕方が変わります。摂津市がどんなことをしているのか、摂津市に住めば老後は楽しく健康に過ごせると思ってもらえるよう、市民にはもちろん、他市にもPRしていくよう要望して、この質問は終わります。

次に、子育て支援施策についてです。

ニーズ調査に対して、新たな試みも考えていく、質も担保したいとの答弁をいただきました。昨今、教育ニーズの需要は本当に多様化してまいりました。近隣他市を見ていきますと、予算の教育費にかける比重というのは年々増加傾向にあります。代表質問の冒頭でも述べましたが、子どもの教育を受ける環境は、ある程度平等でなければなりません。摂津市は、これまで、限られた予算の中で試行錯誤し、いろいろな施策を実施してきました。しかし、これまでなかなか成果が上がっていないのも確かなわけです。こうなってくると、やはり今後は教育予算の割合を増やしていかなければならないのではないのでしょうか。「こども」を重点テーマに掲げているのであれば、そういった抜本的解決を考えてもらうよう要望して、教育、子育ての関連の質問を終わります。

次に、待機児童対策についてです。

保育士に対し就職支援補助金を出し、摂津市において保育士の雇用を増やし、待機児童対策とする、これは大変すばらしいことだと思います。まだまだ実施市町村も少ないとのことなので、これは、保育士のなり手が少ない中、一定の効力を示すのではないかと思います。しかしながら、恐らく今年の10月から、幼児教育無償化に対する需要と供給のバランスを保つことは難しいのではないかとともに思います。

そこで、他市でもやっています待機児童在宅子育て世帯への給付金を検討してはどうでしょうか。誰もが無償で教育を受ける権利があるのに、定員という枠のため保育園に預けることができなくなるのは不公平感を感じます。そして、無償化を既に行っている市の例を見ていくと、やはり前年度に比べ希望者は急増しております。ニーズに

応えるには、整備投資、建設が間に合わないこともあります。費用がかなりかかります。むしろ給付金を出したほうが予算的にも有益になるのではないのでしょうか。ぜひ検討してもらおうよう要望して、この質問を終わります。

次に、国際博覧会についてです。

確かに河川は国の管理下です。しかしながら、要望しなければ、国からどうですかなどと絶対言われません。大阪万博も国の事業ですが、国から大阪府、大阪市に対して、やったらどうかなどの打診はなかっただろうと思います。淀川については、摂津市以外も、大阪市、寝屋川市、守口市、高槻市などさまざまな市でできる可能性があります。他市が行った後ではいけないんです、遅いんです。思い切って検討してもらおうよう要望させていただきます。

また、健都に関しても、吹田市の事業だからというのではなく、健都近くの公園を利用したミニパビリオン建設等を検討する価値はあるかと思えます。併せて要望いたします。

さらに、ここで、市長は、今回の市政運営の基本方針の中で地下鉄の話は触れられていません。いろいろ思いがあると思いますが、残念です。

摂津市の交通手段を考えると、鳥飼地域は公共交通が脆弱です。だから、私は常々、旧大阪市営地下鉄、今はOsaka Metroですが、地下鉄の延伸が必要だと言いつけています。延伸されれば、どれだけの経済波及効果があるかははかり知れません。まちづくりが変わるんです。とにかく便利になり、摂津市民の生活が飛躍的に向上することは間違いないでしょう。大日駅でとまっている谷町線を摂津市に、鳥飼に延伸させると、御堂筋線とも連絡し

ているので、そうなれば、鳥飼の方々が大阪市内の中心部、キタやミナミに出るのに30分かからなくなるんです。すごいことなんです。つけ加えておけば、東淀川区の井高野駅でとまっている今里筋線を、阪急正雀駅、JR岸辺駅、そしてモノレールの万博記念公園駅まで延伸する構想もあります。また、去年の4月、大阪市営バスも民営化されました。大阪シティバスになりました。これも私が一般質問させていただきましたが、鳥飼は、大阪中心部に行くのに、一般的に最寄りのバス停からバスに乗り、モノレールの南摂津駅か阪急摂津市駅、JRの千里丘駅まで行き、電車に乗ります。それが、大阪シティバスが摂津市、鳥飼まで来ていただければどうでしょう。最寄りのバス停からJR大阪駅まで行けたら、少しぐらい時間がかかっても乗りませんか。乗りかえなしで行けるのですよ。一津屋の渋滞の問題も解消しなければなりません。高齢者の方は特に楽になるのではないのでしょうか。

何が言いたいのか。前回、大阪万博が開催された際には、大変大きな交通網の整備・開発が進みました。今回、大阪・関西万国博覧会を機に、とにかく鳥飼地域の交通手段の確保を要望しておきます。

これで国際博覧会の質問は終わります。

次に、学力向上についてです。

せつつSUN SUN塾、スクールサポーターの成果については理解いたしました。今回、日本共産党の代表質問において、35人学級のコストについても質問がありました。そして、民主市民連合からは教員の働き方改革の質問がありました。この二つに共通する話は何か、それは教員の数が必要なのです。教員に児童に向き合ってもらおうゆとりが必要なのです。こういった観点

からも、先ほど子育て支援施策のときにも申し上げましたが、今後、教育予算を上げてもらい、対応してもらおうようお願いして、要望として質問を終わります。

次に、中学校給食についてです。

本年、平成31年度予算案に中学校給食の調査費用が300万円組み込まれています。これは中学校完全給食に向けた調査と聞いております。また、今回の中学校給食の業者との契約は平成32年までとなっております。以前、何度も委員会等で理事者側から聞いておりますが、いま一度言わせてもらいますと、最初の3年間では30%が目標だったものを、次の契約では10%に下方修正されております。その更新の時期に中学校完全給食を提案いたしました。そのときの回答では、10%が達成できない場合は見直しが必要だと答弁をいただきましたので、我々も待ちました。しかしながら、今回、給食の調査結果が出るのは恐らく平成32年になってからでしょう。新しい更新の平成33年度までには、とても中学校完全給食を導入することは難しいと思います。恐らくこのままいけば契約更新が行われます。そのときの喫食率の目標は幾つになるのでしょうか。こちらについては質問いたしません。今後しっかりとした対応をしてもらおうよう要望して、この質問を終わります。

次に、人事施策についてです。

少数精鋭の中、優秀な人材を確保していくことに対して大変努力をしていただいているのは理解いたしました。今年2019年4月から有給休暇取得が義務化されます。本市は少数精鋭の中で有給休暇の消化を促していかなければならないんです。昨年の有給休暇の消化率65.5%をさらに伸ばしていかなければなりません。公務員

は社会の模範なので、100%を目指していけばよいのではないのでしょうか。こうなってくると、考えられるのが管理職の有給休暇消化率です。今、平均有給休暇取得率は13.1日と聞いています。地方のほかの自治体が10日前後、それに比べると摂津市は先進的に有休を取得しているとはなりませんけれども、そういうことを考えて、これから、部下が休むのでかわりに上司が仕事をする、そういった環境を一度つくってしまうと、誰も管理職になりたがらないと思います。そういったことにならないよう、円滑に進めてもらうよう要望して終わります。

次に、電子自治体についてです。

RPA、いわゆるロボティック・プロセス・オートメーションは、去年、総務省から利用促進の通達が出されました。このシステムは、いわゆるコンピューターが人のかわりに仕事をするシステムです。主に帳簿入力、伝票作成、ダイレクトメールの発送業務、経費チェック、顧客データ管理といった事務作業を人のかわりにしてもらうことができます。人件費、時間を大幅に削減することができるのです。

この施策は、既に去年、奈良市や愛知県一宮市では先行導入済みです。一定の成果も公表されております。昨年末には数あまたの市が試行導入に踏み切りました。実例を挙げますと、つくば市の市民税課では、電子申告の印刷作業や新規事業者登録などの全部で五つの業務でRPAを導入しました。その結果として、3か月で作業時間を約116時間削減に成功し、年間換算では約336時間の削減をできるとしています。市民窓口課では、異動届受理通知業務にRPAを導入した結果、3か月で約21時間の削減に成功、年間換算で71時間の

削減を見込むそうです。今年度は、市民税課、市民窓口課に加えて、納税課、資産税課へも導入し、来年度以降に効果が見込まれる部署を対象に順次導入を行う予定のようです。市民税課における業務全体の5%にRPAを適用できれば、作業時間を年間で約1,400時間削減でき、約370万円相当の時間外勤務手当が削減できる計画だといいます。

和歌山県と大阪府では、富士通と共同でRPAを活用した自治体職員の業務効率化の有効性を実証しています。大阪府では、所属別職員の時間外勤務の集計や報告作業などの確認作業が大量に発生する業務にRPAを導入しました。これにより、職員の作業負担軽減やヒューマンエラー防止の効果を検証しているそうです。さらに、このRPA導入費が安く、費用対効果がかなり期待できます。

本市は、少数精鋭の中、有給休暇の消化、労働者の権利を守っていかなければなりません。その救世主になり得るRPA、ぜひとも早期導入の検討をしてもらおうよう要望して質問を終わります。

最後に、今までいろいろ質問させていただきましたが、総括して少しお話をさせていただきます。

私は、我がまち摂津市は、ポテンシャル、つまり潜在力のある魅力あるまちだと信じています。だからこそ、市長にはもっと大胆に夢のある施策を出していただきたい。近未来の1年、2年先のことも大事です。でも、10年、20年、30年先の摂津市の未来を大きく語っていただきたい。特に、公共交通の問題、地下鉄の延伸、新幹線鳥飼車両基地の利活用、グローバル化によるインバウンドの取り組みなど、どれ一つ早期に実現できれば摂津市は変わります。

す。それに福祉、教育が充実したら、こんな素敵なまちはないと思います。そういう摂津市になることを信じて、大阪維新の会の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○嶋野浩一朗議長 中川議員の質問が終わりました。

次に、南野議員。（拍手）

（南野直司議員 登壇）

○南野直司議員 それでは、6番目の質問となりました。答弁が重なる部分もあると思いますけども、ご理解をいただきたいと思っています。

初めに、今年の春には皇位継承が行われ、30年続きました平成の歴史に幕が閉じ、新たな元号が始まる大きな節目の年となります。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック、そして、2025年に開催が決定しました大阪万博に向けて、本年は、日本が初めて議長国を務めるG20サミットが大阪で開催され、そして、アジア初となるラグビーワールドカップ日本大会が東大阪市でも開催されるなど、大阪をはじめ、我が国にとって新しい時代の到来を告げる歴史的な重要な年となります。

一方で、2020年代には、本格的な人口減少、少子高齢化社会を迎え、国難とも言われる社会構造の変化にどう備えるかが重要な課題であり、最優先で取り組むべきは、将来にわたって活力ある経済社会を築き、社会で暮らすお一人お一人が社会で活躍し、互いに支え合う、人と地域を生かす共生社会の構築が不可欠であると確信するところでございます。

そんな中、本市における新年度の予算編成は、将来を見据えた財政健全化、夢づくり、人づくりを念頭に置きつつ、未来を支

える「こども」、市民の「健康」、そして、まちづくりの基礎となる「安全・安心」を重点テーマに据え、特に、昨年の自然災害で経験した教訓を心に刻み、つながり、きずなを礎に、災害に強いまちづくりへとつなげる方針が示されました。摂津市が目指しますまちづくりの将来像、みんなが育むつながりのまち摂津の実現を目指し、市民の皆さんお一人お一人の声を市政運営に反映できるよう、公明党を代表いたしまして質問をさせていただきます。

1、市民が元気に活動するまちづくりについて、1の(1)「みんなが育むつながりのまち摂津」の実現を目指した協働のまちづくりについてでございます。

昨年の6月の大阪北部地震、そして、9月の台風21号を経験し、私自身、何よりも感じたことは、それぞれの地域において、励まし合いや瓦れきの撤去、また自動車の誘導など、共助の観点から復旧活動に奔走していただきました自治会を中心とした市民の皆さんの勇敢な姿でありました。また、この未曾有の自然災害を経験し、地域のつながり、そしてきずな、協働のまちづくりの大切さを改めて認識させていただきました。この協働のまちづくりについて、新年度の取り組みと市長の思いをお聞かせください。

1の(2)シティプロモーション戦略と迅速な市政情報の発信についてでございます。

行ってみたい、住んでみたい、住み続けたいまちを目指して、摂津市の魅力を市内外へ積極的にアピールする取り組みを推進するに当たっては、やはり市民の皆さんに市の魅力を改めて再認識していただき、摂津市への愛着度をさらに高めていただき、市民との協働でシティプロモーション戦略

をつくり上げることが大事であると考えます。また、SNSなどを活用した情報や魅力発信の手法につきましても、市民の皆さんとの協働でつくり上げることが大事であると思いますが、考えをお聞かせください。

2、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて、2の(1)大規模災害の経験を踏まえた災害対策の向上についてでございます。

近年、世界的にも、地震や台風など自然のなすわざとしての被害が発生している状況下において、摂津市は比較的被害が少ない地域でしたが、昨年は大きな被害を受けました。今後、この教訓を生かさなければなりません。市民の命と財産を守ることへの防災・減災のまちづくりが重要であると考えますが、新年度における公助としての取り組みについてお聞かせください。

2の(2)(仮称)せつつ防災サミットの実施についてでございます。

有事の際に被害を最小限にすることはもとより、防災・減災の取り組みを平時から行うことが大切であると思います。防災サミット創設の目的についてお聞かせください。

2の(3)「まちごと・丸ごと」防災体制の構築に向けた防災士の資格取得支援制度の創設についてでございます。

防災には、みずからの身を守る自助、近隣や地域で助け合う共助、行政など公的機関による公助の三つがあります。この割合は、自助が7、共助が2、公助が1と言われております。昨年の災害を通して、いざというときの自助、共助が肝要になると実感されたのは、多くの市民の皆さんも同じであったと認識します。そこで、地域におけるさらなる防災力の向上が必要と考えま

すが、市長の考えをお聞かせください。

2の(4)千里丘駅西地区の再開発及び阪急京都線連続立体交差事業についてでございます。

まず、千里丘駅西地区まちづくり事業は、市施行でスタートして2年を迎えます。魅力的なまちづくりの推進に向けての市長の思い、また、阪急京都線連続立体交差事業につきましても、いよいよ用地交渉が始まりますが、関係市民に対する心がけについて、それぞれお聞かせください。

2の(5)空家対策の取り組みについてでございます。

空き家により引き起こされるさまざまな問題に対し、関係機関等と連携し、総合的かつ計画的に取り組むための考えや方向性を示した空家等対策計画における基本方針と新年度の主な取り組みについてお聞かせください。

2の(6)三世代ファミリー住まいるサポート制度の創設についてでございます。

先の質問された中でのご答弁において一定の理解をいたしましたので、要望とさせていただきます。

内閣府の意識調査では、理想の家族の住まい方として、全体の31.8%が親との近居、20.6%が親との同居との回答でした。同居や近居における家族同士の安心感の向上や経済的な協力にも関係してくると思います。市外への転出減少や他市からの転入など、人口増につながることを期待したいと思いますので、制度の創設につきましては、しっかりと全国への情報発信をお願いし、要望といたします。

3、みどりうるおう環境を大切にすまちづくりについて、3の(1)地球温暖化対策と環境負荷低減に向けた取り組みについてでございます。

近年の猛暑や集中豪雨などにより、日常生活に与える影響は深刻さを増してきております。地球温暖化をはじめとする環境問題は一朝一夕に解決できるものではありませんが、「たとえ小さな取り組みでも、一つ一つ丁寧に積み上げていくことが後世に大きな成果を残すことにつながってまいります」と市長は市政方針で述べられました。私自身も同じ思いであります。本市における地球温暖化対策の取り組みについてお聞かせください。

3の(2)環境美化ボランティアの取り組みについてでございます。

市民の皆さんとの協働事業の一つとして、一昨年から登録制度を創設し、美しいまちづくりを合言葉に、散歩途中や諸団体の清掃活動に取り組んでいただき、非常に素晴らしい取り組みであると思います。新年度は3年目となりますが、今後の方向性についてお聞かせください。

3の(3)茨木市との廃棄物処理の広域連携についてでございます。

長年努力されての大きな一歩となる基本合意書の締結は高く評価するものであります。昨年からも経費的な論点などでの疑問がなされておりますが、環境面という観点も深めて、広域連携による効果の認識についてお聞かせいただきたいと思います。

4、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて、4の(1)第4期地域福祉計画の策定についてです。

これまで行政が取り組んできた福祉に対する各施策を地域という横軸でつなぎ合わせてきましたが、急速な少子高齢化や核家族化が進み、例えば災害時において支援を必要とされる方への対応など、多種多様な市民ニーズに今後どのように応えていくのか、お聞かせください。

4の(2) 安心して介護を受けながら生活できるまちづくりについてでございます。

65歳以上の人口が増える中で、介護が必要になっても地域の中で安心して暮らせるためには、身近にいる地域の方の見守りは貴重な存在でございます。高齢者を支える今後の展開についてお聞かせください。

4の(3) 第2期子ども・子育て支援事業計画の策定についてでございます。

4年連続「こども」を重点テーマに据えられたことを踏まえ、摂津市の魅力創出の観点からの教育長の子育て施策に対する理念についてお聞かせください。

4の(4) 国立循環器病研究センターを中心とした健康・医療のまちづくりについてでございます。

これまで、さまざまな健康づくり施策に取り組まれる中、いよいよ国立循環器病研究センターが開業します。4年連続「健康」を重点テーマに据えられたことを踏まえ、摂津市の魅力創出の観点から、市長の健康に対する理念についてお聞かせください。

4の(5) 薬剤師会と連携したせつつ服薬適正化プロジェクトの取り組みについてでございます。

このプロジェクトに対する市長の思いと薬剤師会に対する期待についてお聞かせください。

4の(6) 受動喫煙防止の取り組みについてであります。

健康づくりの観点での理念と今後の方向性についてお聞かせください。

4の(7) 「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」の推進についてです。

今月21日に目標であったウオーキング

コース10コース目がオープンいたします。これまでいろいろと試行錯誤しながらつくってこられたと思います。携わっていただきましたうきうきせつつ健歩会をはじめ、関係者の皆さんに感謝を申し上げます。

身体活動、運動量の多い人は、運動量の少ない人に比べて循環器疾患やがんにかかりにくいとされており、運動習慣を身につけるための支援がまちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ事業であると思います。これまでの実施状況と今後の方針についてお聞かせください。

4の(8) 感染症対策についてでございます。

首都圏を中心に風疹患者が急増し、平成30年は2,806人で、前年の30倍まで拡大いたしました。今年に入っても全国で500人を超える患者が確認されており、インフルエンザよりも蔓延リスクが高いウイルス性の感染症で、私たち公明党は風疹対策の強化を国に対して強く求めてまいりました。本市における新年度の風疹対策についてお聞かせください。

5、誰もが学び、成長できるまちづくりについて、5の(1) 未来の学びプログラミング教育と学力向上に向けた取り組みについてであります。

2020年より小学校ではプログラミング教育が必須化され、AIなどを利活用した取り組みについて、また、学力向上に向けての今後の方向性についてもお聞かせください。

5の(2) 教職員の校務支援及び相談支援の充実に向けたスクールソーシャルワーカーの配置についてでございます。

近年、教育現場における業務は、本来の業務以外のさまざまな対応が多くなってい

ると認識しております。そんな中、スクールソーシャルワーカーを増員されたことは高く評価をするところでございます。若手の教員への支援や教員の働き方改革など多くの課題がある中で、教員の負担を軽減し、子どもたちに向き合える時間を確保していくために、今後どのように取り組まれるか、お聞かせください。

5の(3) 特別教室へのエアコン設置及びトイレのリニューアルについてでございます。

新年度の取り組み内容と今後の年次計画について、また、児童・生徒の熱中症対策や災害時の避難場所となる体育館へのエアコン設置の必要性についてお聞かせください。

5の(4) 地域における子ども見守りボランティアの活動支援についてでございます。

子どもたちの笑顔によって摂津のまち全体が笑顔に包まれます。子どもたちの元気な挨拶が摂津のまち全体の活気を生み出します。希望に満ちた子どもたちの健やかな成長は市民みんなの願いです。子どもたちが安心して暮らせるまちづくりを推進するため、地域の子もたちをみんなで心をつないで、そして力を合わせて守ることを理念とし、平成18年4月に子どもの安全・安心を守る都市を宣言されました。この間、こども110番の家の取り組みなど、さまざまな取り組みを実施していただいておりますが、新年度、新たに子どもの見守りボランティアの活動支援に取り組まれることは高く評価をいたします。教育長の思いをお聞かせください。

5の(5) 子どもたちが読書に親しめる環境の充実及び公民館のバリアフリー化についてでございます。

市政方針で、公民館のバリアフリー化や老朽化対策につきましては、周辺施設の状況、ニーズ等を慎重に見きわめ対応されると述べられました。また、一人でも多くの子どもたちが読書に親しめる環境づくりを進める観点から、子ども読書活動推進計画の見直しについて、併せて、公民館など社会教育施設を活用した地域における子ども読書活動の推進の考え方についてお聞かせください。

6、活力ある産業のまちづくりについて、6の(1) 第2期産業振興アクションプランの策定についてでございます。

本市は工業と準工業地帯が市域の半数以上となっており、立地的な背景には、交通アクセスに大変すぐれていることが挙げられると思います。これまで、中小企業事業資金融資や企業立地等促進制度も含めて五つの施策の展開など、事業者支援を行ってこられた現アクションプランの総括と今後の産業振興の方向性についてお聞かせください。

6の(2) セッピースクラッチカード及びプレミアム付商品券の取り組みについてでございます。

消費税率引き上げに対する最大の負担軽減策は軽減税率制度でございます。制度の対象とならない生活必需品などにかかる消費税負担を一定期間において軽減する商品券発行ですが、消費者と中小・小規模事業者への支援について、市長の考えをお聞かせください。

7、計画を実現する行政経営について、7の(1) 将来を見据えた指針(仮称)行政経営戦略及び摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございます。

摂津市が目指すまちづくりの将来像を示した総合計画及び総合戦略を基礎とした今

後の考え方についてお聞かせください。

7の(2) ICTを活用した行政サービスの向上についてです。

本年4月より働き方改革の法律が施行されます。本市におきましても、市民サービスの向上の観点から、ICTの利活用による業務の効率化をどのように進められるか、今後の方向性についてお聞かせください。

7の(3) 平成31年度予算と今後の財政見通し及び新地方公会計制度の推進についてでございます。

新年度予算の総括的評価及び中期財政見通しを踏まえた本市の財政認識についてお聞かせください。

以上で1回目を終わります。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 公明党を代表しての南野議員の質問にお答えをいたします。

まず最初に、協働に対する思いでございますが、昨年の6月の大阪北部地震発生時の支援物資配布の連絡におきまして、9月の台風21号の強風時には、散乱したごみの収集について、特に自治会の強いきずなを再認識させていただいたところでございます。しかし、その自治会の加入率が低下し、地域力の低下が危惧されております。現在、自治連合会などの4団体で組織されておりますつながりのまち摂津連絡会議に本市も参画し、協働のまちづくりを推進するため、啓発活動や研修会を開催していただいております。この活動が各団体の活性化につながるものと考えております。

また、協働の推進には、NPO法人をはじめ、さまざまな市民活動の活性化が不可欠でありますことから、団体等にアンケート調査を実施し、市民公益活動支援補助金

制度をより活用できるよう拡充を行ってまいります。

今後は、行政4団体、市民活動団体等との協働や中間支援が肝要であると考えております。その取り組みや他市の状況を調査・研究してまいりたいと思います。

シティプロモーションについてのご質問でございますが、シティプロモーションを進めていくに当たり、市民や本市で活動されている方に共感してもらい、市の魅力とともに磨き、つくり上げることが重要であると考えております。市民とともにシティプロモーションに取り組んでいくことで、新たな魅力の発見や地域の自慢の掘り起こしによる地域の活性化も期待できますし、何よりも本市に対する愛着度が形成されるものであると考えております。また、SNSやロコミにより、市民みずからが市の魅力を広く発信していただくことが期待できます。市民参画型のシティプロモーションの手法についても、先進事例を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

昨年の大規模災害を教訓とした取り組みについてであります。昨年の災害は、平時からの備えの大切さを改めて認識する機会となりました。いつ発生するか予測のつかない次なる災害に備え、大阪北部地震の検証結果をもとに、また、台風21号での風害を教訓に、全庁体制で職員の災害時の対応力の強化に向けた研修、訓練を充実させるとともに、必要な防災資機材、備蓄用品の追加配備など、公助の充実に努めてまいります。また、これまで手薄でありました風害対策につきましても研究を進めてまいりたいと思います。

(仮称) 防災サミットについての質問でありますけれども、このイベントは、日ごろから熱心に防災活動に取り組んでおられ

る市内の学校、地域、企業などの各団体が集まり、それぞれの活動を発表し、情報を共有し合うことで、相互連携や防災・減災の意識高揚を図るとともに、災害現場での対応力の強化を目的としております。また、これが契機となって、これまで独自に防災活動に取り組んでこられた各団体に新たな横のつながりが生まれ、市域に芽吹いた防災活動は大きくしっかりと根づいていくものと考えております。そして、この取り組みを通じて、地域防災力のさらなる向上を目指してまいりたいと思っております。

防災についての質問でございますが、大阪北部地震や台風21号の経験、また、今後起こり得る南海トラフ地震や上町断層帯地震の備えから、市民一人一人に防災に関する知識や技能を身につけていただき災害に備える、そして、万が一災害に遭ったときには、地域で協力して被災した人の救助や避難が困難な方の支援を行うなど、地域全体で支え合うことが被害を最小限に食い止める有効な手だてであると考えております。そのため、地域の防災活動を担う人材の養成が不可欠でございます。新年度には、防災サポーター制度の運用と併せて、防災士の資格取得支援制度を創設するなど、市全体の防災体制の強化に努めてまいりたいと思っております。

JR千里丘駅西地区の再開発及び阪急京都線連続立体交差事業についてのご質問でございますが、JR千里丘駅西地区につきましては、長年の課題でありました再開発事業を進めることとなりました。駅前交通広場や歩行空間の確保と交通結節機能の強化、土地の高度利用による商業・業務の機能を充実し、駅前にふさわしい魅力あるまちづくりを進めてまいります。

次に、阪急京都線連続立体交差事業につ

きましては、用地境界が確定しましたことから、順次用地交渉を進めてまいります。用地交渉におきましては、一人一人それぞれに事情がありますことから、しっかり相手の話を聞き、丁寧な説明を行い、ご理解をいただきたいと考えております。

空き家対策についてであります。平成30年度策定予定の空家等対策計画におきましては、空き家対策の基本的な方針を三つ掲げております。空き家をつくらない、管理不全の空き家をつくらない、そして、空き家や跡地の活用の三つの方針に基づき施策を展開することとしており、関係団体などと連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

平成31年度からは、法律に基づき特定空き家等の指定を行い、所有者に対し助言、指導など改善措置を求めてまいります。また、空き家の適正管理は所有者の責任でありますことから、啓発パンフレットを配布するなど、空き家をつくらないための啓発にも努めてまいりたいと思っております。

地球温暖化対策の取り組みについての質問でありますけれども、大阪の気温は過去100年で約2度上昇しており、21世紀末には20世紀末に比べて3度近く上昇するものと言われております。次世代に豊かな地球を引き継ぐため、地球温暖化対策は必要不可欠な取り組みであります。地球温暖化対策につきましては、温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出を減らすための緩和に加え、気候変動適応法が施行され、気候変動の悪影響に備える適応の取り組みの強化が求められているところでございます。

本市では、平成29年4月に改正いたしました環境保全条例において、適応の考え方を取り入れ、適応に関する講座や講演会

を開催するとともに、広報誌やホームページへ掲載することにより、市民への周知と啓発を図っております。今後とも、緩和策と適応策を両輪とし、地球温暖化対策に取り組んでまいります。

環境美化ボランティアの取り組みについてでありますけれども、市民の自主的な環境美化活動を促進し、環境美化に対する意識高揚を図ることを目的に創設いたしました環境美化ボランティアにつきましては、2年弱の間で約1,300人の方にご賛同、ご登録をいただきました。摂津のまちをきれいにしたいという気持ちの集まりであります。非常に心強く感じております。平成31年度は、環境美化ボランティアに向けた情報誌を発行するとともに、環境美化推進地区において定期的な清掃活動を実施し、美化ボランティア制度のさらなる普及に向け、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

茨木市との廃棄物処理の広域連携による効果の認識についてであります。ごみ焼却処理は市民生活にとって欠かすことはできない重要な事業であります。また、今後の人口減少や廃棄物減量の取り組みなどを踏まえますと、自治体が単独で焼却施設を維持するには負担が大きいことから、広域処理は有効な選択肢であります。本市では、茨木市との長年の協議の結果、このほど広域ごみ処理の基本合意に至ったものであります。これにより、ランニングコストで比較いたしますと、年間約1億1,000万円の経費節減が見込まれております。

また、本市では、これまでから資源ごみの分別収集とリサイクルによる環境負荷の軽減に取り組んでおりますが、広域処理を行う茨木市の施設では、焼却灰の再利用や

熱回収による発電もできるなど、環境面での効果も期待できるところでございます。

多種多様化する市民ニーズへの対応についてでございます。

近年、高齢化や核家族化など、地域を取り巻く環境は大きく変化しており、多種多様化する市民ニーズや、それに伴い複雑化する地域生活課題への対応が強く求められているところでございます。

このような中、地域福祉計画を中心として、地域の課題を包括的に捉え、行政のみならず、関係団体や地域住民が一体となって地域福祉を推進していくことが重要であると考えております。昨年のおおさか北部地震におきましては、災害時における要援護者の安否確認など、さまざまな課題も見えてきたところでございますが、一方で、地域の力の大きさ、重要性について再認識させる出来事もございました。こうした地域の力をうまく活用できるよう、引き続き地域福祉の取り組みに努めてまいりたいと考えております。

高齢者を支える今後の展開についてであります。現在取り組んでおります第7期せつつ高齢者ががやきプランでは、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるよう、地域包括ケアシステムを推進し、住民がお互いに支え合って暮らせるつながりのまちを目指しております。75歳以上の高齢者数が増加し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、介護保険や高齢福祉のサービス提供に加えて、地域住民など多様な主体の活動による支援が求められております。高齢者のひきこもりや孤立死を防止するとともに、自立支援、介護予防、重度化防止を推進するため、地域において高齢者を支える担い手や体制づくりに

取り組むことが必要であると考えております。

「健康」を重点テーマに据えていることを踏まえて、魅力創出の観点からの質問でありますけれども、現在、高齢化が急速に進展する中、人生の最期まで健康に過ごせるよう、健康寿命の延伸を図ることが重要なテーマとなっております。

このような中、いよいよ本年7月には国立循環器病研究センターが健都に移転してまいります。また、国民の健康の保持や増進及び栄養や食生活に関する調査・研究などを行う国立健康・栄養研究所が健都イノベーションパークに移転が予定されております。これら医療や健康に関する国立の高度医療機関や研究機関が健都に集積することは、「健康」を重点テーマに掲げる本市にとりまして大変大きな魅力であります。また、好機でもあります。医療や健康をテーマとしたまちづくりを行い、世界的に注目される健都があるまちとして、引き続き予防医療や健康施策の推進にオール摂津で取り組み、先進的な健康・医療のまちづくりを目指してまいります。

薬剤師会と連携したまちづくりについてであります。平成31年度は、国立循環器病研究センターの移転をはじめ、国立健康・栄養研究所との連携事業の展開など、まさしく本市における健康・医療のまちづくりの飛躍の年でございます。この契機を好機と捉え、これまで府内自治体が取り組めていなかったポリファーマシー対策とブラウンバッグ運動を合わせた新たな服薬適正化の取り組みにチャレンジする、それこそが健康づくりへの私の思いのあらわれでございます。このプロジェクトは、被保険者と薬局をつなぐ循環の輪を創出する取り組みであることから、薬剤師会が市内各所

に持つ薬局・薬店ネットワークを存分に生かしていただき、来る超高齢社会に向けた地域ぐるみで健康づくり土壌を醸成する一翼を担っていただくことを期待するとともに、本市の健康づくりを推進するパートナーとして、鋭意力を合わせ、市民の健康増進に取り組んでまいりたいと思います。

本市の受動喫煙防止の理念と今後の方向性についてであります。本市の受動喫煙防止の取り組みといたしましては、健康づくり推進条例に基づき、健康づくりの観点から路上喫煙禁止地区を指定したことが、全国的にも珍しく、特色ある取り組みであると考えております。その健康づくり推進条例には、市民がみずから健康意識を高め、積極的に健康づくりに取り組むことが市民の役割として明記されております。今後も、受動喫煙防止の取り組みを進めつつも、市民がみずからの健康について意識し、日々の生活習慣を変えていこうとする機運をつくるのが最も重要であると考えております。本年7月には、国立循環器病研究センターが北大阪健康医療都市に移転し、いよいよ健都が本格稼働することになります。この機会を的確に捉え、オール摂津で市民の健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

まちごとフィットネスについての質問でございます。まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつにつきましては、まち全体をフィットネスの場として捉え、新たなウォーキングコースの設定や健康器具の設置、ウォーキングリーダーの養成など、市民がみずからの健康づくりに取り組みやすい環境の整備やイベント開催等に取り組んでまいりました。今月21日には、事業目標に掲げていた市内10コース目となるウォーキングコースのオープニングイベン

トを開催することとなっております。

今後は、ウォーキングコースや健康器具をそれぞれの地域において市民に気軽に利用していただくことが重要であると考えております。また、健康・医療のまちづくりを目指す本市としましては、オール摂津で健康づくりに取り組んでいく必要があると考えており、今後も市民に健康を意識していただけるようなさまざまな取り組みを進めてまいりたいと思っております。

風疹対策にかかわる本市の状況についてであります。今般、風疹の患者数の増加に伴い、国より、平成31年から約3年間、抗体価が特に少ない世代の方を対象に、原則無料で抗体検査、予防接種を提供する方針が示されております。予防接種法施行令の改正等がなされたところでございます。風疹につきましても、妊婦に感染すると胎児に影響が及ぶ可能性がある大変危険な感染症であります。本市におきましても、新年度に抗体検査や予防接種にかかわる予算を計上し、適切に対応してまいりたいと思っております。

第2期産業振興アクションプランについての質問であります。本市は、製造業や流通業を中心とした4,000を超える事業所がございまして、現行計画期間の製造品出荷額は毎年増加しております。比較できる5年では17%もの増加が見られました。また、法人市民税も高い水準を示しております。今後の産業振興をさらに活性化するため、現行計画の評価検証も踏まえながら、この間、本市が誇る商品を摂津優品（せつつすぐれもん）として認定していく取り組みも加え、市内企業や関係機関と連携し、産業振興施策の実施計画であります。第2期産業振興アクションプランを策定してまいります。

セップィスクラッチカード及びプレミアム付商品券についてであります。本年10月に予定されております消費税率の改定に伴い、消費に与える影響を抑えるため、低所得・子育て世帯向けに10月からプレミアム付商品券を販売してまいります。市内店舗での利用を予定してまいりまして、地域における消費を喚起してまいりたいと思っております。さらに本年は、本市独自の取り組みでありますセップィスクラッチカードを例年より時期を早めて実施することで、地域の商店会などの小規模事業者への消費需要も促進してまいります。

今後の摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略と行政経営についての質問であります。人口が右肩上がりであった時代は終えんを迎え、本市におきましても、近い将来、人口減少に転じることが想定されております。このような背景を踏まえ、国が掲げる地方創生のもと、平成28年3月に摂津市人口ビジョン、摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、四つの基本目標を軸に施策を展開してまいりました。また、地方分権の流れの中、総合計画の策定義務がなくなり、今後は、より一層自治体みずからが知恵を絞り、地域の実情に適した計画行政のあり方を構築することが必要であると認識をいたしております。そこで、これまでの総合計画、総合戦略の取り組みを基礎としながら、時代に見合った行政経営を実現していくため、（仮称）行政経営戦略の考え方をまとめ、まちづくりを進めていきたいと思っております。

市民サービス向上の視点からのICTについての質問であります。本市では、第4次摂津市総合計画に基づき、ICTを活用した行政事務の電子化を推進しております。ICTの活用は、言うまでもなく、

行政事務を正確・迅速に行う上で必要不可欠なものであります。今後も、技術の進歩に伴い、その活用範囲はさらに拡大することが見込まれております。また、職員の働き方改革の観点から、事務の負担軽減と効率化は喫緊の課題となっております。市民サービスのさらなる向上と新たな行政課題への対応に向けて、引き続きICTを有効に活用してまいりたいと考えております。

予算の総括的評価と財政認識についてのご質問でありますけれども、平成31年度当初予算では、未来を支える「こども」、まちづくりの基礎となる「安全・安心」、そして「健康」を重点テーマに捉え、ハード・ソフト両面で匂を逃さぬよう予算編成に当たったところであります。その結果、当初予算は4年ぶりに前年度を上回るものとなっております。その一方で、主要基金の取り崩し額は前年度以下といたしております。今年度に取り組むべき課題への対応、将来的な課題に対する財源確保を両立させ、持続可能な行政経営の推進を図ったところでございます。

また、今後の財政は、歳入歳出ともに厳しい状況になるものと想定いたしておりますが、JR千里丘駅西地区再開発などの大規模事業は摂津市の未来への投資であります。厳しい財政状況が想定されますが、夢のあるまちづくりの実現に向けて、創意工夫をし、着実に事業を推し進めてまいります。

さらに、大規模事業だけではなく、ソフト事業を含め、一つ一つの事業成果の積み重ねが摂津市の未来を形づくってまいります。そのため、将来を見据えつつ、まずは今年度の一つ一つの取り組みが成果になるよう、しっかりと市政運営のかじ取りを行ってまいりたいと思っております。

私からの答弁は以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 教育長。

(箸尾谷教育長 登壇)

○箸尾谷教育長 それでは、教育委員会所管分についてご答弁申し上げます。

まず、子ども・子育て支援事業計画についてでございます。

子ども・子育て支援事業計画は、子どもや子どもを養育している方に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、国が定める基本指針に即して定めることとされております。

本市の現行計画におきましては、「“子育て”で育む・つながる 人間基礎教育のまち せつつ」を基本理念に据え、家庭、地域、就学前の施設、行政などが連携しながら、オール摂津で子育て支援に取り組んでまいりました。現行計画が平成31年度までの計画となっている中、次期計画につきましては、昨年末に実施しましたニーズ調査の結果を受けて策定してまいります。子育てするなら摂津市と評価されるよう魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、プログラミング教育と学力向上に向けた今後の方向性でございます。

コンピューターは、今や私たちの生活に欠かせないものとなっております。今の子どもたちが社会人になったときには、情報通信技術をより能動的に活用するスキルが求められることから、小学校の新学習指導要領において、2020年度よりプログラミング教育の実施が必須とされました。主な目的は、コンピューターの概念に基づいた問題解決型の論理的思考であるプログラミング的思考を育むこととでございます。これまでの学力に係る調査の結果から、本市の児

童は思考力と活用する力に課題がありますことから、新たに実施するこのプログラミング教育を通じて、物事を論理的に考える力の育成を図るとともに、コンピューターやロボット操作という児童にとって興味を抱く活動を通じて学習意欲を高めることで学力の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、教員の校務を支援する取り組み、相談支援の充実に向けたスクールソーシャルワーカーの配置についてのご質問でございます。

教員の働き方改革は、本市でも喫緊の課題であると認識しております。そこで、教育委員会では、教員のかわりに授業で使用する教材の準備や課題プリントの印刷などを行うスクールサポーターの配置、文書作成や情報処理を円滑に進めるための校務用パソコンの整備等を行ってまいりました。今後は、スクールサポーターの拡充や、これまで手作業で行っていた児童・生徒の出欠管理、指導要録などを効率よく処理するための校務支援システムの拡張を行うなど、さらなる教員の事務負担の軽減、作業の効率化を進めてまいります。

また、これまで、児童・生徒の問題行動や不登校への対応を支援するために、スクールソーシャルワーカーを週に4日勤務の非常勤として配置してまいりました。その効果もあって、平成26年度、小・中学校合わせて326件に上った暴力行為発生件数が、平成29年度は107件と約3分の1に減少いたしました。来年度は、スクールソーシャルワーカーを1名増員して、全中学校区に1名ずつ配置し、相談支援体制を強化したいと考えております。

今後も、問題行動等の未然防止、初期対応の取り組みを進め、教員が学習指導に専

念できる環境を整えてまいります。

次に、特別教室や体育館へのエアコン設置及びトイレのリニューアルについてでございます。

現在、音楽室や図書室など一部の特別教室にはエアコンが設置されておりますが、残りの理科室や美術室などの特別教室には設置されておられません。今回、国の臨時特別交付金を活用し、当初の5年計画を前倒しして、平成31年度中に全ての小・中学校の特別教室にエアコンを設置してまいります。

また、体育館へのエアコン設置につきましては、近年、夏場における猛暑、酷暑が続くような大変厳しい環境もあり、学校現場からの要望も上がっております。とりわけ、小・中学校での体育の授業や中学校における部活動及び学校施設開放による地域住民の活動、また、災害時の避難所としての機能もあることから、体育館へのエアコンの設置の必要性は十分認識をしておりますが、財源等の課題もあり、今後の教育需要全体の中で優先順位を見定めながら検討してまいります。

また、トイレの改修工事につきましては、国の学校施設環境改善交付金を活用しながら、7年計画で順次実施設計、工事を進めていく予定で、平成31年度は味生小学校と第一中学校で床の乾式化、便器の洋式化及び配管交換等の改修工事を実施いたします。

続きまして、子ども見守りボランティアについてでございます。

本市におきましては、地域の子どもたちを地域全体で守るとの観点から、平成18年に子どもの安全安心都市宣言を行いました。これまで、PTA等による子どもの安全見守り隊やセーフティパトロール隊の活

動のほか、こども110番の家運動など、多くの方々にご協力をいただいているところでございます。

今回のボランティア制度につきまして、子どもの登下校時の見守り活動に自分のできる範囲で協力したいとお考えの方に、安全啓発のためのベストや横断旗を貸与するとともに、保険に加入できる仕組みを整え、多くの方にご参加いただけるよう制度を設けるものでございます。より多くの地域の皆様の目で子どもたちを見守っていただき、安全・安心につなげてまいりたいと考えております。

最後に、公民館等における子どもたちが読書に親しめる環境の充実及び公民館のバリアフリー化についてでございます。

子どもの読書活動は、言葉や表現方法を学ぶだけでなく、判断力や創造力を身につけ、生きる力を育むために欠かすことのできないものであり、学校、図書館、家庭、地域における子どもの読書活動推進のより一層の取り組みが必要であります。本市では、摂津市子ども読書活動推進計画を作成し、子どもの読書環境の向上に計画的に取り組んでいるところでございますが、現計画の最終年次となります来年度に計画の成果及び課題を整理し、関係部署及び関係各団体と協議の上、計画の見直しをしてまいります。

また、公民館等の社会教育施設は、地域におきます社会教育や生涯学習の拠点、また、地域コミュニティの拠点であるとともに、地域における読書活動を担う重要な施設でありますことから、今後の建て替えや改修に際しましては、蔵書を充実させるとともに、子どもが自由に読書や学習ができるスペース、親子で訪れ、読み聞かせを楽しみ、また、親同士が交流できる絵本コー

ナーやキッズコーナーの設置、子ども向けや親子向け講座が実施できるオープンスペースの設置などが必要であると考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 暫時休憩します。

(午後2時51分 休憩)

(午後3時19分 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

南野議員。

○南野直司議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1の(1)協働のまちづくりについてでございます。

どうか、摂津市が目指すまちづくりの将来像、みんなが育むつながりのまち摂津の実現を目指し、市民、事業所、行政が協働で連携し、皆が市政に参画しやすいまちづくりを推進するとともに、地域のつながり、きずなをさらに深めるため、自治会加入率の向上や、市民一人一人がまちづくりの主役として活躍できるよう、市民活動支援の推進をお願いし、要望といたします。

1の(2)シティプロモーション戦略と情報の発信についてです。

市政情報や市の魅力の発信、そしてシティプロモーション戦略の方法として、どうか市民参画型の手法を検討していただきませうようお願いし、要望とします。

また、市政方針の重点テーマに掲げる「こども」、いわゆる子育て世代に光を当てて、協働でつくり上げるのも一つの手法だと思いますので、よろしく願いをいたします。

ここでもう1点提案したいのは、子育て情報やイベント開催のお知らせなどの市政情報の発信方法としてスマートフォンアプ

りを導入し、そのアプリからさまざまな市民ニーズをいただき、市政運営に反映する取り組みを実施されておられる自治体がありますが、考えをお聞かせいただきたいと思います。

2の(1)災害対策の向上についてでございます。

備蓄用品の追加配備とご答弁がありました。具体的な内容についてお聞かせください。

昨年の災害時のブルーシート配布において、市民の方からは材質が薄いとの声がありましたので、例えば厚手のものを備蓄していただきたいのですが、その考え方、また、台風は毎年来ることも想定されますが、対策と調査方法について、それぞれお聞かせください。

2の(2)防災サミットについてでございます。

各団体の活動発表や情報共有とのことでしたが、具体的な内容についてお聞かせください。

2の(3)防災士の資格取得支援についてでございます。

市オリジナルの防災サポーター制度を構築され、育成に取り組まれると思いますが、NPO法人日本防災士機構が承認する民間資格である防災士の資格取得支援をすることによる効果の考え方についてお聞かせください。

2の(4)千里丘駅西地区及び阪急京都線連続立体交差事業についてでございます。

JR千里丘駅西地区のまちづくりにおいて、民間活力を導入した特定建築者制度の内容について、また、他市で行われた再開発事業で商業施設が閉塞していることを踏まえて、どのようなコンセプト、仕掛けを

つくっていくのか、お聞かせください。

阪急京都線連続立体交差事業につきましては、用地交渉について、これまでどのようなケースが想定できるのか、特に高齢者の世帯への対応などについてお聞かせいただきたいと思います。

2の(5)空家対策の取り組みについてでございます。

安全・安心な摂津のまちづくりの観点から、今後起こるであろう自然災害を想定し、特に通学路に存在する空き家、また、倒壊のおそれがある特定空き家に関しましては、地域の皆さんをはじめ、不動産や建築などの専門関係団体、また、行政関係機関と連携しながら協働で、さまざまなハードルがあると思いますが、所有者の方に寄り添った真心の対応をお願いし、要望いたします。

3の(1)地球温暖化対策と環境負荷低減についてでございます。

どうか、緩和策と適応策を両輪とし、地球温暖化対策に取り組んでいただきたいと思います。

また、環境負荷低減に向けた新年度の取り組みにつきましては、街路灯や公共施設を順次LED灯に切りかえられますが、環境政策課で取り組んでおられます環境家計簿あるいはせつつこどもエコノートの取り組みについて、また、PCB使用製品の処理についてお聞かせください。

3の(2)環境美化ボランティアについてでございます。

びかぼジャンパーを着て清掃活動をされている方の姿を多く見るようになりました。本市が掲げる社会のルールを守る人材を育むための人間基礎教育の一つの基軸として、情報誌を通じて、より多くの市民の皆さんが勇んで取り組まれることを期待

し、要望といたします。

3の(3)茨木市との廃棄物処理の広域連携についてでございます。

財政面や環境面におきましても、摂津市、茨木市の双方にメリットがあると改めて理解をいたしました。茨木市環境衛生センターへの搬入においては、リサイクルプラザからになるとのご説明でありました。搬入への収集車両のルートは鳥飼上四丁目、五丁目となりますが、関係する地域への説明についてお聞かせください。

4の(1)地域福祉計画についてでございます。

今後、地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会に向けた取り組みとありますが、2025年問題を目前に、高齢者の認知症対策など、地域とのつながりを深めていくための具体的な取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

4の(2)安心して介護を受けながら生活できるまちづくりについてでございます。

加齢とともに徐々に心身の機能が低下するフレイルが要支援、要介護の原因となることから、閉じこもりなど支援を必要とする方とつながりを持つために、介護予防施策として気軽に集える場づくり、認知症施策として職員の認知症サポーターの養成を実施されますが、詳細についてお聞かせください。

4の(3)子ども・子育て支援事業についてでございます。

摂津市の子育てに関連いたしまして、教育長のご答弁をいただきました。今後の取り組みに期待をいたします。

さらに、各施策についてでございますが、まず、子育てに不安があり支援が必要な家庭に対し、訪問看護の実施に至った要

因と具体的な取り組みについて、また、保育所における待機児童対策と保育士不足解消のためのこれまでの取り組みと新たな施策について、就学援助の新入学児童・生徒の学用品の補助単価の引き上げの要因と概要について、最後に、子育て世代包括支援センターを2020年に開設予定ですが、どのように準備していくのか、それぞれお聞かせいただきたいと思います。

4の(4)国立循環器病研究センターを中心とした健康・医療のまちづくりでございます。

本市は、これまで循環器病をはじめとする生活習慣病の予防と制圧に向けた取り組みを実施されましたが、取り組み内容と今後の展開についてお聞かせください。

また、国立健康・栄養研究所との連携による事業の展開について、そして、健都イノベーションパークの効果的な誘致のための具体策について、それぞれお聞かせください。

4の(5)せつつ服薬適正化プロジェクトについてですが、さらに具体的な取り組み内容についてお聞かせいただきたいと思います。

4の(6)受動喫煙防止の取り組みについてです。

受動喫煙防止の理念と今後の方向性についてご答弁をいただきました。さらに、新たな路上喫煙防止の指定地区について、また、初動時の周知活動について、そして、健康増進法の改正による影響の詳細について、それぞれお聞かせください。

4の(7)ウオーキングの活用については、推進リーダーを養成し、その修了生が核となり、うきうきせつつウオーキングを共同で開催されております。そして、健幸マイレージ事業と組み合わせることでウオ

ーキングイベントへの参加者が増えました。平成30年度は、まちごと元気！健康せつつ21の第2次の中間評価の年に当たります。今後、どのように発展・進化させていくのか、お聞かせください。

4の(8)風疹の予防接種対象者につきましては、定期予防接種の機会がなく、抗体保有率が低い39歳から56歳の男性で、全国で1,610万人おられます。働き盛りの世代であることから、予防接種を受けるためには一定の配慮が必要と考えますが、どのような手順で進められるのか、お聞かせいただきたいと思います。

5の(1)プログラミング教育と学力向上についてでございます。

実施に当たり、機器の導入や、それに携わる担い手をどのように育成していくのか、また、学力向上については、本市の子どもたちに求められる課題と具体的な取り組みについてお聞かせください。

5の(2)スクールサポーターの増員は、日常業務の標準化が行えるとともに、新たな校務システムの導入により、成績管理など複雑な業務を合理的で適正な作業につなげることができます。また、スクールソーシャルワーカーが全中学校に配置されることは、不登校対策などの解決に向け、大きな力になることは間違いないと考えます。今後も、支援人材のさらなる拡充に向け、検討されることをお願いし、要望いたします。

5の(3)学校トイレのリニューアルにつきましては、7年計画で実施計画、そして改修工事に取り組んでいただきますが、新年度、第一中学校で実施していただきますように、例えばプールや体育館などに併設のトイレにおきましても、災害時の対応として、地域の皆さんから改修要望がある

場合、必要に応じて改修計画の検討をお願いし、要望いたします。

また、体育館につきましては、児童・生徒の熱中症対策や災害時における避難場所の観点から、どうか財源の確保を図りながらエアコンの設置をお願いし、要望とします。

箕面市では、空調の効率を高める仕組みを考案し、全20の小・中学校でエアコンを設置されました。エアコンからの冷気や暖気を金属製の整流板で集め、強力な送風機で送る仕組みで、最小限のエアコン設置で最大の効果を引き出し、取り付け費用も削減できたそうです。このような他市の事例を参考に、体育館への早期設置に向けた検討をお願いし、要望としておきます。

5の(4)子ども見守りボランティアの活動支援につきましては、より多くの地域の皆様の目で子どもたちを見守っていただき、安全・安心につなげてまいりますと教育長からご答弁をいただきました。どうか、現在見守り活動に取り組んでいただいている方をはじめ、各種団体を含めた多くの市民の皆さんへ、まずは制度の周知をお願いいたします。そして、この取り組みを通して、子どもたちの笑顔あふれる安全・安心な摂津のまちにつながることを期待し、要望いたします。

5の(5)子どもたちが読書に親しめる環境の充実及び公民館のバリアフリーについてです。

公民館は、これまで長い歴史と伝統を育みながら、地域に愛され、地域に密着した公民館として、その使命と役割を果たしてまいりました。この地域コミュニティの核となる公民館につきましては、近年、災害時における避難所機能など、さまざまな機能を充実させ、多世代の交流、誰もが気軽

に利用できるバリアフリーでユニバーサルデザインに配慮した施設に生まれ変わることが大事であると考えます。その一つの機能が、子どもたちが読書に親しめる環境の充実で、具体的にはロビーの活用であります。どうか、公民館の今後のあり方につきましては、建て替えも視野に入れていただき、市民参加型のワークショップを開催していただくなど、地域ニーズを最大限反映できるようお願いし、要望といたします。

6の(1)産業振興についてでございます。

摂津市は、人口当たりの製造業事業所数が北摂一を誇るとも言われており、産業都市の顔を持つものづくりのまちでございます。ご答弁でも、摂津優品(せつつすぐれもん)の認定の取り組みにも言及されていますが、他市にも勝る事業所支援策として、新たな商品の開発支援も必要と感じております。事業者の方からも同様の声を聞いておりますので、ものづくりにチャレンジする補助制度が必要と思いますが、考えについてお聞かせください。

6の(2)4年目となるセッピースクラッチカード事業、そしてプレミアム付商品券発行事業の内容とスケジュールについてお聞かせいただきたいと思っております。

7の(1)(仮称)行政経営戦略及び摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、行政経営戦略の考えについて、人口ビジョン、あるいは摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略、そして総合計画を土台に、将来を的確に見据えた摂津市らしい戦略となるようお願いをいたします。本市の特性であります合計特殊出生率が、全国平均や、あるいは大阪府平均を上回るという特徴と、若い世代の転入超過傾向や、産業のまちを生かしながら魅力を高

める施策を展開することで、今後の人口減少と子育て世代の転入超過に歯どめをかけながら、安心と活力があしたへつながるまち摂津を目指していただきたいと思います。どうかよろしく申し上げます。要望としておきます。

7の(2)ICTを活用した行政サービスの向上についてでございます。

積極的な市民サービスの向上や業務改善に取り組まれるとお示しいただきました。具体的には、他市でもさまざまなICT利活用が開始されております。本市において、行政手続のペーパーレス化やAI及び手入力作業の自動化であるRPA等の活用について、具体的にどのように推進していくのか、お聞かせください。

7の(3)財政見直し及び公会計制度の推進についてでございます。

新年度予算の統括的評価と財政見直しに対する的確なご答弁をいただきました。私たち公明党は、まちづくりに対する市長の思いと同じく、呼吸を合わせて議論を重ねながら予算執行に協力してまいりたいと思っております。

さて、平成29年度版地方財政白書に、地方公会計の整備と活用の促進として、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を賢く使う取り組みを行うことは極めて重要であるとありました。新年度の対応と今後の活用についてお聞かせください。

2回目を終わります。

○嶋野浩一郎議長 市長公室長。

○山本市長公室長 スマートフォンアプリの導入についてのご質問にお答えをいたします。

市政情報の発信手段の一つといたしまして、スマートフォンアプリを独自開発し、

そのアプリから市民ニーズをくみ上げ、行政と市民とのコミュニケーションツールとして活用されている自治体があるということは認識をいたしております。最近では、同様の機能を有しているSNSも開発されておられるようございますので、既に導入をされておられます自治体の運用方法などを調査しながら、費用対効果も含めて研究してまいりたいと考えております。

続きまして、健都イノベーションパークへの効果的な企業誘致というご質問でございます。

健都につきましては、健康・医療の核となります国立循環器病研究センター及び国立健康・栄養研究所が移転し、両機能と多様な企業、研究機関との連携により、新たな価値を生み出すイノベーションを創設できると認識をいたしております。効果的な企業誘致につなげるためにも、このライフサイエンス分野においてポテンシャルの高い立地環境を生かし、企業にとって進出するメリットを感じることができる魅力をいかに発信していけるか、創出していけるかということが重要になっていると感じております。

このような考えのもと、先ほど申しました国立循環器病研究センター、国立健康・栄養研究所との連携事業を進めるとともに、補助金や税制優遇などについて紹介をする案内チラシを作成し、PR活動に取り組んでいるところでございます。今後も、関係諸機関との連携を密にし、医療クラスターの実現に向け、取り組みを推進してまいります。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○井口総務部長 それでは、備蓄資材に関します具体的な内容、また、今後の災害対策についてのご質問にお答えをいたします。

今回の災害から我々は多くの教訓を得ました。特に、強風被害によります停電対策は急務でございます。このため、新年度は、備蓄用品について、避難所の停電・充電対策として、発電機やランタン等を各避難所に追加配備するとともに、万が一備蓄品等が不足した場合に備えまして、迅速に手配ができるよう災害対策基金も創設いたしましたところでございます。

また、震災や強風被害によります家屋の屋根瓦等の破損、落下に備えまして、ブルーシート及び土のう袋を各コミュニティ資機材倉庫に備蓄してまいります。このブルーシートは、広域災害において特に需要が高く、相当数の備蓄が必要でありますことから、議員がご提案の厚手のブルーシートは、耐久にすぐれる反面、非常に高価なものでありまして、限られた財源の中では、備蓄するブルーシートの規格について今後研究を進めてまいることがございます。

次に、今後の災害対策についてでございますが、昨年の台風21号の暴風により、小・中学校の体育館をはじめ、公共施設の屋根が破損するなど、大きな被害を受けました。この強風被害を踏まえまして、避難所施設をはじめとした公共施設の耐風化に向けた課題の抽出や、施設改修の際に配慮すべき点について、専門機関に委託をし、ご提案をいただき、それをもとに地域防災計画の中の風害対策の項目に反映させてまいりたいと考えております。

次に、2の(2)(仮称)せつつ防災サミットの取り組みの内容についてのご質問でございます。

この催しは、学校、地域、企業の各団体がこれまで取り組んでこられました防災活動の成果や課題を発表していただき、他団体の今後の活動の参考に、また、情報の共

有と相互連携を深める場にしていただくことを目的といたしております。そして、防災研究の有識者によります基調講演や講評のほか、新年度から始まります防災サポーター養成講座の受講者の皆様にもサミットにご参加いただき、見識を深めていただくなど、実りの多いイベントとなるよう、現在、具体的な内容の検討を進めているところでございます。

次に、2の(3)防災士の資格取得支援によります効果についてのご質問にお答えをいたします。

防災士の資格取得を支援させていただいた方には、その後、本年度から開始いたします防災サポーターへの登録をお願いする予定でございます。防災サポーターとして各地域で自助・共助の旗振り役としてご活躍いただきますとともに、万一の際には、避難所運営のサポートをはじめとする公助の支援者としてご活躍いただくことで、市全体の防災力の向上を図ってまいりたいと思っております。そういった意味で、この防災士の資格取得支援は、このような効果を狙った取り組みと考えております。

次に、7の(2)行政手続のペーパーレス化の取り組みにつきまして、A I、R P A等の具体的な推進についてというご質問でございます。

行政手続のペーパーレス化の取り組みにつきましては、公共施設の予約、e L T A Xによる電子申告、マイナポータルからの電子申請などをインターネットから行えるようにしたほか、マイナンバーカードによりますコンビニでの証明書発行など、オンラインを活用したさまざまな行政サービスを展開してまいりました。このことから、市民の皆様がいつでもどこでも利用できるオンライン手続は年々増加をいたしてお

り、行政手続のペーパーレス化は着実に進展してきておると感じております。

また、A I及びR P A等の活用につきましては、国の自治体戦略2040構想研究会が、将来の自治体職員の減少を見据えて、職員が担っている事務の一部をA Iなどに代替させるモデル事業を予定しており、各省庁や先進自治体におきましても、A I等を活用した実証実験や業務への導入が徐々に広がりを見せております。また、市民サービスにおける主な活用例といたしましては、電話、窓口での市民対応や相談業務のほか、各種手続の案内などが見られます。このことを踏まえまして、今後は、市民サービスの質的向上や、働き方改革に資するA I及びR P A等の活用について、庁内横断的に調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

最後に、7の(3)新地方公会計制度についてのご質問でございます。

本市の地方公会計の進捗についてでございますが、平成28年度決算に係ります財務書類は作成でき、公表を行っております。しかしながら、平成29年度決算に係ります財務書類は現在作成中でありまして、公開には至っておりません。活用に関しましては、他団体の事例収集と並行して、活用の前段階として庁内職員向けに地方公会計に関する研修を実施したところでございます。しかし、平成31年度予算編成に活用するにも至ってはおりません。今後、引き続き事例収集、職員向け研修を実施いたしますとともに、平成29年度決算の財務書類を作成し、他団体との数値比較、経年比較分析等を行ってまいりる形で活用を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 建設部長。

○土井建設部長 JR千里丘駅西地区の再開  
発及び阪急京都線連続立体交差事業につ  
いてのご質問にお答えいたします。

まず、再開発事業の特定建築者制度につ  
きましては、民間事業者の資金やノウハウ  
を活用し、再開発ビルの建築や保留床処分  
を行わせることができる制度であります。  
また、商業施設の計画に当たりましては、  
商業運営について勉強会などに組み込ま  
すとともに、民間事業者にも事業協力者  
として参画させ、地域の実情やニーズに  
応じた市場性の高い施設計画を策定して  
まいりたいと考えております。

次に、阪急京都線連続立体交差事業にお  
きましては、昨年6月に開催いたしました  
権利者説明会においてさまざまなご意見  
をいただいております。特に、子育て世  
代からは子どもの教育環境の問題、また、  
高齢者の方からは移転や今後の生活など  
についてご意見をいただいております。  
公共用地の取得には基本的なルールがあ  
り、それに基づいての交渉となりますが、  
権利者の方々には、それぞれ事情や問  
題も異なりますことから、事業主体であ  
ります大阪府とも協議を行い、問題の  
解決を図ってまいりたいと考えており  
ます。

○嶋野浩一朗議長 環境部長。

○山田環境部長 環境負荷の低減に向けた  
取り組みについてのご質問にお答えいた  
します。

まず、平成15年から取り組んでおり  
ます環境家計簿は、省エネの気づきツ  
ールとして重要な取り組みであると認  
識しております。昨今のエネルギー自  
由化の影響で、エネルギー使用量の  
把握が困難なケースが増加し、対応  
に苦慮しているところではございま  
すが、今年度も636名の方にとり  
組んでいただき、昨年度よりもわず  
かなが

ら増加いたしました。

子ども版の環境家計簿でありますせ  
つつこどもエコノートにつきましては、  
平成27年度から市内全小学校の5  
年生を対象に取り組んでおります。  
各小学校のご協力で、今年度は78.4  
%の児童からの提出があり、昨年度  
の63%から大幅に増加いたしました。  
せつつこどもエコノートの取り組み  
項目の中には、家族の方にご協力い  
ただく内容も盛り込んでおり、児童  
に地球温暖化対策の意識づけをする  
とともに、家族での意識向上も図  
っております。

次に、PCB使用製品の処理について  
でございますが、変圧器やコンデン  
サ、照明器具の安定器等に含まれて  
いる可能性がある高濃度PCBにつ  
きましては、PCB特措法により20  
21年3月末までの処理が定めら  
れております。公共施設につきま  
しては、現在、施設所管課において  
確認作業を行っておりますが、PCB  
が発見された場合は適切な処理が  
なされるよう手続を進めてまいり  
ます。

続きまして、廃棄物処理の広域連  
携にしまして、搬入ルートの変更に係  
る地元説明についてお答えいたしま  
す。

広域処理施設は茨木市環境衛生セン  
ターを予定しておりますことから、水  
路を挟んで対岸にあります摂津市リ  
サイクルプラザから直接施設に搬入  
するための橋梁及び専用道路の整備  
を計画しております。これに伴いま  
してリサイクルプラザへの清掃車両  
の通行が増加しますことから、周辺  
の二つの自治会の会長には、これ  
まで昨年9月と今年1月の2回に  
わたり、広域連携の進捗状況など  
を随時報告いたしておるところで  
ございます。今後におきましても、  
周辺自治会をはじめ、市民の皆様  
への丁寧な説明と情報提供に努め、  
ご理解を求めてまいり

たいと考えております。

- 嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。
- 平井保健福祉部理事 地域とのつながりに関するご質問にお答えいたします。

地域共生社会とは、制度や分野ごとの縦割りや、支え手、受け手の関係を超えて、皆が役割を持ち、つながり、支え合いながら自分らしく活躍できる社会であると認識しております。今後、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となります2025年問題を控え、認知症などの介護に関する課題の増加が見込まれる中、誰もが自分らしく地域で暮らしていけるよう、地域共生社会の実現に取り組むことが大変重要となります。こうした社会を実現するためには、地域のつながりを再構築し、地域住民が地域の生活課題をみずから解決する力を育むとともに、行政におきましては、従来、対象者ごとに縦割りであった福祉サービスを制度や分野にかかわらず包括的に捉え、課題解決に努めていくことが必要であると考えております。

今後の具体的な取り組みにつきましては、各福祉計画で掲げている目標に加え、各福祉計画が共通して抱える課題を地域福祉の課題として捉え、目標を設定していくことが重要であると考えており、第4期地域福祉計画の策定において、関係課や関係団体等と十分に協議し、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、4の(4)生活習慣病の予防等に関する取り組みと国立健康・栄養研究所との連携についてお答えいたします。

本市と国立循環器病研究センターとは、平成27年に連携協定を締結し、医療や健康に関するさまざまな事業に取り組んでおります。具体的な事業といたしましては、特定健診への医師の派遣、心臓疾患や脳血

管疾患等をテーマといたしました市民公開講座の実施、糖尿病対策の指導・助言、消防職員との症例検討会、さらには心筋梗塞から生命を守るキャンペーンの実施などがございます。今後は、これらの取り組みに加えまして、同センターと市内のかかりつけ医による病診連携のネットワーク構築など、市民の皆様が健康で安心して暮らせるよう、さらなる取り組みを進めてまいります。

また、健都への移転予定の国立健康・栄養研究所との連携についてでございます。

先ほどもご答弁させていただきましたが、先般、国立健康・栄養研究所が大阪府からの受託事業として実施するフレイル予防のモデル地区としてアンケート調査を実施いたしました。今後は、調査結果や、フレイル測定の実施・検証等、フレイル予防のプログラムの策定に向け、連携して取り組んでまいります。

続きまして、4の(6)路上喫煙禁止地区及び健康増進法改正に伴う本市の影響についてお答えいたします。

平成29年12月に、JR千里丘駅と阪急摂津市駅及び両駅間を結ぶ千里丘三島線において路上喫煙禁止地区を指定いたしましたところでございます。この間、改善すべき点多々ございますが、路上に捨てられていた吸い殻は確実に減少しております。一定の効果があつたものと考えております。

しかしながら、地区指定から1年以上経過した現在でも、地区指定の事実についてご存じでない市民も多くおられる状況でございます。さらに取り組みを推進するためには、効果的な周知活動が最も重要であると考えており、新たな地区指定におきましては、例えば、効果的に通行人の視覚に訴

えるような工夫を施すなどを中心に組み込んでまいりたいと考えております。

今後の路上喫煙禁止地区に係る展開といたしましては、国立循環器病研究センターの移転を迎える本年において、特に通行人が多く、受動喫煙のリスクが高い阪急正雀駅周辺や、健康・医療のまちづくりのシンボルとなる健都におきまして、夏ごろの地区指定を目標に取り組んでまいりたいと考えております。

また、健康増進法の改正における本市の影響でございますが、行政機関の庁舎が敷地内禁煙を原則とする第一種特定施設に該当するため、本年7月までに、市役所庁舎も含め、該当する施設について対策を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、4の(7)まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつの今後の取り組みについてお答えいたします。

これまで、「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」を合言葉に、ウォーキングの推進を中心にコースの設定やイベント開催等に努めてまいりました。ウォーキングイベントにつきましては、原則1月と8月を除く毎月第1月曜日にボランティア団体と協働で開催しておりますが、最近では参加者数が減少傾向にあり、新たな参加者の獲得等に努めていく必要性を認識しております。これにつきましては、親子での参加者の獲得を目指し、試験的に休日にイベントを開催するなどの取り組みを行ってまいりましたが、今後は、民間事業者などの協賛を得るなど、新たな取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、地域住民に気軽にウォーキングコースを利用していただき、日常的に健康づくりに取り組んでいただくことは事業の本来の目的でございます。今後は、コース前

に携帯しやすいサイズのコースマップを作成し、地域ごとにPR活動を展開してまいりたいと考えております。

最後に、4の(8)風疹対策を滞りなく進めていくための手順についてお答えいたします。

まず、来年度につきましては、対象となる世代のうち、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの方に対し、クーポン券を送付いたします。クーポン券が届きましたら、医療機関や職場の健診などで抗体検査を受けていただき、抗体がない場合は、検査結果を持って医療機関で予防接種していただくこととなります。また、来年度、クーポン券を送付しない残りの対象者につきましても、ご希望があればクーポン券を発行することが可能でございます。現在、国などと手続等についてさらに調整が必要な状況ではございますが、これら調整が完了後、速やかに風疹対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 高齢者が気軽に集える場づくりと職員対象の認知症サポーター養成講座についてのご質問にお答え申し上げます。

現在、高齢者が地域で集える場として、市民活動団体やボランティアグループが実施しておりますつどい場、街かどデイハウス、楽々カフェなどがございます。また、校区等福祉委員会が中心となって実施しておりますふれあいサロン、ふれあいいりハサロンがございます。

平成31年度に新たに展開いたしますのは、高齢者が身近な地域で気軽に集まることができるよう、地域住民等が市立集会所を活用して高齢者の集える場を開催する場

合に、集会所の利用料を市が補助するものでございます。地域の主体的な取り組みにより、高齢者の介護予防や見守りが進められるよう、場の新設や継続的な運営を支援いたしてまいります。

また、職員を対象とした認知症サポーター養成講座につきましては、平成30年度から開始し、管理職を対象に実施いたしましたが、認知症になる方の増加が見込まれる中、日々の業務で認知症の人とかかわることが増えてくると予想されることから、他の職階にも対象を広げ、認知症の正しい知識や支援の方法を全職員が習得できるよう、順次実施してまいりたいと考えております。

続きまして、せつつ服薬適正化プロジェクトについて、具体的な内容についてお答え申し上げます。

被保険者の方がどの病院を受診し、どのようなお薬を服用されているかといった情報を一元的に把握しておりますのは保険者のみでありまして、特に複数の医療機関を受診されている場合は、医療機関や薬局でも把握ができかねる状況でございます。そこで、市が、一元的に集約された国民健康保険のレセプトデータにより、複数医療機関を受診され6剤以上服薬されている方を基本に対象者の抽出を行い、服薬履歴を載せた通知書を該当者に送らせていただきます。受け取られた方が、その通知をお近くの薬局に持参し、ご相談いただくことで、飲み合わせなど多剤服用による健康リスクが想定される場合には、薬局にて薬剤師より残薬調整やアドバイスをしていただくという取り組みでございます。併せまして、飲み残しや余っているお薬を封入するセツピィをあしらいました残薬袋も通知書と併せて送付し、同様に薬局に持っていき

ただくというブラウンバッグ運動も実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一郎議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

まず、支援が必要な家庭に対する訪問につきましては、保健福祉部の乳幼児健診などと連携して、専門職や講習を修了したボランティアによる訪問を行い、保護者の不安解消に努めておりますが、ご家庭の状況に応じたさまざまな支援方法を用意することが効果的なことから、新たに訪問看護を実施いたします。

次に、保育所の待機児童対策につきましては、正雀ひかり保育園の園舎建て替えによるこの4月からの定員拡大、同じく4月からの正雀地区における小規模保育事業所の開園、次年度予算案で計上しております分園の整備などにより定員増を図ってまいります。

保育士不足の解消の方策につきましては、従来の民間保育所等に対する宿舍借上げ費用の補助や、保育所等で働く上で必要な知識や技術を習得する子育て支援員研修の実施に加えて、次年度からは、市内の民間保育所等で新たに保育士等として従事する方に対し、就職支援金を支給してまいります。

次に、就学援助につきましては、国の補助金が改定されましたことから、小・中学校とも新入学児童・生徒に対する学用品費補助を1万円増額するとともに、新たな支給品目として卒業アルバム代を設けるものでございます。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を目的といたしました子育て世代包括支援センターの設置につきましては、母子

保健を所管いたします保健福祉部と協議を行っているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○北野教育次長 プログラミング教育の担い手の育成及び学力向上についての課題と具体的な取り組みについてご答弁申し上げます。

プログラミング教育の担い手の育成に向け、教員の授業力向上のためには、まず、教育センターの研修室にパソコンやICT機器を整え、研修センターとしての機能を充実させることが必要だと考えております。また、学校に対してプログラミング教材を貸し出すなど、2020年度のプログラミング教育本格実施に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

本市では、これまで、プログラミング教育推進に向け、各校の担当者を集め、コンピューターの命令によりライトが点灯したり、動いたり、音楽が流れたりするロボット型のプログラミング教材を企業から借りて体験するなどの体験型の研修や、タブレット型パソコンなどのICT機器を活用したモデル授業を行い、それを広めることで教員の指導力向上を進めてまいりました。今後は、過去の担当者が研修で習得した知識、技術を自校で広めていけるよう支援し、プログラミング教育の担い手の育成に努めてまいります。

次に、学力向上についてでございますが、学力に係る本市の児童・生徒の課題は、習得した知識を活用する力や学習習慣の定着、学習意欲などでございます。これらの課題を解決するために、授業研究はもとより、保護者との連携や学校からの情報発信が重要だと考え、啓発リーフレットの配布や学校ウェブページの刷新を行ってまいりました。さらに、現在小学校で導入し

ておりますタブレットやスマートフォンを使って家庭で学習できるeライブラリという学習ツールを中学校でも導入するなど、学校と家庭がさらに一体となって児童・生徒の学力向上を図れるよう努めてまいります。

○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。

○野村市民生活部長 摂津優品（せつつすぐれもん）の認定制度に加えて、新たなものづくりにチャレンジする企業への補助制度の創設についてでございますが、本市では、摂津優品（せつつすぐれもん）として中小企業のすぐれた製品を認定し、PR活動等の支援を行っております。まずは、市内の中小企業のすぐれた製品を認定し、製品の認知度を上げることで、企業の魅力づくり、ブランドづくりを図っております。そのため、ご質問にございました新たなものづくりにチャレンジする企業を補助する仕組みに関しましては、第2期の産業振興アクションプランの策定を進める中で研究してまいりたいと考えております。

続きまして、セッピィスクラッチカード及びプレミアム付商品券の内容とスケジュールについてでございます。

セッピィスクラッチカードは、市内の小規模店舗を対象とし、参加される店舗が独自に、はずれ券の有効活用等、さまざまな工夫を凝らしていただき、販売促進を展開されておられます。市民の方々にも、新たな買い物先の発見など、市内でのお買い物を楽しんでもらうきっかけになっております。このように、地域の小規模事業者の消費需要を促していくために、夏ごろの実施を予定しております。

次に、プレミアム付商品券発行事業は、低所得者、3歳未満の子育て世帯に向けた券面額2万5,000円の商品券を2万円

で販売する事業でございます。本市では約2万人の方が対象と想定しており、10月から商品券をご利用いただけるように、対象となる低所得の方々には7月ごろに申請案内を送付する予定をしております。また、申請いただいた低所得者の方や3歳未満の子育て世帯の方に9月末までに引きかえ券を送付できるよう、事務の手続を進めてまいります。

○嶋野浩一朗議長 南野議員。

○南野直司議員 それでは、3回目、全て要望としたいと思っておりますので、よろしく願います。

まず、1の(2)シティプロモーションにおける市民との協働についてでございます。

現在、市民の皆さんからの声を施策に反映させる仕組みとしては、例えばパブリックコメントなどがありますが、迅速に声をキャッチする観点からも、行政と市民とのコミュニケーションツールとして、スマートフォンアプリやSNSを導入することをお願いいたします。併せて、スマートフォンアプリやSNSを活用し、子育て情報やイベント情報のお知らせなどを市民の方に提供できるシステムの構築もお願いし、要望としておきます。

2の(1)災害対策の向上についてです。

昨年の災害における市民の声や教訓を今後に活かしていただくとともに、職員の携帯版災害対応初動マニュアルにおいても、職員が災害対応に専念できる環境づくりと体制になる内容となるようお願いし、要望といたします。

また、避難所の開設やブルーシートの配布情報、そして、地震や台風における支援情報などを発信する方法として、メールや

SNSの活用、また、摂津市広報板は、発災と同時に災害広報板として災害情報を掲示することをお願いし、要望としておきます。

2の(2)(仮称)せつつ防災サミットについてでございます。

有事の際、初動対応が減災につながると思っておりますので、実効性のある現場で生かせる情報共有となる取り組みをお願いし、要望とします。また、情報共有の観点から、災害支援情報の発信に当たり、本市ホームページの更新が困難になった場合を想定し、例えば、防災協定を結んでいる自治体と協力して、双方のホームページの中に協定先の災害支援情報を掲載できるようにすることにより、相互で情報支援できる広報体制の充実をお願いし、要望としておきます。

2の(3)防災士の資格取得支援についてでございます。

現在、防災士は全国で16万5,000人を上回り、受講者は、自主的、企業の要請、自主防災組織など動機はさまざまでございますが、資格取得の支援に取り組まれている自治体では、市の研修や養成講座を修了後、防災士の受講資格を出すという自治体もあります。約1万200人の防災士を育成する大分県では、南海トラフ巨大地震への備えを喫緊の課題として防災・減災対策に取り組んでおられます。東日本大震災を検証し、住民一人一人の防災意識の醸成や災害への備え、自助、災害時の避難や避難所の運営などへの近隣住民の協力、共助の果たす役割が大変重要であることを再認識し、自助・共助の中心的な役割を担っている自主防災組織の活性化を図るため、その核となる防災リーダーの養成が急務と考え、これを実現する適切な施策として防

災士の養成に取り組みられておられます。この取り組みが市の防災力向上に向けた災害から地域を守る人材の育成につながることを期待し、要望といたします。

2の(4)千里丘駅西地区の再開発につきましては、他市の推進事例から学び、摂津市らしいキラリと光る魅力あるまちづくりとなるよう、しっかりコンセプトと仕掛けを盛り込んだ都市計画決定とされることを要望いたします。

また、阪急京都線連続立体交差事業の用地交渉においては、関係市民が納得できるまで寄り添うような粘り強い対応をお願いし、要望といたします。

3の(1)地球温暖化対策における環境家計簿、そして、せつつこどもエコノートにつきましては、家族で地球温暖化をはじめとする環境問題の現状を知り、自宅で省エネ生活を実践し、光熱水費の削減にもつながるといった市民の皆さんとの協働で取り組めるツールでありますので、どうかさらなる推進をお願いし、要望といたします。

また、環境家計簿のスマートフォンアプリを導入されている自治体もありますので、せつつこどもエコノートに触れた児童が、将来、環境家計簿に取り組めるような、若い世代に焦点を当てた新たな手法として研究をお願いし、要望といたします。

P C B使用製品の処理につきましては、2021年3月末までの処理が法律で定められておりますので、期間内の処理ができるよう、適切に手続を進められるようお願いし、要望といたします。

3の(3)茨木市との廃棄物処理の広域連携については、今後も周辺地域への丁寧な説明をお願いし、要望といたします。

4の(1)地域福祉計画については、誰もが自分らしく地域で暮らしていけるよ

う、地域共生社会の実現に向け、取り組まれることをお願いします。

また、地域のつながりの観点から、社会福祉協議会と連携し、お元気な高齢者を含めたボランティア団体など、市民が主体となり、支援が必要な高齢者の日常生活をボランティアでサポートする制度の構築をお願いし、要望といたします。

4の(2)安心して介護を受けながら生活できるまちづくりについてであります。

老人クラブ、市民活動団体、ボランティアグループなどが集える場所をつくっても参加できない方々に気軽に通える場所があれば、地域との接点生まれ、見守りにつながります。主催者のやりがいにもなります。参加者の層が広がる取り組みに期待し、要望といたします。

4の(3)子ども・子育て支援については、多岐にわたり取り組み内容についてご答弁いただきました。安心して子どもを産み育てられるまち、子育てするなら摂津市の構築を目指し、子どもたちの心豊かな育ちと、家庭・家族の協力により子育てをオール摂津で支援できるよう期待し、要望といたします。

4の(4)健康・医療のまちづくりにつきましては、国立循環器病研究センター、健都を中心とした日本一健康長寿のまち摂津を構築するため、さらなる取り組みの展開に期待をいたしますとともに、世界に発信できるようなモデル市を目指していただくことを要望といたします。

4の(5)せつつ服薬適正化プロジェクトについてでございます。

薬剤師会とのパートナーシップで効果を上げるとともに、市民の皆さんへの健康被害の防止、医療費の削減、そして健康増進に大きく寄与できるよう、さらなる取り組

みをお願いし、要望といたします。

4の(6)受動喫煙防止の取り組みにつきましては、新たな指定区域への徹底した周知を行うとともに、既存の指定区域についてもさらなる周知をお願いいたします。

また、7月より市役所、水道庁舎、消防署の敷地内禁煙が実施されますが、その他の公共施設での実施も検討されており、早い時期での実施を要望するとともに、近い将来には全市的に受動喫煙防止を実施し、市民の健康が一層守られるようお願いし、要望といたします。

4の(7)、ウォーキングコースには健康器具や史跡めぐりなどが盛り込まれております。市のオリジナル体操のDVDを活用して体操グループができたように、公園と健康器具の紹介や、QRコードを使って史跡を知っていただくなど、行きたくなる、歩きたくなるPRの手法の検討をお願いいたします。また、各種イベントで活動量計の推進を図るなど、幅広く市民にウォーキングコースが活用されるよう、オール摂津で取り組まれることをお願いし、要望といたします。

4の(8)感染症対策について。

先天性風疹症候群は、妊娠初期の妊婦が風疹に感染し、胎児に合併症を発症することです。まずは抗体検査をしっかり受け取ってもらえるよう、夜間や休日、職場の健診などの実施を、医師会、事業経営者に対して協力を要請していただくことをお願いし、要望といたします。

5の(1)プログラミング教育と学力向上についてでございます。

保護者との連携や学校からの情報発信は大切な取り組みであると思います。現在、インターネット上で家庭学習できるeライブラリが児童・生徒に提供されておしま

す。今後、反復学習の機会を充実するため、保護者向けの説明会を学年行事などを通じて開催していただきますようお願いし、要望といたします。

6の(1)、新年度は摂津優品(せつつすぐれもん)の認定の取り組みから3年を迎えますので、新たな商品の開発支援としての補助制度の創設をどうか検討していただくとともに、ものづくりのまち摂津を全国へと発信されることを期待し、要望といたします。

6の(2)スクラッチカードと商品券についてです。

摂津市は、国の施策と市オリジナルを併せて商品券発行事業を継続してこられ、セピィスクラッチカードと合わせると10年間実施していただきました。プレミアム付商品券は大型店舗にも使用できますが、2万人の方が対象となることから、スクラッチカードからプレミアム付商品券発行事業が商店街や中小小売店への消費を誘引し、地域のにぎわいの創出につながるよう、商工会ともしっかり連携を図った施策となるようお願いし、要望としておきます。

7の(2)ICTを活用した行政サービスの向上につきましては、市民サービスの向上の観点から、インターネットを活用して、いつでもどこでも24時間365日、児童手当の申請など行政手続が可能となるマイナポータルのさらなる充実をお願いし、要望といたします。

また、業務の効率化につきましては、例えば寝屋川市では、生活保護課のケースワーカーにタブレット端末を導入し、業務の効率化を図るとともに、負担軽減の取り組みを実施されておられます。どうかICTを活用した市民ニーズへの対応、また業務

の効率化双方の課題をセットで大きく推進されることを期待し、要望いたします。

7の(3)新地方公会計の活用について。

公明党は、財政の見える化と銘打ち、強力で推進しているところであります。ファシリティマネジメントのさらなる推進と併せて、地方公会計制度の活用で的確な財政見通しと健全な財政運営を構築していただきますよう強く要望いたします。

先ほど2回目で、人口ビジョン、あるいは摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略、あるいは第4次摂津市総合計画を土台にして行政経営戦略を考えていくんだという話があって、そして、他党の議員の質問の中で、市長は、摂津市のブランドと申しますか、例えば子育て世代に視点を合わせるならというご答弁もあったと思いますが、摂津市は、どこの地域よりも安心して子どもを産み育てられるまち摂津に向けて、例えばですけれども、22歳、いわゆる大学生等を対象とした医療費助成制度を今実施していただいております。これはひとり親家庭の方が対象となっておりますが、近い将来は、さらにこのハードルというものも外していただいて、赤ちゃんから大学生まで医療の観点で安心して子どもを産み育てられるまち摂津の構築に向けて、どうか視野に入れて戦略を練っていただきたいと思っております。あるいは、子どもたちが、そして大人も含めて健康づくりができるように、スポーツ環境の充実という部分にも目を向けていただきたいと思っております。

そして、もう一つは、高齢者の方に目を向けるなら、僕はやはり交通の利便性が今後重要になってくるんだと思っております。健都というまちづくりが行われて、国立循環器病研究センターが設置され、そして吹田市

民病院ができて、イノベーションパークができ上がっていきますけども、高齢者の方はそこまで行く手段がなかなかない方も多くいらっしゃると思います。そういう観点から、例えば病院に通うタクシーの補助制度なんかの創設等々もそういった戦略に組み込んでいただくことを心からお願いいたしまして、代表質問を終わらせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 南野議員の質問が終わりました。

以上で代表質問が終わり、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

3月8日から3月27日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

なお、ただいま休会について議決いただきましたが、来る4月7日に予定されております大阪府議会議員選挙と同日に大阪府知事選挙が執行されることとなった場合、当該選挙に伴う補正予算の審議が必要となることから、休会中に本会議を開会する場合がございますので、よろしく申し上げます。

本日はこれで散会します。

(午後4時21分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長                    嶋野 浩一朗

摂津市議会議員                    光好 博幸

摂津市議会議員                    福住 礼子

# 摂津市議会継続会会議録

平成31年3月12日

(第4日)

# 平成31年第1回摂津市議会定例会継続会会議録

平成31年3月12日(火曜日)  
午前10時 開 会 場  
摂 津 市 議 会 議 場

## 1 出席議員 (19名)

1 番	福 住 礼 子	2 番	藤 浦 雅 彦
3 番	安 藤 薫	4 番	野 口 博
5 番	村 上 英 明	6 番	水 谷 毅
7 番	南 野 直 司	8 番	弘 豊
9 番	増 永 和 起	10 番	中 川 嘉 彦
11 番	香 川 良 平	12 番	三 好 俊 範
13 番	三 好 義 治	14 番	檜 村 一 臣
15 番	渡 辺 慎 吾	16 番	森 西 正
17 番	松 本 暁 彦	18 番	光 好 博 幸
19 番	嶋 野 浩 一 朗		

## 1 欠席議員 (0名)

## 1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	奥 村 良 夫
教 育 長	箸尾谷 知 也	市 長 公 室 長	山 本 和 憲
総 務 部 長	井 口 久 和	市 民 生 活 部 長	松 方 和 彦
環 境 部 長	山 田 雅 也	保 健 福 祉 部 長	野 村 眞 二
保 健 福 祉 部 理 事	平 井 貴 志	建 設 部 長	高 尾 和 宏
上 下 水 道 部 長	山 口 猛	教 育 委 員 会 兼 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北 野 人 士
教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	小 林 寿 弘	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	橋 本 英 樹
消 防 長	明 原 修		

## 1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	牛 渡 長 子	事 務 局 次 長	溝 口 哲 也
---------	---------	-----------	---------

1 議 事 日 程

1, 議 案 第 33号 平成30年度摂津市一般会計補正予算 (第9号)

---

1 本日の会議に付した事件

日程1

(午後1時 開議)

○嶋野浩一朗議長 本日は休会の日でございますが、大阪府知事選挙に伴う補正予算の審議のため、特に会議を開きます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、藤浦議員及び安藤議員を指名します。

日程1、議案第33号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 議案第33号、平成30年度摂津市一般会計補正予算(第9号)につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしまして、大阪府知事の退職の申し立てに伴い、府知事選挙が4月7日執行と決定されましたことから、選挙執行に要します経費のうち、ポスター掲示場の設営委託など、平成30年度中に要する経費の追加補正となっております。

補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ290万8,000円を追加し、その総額を363億5,618万9,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入につきまして、款15府支出金、項3委託金290万8,000円の増額は、府知事選挙費委託金でございます。

次に、歳出につきまして、款2総務費、項4選挙費290万8,000円の増額は、府知事選挙の執行経費でございます。

以上、平成30年度摂津市一般会計補正予算(第9号)の内容説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第33号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○嶋野浩一朗議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後1時3分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長

嶋野 浩一朗

摂津市議会議員

藤浦 雅彦

摂津市議会議員

安藤 薫

# 摂津市議会継続会会議録

平成31年3月28日

(第5日)

# 平成31年第1回摂津市議会定例会継続会会議録

平成31年3月28日(木曜日)  
午前10時 開 会 場  
摂 津 市 議 会 議 場

## 1 出席議員 (19名)

1 番	福 住 礼 子	2 番	藤 浦 雅 彦
3 番	安 藤 薫	4 番	野 口 博
5 番	村 上 英 明	6 番	水 谷 毅
7 番	南 野 直 司	8 番	弘 豊
9 番	増 永 和 起	10 番	中 川 嘉 彦
11 番	香 川 良 平	12 番	三 好 俊 範
13 番	三 好 義 治	14 番	檜 村 一 臣
15 番	渡 辺 慎 吾	16 番	森 西 正
17 番	松 本 暁 彦	18 番	光 好 博 幸
19 番	嶋 野 浩 一 朗		

## 1 欠席議員 (0名)

## 1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	奥 村 良 夫
教 育 長	箸尾谷 知 也	市 長 公 室 長	山 本 和 憲
総 務 部 長	井 口 久 和	市 民 生 活 部 長	松 方 和 彦
環 境 部 長	山 田 雅 也	保 健 福 祉 部 長	野 村 眞 二
保 健 福 祉 部 理 事	平 井 貴 志	建 設 部 長	高 尾 和 宏
上 下 水 道 部 長	山 口 猛	教 育 委 員 会 兼 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北 野 人 士
教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	小 林 寿 弘	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	橋 本 英 樹
消 防 長	明 原 修		

## 1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	牛 渡 長 子	事 務 局 次 長	溝 口 哲 也
---------	---------	-----------	---------

# 1 議 事 日 程

- |            |       |   |
|------------|-------|---|
| 1, 議 案 第   | 1 号   | 平成 3 1 年度 撰津市 一般会計 予算   |
| 議 案 第      | 2 号   | 平成 3 1 年度 撰津市 水道事業 会計 予算  |
| 議 案 第      | 3 号   | 平成 3 1 年度 撰津市 下水道事業 会計 予算   |
| 議 案 第      | 4 号   | 平成 3 1 年度 撰津市 国民健康保険 特別 会計 予算   |
| 議 案 第      | 7 号   | 平成 3 1 年度 撰津市 介護保険 特別 会計 予算   |
| 議 案 第      | 8 号   | 平成 3 1 年度 撰津市 後期高齢者 医療 特別 会計 予算   |
| 議 案 第      | 2 3 号 | 撰津市 税 条例 等 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件   |
| 議 案 第      | 2 9 号 | 撰津市 国民健康保険 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件  |
| 議 案 第      | 3 1 号 | 撰津市 水道事業 の 給水 等 に 関する 条例 及び 撰津市 下水道 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件                                       |
| 議 案 第      | 5 号   | 平成 3 1 年度 撰津市 財産区 財産 特別 会計 予算   |
| 議 案 第      | 6 号   | 平成 3 1 年度 撰津市 パートタイマー 等 退職金 共済 特別 会計 予算   |
| 議 案 第      | 1 0 号 | 平成 3 0 年度 撰津市 一般会計 補正 予算 (第 8 号)  |
| 議 案 第      | 1 1 号 | 平成 3 0 年度 撰津市 水道事業 会計 補正 予算 (第 3 号)   |
| 議 案 第      | 1 2 号 | 平成 3 0 年度 撰津市 下水道事業 会計 補正 予算 (第 4 号)  |
| 議 案 第      | 1 3 号 | 平成 3 0 年度 撰津市 国民健康保険 特別 会計 補正 予算 (第 4 号)  |
| 議 案 第      | 1 4 号 | 平成 3 0 年度 撰津市 財産区 財産 特別 会計 補正 予算 (第 1 号)  |
| 議 案 第      | 1 5 号 | 平成 3 0 年度 撰津市 介護保険 特別 会計 補正 予算 (第 4 号)  |
| 議 案 第      | 1 9 号 | 撰津市 災害 対策 基金 条例 制定 の 件  |
| 議 案 第      | 2 0 号 | 撰津市 附属 機関 に 関する 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件   |
| 議 案 第      | 2 1 号 | 撰津市 議会 議員 及び 撰津市 長 の 選挙 に おける 選挙 運動 の 公費 負担 に 関する 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件                         |
| 議 案 第      | 2 2 号 | 一般 職 の 職員 の 特殊 勤務 手当 に 関する 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件  |
| 議 案 第      | 2 4 号 | 撰津市 手数料 条例 及び 撰津市 火災 予防 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件   |
| 議 案 第      | 2 5 号 | 撰津市 放課 後 児童 健全 育成 事業 の 設備 及び 運営 に 関する 基準 を 定める 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件                            |
| 議 案 第      | 2 6 号 | 撰津市 ひとり 親 家庭 の 医療 費 の 助成 に 関する 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件  |
| 議 案 第      | 2 7 号 | 災害 弔慰 金 の 支給 等 に 関する 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件  |
| 議 案 第      | 2 8 号 | 撰津市 廃棄 物 の 減量 、 再生 利用 及び 適正 処理 に 関する 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件                                      |
| 議 案 第      | 3 0 号 | 撰津市 企業 職員 の 給与 の 種類 及び 基準 に 関する 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件   |
| 議 案 第      | 3 2 号 | 撰津市 布設 工事 監督 者 を 配置 する 水道 の 布設 工事 並び に 布設 工事 監督 者 及び 水道 技術 管理者 の 資格 を 定める 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件 |
| 2, 報 告 第   | 2 号   | 損害 賠償 の 額 を 定める 専決 処分 報告 の 件  |
| 3, 議会 議案 第 | 1 号   | 国費 投入 に より 国民 健康 保険 料 の 引き 下げ を 求める 意見 書 の 件  |
| 議会 議案 第    | 2 号   | 食品 ロス 削減 に 向けて の さらに なる 取り組み を 進める 意見 書 の 件   |
| 議会 議案 第    | 3 号   | 妊婦 が 安心 できる 医療 提供 体制 の 充実 と 健康 管理 の 推進 を 求める 意見 書 の 件   |
| 議会 議案 第    | 4 号   | 主要 農作物 種子 法 廃止 に 伴い 、 公共 品種 を 守る 新たな 法 整備 と 施策 を 求める 意見 書 の 件                                       |

4,

常任委員会の所管事項に関する事務調査の件

---

- 1 本日の会議に付した事件  
日程1から日程4まで

(午前10時 開議)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、野口議員及び村上議員を指名します。

日程1、議案第1号など28件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長。

(渡辺慎吾総務建設常任委員長 登壇)

○渡辺慎吾総務建設常任委員長 おはようございます。

ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。

3月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成31年度摂津市一般会計予算所管分、議案第5号、平成31年度摂津市財産区財産特別会計予算、議案第10号、平成30年度摂津市一般会計補正予算(第8号)所管分、議案第14号、平成30年度摂津市財産区財産特別会計補正予算(第1号)、議案第19号、摂津市災害対策基金条例制定の件、議案第21号、摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第22号、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第23号、摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件及び議案第24号、摂津市手数料条例及び摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件、以上9件について、3月12日、14日及び15日の3日間にわたり、委員全員出席のもと委員会を開催し、審査をしました結果、議案第1号所管分及び議案第23号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しま

したので、報告いたします。

○嶋野浩一朗議長 文教上下水道常任委員長。

(安藤薫文教上下水道常任委員長 登壇)

○安藤薫文教上下水道常任委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

3月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成31年度摂津市一般会計予算所管分、議案第2号、平成31年度摂津市水道事業会計予算、議案第3号、平成31年度摂津市下水道事業会計予算、議案第10号、平成30年度摂津市一般会計補正予算(第8号)所管分、議案第11号、平成30年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)、議案第12号、平成30年度摂津市下水道事業会計補正予算(第4号)、議案第25号、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、議案第26号、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第30号、摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第31号、摂津市水道事業の給水等に関する条例及び摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第32号、摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件、以上11件について、3月11日及び12日の2日間にわたり、委員全員出席のもと委員会を開催し、審査しました結果、議案第1号所管分、議案第2号、議案第3号及び議案第31号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきもの

と決定しましたので、報告いたします。

○嶋野浩一朗議長 民生常任委員長。

(森西正民生常任委員長 登壇)

○森西正民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

3月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成31年度摂津市一般会計予算所管分、議案第4号、平成31年度摂津市国民健康保険特別会計予算、議案第6号、平成31年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算、議案第7号、平成31年度摂津市介護保険特別会計予算、議案第8号、平成31年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算、議案第10号、平成30年度摂津市一般会計補正予算(第8号)所管分、議案第13号、平成30年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第15号、平成30年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第4号)、議案第27号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第28号、摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第29号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件、以上11件について、3月11日、13日及び18日の3日間にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第1号所管分、議案第4号、議案第7号、議案第8号及び議案第29号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○嶋野浩一朗議長 議会運営委員長。

(松本暁彦議会運営委員長 登壇)

○松本暁彦議会運営委員長 ただいまから、議会運営委員会の審査報告を行います。

3月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成31年度摂津市一般会計予算所管分及び議案第10号、平成30年度摂津市一般会計補正予算(第8号)所管分、以上2件について、3月26日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○嶋野浩一朗議長 駅前等再開発特別委員長。

(藤浦雅彦駅前等再開発特別委員長 登壇)

○藤浦雅彦駅前等再開発特別委員長 ただいまから、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

3月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成31年度摂津市一般会計予算所管分、議案第10号、平成30年度摂津市一般会計補正予算(第8号)所管分及び議案第20号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件、以上3件について、3月19日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第1号所管分については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○嶋野浩一朗議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、日本共産党議員団を代表して、議案第1号、議案第2号、議案

第3号、議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第23号、議案第29号及び議案第31号に対して、一括して反対の立場から討論を行います。

最初に、きのうの国会で強行成立された2019年度政府予算に対して、本市が地方自治体としてどういう認識を持ち、住民の福祉の増進という役割を果たしていくかという点について申し上げます。

先の代表質問においても申し上げましたが、日本共産党は、新年度政府予算に対して、消費増税で暮らしと経済を破綻させ、大軍拡で憲法と平和を壊し、二重に亡国への道を突き進む予算だと強く批判しています。

そこで、一つは、安倍政権のもとで大企業や富裕層は史上最高の利益を拡大しているものの、日本経済や国民の暮らしは一層深刻になっているという認識を持つべきではないかという点です。

日本経済は、2014年の消費税8%への増税時に比べ、GDPは3兆円も落ち込み、今度の5兆円を超える増税を強行すれば破滅的な影響を及ぼすこととなります。国民の暮らしは、実質賃金が4年前に比べ年収ベースで10万円低下、実質家計消費支出はこの5年間に25万円も落ち込んでいます。また、社会保障費は、2019年度も自然増を1,200億円圧縮し、この7年間での社会保障費の削減は4兆3,000億円となりました。

暮らしを壊す予算は、本市市民にも大きなしかかってきます。本市の納税義務者の一人当たりの年間所得金額を階層別で見ると、200万円以下が66.5%です。隣の吹田市が56.3%であり、10ポイントもの開きがあります。これらの点も踏まえて、ぜひ府内でトップクラスの財政力

を活用し、市民の暮らしをしっかりと支える立場に立つべきだと申し上げておきます。

もう一つは、全国知事会など地方六団体の頑張りに合わせて、本市も言うべきことは言い、国の方針であっても市民にとって不利益を及ぼすことには断固とした姿勢を示すべきではないかという点です。

この間、全国知事会、全国市長会、全国町村長会は、国民健康保険に対する1兆円の公費を投入せよと国に要請をしています。また、昨年12月には、地方六団体が、地方財政対策について、地方の財源不足の解消に向けて、地方交付税の法定率の引き上げなど、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立の申し入れを政府に行っています。ぜひ本市としても、積極的に地方自治体としての立ち位置からさまざまな点で発信されるよう求めておきます。

次に、災害防災対策について3点述べます。

昨年のたび重なる災害被災を大きな教訓として、さまざまな取り組みを行おうとしています。大阪北部地震の検証まとめなどから、昨年と同程度の災害に対しては十分対応できると明言されましたが、まさしくそうあっていただきたいと思います。数年前に私どもが提案させていただいた市独自の防災まちづくり学校が、ようやく防災サポーター養成講座として実施されることになりました。また、本市の地域防災計画の見直しも行われることになりました。

国全体の動きでは、東日本大震災から8年、復興庁があと2年で廃止されるのを受けて、その後、後継組織の議論が行われており、ある専門家は、巨大災害に対応できる新次元の防災庁を立ち上げるべきと発言されています。

また、本市防災アドバイザーの片田教授

は、災害への向き合い方を変えるときだ、自然を制御できるとは思っていないし、行政に頼っている命を守れない、住民が主体になる防災が必要と述べておられます。

そこで、一つは、体制の強化・充実についてです。

新年度のさまざまな取り組みを受けて、市民、地域、市役所全体の防災力は強化されていくと感じています。しかし、それは市役所の体制の強化が前提でなくてはなりません。大阪北部地震の検証まとめでも強調されている市としての危機管理の専門職の設置、そして、その重要な構成要員である消防職員についても、国基準に対し充足率53%という現状は早急に改善すべきです。市として、予防対策、災害時の初動体制、応急対策、復旧復興対策など、的確に対処できる組織づくりに努力していただきたいと申し上げておきます。

二つ目に、災害被災に対する公的支援の内容についてです。

住宅被害の大半を占める一部損壊の被害でも、対象とする本市独自の被災者支援制度も設けられましたが、いまだ家屋の修繕等に時間がかかる状況です。制度の継続と併せて、さらなる拡充についても引き続き検討していただくことを求めています。

三つ目に、豪雨浸水対策についてです。

この間、各地で記録的な豪雨による浸水被害が相次いでいますが、安威川ダムが完成しても、ダムの洪水調整能力を上回り、下流地域で浸水被害が発生する可能性もあると専門家からも指摘されています。安威川流域の下流に位置する本市として、この指摘を真摯に受けとめて、安威川ダムに頼るだけでなく、安威川とその流域全体での総合的な治水対策を強化することが欠かせません。国や大阪府に働きかけ、耐越水堤

防の整備、河床修復、貯留施設整備、堆積土砂の除去や内水氾濫地域の雨水管整備など、本市としても具体的に行動していただくよう求めています。

次に、市民生活を支える市の姿勢と取り組みについて3点述べます。

一つは、国民健康保険についてです。

摂津市は、2018年度、一人当たり2,241円、総額で4,000万円の国民健康保険料の値上げを行いました。2019年度は、さらに一人当たり5,662円、総額1億1,000万円の値上げをしようとしています。一方、国民健康保険特別会計は大きな黒字を出し、3億円を超える基金を保有する状態です。黒字なのに値上げをする、その理由は大阪府の押しつける5年後の統一保険料に合わせるためですが、府の示す保険料の額も年々大幅に引き上がり、追いつくためには今後どれだけの値上げを続けなければならないのか、見通しも立っていません。

国から市町村におろされる保険者努力支援制度の交付金は、本来、保険料引き下げのために使えるものですが、統一保険料になれば、この交付金も引き下げには使えません。ここにも統一化の矛盾が既に吹き出しています。

保険料の問題だけではありません。摂津市は、府の制度に合わせ、2018年度に災害減免を含め減免制度の基準を改悪しました。そのことによって一部損壊の被害を受けた世帯が今回の災害で制度を使えなかった、このことについても大いに反省すべきです。

国民健康保険は、憲法第25条に基づき、誰もが医療を受ける権利を保障し、国民皆保険制度の下支えとなるものなのに、大阪府の統一化によって、市民の暮らしを

圧迫し、災害時も救わない制度に変質してしまいます。市民にとって百害あって一利なしの統一化に従わず、市民を守る本来の運営を行うべきです。

二つ目に、高齢者、障害者、生活保護世帯の負担を軽減する取り組みについてです。

年金は下がるのに介護保険料の負担は重く、生活していけないと高齢者から悲鳴が上がっています。介護保険の基金は、2017年度末は約3億6,000万円、2018年度末は約6億6,000万円へと膨れ上がっています。その理由に施設整備ができなかったことを挙げておられますが、基金を増額しながらの値上げに市民の理解は得られません。今後、第8期の計画がつけられていきますが、施設整備の見通しも立っていない中、さらなる保険料値上げは許されません。保険料、利用料の減免制度の拡充・創設も行うべきです。

大阪府の福祉医療費助成制度の改悪で、老人医療費助成制度がなくなり、重度障害者医療費助成制度に統合されました。大阪府は制度の再構築だと言いますが、摂津市内で対象から外される人は336人に対し、新たに対象となる人はわずか29人です。その上、摂津市の入院時食事療養費助成の廃止は、障害者にさらなる負担を強いています。制度の再構築だと言いましたが、シフト先とした障害者福祉見舞金の上乗せ分は、2018年度、全く支払われませんでした。障害者の暮らしに負担を増やすのではなく、軽減する施策を行うべきです。2018年10月から3年間の生活保護基準引き下げは、保護利用世帯の生活に大きな影響を及ぼし、格差、貧困の社会問題化を一層広げるもので、許されません。

生活保護では、今までにも基準引き下げ

や加算の廃止が行われてきており、特に住宅扶助基準引き下げの影響は深刻です。国に引き下げをやめ、もとの基準に戻すよう求めることを要望するとともに、一人一人に寄り添った対応を求めます。ケースワーカーの体制と力量の強化も引き続き求めておきます。

市長は、常々、弱者の視点を大切にするとありますが、制度を持続可能なものとするためには削減もありだという姿勢です。将来の市民に責任を持つということですが、高齢者、障害者、生活保護世帯など、負担増による痛みを苦しむ人々は、今、救済が必要です。現在の市民を救えなくては将来の市民も救えません。今こそ負担軽減を行うべきです。

三つ目に、中小企業・小規模事業者の営業、働く人の権利を守る取り組みについてです。

中小企業を取り巻く状況は厳しいものがあるとの認識を示されましたが、消費税による倒産や廃業も懸念されます。これから新産業振興アクションプランを策定されますが、創業支援や発展する企業への支援だけでなく、中小企業や小規模事業所が事業をやめずに継続していくための有効な支援策が必要です。小規模企業振興基本法の理念に基づく条例制定なども求めておきます。

また、ブラック企業やコンビニオーナーなど働く人の問題も深刻化しています。新たに外国人労働者の働かせ方についても社会問題となっています。政府は、外国人実習生の違法な働かせ方に有効な対策も行わず、改正入管法を強行成立させました。摂津市の調査でも、既に外国人を雇用している企業、雇用を検討している企業が少なからずあることはわかっています。外国人も

含め、働く市民の権利や暮らしをどのように守っていくのか、しっかりとした取り組みを求めています。

次に、子育て支援・教育分野について5点述べます。

1点目は、待機児童の解消と保育の質の確保に公的責任を果たすことについてです。

昨年11月、KENTOひまわり園が新設、今年4月には正雀ひかり保育園が建て替えられ、合わせて225名の定員増が図られましたが、年度当初に保育所に入所できない児童が、昨年より減少見込みながらも生じるとのことです。例年、待機児童は年度中に増加すること、そして、10月からの幼保無償化実施などから、今年度新設が予定されている分園や小規模保育事業所などでは待機児童の解消は図れません。

保育士不足の問題も深刻で、新施設では施設定員を下回る受け入れしかできない状況です。今回、民間園での保育士採用に1人10万円の支援金が用意されるなど取り組みが行われるものの、本格的な処遇改善にはほど遠く、保育士確保は引き続き困難な状況が続くと思われます。

これまで、摂津市は、待機児童対策を民間の認可保育所や保育所の新增設、小規模保育事業所に頼ってきました。今後、幼保無償化方針が、公立の民営化、民間委託を加速させる懸念があります。2019年度は、第2期子ども・子育て支援事業計画が策定されます。待機児童解消、保育の質の確保、向上、保育士の処遇改善、保護者の保育ニーズなど、民間任せにはせず、公的責任として公立保育所の役割を重視するとともに、保育、子育てに対する公的責任を果たす方向へ転換するよう求めます。

2点目は、学童保育の民間委託について

です。

市内3小学校の学童保育民間委託を2020年より3年契約で導入するための債務負担行為額が設定されました。今年度、保護者から反対の声が上がり、2019年度実施を延期していたものです。

民間委託導入に対し、幾つかの問題を指摘します。

一つは、保護者の不安に対し、丁寧な説明、納得を得る努力が尽くされていないということです。

先日、保護者の集まりである摂津市学童保育連絡協議会から、学童保育の民間委託について、安心して納得できる仕組みの提示を求める陳情書が提出されました。そこには、「市担当課との話し合いは19回持たれていますが、質の確保等に向けて安心してできる仕組みが提示されたわけではありません。直営での職員の確保策、サービス拡充への計画が示されないもとの、民間委託ありきの計画ではという不安や疑問を感じる」と記されています。陳情書にあるように、安心して納得できる仕組みをしっかりと提示すべきです。

二つ目は、民間委託導入を決定した際の目的がすりかわっていることです。

学童保育の民間委託は、第5次行革のメニューとして子ども・子育て会議等で議論され、延長保育や土曜日保育の拡大など、サービス向上のために、コスト面の優位性から民間委託やむなしと結論づけられました。しかし、今回の民間委託には、その最大理由であったコスト面の優位性は全くありません。いつの間にか指導員確保のためと、その理由がすりかえられています。指導員不足は、保育の質にかかわる重大な問題であり、なし崩し的に異なる理由で決定した、この民間委託へ突き走るやり方は大

問題です。

三つ目に、学童保育の運営指針に反する矛盾があることです。

指針では、運営主体や指導員について、子ども、保護者、学校、地域との関係を重視し、安定性、継続性が求められています。が、本予算の債務負担行為の期間はわずか3年と短く、学童保育運営指針にも、また保護者の不安にも応えられるものではありません。

以上、延長保育の実施などサービス向上を民間委託でなければできないとする市の姿勢を改め、公設公営で放課後児童の安全・安心の生活の場、学童保育室運営の公的責任を守るよう求めます。

3点目は、大阪府中学生チャレンジテストの問題です。

大阪府が中学生全学年で実施するチャレンジテストの大きな課題について、教育長と共通認識であることを確認しました。その課題について、府教育庁に求めても改善が図られない以上、摂津市の中学生をチャレンジテストに参加させるべきではありません。少なくとも、地域・学校間の無用な格差やランクづけを助長し、中学校教育や学校生活をゆがめる高校入試の判定に活用させないよう求めるべきです。

4点目は、中学校給食についてです。

5年目を迎えるデリバリー方式選択制の中学校給食の矛盾は限界に達しています。食育など学校教育の一環でありながら、喫食率はずっと4%台と低空飛行が続いています。また、子どもの貧困対策という点でも、就学援助制度の対象にならず、弁当を持ってこれない生徒への対応も不十分なままです。新年度、300万円もの中学校給食調査委託料が計上されましたが、デリバリー方式選択制の検証、中学校給食のある

べき姿についての議論から、全員喫食を前提にした自校調理、親子方式など、調査をされることを強く求めておきます。

5点目は、教職員の働き方改革についてです。

新年度、深刻化する学校現場、教職員の多忙化を解消するための具体的な改革が行われようとしています。児童・生徒と向き合える環境を整備する上で、教職員の働き方改革は必要なことです。児童・生徒、保護者、地域の理解と協力が得られるよう、市教委が責任を持って対応するよう求めます。

教員増が図られず、産休、育休などの欠員補充がされない現状で、一律に一斉退校日の設定など時間短縮を追求することについて、現場のさらなる負担とならないか、仕事の持ち帰りなど多忙化の実態が見えにくくなってしまわないかとの懸念もあります。そもそも、今の教職員の超多忙化は、国が学校週5日制を教員増なしで実施し、一人当たりの授業負担を増やしてきたこと、不登校やいじめなどへの対応に加えて、学力テストや教員免許更新制、人事評価や学校評価などの教育改革の名のもとに積み重ねられてきた負担などが根底にあります。摂津市として、小学1年生等学級補助員やスクールソーシャルワーカー、学習サポーターなど、独自の人員補償を行われていることは評価をしますが、抜本的に教職員の超多忙化を解消し、一人一人の子どもの成長や発達を保障する教育環境をつくるためには、教員定数増を国や大阪府に強く求めつつ、市としてもさらなる努力を行うことを求めておきます。

次に、議案第23号についてです。

本議案では、市税条例で幾つかの改定が提案されていますが、問題なのは、法人市

民税割の税率を大幅に引き下げ、これを地方法人税として国税化し、地方交付税の財源に充てるという点です。4年前の改正では、税率を14.7%から12.1%へと2.6%引き下げました。今回は、12.1%から8.4%へと、さらに3.7%引き下げるもので、本市にとって約6億円の減収、法人市民税額の約3割に相当することです。法人市民税の一部国税化、交付税財源化は、地方消費税により、交付税不交付団体と交付団体をはじめ、自治体間の格差がますます拡大するために、これを是正するという名目ですが、本来からいえば、地方交付税の税率引き上げをはじめ、政府の責任において財源保障、調整すべきものと言えます。

最後に、議案第31号についてです。

水道料金及び下水道使用料の消費税率引き上げに伴う料金引き上げが本条例によって決められようとしています。消費税率10%への引き上げについては、現時点においても、今年の10月に実施すべきではないというのが国民多数の声となっています。さらに、今回は飲食料品など8%への据え置きという複数税率が導入される動きもある中で、生活に欠かせないライフラインと言える光熱水費が税率引き上げという点も納得いくものではありません。この間、摂津市は、近隣他市と比べても上下水道料金が高いということを受け、負担の引き下げを求める市民からの請願が出された経緯もあります。また、大阪広域水道企業団からの受水費が昨年4月から引き下がり、年間2,000万円程度の支出の減があって、これは市民に還元すべきではないかと委員会で求めた際に、将来的な値上げ時期を少しでも先におくらせるため、今の値下げは行わないとされましたが、今、市

民の暮らしの実態と切実な願いに寄り添うなら、事実上の料金引き下げを行うことで、市民負担を増やさないように据え置くべきではないでしょうか。

国の2019年度予算は消費税増税を前提に成立しましたが、10月実施の最終判断はいまだ保留だと言われています。日本共産党は、消費税10%への引き上げをやめさせるために、幅広い共同を引き続き広げ、頑張ることを申し上げ、以上、反対討論とします。

○嶋野浩一朗議長 次に、水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、公明党議員団を代表いたしまして、市長が提案されました議案第1号から議案第8号につきまして、賛成の立場から一括して討論をさせていただきます。

最初に、安全・安心のまちづくりについて。

昨年、本市は、大阪北部地震、台風21号など多くの自然災害に見舞われ、災害時における諸課題に直面しました。今後、いつ何どき、これまで想定していなかった、あってはならない災害が起こるかわからない状況であり、地域の防災力を向上することは喫緊の課題であります。

公明党議員団が要望してまいりました防災士の資格取得支援制度を創設され、地域の防災活動の中心となる役割を担う人材を育成し、自助・共助活動の一層の推進に努められることを高く評価し、地域の防災サポーター育成へとつなげていかれますことを要望いたします。

また、災害による住宅の屋根や外壁等の復旧工事及びブロック塀等の撤去に要する費用助成を引き続き実施されることを評価いたします。そして、避難所運営や停電に

備え、発電機やランタン、毛布等の追加配備や、コミュニティ資機材倉庫へのブルーシート等の備蓄、さらに、応急給水活動を行うための給水タンクや給水栓等の機材を充実されることを評価いたします。

今後も、より一層災害に強いまちづくりに向け、継続的に必要な対策を実施していただきますよう要望いたします。

次に、洪水に強いまちづくりにつきましては、東別府雨水幹線の工事に着手されるとともに、三箇牧鳥飼雨水幹線の平成32年度完成を目指した整備を推進されますことを評価いたします。

空き家対策につきましては、特定空き家の指定及び所有者などの把握に向けた調査を実施するとともに、所有者に対し適正管理のパンフレットを配布するなどの啓発活動に取り組まれることを評価いたします。

ごみ処理の広域連携につきましては、茨木市との基本合意書の締結に基づき、リサイクルプラザから茨木市に搬入するための橋梁及び専用道路の予備設計に着手されますことを評価いたします。2023年からのスタートに向け、着実に取り組みを進めるとともに、市民に対する十分な周知を図られるようお願いいたします。

また、美化ボランティア制度の充実を進め、美化意識の向上についても期待をいたします。

続いて、福祉施策についてであります。

高齢化と核家族化が進む中で、健康、生きがいにおける地域コミュニティが担う役割は大変重要となっており、地域住民が主体となって活動される、高齢者の皆さんが気軽に集える環境づくりへの支援を行われることを評価いたします。

また、身近な地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、第4

期地域福祉計画の策定に取り組まれることを評価し、いつまでも住み続けたいまち摂津をさらに目指していただきたいことを要望いたします。

職員を対象とした認知症サポーター養成講座につきましては、認知症の正しい知識や支援方法などを全職員が習得し、見守り体制につなげていただけるようお願いをいたします。

次に、健康づくり施策につきましては、北大阪健康医療都市（健都）において、本年7月には国立循環器病研究センターが開設いたします。また、近い将来には、国立健康・栄養研究所の健都イノベーションパークへの移転が予定されており、医療や健康に対する高度医療に関する研究機関が健都に集積することは、本市にとりましても大きな魅力であり、チャンスであると感じています。国立循環器病研究センターとは、これまで、心筋梗塞から命を守るSTOPMIキャンペーンや糖尿病対策への助言・指導など、積極的に本市の傷病予防の取り組みに協力・連携していただいております。今後は、これらの取り組みに加え、同センターと市内のかかりつけ医による病診連携のネットワークを構築し、循環器病をはじめとする生活習慣病の予防と早期治療に向けた取り組みを推進いただけるようお願いいたします。

先天性風疹症候群の予防につきましては、抗体保有率の低い世代を対象とした予防接種を実施されます。対象者も多く、現役世代となることから、抗体検査から予防接種までしっかりと受けていただける体制整備と助成制度の周知徹底、及び、今後、抗体検査に対する助成制度充実に向けた取り組みを期待いたします。

また、多剤服薬防止の勧奨によるポリフ

アーマシー対策と残葉調整のブラウンバッグ運動を組み合わせた府内で初となるせつつ服薬適正化プロジェクトを摂津市薬剤師会との連携により展開されますことを評価いたします。

健康づくりについて、本市の特徴的な取り組みであるまちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ事業としてウオーキングコース全10コースが完成いたしました。うきうきせつつ健歩会を中心とした講座の開設やコースの周知を徹底し、来る超高齢社会に向け、健康で生きがいのあるまちづくりの基軸となる取り組みとなるよう期待をいたします。

受動喫煙防止の取り組みにつきましては、阪急正雀駅周辺及び健都を新たに路上喫煙禁止地区に指定され、本年7月からは市役所庁舎の敷地内完全禁煙が実施されます。将来は、全地域での喫煙禁止区域指定に向けた取り組みを推進、さらには、わかりやすい周知や、喫煙者に対しても可能な限りの配慮をお願いし、要望いたします。そして、日本一の健康寿命を目指し、それぞれの施策が市民の皆さんに喜んでいただける取り組みとなりますようお願いし、要望といたします。

次に、待機児童の取り組みにつきましては、民間保育所等の施設整備に対する補助を行い、定員拡大に取り組んでおられます。また、保育人材の安定的な雇用促進のため、採用活動について支援されることを評価いたします。

今後も、待機児童解消について、最大限努力をいただき、子育てするなら摂津市を名実ともに実現いただけますようお願いいたします。

学童保育につきましては、保育時間の延長等の早期実現に向け取り組み、保護者の

ニーズにマッチした内容へとさらなる充実を要望いたします。

学力向上、教育環境の整備につきましては、小学校におけるプログラミング教育の必修化を見据え、ロボット教材を活用した試行的な授業を実施されることを評価いたしますとともに、教員の課題を整理し、教える側も学ぶ子どもたちも互いに喜びを感じる取り組みになるよう期待いたします。

また、せつつSUN SUN塾を全中学校区で引き続き実施されるとともに、小学校全学年で学習定着度調査に取り組みれます。今後も、ICT機器のより効率的な活用など、魅力ある授業、教員への支援につながり、学習内容と児童・生徒の習熟度に考慮した指導を実践していただきますようお願いいたします。

全中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校や問題行動等への支援体制を強化されることにつきまして、高く評価をいたします。

次に、生涯学習スポーツ推進につきましては、社会教育施設が地域コミュニティの核となるよう、公民館のバリアフリー化や老朽化対策について、周辺施設の状況、市民ニーズを慎重に見きわめ、対応していただきますようお願いをいたします。

また、子ども読書活動推進計画の見直しについても、多くの子どもが読書に親しめる環境づくりや高齢者の生きがいにもつなげていただくよう要望いたします。

また、青少年運動広場の全面リニューアル工事に着手されるとともに、旧味舌小学校跡地での体育館建設に向け、実施設計に取り組まれることについて評価をいたします。スポーツを通して市民のつながりや健康増進につなげることはもとより、安全で快適に利用でき、地域にも喜ばれる施設と

なるようお願いをいたします。

次に、未来を見据えた魅力あるまちづくりについて申し上げます。

本市の魅力を向上させるため、シティプロモーション戦略の策定に取り組まれることを評価いたします。本市の特徴である顔の見えるまち、今後も魅力ある摂津の実現を目指した取り組みを推進していただくことをお願いいたします。

千里丘西地区まちづくり事業につきましては、都市計画決定の手続を進めるとともに、特定建築者制度の導入に向けた事業協力者の募集要項の作成が行われます。民間活力を活用した駅前ふさわしい魅力あるまちづくりを目指し、地域を愛する地権者の方々への配慮を大切に、進めていただくようお願いをいたします。

阪急京都線連続立体交差事業につきましては、事業用地の境界確定を行い、関係機関との連携を図りながら用地取得等が実施されます。早期実現を期待しますが、広く住民への周知を図り、事業用地取得につきましては、特に周辺住民の方々への丁寧な説明や対応をよろしくお願いいたします。

健都イノベーションパークにつきましては、健康と医療の先進的な研究開発を行う企業など、募集の選定については先手先手の取り組みを行い、健都を中心に、健康づくりと医療イノベーションの好循環がマッチし、健康寿命の延伸をリードするまちづくりを地域全体に広げる取り組み及びバス路線など交通網の再整備をお願いし、要望といたします。

これら事業につきましては、未来を見据えた魅力あるまちづくりに必要な事業と評価をいたします。

次に、産業振興施策につきましては、製造業や流通業を中心とした産業の集積は本

市の強みでございます。この産業のまちとしての特性を最大限に生かし、さらなる活性化を図るため、市内企業や関連機関と連携し、第2期産業振興アクションプランの策定に取り組まれることを評価いたしますとともに、産業都市としての先進的な取り組みとなりますよう期待をいたします。

商工業支援施策につきましては、本市が誇る商品を摂津優品（せつつすぐれもん）として新たに認定するとともに、商品PR活動の強化に取り組まれることについて評価をいたします。今後も、販売促進を後押しするとともに、OEMなど、産業を支え、高い技術を持つ企業にも光が当たるよう考慮し、ものづくりのまち摂津として広くPRしていただくようお願いいたします。

また、本年10月の消費税率の改定に伴い、消費者への負担軽減や消費喚起を目的とした低所得・子育て世帯向けプレミアム付商品券及び商工会との連携による本市独自のセッピースクラッチカードの発行について評価いたしますとともに、公明党が生活者の目線で進めてまいりました軽減税率導入に対する事業者や市民の皆様への配慮もお願いしたいと思います。

次に、ファシリティマネジメントの推進につきましては、将来発生する修繕・更新費用をシミュレーションし、長期修繕計画の策定、公共施設の将来的方向性の検証を行い、用途ごとの個別施設計画の策定に取り組まれることを評価します。

さらに、公会計を活用した見える化、総合的な市有財産の適正かつ有効な活用、及び、何よりも、市への厚い信頼をもとに税金を納めていただいている市民の皆さんへの真心に十分応えるべく、計画と実行を強くお願いいたします。

水道事業会計、下水道事業会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計につきましては、将来を見据えた計画的な財政運営をされることを評価します。

安心・安全な水の供給を今後も継続していくために、広域水道との連携も十分に研究し、進めていただきたいと思います。

また、高齢者にとっては、国民健康保険料や介護保険料への負担は少なくありません。公明党が推進してまいりました加算年金制度や介護保険料の見直し施策についても、今後しっかりと周知をお願いし、これからは先見性を持った運営を期待し、賛成理由といたします。

森山市長におかれましては、今後予定している事業について、スピード感を持って進行に努めていただくとともに、将来的な視点に立った健全な財政運営に努めつつ、摂津市を愛する市民が本市を誇りに思えるような市政運営を行っていただくことをお願い申し上げ、公明党議員団を代表しての賛成討論とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 以上で討論を終わります。

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第23号、議案第29号及び議案第31号を一括採決します。

本9件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○嶋野浩一朗議長 起立者多数です。

よって、本9件は可決されました。

議案第5号、議案第6号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議

案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第30号及び議案第32号を一括採決します。

本19件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、本19件は可決されました。

日程2、報告第2号を議題とします。

報告を求めます。建設部長。

(土井建設部長 登壇)

○土井建設部長 報告第2号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、その内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成31年1月13日に発生いたしました道路管理瑕疵による車両破損事故であり、平成31年3月13日に示談が成立いたしましたので、その損害賠償額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故発生状況、損害賠償の相手方及び損害賠償の額は、報告第2号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経過につきましてご説明申し上げます。

本件は、平成31年1月13日曜日午後2時30分ごろ、相手方の車両が正雀四丁目15番地先の市道正雀24号線を南から北に向けて通行していたところ、舗装の盛り上った区間を通過した際に、車両底部をすり、車のアンダーカバー及び排気管等に損傷を与えたものであります。

示談につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会へ事故現場の状況を報

告し、協議をいたしましたところ、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合を本市80%、相手方20%と判断され、相手方との話し合いの結果、車両の修理費用として16万4,478円を支払うことで相手方と合意に達したものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、加入しております全国市有物件災害共済会よりその全額が支払われるものでございます。

事故の詳細でございますが、事故現場は山田川右岸堤防上の幅員3メートルの道路で、道路下にコンクリート構造物があるため、舗装が山状に盛り上がっている区間があり、事故車両が通過した際に、この盛り上がった部分をまたぐ形となり、車両底部に損傷を与えたものでございます。事故箇所は、定期的な道路パトロールを実施しており、部分的な舗装補修も行っておりましたが、今回は発見できなかったもので、車種や進入の方向など車両の条件等も重なり、事故が発生したものでございます。

なお、現地におきましては、早急に勾配修正の補修を行っておりますが、今後は、コンクリート構造物の撤去も含めた改修について河川管理者と協議を行ってまいりたいと考えております。

今後とも、道路パトロールをはじめ、市民からの情報提供などにより、道路の適切な管理に努めてまいります。

以上、報告第2号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程3、議会議案第1号など4件を議題

とします。

お諮りします。

本4件につきましては、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本4件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第1号、議会議案第2号、議会議案第3号及び議会議案第4号を一括採決します。

本4件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、本4件は可決されました。

日程4、常任委員会の所管事項に関する事務調査の件を議題とします。

本件については、各委員長から常任委員会の所管事項に関する事務調査表のとおり、平成32年3月31日まで閉会中も調査したいとの申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで平成31年第1回摂津市議会定例会を閉会します。

(午前10時57分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長                      嶋野 浩一朗

摂津市議会議員                      野 口        博

摂津市議会議員                      村 上 英 明

☆ 添 付 資 料

平成31年第1回定例会審議日程

月日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
2 / 20	水	本会議（第1日）	平成31年度市政運営の基本方針 提案理由説明・即決 (議会議案届出締切 17:15)	10:00
21	木			
22	金			
23	土			
24	日			
25	月		(代表質問届出締切 12:00)	
26	火			
27	水			
28	木			
3 / 1	金			
2	土			
3	日			
4	月			
5	火			
6	水	本会議（第2日）	質疑・委員会付託・代表質問	10:00
7	木	本会議（第3日）	代表質問	10:00
8	金			
9	土			
10	日			
11	月		文教上下水道常任委員会（第二委員会室） 民生常任委員会（301会議室）	10:00 10:00
12	火		総務建設常任委員会（301会議室） (常任委員会予備日)	10:00
		本会議（第4日）	提案理由説明・即決	13:00
13	水		(常任委員会予備日)	
14	木		(常任委員会予備日(午後))	
15	金		(常任委員会予備日)	
16	土			
17	日			
18	月		(常任委員会予備日(午後)) (一般質問届出締切 12:00)	
19	火		駅前等再開発特別委員会（第二委員会室）	
20	水			
21	木			
22	金			
23	土			
24	日			
25	月			
26	火		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
27	水			
28	木	本会議（第5日）	一般質問・委員長報告・議会議案 議会運営委員会（第一委員会室）	10:00 本会議終了後

# 議 案 付 託 表

平成31年第1回定例会

## 〈総務建設常任委員会〉

- 議案第1号 平成31年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第5号 平成31年度摂津市財産区財産特別会計予算
- 議案第10号 平成30年度摂津市一般会計補正予算（第8号）所管分
- 議案第14号 平成30年度摂津市財産区財産特別会計補正予算（第1号）
- 議案第19号 摂津市災害対策基金条例制定の件
- 議案第21号 摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第22号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第23号 摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 議案第24号 摂津市手数料条例及び摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

## 〈文教上下水道常任委員会〉

- 議案第1号 平成31年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第2号 平成31年度摂津市水道事業会計予算
- 議案第3号 平成31年度摂津市下水道事業会計予算
- 議案第10号 平成30年度摂津市一般会計補正予算（第8号）所管分
- 議案第11号 平成30年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第12号 平成30年度摂津市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第25号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第26号 摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第30号 摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第31号 摂津市水道事業の給水等に関する条例及び摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第32号 摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件

## 〈民生常任委員会〉

- 議案第1号 平成31年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第4号 平成31年度摂津市国民健康保険特別会計予算
- 議案第6号 平成31年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
- 議案第7号 平成31年度摂津市介護保険特別会計予算
- 議案第8号 平成31年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第10号 平成30年度摂津市一般会計補正予算（第8号）所管分
- 議案第13号 平成30年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第15号 平成30年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第27号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第28号 摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第29号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

**〈議会運営委員会〉**

議案第 1 号 平成 31 年度摂津市一般会計予算所管分

議案第 10 号 平成 30 年度摂津市一般会計補正予算（第 8 号）所管分

**〈駅前等再開発特別委員会〉**

議案第 1 号 平成 31 年度摂津市一般会計予算所管分

議案第 10 号 平成 30 年度摂津市一般会計補正予算（第 8 号）所管分

議案第 20 号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件

# 平成31年 第1回定例会 代表質問要旨

## 質問順位

- 1 番 日本共産党 安藤薫議員
- 2 番 改革クラブ 渡辺慎吾議員
- 3 番 民主市民連合 三好義治議員
- 4 番 自民党・市民の会 光好博幸議員
- 5 番 大阪維新の会 中川嘉彦議員
- 6 番 公明党 南野直司議員

## 1 番 安藤薫議員

- 1 今日の市民生活の実態に対する認識と地方自治体の役割について
- 2 国、大阪府政に対する評価と摂津市政・市民への影響について
  - (1) 今年10月の消費税増税とその影響について
  - (2) 大阪府・大阪市のIR・カジノ誘致、ベイエリア等巨大開発について
  - (3) 憲法を守り人間を尊重する平和都市としての取り組みについて
- 3 市民生活を支える市の姿勢と取り組みについて
  - (1) 国民健康保険料の連続値上げをやめることについて
  - (2) 消費税増税による上下水道料金の値上げを抑制することについて
  - (3) 高齢者・障がい者・生活保護世帯の負担を軽減する取り組みについて
  - (4) 中小企業・小規模事業者の営業を守る取り組みについて
- 4 地域の環境を守る市の姿勢について
  - (1) 鳥飼野々の外国人技能実習生宿泊施設建設計画について
  - (2) JR東海新幹線鳥飼車両基地の地下水汲み上げによる影響と、同社の社会的責任を求めることについて
- 5 昨年の相次ぐ災害を教訓とした、本市の今後の防災対策の方向性について
  - (1) 昨年のお阪北部地震の検証結果、台風21号の被災状況から何を教訓にすべきかについて
  - (2) 災害被災に対する公的支援について
  - (3) 新年度の防災対策事業について
  - (4) 豪雨・浸水対策について
- 6 子育て支援施策の公的責任を果たし、充実を図ることについて
  - (1) 幼児教育・保育の無償化による影響とその対応について
  - (2) 待機児童の現状とその対策について
  - (3) 学童保育の充実に対する市の責任と民間委託計画について
  - (4) 子どもの貧困対策について

- 7 子どもの成長・発達を保障する教育条件の整備について
  - (1) 教職員を増やし、35人学級を拡大することについて
  - (2) 大阪府中学生チャレンジテストの中止と高校入試の判定に利用させないことについて
  - (3) 安全で安心して全員で食べる中学校給食へ切り替えることについて

## 2番 渡辺慎吾議員

- 1 市民が元気に活動するまちづくりについて
  - (1) 鳥飼野々1丁目地域における外国人研修センター建設問題について
- 2 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
  - (1) 防災行政無線の音声伝達区域について
  - (2) 防災士の資格取得支援制度について
- 3 みどりうるおう環境を大切にすまちづくりについて
  - (1) 自然エネルギー活用について
- 4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
  - (1) 認知症の見守り体制について
  - (2) せつつ服薬適正化プロジェクトについて
  - (3) DVについて
- 5 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
  - (1) せつつSUN SUN塾について
- 6 活力ある産業のまちづくりについて
  - (1) 販路開拓の支援について

## 3番 三好義治議員

- 1 市民が元気に活動するまちづくりについて
  - (1) 市民活動施策について
  - (2) 情報発信の強化について
- 2 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
  - (1) 災害対策について
  - (2) 消防・救急救助の施策について
  - (3) 都市基盤整備について
  - (4) 安全で便利な道路の整備について
  - (5) 雨水排水対策について
  - (6) 安全な水の安定供給について
- 3 みどりうるおう環境を大切にすまちづくりについて
  - (1) 環境負荷低減に向けた取り組みについて
  - (2) ごみ処理の広域連携について

- 4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
  - (1) 福祉施策について
  - (2) 高齢者施策について
  - (3) 子育て支援施策について
  - (4) 待機児童対策について
  - (5) 学童保育について
  - (6) 健康づくりについて
- 5 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
  - (1) 学力向上施策について
  - (2) 教職員の校務支援について
  - (3) 生涯学習施策について
  - (4) 屋外スポーツ施設の整備について
- 6 活力ある産業のまちづくりについて
  - (1) 商工業支援施策について
  - (2) 健都イノベーションパークへの企業誘致について
- 7 計画を実現する行政経営について
  - (1) (仮称) 行政経営戦略(行財政運営)について
  - (2) ファシリティマネジメントの推進について

#### 4番 光好博幸議員

- 1 市民が元気に活動するまちづくりについて
  - (1) 市民活動施策について
  - (2) 情報発信の強化について
- 2 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
  - (1) 大規模災害の備えについて
  - (2) 消防・救急救助施策について
  - (3) 都市基盤整備について
  - (4) 市民を支える上下水道について
  - (5) 多世代での同居・近居について
- 3 みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
  - (1) 環境問題について
  - (2) ごみ処理の広域連携について
- 4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
  - (1) 地域福祉施策について
  - (2) 子育て支援について
  - (3) 健康寿命の延伸の取り組みについて
- 5 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
  - (1) 児童・生徒の学力向上について
  - (2) スポーツ環境の充実について

- 6 活力ある産業のまちづくりについて
  - (1) 産業活性化について
  - (2) 健都イノベーションパークについて
- 7 計画を実現する行政経営について
  - (1) 持続可能な行政経営について
  - (2) 公共施設等の管理運営について
- 8 鳥飼地域の活性化について

## 5番 中川嘉彦議員

- 1 市民が元気に活動するまちづくりについて
  - (1) シティプロモーション戦略、SNS活用について
- 2 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
  - (1) 災害対策基金の創設について
  - (2) 三世代ファミリー住まいるサポート制度創設について
- 3 みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
  - (1) ごみ処理の広域連携について
  - (2) 広域連携後の環境センター跡地について
- 4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
  - (1) 高齢者施策について
  - (2) 子育て支援施策について
  - (3) 待機児童対策について
  - (4) 2025年国際博覧会について
- 5 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
  - (1) 学力向上の取り組みについて
  - (2) 中学校給食について
  - (3) 旧味舌小学校跡地の活用について
- 6 計画を実現する行政経営について
  - (1) (仮称)行政経営戦略について
  - (2) 人事施策について
  - (3) 電子自治体の推進について

## 6番 南野直司議員

- 1 市民が元気に活動するまちづくりについて
  - (1) 「みんなが育むつながりのまち摂津」の実現を目指した協働のまちづくりについて
  - (2) シティプロモーション戦略と迅速な市政情報の発信について

- 2 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
  - (1) 大規模災害の経験を踏まえた災害対策の向上について
  - (2) (仮称)せつつ防災サミットの実施について
  - (3) 「まちごと・丸ごと」防災体制の構築に向けた防災士の資格取得支援制度の創設について
  - (4) 千里丘駅西地区の再開発及び阪急京都線連続立体交差事業について
  - (5) 空家対策の取り組みについて
  - (6) 三世代ファミリー住まいるサポート制度の創設について
- 3 みどりうるおう環境を大切にすまちづくりについて
  - (1) 地球温暖化対策と環境負荷低減に向けた取り組みについて
  - (2) 環境美化ボランティアの取り組みについて
  - (3) 茨木市との廃棄物処理の広域連携について
- 4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
  - (1) 第4期地域福祉計画の策定について
  - (2) 安心して介護を受けながら生活できるまちづくりについて
  - (3) 第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について
  - (4) 国立循環器病研究センターを中心とした健康・医療のまちづくりについて
  - (5) 薬剤師会と連携したせつつ服薬適正化プロジェクトの取り組みについて
  - (6) 受動喫煙防止の取り組みについて
  - (7) 「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」の推進について
  - (8) 感染症対策について
- 5 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
  - (1) 未来の学びプログラミング教育と学力向上に向けた取り組みについて
  - (2) 教職員の校務支援及び相談支援の充実に向けたスクールソーシャルワーカーの配置について
  - (3) 特別教室へのエアコン設置及びトイレのリニューアルについて
  - (4) 地域における子ども見守りボランティアの活動支援について
  - (5) 子どもたちが読書に親しめる環境の充実及び公民館のバリアフリー化について
- 6 活力のある産業のまちづくりについて
  - (1) 「第2期産業振興アクションプラン」の策定について
  - (2) セッピースクラッチカード及びプレミアム付商品券の取り組みについて
- 7 計画を実現する行政経営について
  - (1) 将来を見据えた指針(仮称)行政経営戦略及び摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略について
  - (2) ICTを活用した行政サービスの向上について
  - (3) 平成31年度予算と今後の財政見通し及び新地方公会計制度の推進について

平成31年第1回定例会

特別委員会の委員定数の変更及び同委員の選任の件

委員会名	委員長	副委員長	委員
駅前等再開発 特別委員会	藤浦 雅彦	弘 豊	香川 良平 松本 暁彦 檜村 一臣 森西 正
総合計画及び 総合戦略等調査 特別委員会	三好 義治	光好 博幸	安藤 薫 森西 正 南野 直司 香川 良平

常任委員会の所管事項に関する事務調査表

(平成31年第1回定例会)

常任委員会名	調査事件	調査期限
総務建設	1. 行財政運営 2. 防災行政 3. 人権行政 4. 消防行政 5. 都市計画行政 6. 土木行政	平成32年3月31日まで
文教上下水道	1. 学校教育行政 2. 生涯学習行政 3. 児童福祉行政 4. 上下水道行政	同上
民生	1. 老人福祉行政 2. 障害者福祉行政 3. 保健医療行政 4. 環境衛生行政 5. 商工行政 6. 農業行政 7. 文化スポーツ行政	同上

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
	議席の一部変更の件	2月20日	決定
	特別委員会の委員定数の変更及び同委員の選任の件	2月20日	決定・選任
議案 第16号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	2月20日	同意
報告 第1号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(2月20日	報告)
報告 第2号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(3月28日	報告)
議案 第1号	平成31年度摂津市一般会計予算	3月28日	可決
議案 第2号	平成31年度摂津市水道事業会計予算	3月28日	可決
議案 第3号	平成31年度摂津市下水道事業会計予算	3月28日	可決
議案 第4号	平成31年度摂津市国民健康保険特別会計予算	3月28日	可決
議案 第5号	平成31年度摂津市財産区財産特別会計予算	3月28日	可決
議案 第6号	平成31年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算	3月28日	可決
議案 第7号	平成31年度摂津市介護保険特別会計予算	3月28日	可決
議案 第8号	平成31年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算	3月28日	可決
議案 第9号	平成30年度摂津市一般会計補正予算(第7号)	2月20日	可決
議案 第10号	平成30年度摂津市一般会計補正予算(第8号)	3月28日	可決
議案 第11号	平成30年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)	3月28日	可決
議案 第12号	平成30年度摂津市下水道事業会計補正予算(第4号)	3月28日	可決
議案 第13号	平成30年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	3月28日	可決
議案 第14号	平成30年度摂津市財産区財産特別会計補正予算(第1号)	3月28日	可決
議案 第15号	平成30年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第4号)	3月28日	可決
議案 第17号	市道路線認定の件	2月20日	可決
議案 第18号	市道路線廃止の件	2月20日	可決
議案 第19号	摂津市災害対策基金条例制定の件	3月28日	可決
議案 第20号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第21号	摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第22号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月28日	可決

議案 第23号	摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第24号	摂津市手数料条例及び摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第25号	摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第26号	摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第27号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第28号	摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第29号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第30号	摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第31号	摂津市水道事業の給水等に関する条例及び摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第32号	摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める	3月28日	可決
議案 第33号	平成30年度摂津市一般会計補正予算(第9号)	3月12日	可決
議会議案 第1号	国費投入により国民健康保険料の引き下げを求める意見書の件	3月28日	可決
議会議案 第2号	食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書の件	3月28日	可決
議会議案 第3号	妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書の件	3月28日	可決
議会議案 第4号	主要農作物種子法廃止に伴い、公共品種を守る新たな法整備と施策を求める意見書の件	3月28日	可決
	常任委員会の所管事項に関する事務調査の件	3月28日	閉会中の 継続調査